



主要事業の概要

平成 28 年度

茨 城 県

目 次

I. 茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」	3
II. 主要事業の概要	6
1 人が輝くいばらきづくり	6
(1) 自主性・自立性を身に付け生きる力を育む教育の推進	6
① 確かな学力の習得と活用する力の育成	
② 豊かな心と健やかな体を育み自立した人を育てる教育の推進	
③ 安全・安心で時代の変化に対応した魅力ある学校づくり	
④ 家庭・地域の教育力の向上と学校との連携	
(2) 地域と世界の未来を拓く人材の育成	17
① 自己実現を図るためのキャリア支援の充実	
② 地域を知り世界を志向する人材の育成	
③ 地域力を高める人材の育成	
④ 様々な分野をリードするスペシャリストの育成	
(3) 一人ひとりが尊重され活躍できる社会づくり	22
① 人権を尊重し多様性を認め合う社会づくり	
② 女性がいきいきと活躍できる社会づくり	
③ 青少年・若者の挑戦を支える社会づくり	
④ 高齢者の知識・経験・技能を活かす社会づくり	
⑤ 障害者の自立と参加を促進する社会づくり	
(4) 生涯にわたって学び合う環境づくりと文化・スポーツの振興	30
① 芸術や伝統文化に親しむ環境づくり	
② 新たなクリエイティブ活動への支援	
③ 茨城国体の成功とスポーツに親しむ環境づくり	
④ 生涯にわたって学び続けることができる環境づくり	
2 活力あるいばらきづくり	37
(1) 科学技術を活かしたイノベーションの推進	37
① 未来の産業を担う人づくりとイノベーションネットワークの活性化	
② 革新的医療技術・ロボット等の実用化	
③ 持続可能な環境・エネルギーを実現する技術開発	
④ 新たな製造・生産技術の開発	
(2) 日本の発展をリードする力強い産業づくり	40
① 産業拠点の競争力強化と企業立地の促進	
② 次代を創る革新的産業の育成	
③ 高付加価値を生み出すものづくり産業の育成	
④ 時代の変化に適応した商業・サービス産業の育成	
⑤ 中小企業の経営革新と経営力の強化	
⑥ 希望に応じた雇用・就業環境の整備	
(3) 農林水産業の成長産業化	52
① 安全・安心で高品質な農産物を安定供給できる産地づくり	
② 6次産業化・輸出の促進などを通じた高付加価値化と需要開拓	
③ 産地や地域を支える意欲ある担い手づくり	
④ 県産木材の利用促進と林業・木材産業の振興	
⑤ 力強い水産業の確立と水産物の安定供給	
⑥ 美しく元気な農山漁村づくり	

(4) 人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり	67
①個性を活かした魅力ある地域づくりと国内外から選ばれる観光の推進	
②広域交通ネットワークの充実と効率的な物流体系の構築	
③IT・データの活用による情報交流社会の構築	
④対日投資の県内誘致	
3 住みよいいばらきづくり	86
(1) 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり	86
①安心して結婚・出産・子育てができる社会づくり	
②高齢者が安心して暮らせる社会づくり	
③障害者が安心して暮せる生活環境の充実	
④安心できる医療体制の充実	
⑤安心な暮らしを支える医療・保健・福祉サービスの提供	
⑥生涯にわたる健康づくり	
(2) 人にやさしい快適な生活環境づくり	104
①人口減少社会に対応した生活基盤の確保	
②みんなが住みたくなる潤いのあるまちづくり	
③ともに助け合う社会づくり	
④快適な生活衛生環境の確保	
(3) 安全・安心な暮らしが確保された社会づくり	115
①災害に備えた強靱な県土づくりと防災・危機管理体制の強化	
②原子力安全対策の徹底	
③犯罪に強い社会づくり	
④消費生活と食の安全確保	
⑤交通安全対策の強化	
(4) 人と自然が共生する持続可能な環境づくり	125
①地球温暖化対策の推進	
②資源を活かす循環型社会づくり	
③霞ヶ浦・涸沼などの湖沼環境や豊かな森林の保全と活用	
④生活に身近な自然環境の保全と活用	
Ⅲ. 重点プロジェクト	135
Ⅳ. 計画の推進のために	147
Ⅴ. 地方創生の推進	150
Ⅵ. 参考資料（茨城県のすがた）	152
1 各種指標別にみた茨城県の位置	152
2 人口	153
3 産業・経済	154
4 財政	155

I. 茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」

1 計画策定の趣旨

本県は、平成23年に策定し、東日本大震災を受けて平成24年に改定した総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」に基づき、東日本大震災からの復旧・復興や災害に強い県土づくりに全力で取り組むとともに、「産業大県・生活大県づくり」を目指して、広域交通ネットワークなどの県土の発展基盤の整備や企業誘致、中小企業の振興、最先端の科学技術の拠点づくりなどによる地域経済の活性化と働く場の創出、さらには、医療や福祉、教育など身近な生活環境の整備、人づくりやスポーツ・文化の振興など、県勢の発展と県民生活の向上に努めてきたところです。

しかしながら、自治体の消滅が懸念されるほどの急激な人口減少や超高齢化、それに伴う労働力不足や経済成長の鈍化、さらには、社会保障制度の持続性の危機などが現実のものとなってきているほか、グローバル化の進展、資源・エネルギーの制約、情報通信技術の劇的な進歩、生活の安全と安心を求める意識の高まりなど、本県を取り巻く社会経済情勢は大きな転換期に差し掛かっています。

このような時代の潮流や課題に的確に対応し、県民の皆さんと未来のいばらきをともに創るため、平成28年度からの県政運営の指針となる茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」を策定しました。

2 計画の構成と期間

総合計画は、『基本構想』、『基本計画』、『重点プロジェクト』の3部構成とし、次のような内容となっています。

部	章	内容	期間
【第1部】 基本構想	時代の潮流と茨城の特性等	・時代の潮流	平成62年頃 (2050年頃) を展望
		・茨城の特性	
		・これまでの取組	
	いばらきの目指す姿	・基本理念	
・県民の求める『いばらき』			
・目標と将来像			
計画推進の基本姿勢	・人口・経済の展望	・計画を適切に推進するための基本的な姿勢	
【第2部】 基本計画	政策展開の基本方向	・3つの目標のもと、着実に推進すべき施策や取組の体系	平成28～32年度 (2016～2020) の5年間
	地域づくりの基本方向	・地域ごとに重点的に取り組むべき地域づくりの基本方向	
【第3部】	重点プロジェクト	・重点的、分野横断的に推進すべき施策群	

いばらき未来共創プラン全体構成

第1部 基本構想〈2050年頃を展望〉

第1章 時代の潮流と茨城の特性等

第1項 時代の潮流

(県民が一体となって対応すべき重要な視点)

- 急激な人口減少と超高齢化の進行
- 社会経済のグローバル化と交流の拡大
- 大規模自然災害の切迫とインフラの老朽化
- 資源・エネルギーの制約や地球環境問題の深刻化
- 情報通信技術（ICT）等の劇的な進歩
- 生活の安全と安心を求める意識の高まり
- 価値観の変化とライフスタイルの多様化
- 女性が活躍する社会づくりの要請
- 地方分権改革及び広域行政の進展
- 東京オリンピック・パラリンピック及び茨城国体の開催

第2項 茨城の特性

- 恵まれた地理的・文化的な特性
- 多様な産業と科学技術の集積
- 国内外を結ぶ広域交通ネットワークの形成

第3項 これまでの取組

- 昭和36年に「後進県からの脱却」を掲げ、初めての総合計画を策定
- 鹿島地区の開発、筑波研究学園都市の建設などの大規模開発
- 高速道路、つくばエクスプレス、茨城港、茨城空港などの発展基盤の整備

○県民所得の大幅な上昇、我が国有数の実力を備えた県として発展

第2章 いばらきの目指す姿

第1項 基本理念

『みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき』

～ 生活と産業の未来を拓く新たな価値の創造 ～

●人口減少社会の中にあっても、安全・安心、快適な生活環境のもとで、雇用がしっかりと確保され、誰もが個性や能力を発揮しながら主体的にいきいきと活躍することができる「人が輝く元気で住みよい いばらき」を創造していきます。

●県はもとより、県民や市町村、企業、大学・研究機関、NPOなど、**みんなが連携・協働**し、生活や産業など様々な分野において、社会的意義のある新たな価値を生み出すイノベーションを創出することにより、**日本や世界の発展に貢献**していきます。

第2項 県民の求める『いばらき』

県民選好度調査、大学・高校生アンケート等（約5,000人）／市町村意向調査（県内全市町村）／各種懇談会の開催（県内5地域）等

第3項 目標と将来像

【将来像】

- 科学技術研究の進展や異分野・異業種間ネットワークの活性化等により様々なイノベーションが絶え間なく生まれており、日本の経済をリードする新技術・新産業の創出に繋がっています。
- 企業立地が一層進むとともに、ものづくり産業の高付加価値化、商業・サービス産業の育成などにより、持続的に雇用を産み出す産業が育っています。
- 農林水産業の6次産業化や輸出の促進などにより高い収益性が確保され、意欲ある担い手による魅力ある農林水産業が育っています。
- いばらきの魅力や価値が国内外から広く認められ、人・もの・情報といった多様な交流が盛んな社会が形成されています。

人が輝くいばらき

活力あるいばらき

住みよいいばらき

【将来像】

- 学校・家庭・地域が連携して、自主性・自立性に富み、確かな学力・豊かな心・健やかな体のバランスのとれた子どもたちを育てています。
- 郷土を愛し、様々な知識や能力を身に付けた人材が、地域をしっかりと支えながら、世界を舞台に活躍しています。
- 互いに違いを認め合い、一人ひとりが尊重されて、誰もがいきいきと活躍している社会が形成されています。
- 生涯にわたって学び続けられる環境が整備されるとともに、文化・スポーツなどを通じて、誰もが健康で明るく心豊かな人生を送ることができています。

【将来像】

- ICTなどの技術も活かしながら、誰もが適切な医療・保健・福祉サービスが受けられる環境が整うとともに、結婚・出産・子育ての一貫したサポート体制が充実した社会づくりが進んでいます。
- 地域社会とのつながりが保たれたまちで、誰もがやさしさと潤いを感じながら快適な日常生活を送っています。
- 大規模災害や犯罪、原子力災害などに対する生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続けられる社会が形成されています。
- 豊かな自然を守り、上手に活かしながら、人と自然が共生する生活を送っています。

生活と産業の未来を拓く『イノベーション大県いばらき』

【将来像】

- 医療や福祉、教育や文化、環境など様々な分野において、人口減少・超高齢化社会の到来など社会経済情勢の変化に的確に対応したイノベーションが創出され、安全・安心で質の高い暮らしが営まれています。
- 最先端科学技術や高度なものづくり産業の集積、さらには農林水産物をはじめとする自然の恵みなど本県の際立った強みを活かして、未来を支え切り拓く産業が創出されるなど、郷土いばらきの飛躍はもとより、日本や世界の発展に貢献しています。

第4項 人口・経済の展望

【人口の展望】平成37（2025）年には概ね280～281万人程度、平成62（2050）年には概ね239～252万人程度になると見込まれます。

【経済の展望】平成37（2025）年までの年平均で実質経済成長率は2.0%程度、名目経済成長率は3.0%程度になると見込まれます。

第3章 計画推進の基本姿勢

県民総参加のいばらきづくり／地域資源の活用・発掘と情報発信／広域連携と権限移譲／適切な進行管理と行財政改革の推進／部門別計画との役割分担

第2部 基本計画〈5年間／H28(2016)～32(2020)年度〉

第1章 政策展開の基本方向

◎3つの目標に対応する施策及び主な取組を、12の政策分野に分けて総合的かつ体系的に整理して示します。

1 「人が輝くいばらき」づくり

- (1) 自主性・自立性を身に付け
生きる力を育む教育の推進
- (2) 地域と世界の未来を拓く人材の育成
- (3) 一人ひとりが尊重され活躍できる
社会づくり
- (4) 生涯にわたって学び合う
環境づくりと文化・スポーツの振興

2 「活力あるいばらき」づくり

- (1) 科学技術を活かした
イノベーションの推進
- (2) 日本の発展をリードする
力強い産業づくり
- (3) 農林水産業の成長産業化
- (4) 人・もの・情報が活発に行き交う
交流社会づくり

3 「住みよいいばらき」づくり

- (1) 少子高齢化に対応した医療・保健・
福祉が充実した社会づくり
- (2) 人にやさしい快適な生活環境づくり
- (3) 安全・安心な暮らしが確保された
社会づくり
- (4) 人と自然が共生する持続可能な
環境づくり

第2章 地域づくりの基本方向

◎それぞれの地域特性や地域資源を活かして、各地域において重点的に取り組むべき地域づくりの基本方向を示します。

1 目指すべき地域の姿

◎様々な主体との連携のもと、一人ひとりが生きがい・充実を感じて豊かな生活を送ることができるとともに、東京圏などの都市住民の「地域志向」にも対応した地域

2 地域づくりを推進していくための視点

- (1) 新しい「協働」による地域づくり
- (2) 愛着や誇りの持てる地域づくり
- (3) 地域間連携と広域的な視点に立った地域づくり

3 地域区分

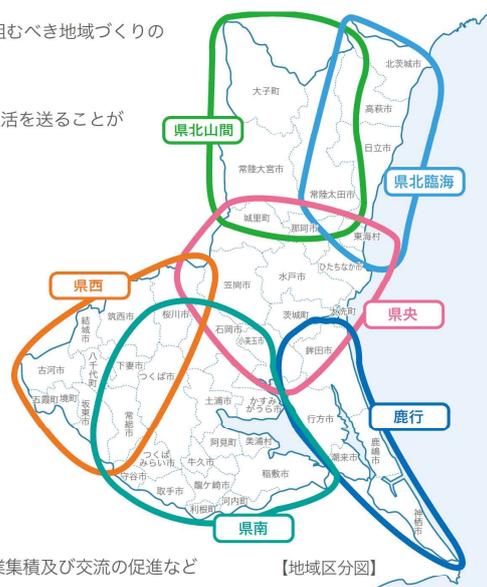
- ◎6地域に区分。弾力的にゾーンを設定。
＊県北山間／県北臨海／県央／鹿行／県南／県西

4 各ゾーンの将来像と主な取組

- ◎ゾーン毎に、2050年頃を展望した将来像と、地域の特性や課題に的確に対応した主な取組を示します。

5 ゾーンを横断する取組

- ◎ゾーンを横断する広域的な取組を記載。
【具体的な事例】
・筑波山・霞ヶ浦周辺エリアのサイクリング環境整備
・首都圏中央連絡自動車道や北関東自動車道沿線の市町村の連携による産業集積及び交流の促進など



第3部 重点プロジェクト〈5年間／H28(2016)～32(2020)年度〉

重点プロジェクト

分野横断的に優先して取り組むべき12テーマについて、「重点プロジェクト」を設定し、本県の特性・優位性を最大限に活用しながら、積極的に課題の解決を図ります。

重点プロジェクト1 ストップ少子化・移住促進 PJ	重点プロジェクト7 未来を創る産業イノベーション創出 PJ
重点プロジェクト2 いきいき健康長寿社会創造 PJ	重点プロジェクト8 攻めのいばらき農業推進 PJ
重点プロジェクト3 未来を拓く子ども・若者育成 PJ	重点プロジェクト9 世界に開かれたいばらきづくり PJ
重点プロジェクト4 みんなが活躍できる環境づくり PJ	重点プロジェクト10 観光おもてなし日本一 PJ
重点プロジェクト5 みんなで守る、暮らしの安全・安心 PJ	重点プロジェクト11 魅力あふれる県北地域創造 PJ
重点プロジェクト6 次世代に繋ぐ美しく豊かな環境 PJ	重点プロジェクト12 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピックゆめ実現 PJ

Ⅱ. 主要事業の概要

1 人が輝くいばらきづくり

(1) 自主性・自立性を身に付け生きる力を育む教育の推進

①確かな学力の習得と活用する力の育成	●個性を伸ばす教育の推進（義務教育課、高校教育課、総務課私学振興室）			
	児童生徒の個性・能力を育成するため、児童生徒や地域の実態に即して、特色ある学校づくりを推進する。			
	事業名	対象	内容等	
	少人数教育充実プラン推進事業	楽しく学ぶ学級づくり事業	小学1～6年生	<p>基礎的な学習態度や生活習慣を身に付け、各教科の基礎・基本を習得させるため、少人数学級やティーム・ティーチングによる独自の少人数教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象学級が3学級以上の場合、学級数を1学級増設し、担任教諭1名を配置 対象学級が1～2学級の場合、学級毎に非常勤講師を1名配置 小学校1・2年生については、国の基準により、すべての学級で35人以下
		中学校生活スタート支援事業	中学1年生	<p>不登校など生徒指導上の問題が急増する「中1ギャップ」に適切に対応するため、少人数学級やティーム・ティーチングによる独自の少人数教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象学級が3学級以上の場合、学級数を1学級増設し、担任教諭1名及び非常勤講師1名を配置 対象学級が1～2学級の場合、学級毎に非常勤講師を1名配置
	学びの広場サポートプラン事業	小学4・5年生 中学1・2年生	<p>県作成の学習教材を用いて学習する場を設定し、一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう支援をすることにより、基礎学力の確かな定着を図る。</p> <p>【小学校版】 四則計算等の知識や技能に関する問題からなる学習教材を県独自に作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：小学校4、5年生 内容：夏季休業中に最大5日間の補充指導の実施 各学級に学びの広場サポーターを派遣 <p>【中学校版】 基礎的・基本的な知識・技能等に関する問題からなる学習教材の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：中学校1、2年生 年間を通して15時間程度の補充指導の実施 希望により500学級（県全体の1/3）に学びの広場サポーターを派遣 	
いばらき高等学校学力向上推進総合事業	県立高等学校・中等教育学校 10校	<p>高等学校教員の指導力向上及び授業改善を推進し、生徒の思考力・判断力・表現力等を育み、将来の茨城を支える人材の育成を図る。</p> <p>【推進校における研究主題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語活動や探求的な学習活動等の推進 個に応じた指導の推進 地域と連携した体験的な学習活動の推進 主に専門高校における知識・技能の活用力の向上 情報活用能力の向上 		
学力向上推進プロジェクト事業	小・中学校	<p>学力調査等の結果を分析・活用し、学校改善支援プランの推進を通して、各学校の学習指導の改善を行い、児童生徒の学力向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチーム訪問（国語、算数・数学）の実施 授業力ブラッシュアップ研修（国語、算数・数学）の実施 各市町村、各学校での取組の推進 県教育委員会ホームページ等での各種情報の配信 		

未来の科学者育成プロジェクト事業	高校1～3年生	<p>高等学校段階では、最先端科学技術の現場にふれさせる活動を通して、将来、科学者・研究者になろうとする人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生科学体験教室（高2対象） ・高校生科学研究発表会 ・科学オリンピック参加者強化トレーニング ・科学の甲子園全国大会優勝プロジェクト ・先進的理数教育活用推進協議会 ・生徒の課題研究の深化を助ける教員指導力向上プロジェクト
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	小学4～6年生 中学1～3年生 小・中学校 特別支援学校 中等教育学校	<p>「みんなにすすめたい一冊の本」（図書の紹介本）等を活用し、多くの本を読んだ児童生徒を表彰することで、読書活動を推進し、国語力の向上と豊かな心の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書紹介リーフレットの作成 ・個人表彰
中学生社会体験事業	中学2年生 約 26,000 人	<p>職場体験活動など3日間以上の社会体験を行い、他人とのかかわりや思いやり、社会のルール等を学び、生きる力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアルハンドブックの配付
いばらき理科教育推進事業	小・中学校	<p>「科学技術イノベーション立県いばらき」を担う人材を育成するため、理科授業の質の向上、自然体験・科学的な体験の充実を通して、児童生徒の学力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科教育の中核となる教員の養成 ・小学校理科教科担任制の実施（モデル校各市町村1校設置） ・小・中理科接続フォローアップ研修の実施 ・いばらき理科アイテムの活用・開発（モデル校5校設置） ・科学自由研究の指導（探究基礎、活用・発展） ・科学の甲子園ジュニア茨城県大会の実施
いばらき理科教育振興事業	小・中学校 6校	<p>「科学技術イノベーション立県いばらき」を担う人材を育成するため、理科教育に顕著な成果を収めた小・中学校を表彰し、地域を牽引する特色ある取組をさらに推進するとともに、本県理科教育の振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：小学校・中学校6校 ・内容：賞状及び賞賜金の授与 ・贈呈式：平成28年11月（いばらき教育月間）
いばらきものづくり教育フェア開催事業	小・中学校 高等学校 特別支援学校	<p>自己のキャリア形成に関わる様々な体験の場を提供し、自己の可能性に気づき、未来を築けるようにし、ものづくり教育、職業教育の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日：平成28年11月11日（金）～12日（土） ・会場：イオンモール土浦 他 ・内容：県内の児童・生徒による日頃の学習成果の展示・発表等
私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業	私立高等学校等	<p>国際教育及び理数教育の分野で先進的な取り組みを行う私立学校に対して支援することにより、地域に根差したグローバルリーダーの育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学版グローバルハイスクール推進事業： （SGH 枠）2校（国際バカロレア枠）2校 ・私学版未来の科学者育成プロジェクト推進事業：3校 ・私立学校外国語指導助手招致費補助事業

●就学前教育及び家庭教育の推進（教育政策室、義務教育課）

事業名	内容等
就学前教育・家庭教育推進事業	「就学前教育・家庭教育推進協議会」を運営し、就学前教育及び家庭教育を総合的に推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・家庭教育推進協議会の設置 ・保護者・幼児の生活実態、幼児教育に対する意識等を調査 ・就学前教育・家庭教育推進ビジョンの策定 ・就学前教育・家庭教育講演会の開催
幼児教育充実事業	就学前教育の質の向上を図るとともに、幼児期で培われた育ちや学びの、小学校生活や学習への円滑な連携・接続を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育指導方針説明会の開催 ・就学前教育推進小委員会の開催 ・幼児教育指導員連絡会議の開催 ・幼児教育接続推進のための研修会の実施 ・幼児教育研修会の実施 ・指導資料の作成

●特別支援教育の推進（特別支援教育課）

障害のある幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育の充実を図る。

(1) 理解啓発の推進

事業名	対象	内容等
交流及び共同学習推進事業	県立特別支援学校 22 校	障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との相互理解を深めるため、特別支援学校と近隣の小・中学校、高等学校等の児童生徒等が共に活動する機会を設ける。
ナイスハートふれあいフェスティバル事業	特別支援学校 小・中学校等 一般県民	特別支援学校等の児童生徒等の学習発表や作品展示を通じて、障害のある児童生徒等の社会参加への意欲を高めるとともに、県民に対し特別支援教育についての理解・啓発を図る。
障害者スポーツ理解啓発推進事業	特別支援学校 3 校 小学校 1 校 中学校 2 校 高等学校 4 校	平成 31 年の全国障害者スポーツ大会茨城大会等の開催に向け、障害のある子どもと障害のない子どもがスポーツの楽しさをともに味わうことにより、障害者スポーツや障害のある人の社会参加や障害に対する理解啓発を図る。

(2) 重度・重複障害児教育の充実

事業名	対象	内容等
医療的ケア支援事業	県立特別支援学校 10 校	たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒等が通学する県立特別支援学校に、看護師資格を有する看護職員を配置し、医療的ケアを実施する。また、医療的ケアの実施に必要な研修を経た教員も看護職員の援助の下に医療的ケアを実施する。
特別支援教育充実事業 (特別支援学校自立活動指導力向上研修)	公立特別支援学校 23 校	専門家（大学教授、医師、理学療法士等）と連携した研修をととして、幼児児童生徒一人一人の的確な実態把握、指導目標・内容の明確化、指導の効果の評価等、自立活動の指導に関する教員の専門性向上を図り、障害の重度・重複化、多様化に対応した自立活動の指導を充実する。

(3) 発達障害等支援体制の整備

事業名	内 容 等
特別支援教育充実事業 (職務に応じた特別支援教育に関する研修)	<p>幼稚園、小・中学校、高等学校等の発達障害等を含めた特別な支援を必要とする児童生徒等の教育的ニーズに応じて適切な支援を行うため、特別支援教育管理職研修会、発達障害等に関する特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。</p> <p>また、特別支援教育リーダー養成研修会を実施し、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、地域の特別支援教育の推進役となり得る人材の育成を行う。</p>
高等学校自立支援モデル事業	<p>県立高等学校に在籍している発達障害等の生徒に対して、キャリア教育・職業教育の推進のために、県立高等学校の進路担当者と生徒、関係する事業所等への支援を行う。</p> <p>また、障害の状態の改善又は克服を目的とする自立活動について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究を行うとともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を行う。</p> <p>① キャリア教育・就労支援等の充実モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：県立高等学校モデル校1校 ・内容：就労支援アドバイザーによる生徒、教員、事業所への支援等 <p>② 個々の能力・才能を伸ばす高等学校特別支援教育モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：県立高等学校モデル校1校 ・内容：自立活動アドバイザーの配置、特別の教育課程編成、通級に類する指導に関する研究等

(4) 特別支援学校のセンター的機能の充実

事業名	対 象	内 容 等
特別支援教育充実事業 (特別支援教育巡回相談、特別支援教育専門家派遣)	幼稚園、小・中学校、高等学校等	<p>幼稚園、小・中学校、高等学校等からの要請に応じて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導内容・方法、校内支援体制の整備等について助言・援助を行うため、各県立特別支援学校が特別支援教育巡回相談を実施する。</p> <p>さらに、特別支援教育巡回相談において専門的な助言等が必要な事案に対して、医師や大学教授等の専門家を派遣し、特別支援学校のセンター的機能の充実を図る。</p>

●教職員研修の充実（高校教育課）

- ・教員の資質の向上を図るため、校内研修の積極的な推進に努めるとともに、茨城県教育研修センターにおいて、長期的展望に立った総合的な研修・研究・教育相談等を行う。
- ・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の若手教員及び中堅教員を企業等に研修派遣し、視野の拡大を図るとともに、対人関係能力や指導力の向上、経営管理能力の育成等を図る。

事業名	対 象	教 職 経 験	研修期間
学校と企業との交流推進事業	若手・中堅教員（2名）	5年以上15年以内、43歳以下	1年間
	若手・中堅教員（10名）	5年以上、44歳以下	3ヵ月

●**体罰の根絶を目指した研修の充実（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課）**

事業名	内容等
体罰防止指導者研修事業	<p>若手教員、管理職、運動部活動指導者を対象とした研修会等を実施し、体罰によらない指導の徹底を図るとともに、教員が萎縮せず、毅然とした態度で指導ができる体制を構築する。また、行動の予測できない状況において、リスク状態を評価し、対策を講ずるとともに、好ましくない結果に対して適切な処理ができるように資質の向上を図る。</p> <p>○アンガーマネジメント講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルトレーニングに関する知識・技能を習得し、学校全体での対応力の向上を図る。 <p>○リスクマネジメント講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関する知識・対処法を習得し、生徒、保護者への対応力の向上を図る。 <p>○体罰根絶に向けた指導の在り方に関する講演会</p> <p>○スポーツ医・科学に基づく運動部活動指導法の研修</p>

②豊かな心と健やかな体を育み自立した人を育てる教育の推進

●**心豊かな幼児・児童・生徒の育成（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、生涯学習課）**

心豊かな幼児・児童・生徒を育成するため、勤労と社会奉仕の精神の育成、身近な自然や環境問題等についての意識を高めるほか、教員の資質を高め、学校教育の内容、学校の機能・役割を充実する。

事業名	内容等
さわやかマナーアップ運動	各学校（園）や地域の幼児・児童・生徒を対象に、学校（園）・家庭・地域社会が連携して、マナーアップに向けた取り組みを実施し、規範意識の高揚や公共マナー・情報モラルの向上を図る。
いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業	生徒一人一人が、未来に向けて人生や社会を切り拓いていこうとする道徳的実践力を高めることをねらいに、学校の指導体制と教員研修を充実させ、「道徳」及び「道徳プラス」の授業の円滑な実施を図る。
いばらきの魅力再発見事業	<p>子どもたちの郷土に対する愛着心や誇りを高めるため、自分の住む地域について見たり、聞いたり、体験したりすることで発見した郷土のよさ（地域自慢）を募集し、表彰式や発表会を行うとともに、「いばらきの魅力」として情報発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域自慢」の作文を募集（個人部門） ・「地域自慢」の学校ホームページコンテンツを募集（学校部門） ・優秀作品の表彰式及び発表会を実施 ・優秀作品集の作成・配布、ホームページでの紹介
いばらきっ子郷土検定事業	<p>中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等から出題）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村大会：正答数に応じて1級～3級を認定するとともに、市町村代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校を決定する。 ・県大会：市町村の代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校によるクイズ形式の対抗戦を実施する。
野外体験活動支援事業	<p>（公財）ボーイスカウト日本連盟が、高萩市に整備を進めている高萩スカウトフィールドを活用した体験活動プログラムを作成し、実施していくとともに、そのための施設等の整備を支援することで、青少年の多様な野外体験活動の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野外体験活動に関する世代別プログラムの作成、実証 ・体験活動に必要なキャンプサイト等の整備
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	【再掲P.7参照】
中学生社会体験事業	【再掲P.7参照】

●**生徒指導の推進（義務教育課、高校教育課）**

児童生徒一人一人の実態の的確な把握に努め、全教職員による生徒指導体制を充実させるとともに、家庭や関係機関等との協力体制を確立し、総合的な生徒指導の推進を図る。

事業名	内容等
スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーの配置、派遣 ・全公立小・中・高等学校等 (震災対応を含む。)
子どもホットライン	子どもたちが抱える不安や悩みなどを電話や電子メールなどで24時間体制で受けとめ、問題の緩和・解消を図る。子どもたちの声をもとに、子どもたちが健やかに成長していくことができるよう、社会啓発を行う。 ・対応方法：電話、電子メール、ファクシミリ ・対応時間：年末年始の6日間を除く24時間
いじめ問題緊急対応事業	いじめ・体罰解消サポートセンターにより、いじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期解消を支援する。 ・いじめ解消サポート相談員による対応 「いじめなくそう！ネット目安箱」や電話相談等による相談、情報提供への対応 ・いじめ解消サポーターの派遣による支援 必要に応じて、警察OB、臨床心理士、社会福祉士、部活動指導者OBを学校等へ派遣 ・児童生徒・保護者向けの啓発 相談窓口周知カード
生徒指導実践サポート事業	生徒のいじめや問題行動等の未然防止、早期解決に資するため、生徒指導の充実と教育相談の充実を図り、生徒の健全育成を目指す。 ・生徒指導教員の加配(高等学校 25校) ・生徒指導相談員の配置(高等学校 10校) ・いじめ未然防止教員研修
不登校児童生徒解消支援事業	○不登校解消モデル事業 ・不登校解消支援教員加配(中学校 30校) ・スクールライフサポーターの配置(小学校 12校) ○保護者対象の啓発資料(リーフレット)の作成・配付 ○教育支援センター(適応指導教室)ネットワーク会議の開催

●保健教育の充実(保健体育課)

健康に関する現代的課題に対し、望ましい生活習慣を育成し、健康に関する基礎的・基本的な事項等の系統的な理解と思考力、判断力を高め、これらの能力をはたらかせて、より適切な意志決定や行動選択ができるようにすることなどの「実践力」を育成していく。

事業名	内容等
「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業	心身の健康問題に対応するため、実践力をはぐくむ健康教育を推進し、児童生徒の「生きる力」の育成を目指す。 ・学校保健・学校安全指導者研修会の開催 ・健康問題等の支援(養護教諭研修会、保健室訪問指導) ・防止教室の開催(喫煙、飲酒、薬物乱用防止等) ・性に関する講演会等の開催
がん教育総合支援事業	教職員や児童生徒のがんに対する意識の向上を図り、がん予防や早期発見につながるがん教育を推進する。 ・がん教育指導者研修会の開催 ・がん教育講演会(中・高の推進校対象) ・がん教育啓発教材の作成・配布
学校保健総合支援事業	アレルギー疾患のある児童生徒への対応について、医療機関等との連携、体制づくりを推進する。 ・学校保健課題解決支援チームの設置

●学校体育の充実（保健体育課）

生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培い、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育成する。

事業名	内容等
子どもの体力向上支援事業	<p>学校教育活動における体育・スポーツ活動の充実を図るために、県内大学と連携し、小学校の体育の授業に大学生等をサポーターとして派遣したり、小・中・高等学校の体育・保健体育の授業や校内研修に大学の教授等をアドバイザーとして派遣したりする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育授業サポーター派遣 10校 ・体育授業アドバイザー派遣 24校

●学校における食育の推進（保健体育課）

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進を図る。

事業名	内容等
児童生徒の食育推進事業	<p>児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校・家庭・地域が連携し、保護者への啓発活動の充実を図り、食育のより一層の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食に関する指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の副読本の活用 ・栄養教諭の指導力向上 ・栄養教諭等派遣事業 ○食育の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき食育推進大会の開催など

●グリーン・ツーリズムの推進（農村環境課、観光物産課）

田植え、稲刈りなどの農業体験を取り入れたグリーン・ツーリズムを推進し、幼児や児童生徒の農林水産業や農山漁村に対する理解を深める。

事業名	内容等
都市農村交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験受入団体、体験メニューの情報発信 ・市民農園の整備、開設促進

③安全・安心で
時代の変化
に対応した
魅力ある学
校づくり

●県立学校施設の整備（財務課）

老朽化した校舎の改築や屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策を実施し、児童生徒の安全や快適な学習環境を確保する。

●安全教育の推進（保健体育課）

児童生徒一人ひとりに、自他の生命尊重を基盤とし、危険を予測したり、回避したりすることができる力を育成するため、指導者向けの講習会等を開催し、資質向上を図るとともに効果的な指導方法等についての理解を深めていく。

事業名	内容等
高等学校交通安全対策事業	<p>学校・家庭・地域が一体となって、高校生の交通安全意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通マナーアップ学校委員会及び交通マナーアップ地域協議会の設置 ・交通安全教育指導者研修会の実施 ・関係機関と連携した各種研修会・講習会の実施
実践的安全教育総合支援事業	<p>県は、関係機関、学識経験者等により推進委員会を開催するとともに、道路行政に詳しい通学路安全対策アドバイザーを、特に対策が必要な市町村へ派遣し、通学路の合同点検への立ち会いや助言、具体的な対策メニューを検討する。 交通安全教育モデル事業を実施し、交通安全教室等において協力・助言する。</p>

児童生徒交通安全意識啓発事業	通学時の安全に関するリーフレットを小学校5年生に配布し、交通安全に関する知識や危険予測・回避能力を養うとともに、その成果を通学時の下級生に対する通学安全指導や安全マップ等の作成に活かす。
学校安全教室推進事業	各学校において、防犯に係る訓練等を実施する防犯教室、心肺蘇生法講習会等の開催を通じ、実践的な安全教育・安全管理等を推進することができるよう、指導者に対する講習会等を行う。
緊急情報メール配信システム運用事業	緊急かつ重大な事件・事故が発生した場合等に、学校や保護者等に対して、正確な情報を速やかに伝えるメール配信システムを運用し、学校安全対策の一層の向上を図る。

●学校の防災力の強化（保健体育課）

防災に関する指導方法等の開発・普及を図るとともに、指導者に対する研修会を開催し、学校の防災力の強化を図る。

事業名	内容等
実践的安全教育総合支援事業	教職員や児童生徒等の防災に関する意識の向上を図り、安全を確保するため、震災の教訓を踏まえた防災に関する指導方法等の開発・普及を図る。 ・モデル校による緊急地震速報受信システムを整備、活用した避難訓練の実施 ・災害ボランティア活動に関する学習の推進 ・学校防災アドバイザーの派遣
学校安全教室推進事業	各学校における防災教室、実践的な避難訓練などの防災教育の充実や安全管理の強化を図るため、指導者に対する研修会を開催する。

●私学教育の振興（総務課私学振興室）

私立学校は、高校生の約1/4、幼稚園児の約3/4が在籍するなど、公教育の一翼を担っていることから、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を図るため、私立学校に対する経常費助成の充実等に努める。

事業名	対象	内容等
私立高等学校等経常費補助事業	私立高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園	私立学校の経営の健全化と教育条件の維持向上、生徒等の修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行う
私立高等学校等就学支援事業	私立高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修・各種学校（高等学校に類する課程）	家庭の状況にかかわらず、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、高等学校等就学支援金として授業料の一定額を助成することにより、家庭の教育費負担の軽減を図る。
私立高等学校等授業料減免事業	授業料減免事業を行う学校法人（小・中・高・中等教育学校、専修・各種学校（高等学校に類する課程））	経済的理由により、授業料の納入が困難な生徒の修学機会の確保を図るため、授業料の減免措置を行う学校法人に対して補助を行う。

●市町村立小・中学校の規模の適正化（義務教育課）

児童生徒数の減少が進む中で、学校の活性化、指導体制の充実、教育水準の維持向上を図る観点から、市町村が取り組む小・中学校の規模の適正化を支援する。

事業名	内容等
新しい学校づくり支援事業	<p>学校統合前後の円滑な学校運営やきめ細かな指導を充実するための教職員の加配及び遠距離通学対策に要する経費の補助を行う。</p> <p>○教職員配置の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の加配1名（統合前後の合わせて2年間） <p>○遠距離通学対策事業への支援（補助限度額：5,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス購入費：市町村実負担分の1/2補助 ・スクールバス運行経費等：市町村実負担分の2/3又は1/2補助

●教育の情報化の推進（高校教育課）

○教育情報ネットワーク事業

県立学校、その他の教育機関を網羅する教育情報ネットワークの運用管理を行い、学校における多様な学習活動を支援する。

●いばらき輝く教師塾の開講（義務教育課）

・教員の大量退職に備え、教員志望者の増加及び資質能力の向上を図るため、本県公立学校教員を目指す大学生等や本県若手教員を対象に講義やワークショップを行い、教員として必要な素養を高める。

●県立高等学校の再編整備（高校教育課、財務課）

第2次県立高等学校再編整備の基本計画（平成23年～32年度）に基づき策定した、中期実施計画（平成26～28年度）及び後期実施計画（平成29～32年度）により、活力と魅力ある高等学校づくりを一層進めるため、新しいタイプの学校であるアクティブスクールやフレックススクールの設置、また、統合による新校の設置や学科改編等を行い、県立高等学校の再編整備を着実に進める。

事項名	内容等	中期実施計画	後期実施計画
アクティブスクール	・基礎学力の定着とキャリア教育に重点を置いた全日制の単位制普通科高校	1校	
フレックススクール	・不登校経験者など多様な生徒に対応する多部制定時制の単位制普通科高校		1校
統合新校	・統合による学校規模の適正化・学校の活力維持		6校を3校に
学科改編等	・時代の進展や生徒のニーズに対応した学科への改編	5校	5校

●県立特別支援学校の教育環境の整備（特別支援教育課、財務課）

入学者の急増に伴い、特別支援学校の教室を確保する必要があることから、第2期県立特別支援学校整備計画（平成27～31年度）に基づき教育環境の整備を進める。

●県立特別支援学校におけるスクールバスの整備（特別支援教育課）

登下校時のスクールバスに長時間乗車して通学する児童生徒の負担を軽減するため、スクールバスの増車や運行コースの見直しを行い、通学時間の短縮を図る。

④家庭・地域の教育力の向上と学校との連携

●学校、家庭、地域社会の連携による教育の推進（生涯学習課）

学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもたちの豊かな心を育むための多様な体験活動の機会の提供、家庭教育に関する情報提供の整備等に努める。

事業名	内容等
元氣いばらきっ子育成事業	都市化や少子化等に伴い子どもたちの体験活動が不足する中、県立青少年教育施設及び県生涯学習センターの持つ特性を生かした事業を展開し、子どもたちの豊かな人間性や自主性・創造性を育む。 ・対象 児童生徒及び保護者 ・実施場所 県立青少年教育施設（3ヶ所） 県生涯学習センター（4ヶ所）
地域に生きるヤングボランティア推進事業	高校生を対象に、ボランティア活動について基本的な学習の場や機会を提供し、学んだ知識・技能を地域活動に生かす。 ・対象 高校生 ・実施場所 県生涯学習センター（5ヶ所）
企業連携による教育力向上推進の取組	県内の4つの経済団体（茨城産業会議）と連携し、学校支援、家庭教育支援についての検討会において学校・家庭・地域・企業・行政の5者が連携強化を図りながら、学校支援や企業における家庭教育を推進する。 ○企業と県教育庁との連携による教育支援推進のための検討会の設置 ・学校支援、家庭教育支援に関する検討 ○企業による学校教育への支援 ・専用ウェブサイトにおいて学校支援メニューを分野別に掲載し、企業名・連絡先・具体的な支援内容・受け入れ可能人数等必要な情報をまとめ学校に提供する。 ○企業における家庭教育への支援 ・企業における家庭教育学級等の実践例や実施方法を専用ウェブサイトに掲載し、企業へ提供することで、企業の従業員向け家庭教育学級の開設等を支援する。
お手伝い・ボランティア奨励事業	小学1年生全員に「おてつだいちょう」を配布し、家庭でのお手伝いを奨励することにより、子どもたちの自立心や責任感、道徳心や正義感等を育成する。 ・対象 小学1年生全員 ・内容「おてつだいちょう」の作成・配布
家庭の教育力向上プロジェクト事業	市町村やPTA、幼稚園、保育所と連携・協力して家庭教育の重要性の啓発や保護者の意識改革を図るとともに、個々の親に対して学ぶ機会を設け、家庭の教育力の向上を図る。 ○家庭教育支援推進委員会の設置 ○家庭教育支援資料の作成・活用 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料を作成。 ・「すくすく育てはじめの一步」（乳幼児期（0歳～3歳）の子をもつ保護者を対象とし、乳児家庭全戸訪問時に配布・活用） ・「家庭教育ブック ひよこ」（幼児期（3歳～5歳）の子をもつ保護者を対象とし、3歳児健診時に配布、幼稚園・保育所の家庭教育学級で活用） ・「家庭教育ブック」（就学前から小学4年生の子をもつ保護者を対象とし、就学時健診や入学説明会等で活用） ・「家庭教育ブック つばさ」（小学4年生から6年生をもつ保護者を対象とし、家庭教育学級や学級懇談時等で活用） ○家庭教育支援人材の育成
家庭教育充実支援事業	社会全体で子どもの自主性・自立性の育成を図り、強くたくましく生きられる子どもを育てるために、生涯にわたる人格形成を培う乳幼児期において、「親の学び」や「家庭のルールづくり」など家庭教育の充実を支援する。 ○家庭教育に関する学習機会と情報の提供 ・家庭教育支援ポータルサイトの開設 家庭教育コラム、家庭教育に関する講座・イベント情報、いばらきっ子が家のおやくそく8か条、ツイッターによる情報発信等 ○家庭のルールづくり支援 ・いばらきっ子が家のおやくそく8か条の作成（公募制）
訪問型家庭教育支援事業	家庭や子どもを地域で支える取組を推進、強化するために、地域の人材、保健福祉部局等と協働して、訪問型支援等の幅広い支援を行う家庭教育支援体制を構築する。 ○事業全体に係る総合調整、評価・助言 ・協議会等を設置し、関係機関等との連携・協力を推進、各地域における

	<p>取組の評価・助言</p> <p>○訪問型家庭教育支援員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域における取組の中核となる人材を対象に必要な知識・ノウハウ等を修得するための養成講座を実施 <p>○訪問型家庭教育支援（市町村モデル事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育を主体的に行うことが困難な家庭に対する訪問型家庭教育支援の実施
地域の教育支援体制等構築事業	<p>児童生徒の学習活動・体験活動の充実及び学力向上を図るために、市町村が行う土曜日等の体系的・継続的な教育プログラムや、学習が遅れがちな児童生徒を対象とした平日放課後の学習活動に対する支援を行う。</p> <p>○県推進委員会の設置及び研修会の実施</p> <p>○土曜日の教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する土曜・日曜等の学習・体験活動に対する補助 ・対象…小・中学生　・内容…学習活動（教科に即した発展的学習、体験学習等） <p>○地域未来塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する平日の放課後の学習活動に対する補助 ・対象…小・中学生　・内容…学習活動（補習的学習）

●「いばらき教育の日」の推進（生涯学習課）

「いばらき教育の日」（11月1日）及び「いばらき教育月間」（11月）における県民の主体的な取組を促進するために、各部局の連携により、企業や各団体へなお一層働きかけるとともに、広報啓発活動を実施する。

事業名	内容等
「いばらき教育の日」推進事業	<p>「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等が実施する教育に関する取組を登録し、県の広報媒体で広く県民に紹介し、学校教育活動に資する。 <p>「みんなで教育を考える『いばらき教育の日』推進大会」の開催等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日 平成28年11月 ・主催 みんなで教育を考える「いばらき教育の日」推進協議会 ・内容 表彰、青少年からの提言、記念講演 等 <p>広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉キャンペーン、ポスター、パンフレット、広報誌、ホームページにより広く県民へ周知

●地域子育て支援拠点の整備と放課後子ども総合プランの推進（子ども家庭課）

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭に対する育児支援のため、親子の交流や育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援等を行う子育て支援拠点づくりを進める。

(2) 放課後子ども総合プランの推進

①放課後児童クラブ推進事業

市町村が実施する放課後児童クラブの運営費に対し補助を行う。

②放課後子ども教室推進事業

市町村が実施する放課後子ども教室の運営費に対し補助を行う。

③放課後児童クラブ整備事業

市町村が実施する放課後児童クラブの整備、改修等に対し補助を行う

(2) 地域と世界の未来を拓く人材の育成

①自己実現を図るためのキャリア支援の充実

●職業訓練の充実（職業能力開発課）

(1) 産業技術専門学院における新規学卒者訓練事業

高校の新規卒業生などを対象に、県立産業技術専門学院において職業に必要な基礎的知識・技能を習得するための訓練を行う。

コース	訓練科	訓練期間	定員
普通課程（高卒以上）	自動車整備科, 機械技術科, 電気工学科等 延べ11科	1～2年	365名

(2) 産業技術短期大学校における職業訓練

産業技術の高度化や情報化等に対応するため、県立産業技術短期大学校において、高度で実践的なIT技術者を養成するための訓練を行う。

コース	訓練科	訓練期間	定員
専門課程 (高卒以上)	情報システム科	2年	40名
	情報処理科		40名

(3) 産業技術短期大学校機能充実事業

産業技術短期大学校において、平成29年度からIoT・ビッグデータ等の新技術に対応したカリキュラムの導入準備等を行う。

(4) 離職者等訓練事業

産業構造の変化に対応し、離職者等の早期再就職・円滑な労働移動を促進するため、実践的な職業訓練を行う。

また、障害者の雇用の促進を図るため、県立産業技術専門学院において障害者を対象とした職業訓練を行う。

	訓練科	コース数	定員
職業転換能力開発訓練	生産CAD科, IT技術科, 金属加工科	3コース	50名
〃 (緊急雇用対策訓練分)	介護福祉科, OAシステム科(※)等	95コース	1,648名
知的障害者職業能力開発事業	総合実務科	2コース	20名
障害者委託訓練事業	知識・技能習得訓練コース(OA実務科)	2コース	15名
〃	実践能力習得訓練コース	随時設定	40名

※OAシステム科に新規学卒未就職者枠60名を設定

(5) 在職者訓練事業

県立産業技術専門学院において、中小企業等の従業員を対象に技能向上のための職業訓練を行う。(96コース, 1,375名)

また、技能検定1・2級等の技能習得を目指す少人数制の長時間のコースを設ける。

(2コース 6名)

(6) デュアルシステム事業

専門学校等民間教育訓練機関に教育訓練と企業実習を一体的に行う訓練コースを設定し、フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者の就職促進を図る。

	委託		
	短期課程		
	訓練科	定員	期間
水戸	医療事務科 2コース	40名	4ヶ月
日立	介護サービス・介護事務科 2コース	40名	4ヶ月
鹿島	介護サービス科	20名	3ヶ月
土浦	OAシステム科	20名	4ヶ月
筑西	OAシステム科	20名	4ヶ月
(計)	7コース	140名	

②地域を知り世界を志向する人材の育成

● 起業家教育事業（産業政策課）

若いうちから起業に関する興味・関心を高め、起業に理解のある人材や起業家精神を有する人材を育成するため、中学・高校を対象に起業家教育を実施する。

- ①起業家講演会 70 校、②起業家教育モデル校 3 校程度

●子どもたちの郷土を愛する心の醸成

（義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，生涯学習課）

子どもたちの郷土を愛する心を醸成するため、地域の文化・歴史・産業等の資源や自然環境などを活用した教育の充実を図ります。

事業名	内容等
いばらきの魅力再発見事業	子どもたちの郷土に対する愛着心や誇りを高めるため、自分の住む地域について見たり、聞いたり、体験したりすることで発見した郷土のよさ（地域自慢）を募集し、表彰式や発表会を行うとともに、「いばらきの魅力」として情報発信する。 ・「地域自慢」の作文を募集（個人部門） ・「地域自慢」の学校ホームページコンテンツを募集（学校部門） ・優秀作品の表彰式及び発表会を実施
いばらきっ子郷土検定事業	中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等から出題）を実施する。 ・市町村大会：正答数に応じて1級～3級を認定するとともに、市町村代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校を決定する。 ・県大会：市町村の代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校によるクイズ形式の対抗戦を実施する。
野外体験活動支援事業	（公財）ボーイスカウト日本連盟が、高萩市に整備を進めている高萩スカウトフィールドを活用した体験活動プログラムを作成し、実施していくとともに、そのための施設等の整備を支援することで、青少年の多様な野外体験活動の充実を図る。 ・野外体験活動に関する世代別プログラムの作成，実証 ・体験活動に必要なキャンプサイト等の整備
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	【再掲P.7参照】
中学生社会体験事業	【再掲P.7参照】

●映像による本県の魅力等の発信（広報広聴課）

○いばらきインターネットテレビ事業（いばキラTV）（再掲）

インターネットを活用し、県内各地域の様々な情報や本県の魅力等を映像で発信することにより、県民の愛郷心の醸成に資する。

●国際化・情報化等への対応（義務教育課，高校教育課，生涯学習課，総務課私学振興室）

国際化，情報化など，時代の進展に対応できる児童生徒を育成するため，国際理解教育，情報教育及び科学教育を推進する。

事項名	事業名・内容等
国際教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○英語コミュニケーション能力育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・英語インタラクティブフォーラムの開催（中・高校生） ○小学校外国語活動推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教員の英語力向上研修の実施 ・小学校教員の外国語活動の指導力向上研修の実施 ○小学校共に学ぶ英語推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「英語CD」と「児童用ワークシート・教員用解説本」を県独自に作成し活用 ○国際ふれあい教育推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国・外国人児童生徒教育研修会の開催（年1回） ・日本語指導ボランティアの活用推進（登録一覧の配信） ・帰国・外国人児童生徒等ハンドブックの活用推進（茨城県教員委員会HPに掲載） ○国際社会で活躍できる人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「歌と遊びで英語のシャワー」の実施（小学校） ・「発音力アッププロジェクト」の実施（中学校） ・「英語教員リーダー育成事業」の実施（中・高等学校） ・「ディベート・チャレンジ」の実施（高等学校） ・「留学・国際交流促進事業」の実施（高等学校） ・「英語活動お助けキャラバン」による県雇用ALTの活用（高等学校） ・茨城県高校生国連グローバルセミナーの実施（高等学校） ・スーパーグローバルハイスクール事業の実施（高等学校） ・私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業の実施（私立高等学校等） ○高校生英語実践力向上事業 ○いばらき海外留学支援事業
科学教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○未来の科学者育成プロジェクト事業 ○児童生徒科学研究作品展の開催（小・中・高校生） ○おもしろ理科先生派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・おもしろ理科先生の登録：企業や研究所等の研究者とそのOB等，退職教員など ・おもしろ理科先生の派遣：幼稚園，学校，子ども会等 ○私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業（私立高等学校）
情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ITサポート推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会のICT機器の整備担当者及び担当指導主事を対象とした環境整備及びICT機器の活用に関する研修会の実施

●国際理解の推進（国際課）

○語学指導等を行う外国青年招致事業

（一財）自治体国際化協会の外国青年招致事業により国際交流員，外国語指導助手を配置し，イベント，講座への派遣，英語指導等による地域レベルの国際交流を通し，日本と諸外国との相互理解の増進と地域の国際化の推進を図る。

(1) 国際交流員の活用

- ・ワールドキャラバン（国際理解教育講師派遣事業）への派遣
- ・各種講座等での講義

(2) 外国語指導助手（ALT）の活用

- ・県立高校における英語指導の支援

<語学指導等を行う外国青年の招致状況>

	知事部局	県教育庁	市町村	私学	計
平成28年度	3人	40人	23人	3人	69人
平成27年度	3人	40人	20人	—	63人
平成26年度	3人	30人	11人	—	44人

●東アジアとの交流の推進（国際課）

茨城空港が中国上海市と航路を結んでおり、経済交流をはじめとした様々な分野における東アジアとの交流を推進する。

- ・上海事務所による県内企業の中国進出、県産品の販路拡大、友好交流活動等への支援
- ・中国事情に関する情報提供
- ・見本市出展、企業視察の調整など現地活動の支援
- ・友好交流団体による学校訪問等の調整

○上海事務所

設 置	平成8年11月27日
所 在	中国上海市延安西路2201号 上海国際貿易中心1708室
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業のビジネス活動への支援 (視察先調査・アテンド, 法令・商慣行相談, コンサルタント・通訳の紹介等) ・本県産業拡大への支援 (見本市出展による観光客誘致, 県産品のPR, 茨城空港への運航調整, 港湾振興等) ・日中友好交流への支援 (視察先の紹介及び調査, 現地事情ブリーフィング, アテンド) ・上海ネットワークの構築 (上海茨城県人会, 上海茨城留学生協議会) ・情報収集・提供 (中国事情調査, ホームページ等での情報発信)

●ベトナムとの交流の推進（国際課）

官民協議会を運営し、会員による訪越事業等を展開するとともに、ベトナム関係機関との連絡調整等を行う人材を配置し、本県とベトナムとの交流・連携をさらに推進する。

○官民協議会の概要

目 的	経済交流を通じた本県とベトナム双方の更なる発展 (H27 設立)
構 成 員	農業, 経済, 福祉, 友好団体等, 目的に賛同する団体
実施内容	協議会訪越, ベトナム要人訪日団等受入, 国内外有識者からの意見聴取等
費用負担	構成員及び県の負担金

③地域力を高める人材の育成

●大学等との連携の推進（企画課）

大学等の知的資源を活用した共同研究や共同事業を推進する。

●大学等の立地支援（企画課）

地域にとって必要な人材の育成を担う学部等の新設や新たなニーズに対応した大学等の立地を支援する。

●県立医療大学と地域の連携の促進（厚生総務課）

県立医療大学において、地域医療の場で活躍できる質の高い医療技術者を養成するとともに、保健医療に関する教育研究を行い、医療水準の向上を図る。

●中小企業IT化促進による経営改善等支援（産業技術課）

中小企業を対象にしたIT研修を実施することにより、ITの利活用促進やプログラム開発等を推進する人材の育成を支援する。

●国際化・情報化等への対応（義務教育課, 高校教育課, 生涯学習課, 総務課私学振興室）

【再掲P.19参照】

<p>④様々な分野をリードするスペシャリストの育成</p>	<p>●スーパーサイエンスハイスクール事業（高校教育課） 高等学校における理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発，大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究を推進し，将来有為な科学技術系人材の育成に資する。 5校（日立第一・附属中，並木中等，緑岡，竜ヶ崎第一，水戸第二）</p> <p>●私立専修学校職業実践教育促進事業（総務課私学振興室） 実践的な職業教育を実施する私立専修学校を支援することにより，県内専修学校の職業教育の充実を図るとともに，即戦力となる人材の県内企業等への就職を促進する。</p> <p>●未来の科学者育成プロジェクト事業（高校教育課） 最先端科学技術の現場にふれさせる活動等を通して，将来科学者・研究者になろうとする人材の育成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高校生科学体験教室 (2) 高校生科学研究発表会 (3) 科学オリンピック参加者強化トレーニング (4) 科学の甲子園全国大会優勝プロジェクト (5) 先進的理数教育活用推進協議会 (6) 生徒の課題研究の深化を助ける教員指導力向上プロジェクト
-------------------------------	---

(3) 一人ひとりが尊重され活躍できる社会づくり

①人権を尊重し多様性を認め合う社会づくり

●茨城県人権施策推進基本計画の推進（福祉指導課人権施策推進室、教育庁総務企画部総務課人権教育室）

県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、「茨城県人権施策推進基本計画」に基づき総合的な人権施策を推進するとともに、「茨城県人権啓発推進センター」を中心に、人権啓発・人権教育及び人権擁護活動の推進を図る。

(1) 基本的施策の推進

- ・人権意識醸成のための啓発及び教育の推進
- ・相談・支援体制及び研修体制の充実

(2) 人権啓発推進センターにおける事業の内容

- ・県民向けの人権に関する講演会開催やマスメディア等を活用した啓発活動の実施
- ・市町村や企業向けの人権セミナーや県民向けの人権学習講座の開催
- ・市町村が実施する啓発活動への支援
- ・相談員による人権相談の実施
- ・県民の人権意識調査や啓発手法等の研究

(3) 分野別施策の推進 人権の重要課題について、それぞれの特性に応じた施策の推進

人権の重要課題	①女性、②子ども、③高齢者、④障害者、⑤同和問題、⑥外国人、⑦ハンセン病・HIV感染症等疾病に係る人権問題、⑧犯罪被害者等、⑨罪や非行を犯した人、⑩インターネットにおける人権問題
---------	---

●県民主体の国際交流の推進（国際課）

県内の国際交流団体が行う交流事業に対する支援を実施し、県民主体の国際交流を推進する。

- ・茨城県日中友好協会及び韓国・中国の国際交流団体が共催する、日中韓3か国のアジア青年国際交流事業への支援

●国際化・情報化等への対応（義務教育課、高等教育課、生涯学習課、総務課私学振興室）【再掲 P. 19 参照】

②女性がいきいきと活躍できる社会づくり

●男女共同参画社会の形成（女性青少年課）

茨城県男女共同参画基本計画（第3次）に基づき、県はもとより県民、事業者などと一体となって男女共同参画社会の形成に取り組む。

(1) 男女共同参画推進事業

あらゆる分野への女性の参画を促進するため、女性の人材育成を図る。

- ・女性団体リーダー研修・交流会、女性団体等人材育成セミナー 等

(2) 男女共同参画推進連携事業

男女共同参画に関し、事業所、団体、市町村などと県が緊密に連携して推進を図る。

- ・ハーモニー功労賞の授与、出前講座開催事業 等
- ・いきいきいばらき女性塾

女性が多様な分野で能力を発揮し、活躍する社会づくりに向けて、国際的視野と指導力を持って政策・方針決定過程に参画できる女性の人材育成、及び地域の核となる女性の人材育成を図る。

(3) 男女共同参画チャレンジ支援事業

- ・男女共同参画チャレンジ支援

起業・再就職、地域活動などへチャレンジしようとする人に対し、情報提供、相談助言等を行い、具体的な活動に結びつくよう支援する。

実施場所	女性プラザ男女共同参画支援室（いばらき就職・生活総合支援センター3階）
実施内容	チャレンジ支援情報収集・提供、相談助言（コーディネーター、相談員等）、アドバイザー派遣、セミナーの開催、交流の場の提供 等

- ・男女共同参画推進員の設置

(4) 女性活躍推進事業

地域における女性活躍の取組みを支援するとともに、企業のトップ等への意識啓発や、各種セミナー・講座の開催、企業等への取組要請などにより、女性活躍の更なる推進を図る。

●女性・若者・障害者の創業支援（産業政策課）

新事業促進融資（創業活動支援枠（女性・若者・障害者創業関係））（新規融資枠4億円）

融資対象	女性・若者（30歳未満）・障害者で次の要件のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に事業を開始する場合 ②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に会社を設立し、事業を開始する場合 ③事業を営んでいない個人が事業を開始（又は会社設立）してから5年未満の場合 など
融資限度額	設備資金1,000万円、運転資金1,000万円、併用1,000万円
融資期間	運転資金7年（うち据置期間1年）以内、運転資金5年（うち据置期間1年）以内
融資利率	償還期間によって、年1.2～1.4%（保証付き）
保証料補助	保証料の5割を補助

●仕事と生活の調和の推進（労働政策課）

労働者が仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、企業に対する普及啓発や支援を行うとともに女性に対する支援を行う。

(1) 企業に対する普及啓発

- ・「いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会」の開催
- ・いばらきワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施
11月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間」とし、労働時間の縮減や休暇取得などを推進するためのキャンペーンなどを行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図る。

(2) 企業に対する支援

- ・ワーク・ライフ・バランス取組支援セミナーの開催
- ・「仕事と生活の調和推進計画」の策定支援
- ・アドバイザーによる中小企業への普及・啓発
- ・仕事と生活の調和支援奨励金

支給要件	育児・介護休業法が努力義務としている範囲の短時間勤務制度等を就業規則等に規定し、かつ、3ヶ月以上（介護の場合は93日以上）利用した従業員がいた場合 <育児> 3歳以上小学校就学前までの子を養育するための短時間勤務制度等（育児休業の場合は1歳以上）。 <介護> 要介護状態にある家族の介護のための短時間勤務制度等。
支給対象	中小企業事業主
支給金額	30万円

(3) 女性就職促進事業

女性の採用に意欲的な企業を集めた説明会の開催

●農村地域における男女共同参画の推進と女性活動の促進（農業経営課）

女性が男性と対等の立場で、農業・農村の発展に積極的に参画する社会を実現するため、男女共同参画意識の啓発を図る。また、元気な女性起業グループの育成を図るため、女性起業活動の支援を行う。女性の職業選択肢としての農業の魅力を発信し、新たな女性農業者の確保を推進するとともに、女性農業者の経営管理能力を向上させる取組を支援する。

事業名	事業内容
農業・農村男女共同参画推進事業	茨城県男女共同参画推進条例に基づいて策定された「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の実現に向け、意識改革や政策方針決定過程への女性の参画拡大、主体的に経営に参画する女性の育成等を図る。
女性農業士活動促進事業	農業経営の向上に意欲的に取り組む女性を女性農業士として認定するとともに、その資質向上や活動を促進し、農村地域の活性化を図る。
女性農業経営者ビジネスモデル実現支援事業	女性農業者を対象として、経営等に関する高い知識を学びながら、将来ビジネスとして成立する経営発展モデルを作成する講座を開催するとともに、作成した経営発展モデルを実現するための取組みを支援する。

③青少年・若者の挑戦を支える社会づくり

●青少年、若者の活動等への支援（女性青少年課）

(1) いきいきと活躍する若者支援事業

茨城の未来を担う若者リーダーを養成するとともに、若者のネットワーク構築と地域活動の活性化を図る。

・若者フォーラム

県内に点在する若者団体のつながりや活動の活性化、若者が地域活動に参加するきっかけづくりなどを目的に、県内外の若者団体や若者個人を一同に集めたフォーラムを開催する。

開催時期	平成 29 年 2 月下旬を予定
内容	女性・若者企画提案チャレンジ支援事業に選定された団体の活動発表及び優秀団体の表彰を行う。

・青少年・若者国際交流事業

青少年・若者が、国際社会の一員であることを確認し、自国の伝統・文化を尊重するとともに他国の異なる伝統・文化に対する理解を深めることができるよう国際交流活動を促進するとともに、様々な研修を通してリーダーとしての資質を身につけた青年活動の担い手を養成し、地域活動の活性化を図る。

実施期間	平成 28 年 7 月（予定）から平成 29 年 3 月
応募資格	茨城県内に在住する概ね 16 歳以上概ね 30 歳の者
募集人員	10 名程度

(2) 女性・若者企画提案チャレンジ支援事業

女性の活躍や地域課題の解決、地域の活性化など、女性や若者による活力に満ちた地域社会の実現に向けた企画提案を支援する。また、支援員による助言・指導を行う。

応募資格	・県内に居住する若者が中心となって活動する団体・グループ ・県内で活動する女性団体・グループ
助成額等	・原則 10 万円×40 団体

●青少年の健全育成の推進（女性青少年課）

次代の社会を担う青少年が、夢と希望を持って心身ともに健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立するため、家庭・学校・地域社会と連携して、「いばらき青少年・若者プラン（第2次）」に基づき、諸施策を推進し青少年の健全育成を図る。

(1) 青少年を育む地域親・家庭づくり推進事業

家庭や地域の教育力の向上を図るため、地域社会全体が青少年を見守り育てる「地域親」活動や「親が変われば、子どもも変わる」運動の全県的普及・啓発を図る。

・青少年健全育成茨城県推進大会の開催

- ・「あいさつ・声かけ」運動の実施
 - ・「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業の実施
- (2) 青少年環境整備推進事業

「青少年のための環境健全化懇談会」の実施、「青少年の健全育成に協力する店」の登録の推進、青少年の非行・被害防止全国強調月間等（7月、11月）を中心に青少年を取りまく環境の健全化を図るため、広報・啓発活動を実施する。

また、青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じてインターネットを利用し、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が後を絶たないことから、保護者や青少年に対しインターネットの危険な側面やトラブルへの対処法等について啓発を図る。

- ・メディア教育指導員の養成・派遣
- ・フィルタリングサービス利用等に関する普及啓発

●薬物乱用防止の推進（薬務課）

平成27年6月に制定された「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、関係機関と連携し、各種対策を推進する。

(1) 啓発活動の推進

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等各種キャンペーンの充実
- ・小中高等学校における薬物乱用防止教室の開催
- ・若者に向けた危険ドラッグに関する啓発の強化

(2) 再乱用防止対策

- ・精神保健福祉センター、保健所における相談体制の充実

(3) 取締りの強化

- ・県警等と連携した取締りと買上げ検査の実施
- ・薬物指定審査会による危険ドラッグ等の知事指定薬物への指定

●技術・技能の継承の促進（職業能力開発課）

(1) いばらき名匠塾事業

ベテラン技能者から若年技能者に対して技術・技能を継承等する場として「いばらき名匠塾」を開設し、「産業大県いばらき」づくりの推進に寄与する。

- ・講師は、ものづくりマイスターや全技連マイスター、高度熟練技能者等の優れた技能者
- ・対象者は、中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20代から30代）
- ・機械（旋盤・フライス盤等）、金属加工（構造鉄工・溶接等）、電子技術（電子機器組立等）等の高度で専門的な技術・技能を習得する訓練
- ・定員5名以内/1コース

(2) ものづくり振興・人材育成事業

優れた技能を有し、技能継承や人材育成の活動ができる者を「ものづくりマイスター」に認定し、その活動を通じてものづくりの振興を図る。

また、高校生を対象にもものづくり等の事業所において職業体験を行い、若者の職業意識の涵養を図る。

- ・ものづくりマイスター認定数（H12～27）773名
- ・ものづくりマイスター技能講習会の開催
- ・ものづくり体験教室の開催
- ・ジュニア技能インターンシップ事業（高校生対象）の実施

●職業訓練の充実（職業能力開発課）【再掲 P. 17 参照】

●女性・若者・障害者の創業支援（産業政策課）【再掲 P. 23 参照】

●農業の担い手の確保・育成（農業経営課）【別掲 P. 61 参照】

●ひきこもり対策の推進（障害福祉課）

ひきこもり者等への支援の円滑な推進を図るため、精神保健福祉センターに専門コーディネーターを配置した「ひきこもり相談支援センター」を設置するとともに、保健所をセンターの地域拠点（サテライト）と位置付けて関係機関と連携した支援を行う。

○ひきこもり相談支援センター運営

- (1) 総合窓口調整（適切な相談機関への斡旋，紹介）
- (2) 関係機関との連携（連絡協議会の開催）
- (3) 情報発信，データ分析，人材育成 等

○保健所（サテライト）による取組

- (1) 精神科医による専門相談
- (2) 保健師による相談
- (3) 家族教室，居場所づくり 等

④高齢者の知識・経験・技能を活かす社会づくり

●健康・生きがいづくりの推進（長寿福祉課）

高齢者が積極的に社会参加しながらいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう，健康・生きがいづくり対策を推進する。

- 老人クラブが行う地域活動・健康づくり活動への支援
- 茨城わくわくセンターの健康・生きがいづくり事業への支援
- 高齢者はつらつ百人委員会活動への支援

高齢者が主体となって，生きがいづくりと健康づくりを県民運動として展開

設置地域：県内5地域

活動内容：はつらつプランの策定，はつらつ創造事業の実施

○元気シニア地域貢献事業の実施

シニアボランティアの相談窓口及び人材バンクの運営

○シルバーリハビリ体操指導士の養成

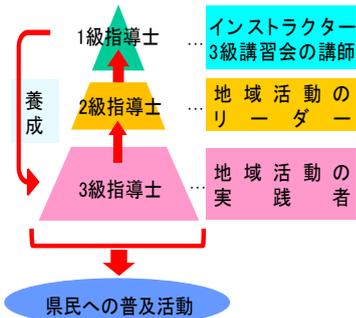


シルバーリハビリ体操指導士：

シルバーリハビリ体操の普及などを通じて地域の介護予防を推進するボランティアの指導者

養成対象者：概ね60歳以上の一般住民

体操指導士の養成と養成目標



指導士の養成目標
(3級指導士)
7,243人(H27年度末)
↓
10,000人(H29年度末)

・養成講習会の内容

- 3級指導士 解剖運動学や高齢者保健福祉制度の講義，体操の実習等
- 2級指導士 実践活動の具体的な進め方の実習等

- 1級指導士 3級養成講習会の講義内容，体操の基礎知識，3級養成講習会実習等

・養成講習会の期間（H26年度～）

3級指導士 5時間×6日＝30時間

2級指導士 5時間×5日＝25時間

1級指導士 5時間×4日＝20時間

+実習30時間

・体操指導士の活動拠点

市町村保健センター，社会福祉協議会，老人クラブ等

●雇用・就職の促進（労働政策課）

高齢者の就業及び生きがい対策であるシルバー人材センター事業の普及・拡大を図るため、次の業務を実施する公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の運営費の一部を補助する。

- ・高齢者に対する就業機会の確保
- ・雇用契約による就業を希望する高齢者に対する無料職業紹介の実施
- ・高齢者に対する就業に必要な知識、技能の研修等

●茨城型地域包括ケアシステムの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）【別掲 P. 97 参照】

●地域リハビリテーションの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）【別掲 P. 92 参照】

●医療・介護連携推進のための人材育成（長寿福祉課地域ケア推進室）【別掲 P. 92 参照】

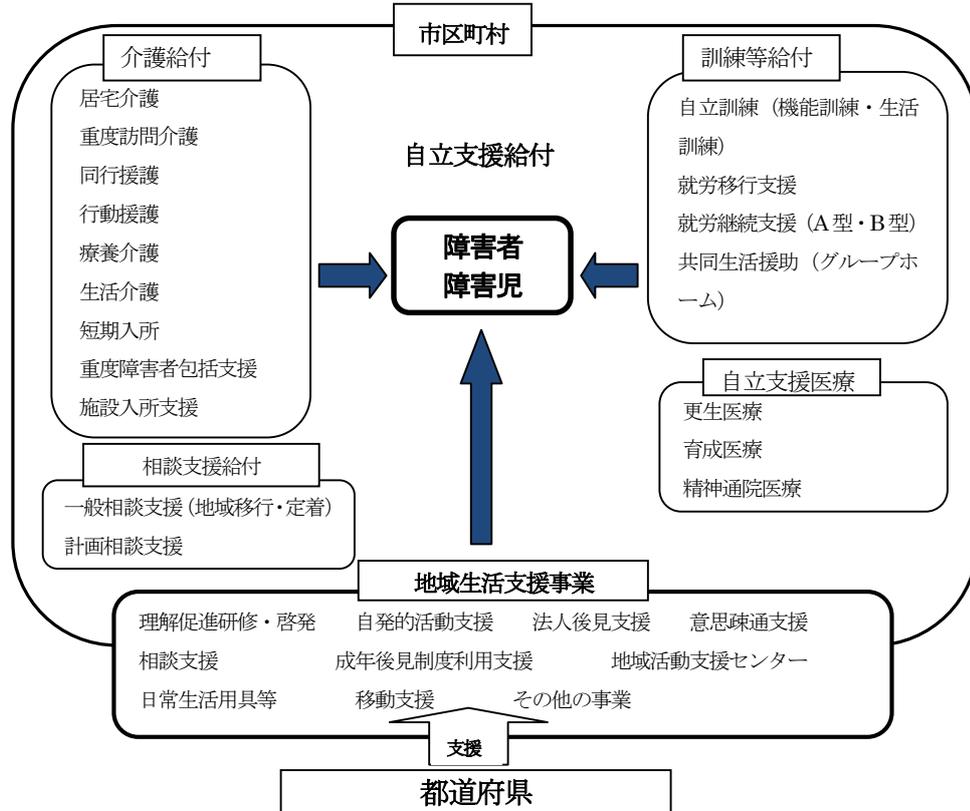
⑤障害者の自立と参加を促進する社会づくり

●障害者自立支援制度の推進（障害福祉課）

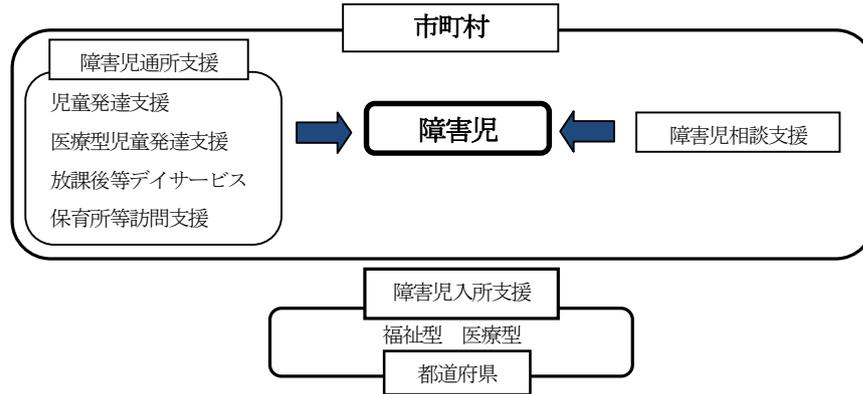
障害者総合支援法に基づく制度の円滑な運用を図り、障害のある人が地域で普通に暮らせる、自立と共生の社会づくりを推進する。

- ・障害支援区分の認定やサービス支給決定など市町村の実施体制を支援
- ・利用者、住民及び事業者等への情報提供
- ・長期に入院している精神障害者の退院促進、社会復帰対策の推進
- ・障害者のスポーツ活動、文化活動の推進
- ・施設入所者の地域生活への移行推進

障害者総合支援法によるサービス体系



児童福祉法によるサービスの体系図



●発達障害者支援体制の整備（障害福祉課）

発達障害者が、身近な地域において、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した適切な支援が生涯一貫して受けられるよう、地域における支援体制の整備を進める。

- ・発達障害に関する中核的な支援機関として「発達障害者支援センター」を運営
- ・関係機関の連携及び総合的な支援体制の検討のため「発達障害者支援連絡協議会」を運営
- ・保育所、幼稚園、学校、市町村保健センター、児童相談所、保健所など関係機関のネットワークの構築
- ・発達障害に関する正しい知識と理解の普及啓発、支援に関わる人材育成、研修会の開催
- ・家族支援体制の整備促進のため身近な支援者の養成
- ・市町村等地域の支援機関へのサポート強化

●高次脳機能障害者支援体制の整備（障害福祉課）

高次脳機能障害者に対する医療からリハビリテーション、就労や地域生活まで切れ目のない支援体制の整備を進める。

- ・高次脳機能障害に関する正しい知識と理解の普及啓発
- ・県立リハビリテーションセンターを支援拠点とし、相談支援、人材育成、支援ネットワークの充実等を図る。

●障害者就労支援の推進（障害福祉課）

障害者の地域で自立した生活を支援するため、就労支援と工賃向上に努める。

- ・障害者就業・生活支援センター事業の実施、関係機関とのネットワークによる就労支援
- ・ステップアップオフィス推進事業による知的障害者の公的雇用と、勤務経験を活かした民間企業等への就労支援の強化
- ・障害者の工賃向上を図るための工賃向上計画の推進
- ・障害者福祉施設の製品等の受注拡大などを支援するため、共同受発注センターの運営や製品展示即売会の開催、「福祉の店」運営費の助成を行う。
- ・事業所への支援として、管理者研修の開催やアドバイザー派遣、備品整備等補助を行う。
- ・工賃向上に積極的に取り組んだ事業所に対し、運営費等を助成する。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、県で調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進する。

●身障者等用駐車場利用証制度の推進（長寿福祉課）

商業施設等の身障者等用駐車場について本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備し、障害のある方等の社会参加の促進、当該スペースの適正利用の推進、県民への意識啓発等を図る。

○身障者等用駐車場利用証の発行

対象者：障害者、要介護高齢者、難病患者、妊産婦等

●障害者虐待防止対策の推進（障害福祉課）

障害者に対する虐待を防止するとともに、虐待が発生した際に早期発見、迅速な対応及び適切な支援が行える体制を整備する。

- ・“何人も障害者を虐待してはならない”という障害者虐待防止法の理念や、発見者には通報義務があること等を広く県民に普及啓発して、虐待の防止と早期発見に努める。
- ・障害者に関わる市町村や福祉施設の職員を対象に研修を実施し、対応力を強化する。
- ・県障害者権利擁護センターにおいて通報の受理、相談等を行うとともに、市町村や関係機関と連携協力して迅速かつ適切な対応を行う。

●障害者差別解消の推進（障害福祉課）

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の施行に伴い、相談体制の整備や協議会を設置し、差別事案の解決、条例の普及・啓発に努める。

- ・茨城県障害者差別相談室（特定相談窓口）を設置し、障害者からの相談等を行うとともに、関係機関と連携のうえ、事案の解決を図る。
- ・「茨城県障害者差別解消支援協議会」を設置し、差別解消に向けた施策を推進する。
- ・行政機関や民間事業者のほか全ての県民へ、障害及び障害のある人に対する理解と差別を解消することの重要性について、理解及び関心の増進を図られるよう周知・啓発に努める。

●スポーツ・レクリエーション活動の充実（障害福祉課）

障害者が各自の体力や障害の種類・程度等にあわせてスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、各種スポーツ大会の充実やレクリエーション活動に関する支援に努めるとともに、指導者の養成を図る。

- ・茨城県ゆうあいスポーツ大会の開催
- ・全国障害者スポーツ大会茨城大会への選手派遣
- ・障害者スポーツ・レクリエーション指導者講習会の開催

●特別支援教育の推進（特別支援教育課）【再掲P.8参照】

(4) 生涯にわたって学び合う環境づくりと文化・スポーツの振興

①芸術や伝統文化に親しむ環境づくり

●心豊かな幼児・児童・生徒の育成（義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，生涯学習課）

心豊かな幼児・児童・生徒を育成するため，勤労と社会奉仕の精神の育成，身近な自然や環境問題等についての意識を高めるほか，教員の資質を高め，学校教育の内容，学校の機能・役割を充実する。

事業名	内容等
いばらきの魅力再発見事業	【再掲P.10参照】
いばらきっ子郷土検定事業	【再掲P.10参照】
野外体験活動支援事業	【再掲P.18参照】
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	【再掲P.7参照】
中学生社会体験事業	【再掲P.7参照】

●茨城県文化振興計画の推進（生活文化課）

茨城県文化振興計画を策定し，県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

- ・人材の育成
- ・文化の振興
- ・支援体制の充実 等

●文化施設の充実と活用（生活文化課，生涯学習課，文化課）

文化活動の場としての文化施設の整備充実に努める。

（平成28年3月末現在）

地域 種別	地域						合計
	県北	県央	鹿行	県南	県西		
文化会館 (500席以上)	日立(3)・常陸大宮(2)・高萩・常陸太田	水戸(2)・ひたちなか(2)・笠間・小美玉(3)・大洗・城里・東海	鹿嶋・神栖(2)・行方	土浦・石岡(2)・龍ヶ崎・取手・つくば(7)・牛久・稲敷・利根	筑西(2)・下妻・常総・結城・坂東・桜川		44
公立 博物館	日立市郷土博物館 日立市かみね動物園 天心記念五浦美術館 常陸太田市郷土資料館	県近代美術館 県立歴史館 県陶芸美術館 水戸市立博物館 水戸芸術館 アクアワールド茨城県大洗水族館 大洗町幕末と明治の博物館		県つくば美術館 土浦市立博物館 上高津貝塚ふるさと歴史の広場 霞ヶ浦環境科学センター	ミュージアムパーク県自然博物館 しもだて美術館 古河歴史博物館		18

	歴史民俗資料館	北茨城・高萩	那珂・常陸大宮・笠間・小美玉(2)・城里・水戸	鹿嶋・神栖	稲敷・石岡(2)・利根・つくば(2)・龍ケ崎・かすみがうら	古河・下妻・境・八千代・坂東(2)・桜川・筑西	27
	図書館	日立(4)・常陸太田・高萩・北茨城	県立図書館・水戸(6)・笠間(3)・ひたちなか(3)・常陸大宮・那珂・小美玉(2)・茨城・城里・東海	鹿嶋(2)・潮来・神栖(2)・行方・鉾田	土浦(5)・石岡・龍ケ崎・取手(2)・牛久・つくば・守谷・稲敷・かすみがうら(2)・阿見・つくばみらい(3)・利根	古河(2)・結城・下妻・坂東(2)・筑西(2)・常総・八千代	64
	埋蔵文化財センター		水戸・ひたちなか	鹿嶋	つくば・取手・美浦		6
	文化会館	小平会館・常陽藝文センター・ギター文化館					3
私立	博物館	原子力科学館, 徳川ミュージアム, 笠間日動美術館, つくばエキスポセンター, 常磐神社義烈館, 大洗海洋博物館, ツムラ漢方記念館					7

●文化芸術活動の推進（生活文化課）

県民に文化芸術の創造・発表の機会を提供することにより、文化芸術に携わる人材の育成と文化芸術を活かした地域づくりの促進を図る。

(1) 県芸術祭の開催

美術、音楽、舞踊などの7部門について、県内各地で県民の芸術創作活動と鑑賞の機会を提供することにより、文化芸術に携わる人材の育成を図る。

(2) 文化の担い手の育成

県新人演奏会を開催し、本県出身者等の若手演奏家に演奏する機会を創出することにより、本県の文化芸術の担い手の育成を図る。

(3) 文化芸術の創造・発信

海外の質の高い芸術公演や移動展覧会などを開催し、県民の文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、水戸室内管弦楽団による県内高校生への公開レッスンや小中学校等への文化芸術体験出前講座を実施することにより、将来の文化の担い手の育成を図る。

さらに、県内各地域の伝統文化について、その継承と発展の取組を支援するため、専門家を派遣するとともに、伝統文化活動の発表や参加機会の提供などを行う。

●県立美術館・博物館の充実（文化課）

県民の文化活動の拠点として、近代美術館、つくば美術館、天心記念五浦美術館、陶芸美術館、歴史館及びミュージアムパーク自然博物館において、各施設の特色を生かした展示事業及び普及活動等の充実に努め、美術館・博物館の利活用促進を図る。

(1) 展示事業

県立美術館・博物館 平成28年度開催企画展等一覧

	展覧会名称	会期
近代美術館	あした天気になーあれ♪ ー雨・晴・風の美術ー	2月20日(土)～5月29日(日)
	無限迷宮への夢 エッシャーの世界	6月7日(火)～7月10日(日)
	乙女デザイナーー大正イマジユリィの世界	7月16日(土)～9月25日(日)
	筑波大学(総合造形)展 (仮称)	11月3日(木・祝)～1月29日(日)

	東山魁夷「唐招提寺御影堂障壁画展」(仮称)	2月11日(土)～4月2日(日)
天心記念五浦美術館	郷さくら美術館名作選 受け継がれる日本のこころ	2月20日(土)～4月17日(日)
	箱根・芦ノ湖 成川美術館所蔵 平松礼二展 ー響きあう光と色彩	4月23日(土)～6月12日(日)
	寺田コレクション受贈記念 平成の日本画 ー時代を拓く画家たち	6月17日(金)～7月18日(月・祝)
	佐久市立近代美術館の名作 日本画、新しき風にのせて	7月23日(土)～9月4日(日)
	招福 吉祥のかたち	11月29日(火)～1月15日(日)
	国際交流基金所蔵 海を渡った日本の名品	1月19日(木)～2月19日(日)
	再興第101回院展 茨城五浦展	2月25日(土)～3月30日(木)
陶芸美術館	人間国宝 石黒宗麿のすべて	4月16日(土)～6月19日(日)
	茨城県立笠間陶芸大学校開校記念展 現代陶芸・案内(ガイド)	7月16日(土)～9月11日(日)
	華麗なるノリタケの挑戦	10月1日(土)～12月11日(日)
	現代の茶陶	1月2日(月)～3月12日(日)
歴史館	三味塚古墳とその時代	10月8日(土)～11月23日(水・祝)
	平成28年度アイヌ工芸品展 イカラカラーアイヌ刺繍の世界ー	2月4日(土)～3月20日(月・祝)
自然博物館	洞くつ探検ー地下に広がるふしぎな世界ー	2月20日(土)～6月12日(日)
	モンゴル・ステップ・大草原ー花と羊と遊牧民ー	7月9日(土)～9月19日(月・祝)
	外来生物の現状と課題 (仮称)	10月8日(土)～1月29日(日)
	アンモナイト展 (仮称)	2月18日(土)～6月10日(日)

(2) 近代美術館30周年・五浦美術館20周年記念事業

平成29年に天心記念五浦美術館が開館20周年、平成30年に近代美術館が開館30周年を迎えることから、記念事業の開催準備を行うとともに、近代美術館空調設備更新工事を実施する。

●高校生の文化部活動の活性化(文化課)

(1) 高等学校文化活動推進事業

本県高等学校の文化部活動をさらに活性化するため、優れた芸術家等による生徒の指導や発表の場の提供などの支援を行う。

(2) 高等学校文化力発信事業

一昨年の第38回全国高等学校総合文化祭茨城大会の総合開会式で発表し、県民に感動を与えた構成劇をベースにした新たな劇を、茨城県文化振興条例制定及び・茨城県高等学校文化連盟創立30周年の記念事業として上演し、高校生はもとより県民の文化活動の活性化を図る。

●文化財の災害復旧(文化課)

東日本大震災により被災した文化財等の早急な復旧を支援するために、修理に要する経費に対して補助金を交付し、所有者の負担軽減を図る。

②新たなクリエイティブ活動への支援

●埋蔵文化財センターの整備（文化課）

埋蔵文化財の記録保存のための整理作業等と記録資料の保管，出土遺物の収蔵・展示を行う埋蔵文化財センターを整備し，埋蔵文化財の保護と普及啓発を図る。

●アーカス・プロジェクトの推進（地域計画課）

海外から現代芸術分野の若手アーティストを本県に招聘し，滞在中の創作活動を支援するとともに，県民が身近に芸術に触れ，体験する機会を提供することにより，魅力ある地域づくりと本県のイメージアップを図る。

プログラム名	内 容	実施期間	会場等
アーティスト・イン・レジデンスプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の若手アーティストを招聘し，滞在中（8月～12月）の創作活動を支援するとともに，オープスタジオ（制作過程の公開）を実施。 ・様々な機関や大学等と連携し，アーティストに制作や成果発表の場所を提供するとともに，県民との交流を促進する。 	平成28年8月～平成28年12月	アーカスタジオ（守谷市）
アートと地域をつなぐ交流プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・東京芸術大学教授日比野克彦氏によるワークショップの開催。 ・国内外で活躍するアーティストなどによるワークショップやセミナーの開催。 ・アーティストが，一定期間，小学校に滞在し，児童と共同で作品を制作する「アーティスト・イン・スクール」や，小学1年生がアーティストのサポートを受けながら作品を制作し，一堂に展示する「いちねんせいのさくひんてん」の実施。 	平成28年4月～平成29年3月	アーカスタジオ（守谷市）を中心に県内各地
取手アートプロジェクト等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地において両プロジェクトが連携したワークショップを開催。 	平成28年4月～平成29年3月	アーカスタジオ（守谷市）を中心に県内各地

●フィルムコミッションの推進（観光物産課）【別掲P. 69 参照】

●KENPOKU ART 2016 茨城県北芸術祭等を通じた県民の芸術活動促進（県北振興課）

県民の芸術活動を促進するため，「KENPOKU ART 2016 茨城県北芸術祭」を通じて，県民が身近に芸術に触れ，体験する機会の提供を図る。

- ・名 称 KENPOKU ART 2016 茨城県北芸術祭
- ・テーマ 海か，山か，芸術か？
- ・会 期 平成28年9月17日（土）～11月20日（日）[65日間]
- ・展示会場 約30箇所
 - ①五浦・高萩海浜エリア
[天心記念五浦美術館，六角堂，高戸海岸，穂積家住宅など]
 - ②日立駅周辺エリア
[日立駅，日立シビックセンター，日鉱記念館，常陸多賀駅前商店街など]
 - ③奥久慈清流エリア
[道の駅常陸大宮，旧美和中学校，常陸大子駅前商店街，袋田の滝など]
 - ④常陸太田鯨ヶ丘エリア
[鯨ヶ丘地域，自然休養村管理センター，道の駅常陸太田など]
- ・参加アーティスト 約80組
- ・主 催 茨城県北芸術祭実行委員会

●大学等との連携の推進（企画課）【再掲P. 20 参照】

③茨城国体の成功とスポーツに親しむ環境づくり

●第 74 回国民体育大会及び第 19 回全国障害者スポーツ大会の開催（国体・障害者スポーツ大会局）

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を開催することにより、広く県民にスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図るとともに、併せて本県スポーツの振興を推進する。

事業名	内容等
第 74 回国民体育大会推進事業及び第 19 回全国障害者スポーツ大会推進事業	<p>第 74 回国民体育大会及び第 19 回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、開催準備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・県民運動 開催決定イベントの実施や屋外での広告掲出、ホームページの活用の他、募金・企業協賛金の募集活動を展開する。 ・ボランティア養成 情報支援ボランティアの養成カリキュラムを検討し、養成テキストを作成する。 ・競技役員等養成 国体の各競技会に必要な審判員等競技役員等の養成費用の一部を競技団体へ補助する。 ・開催準備活動支援 競技団体の開催準備活動に係る先催県視察調査研究費用の一部を競技団体へ補助する。 ・総合開閉会式会場等基本計画作成 総合開閉会式会場等仮設整備に向けたゾーニング・動線計画等を作成する。 ・第 19 回全国障害者スポーツ大会開催基本計画の策定 大会の開催基本方針などの基本的事項や、競技役員及びボランティア養成など準備運営計画を策定する。 ・県有競技施設の整備推進 馬術競技場の仮設整備にかかる実施設計を作成する。 ・市町村競技施設整備への支援 既存施設の改修や競技施設の仮設整備に対して補助する。 ・会場地バリアフリー基本調査 危険箇所の確認や仮設物の設置場所の検討を行う。

●競技力の向上（保健体育課）

県体育協会、県内大学及び各競技団体等と連携し、第 74 回国民体育大会開催時に主力となる成年選手の獲得とジュニア選手の発掘・育成・強化を図る。

事業名	内容
元氣いばらき選手育成強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の整備・拡充 競技力向上対策本部の運営 ・選手の発掘・育成・強化 当該年度の国体強化 国体選抜チームへの人材派遣や重点競技への戦略的なサポート等 団体、個人を指定しての強化費等の補助 社会人選手雇用推進プロジェクト 優秀な指導者（スーパーアドバイザー）を招へい 東京オリンピック種目強化 ・指導体制の充実・強化 中央競技団体が主催する指導者研修会等への派遣費の補助 強化スタッフ会議及び事務局スタッフ会議 ・環境整備 競技用具整備 会場地選手強化支援 広報活動

●スポーツ・レクリエーション活動の推進（保健体育課）

県民誰もが年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、明るく生きがいのある生活が送れるよう、次の事業を実施する。

事業名	期目	場所	内容等
ニューいばらき いきいきスポーツday！	11月5日（土）	笠松運動公園	スポーツライミング、親子エアロビックダンス、タグラグビー、アイススケート
		堀原運動公園	フライングディスクゴルフ、スカイクロス、グラウンド・ゴルフ、少年サッカー教室、ジュニア弓道教室、卓球教室

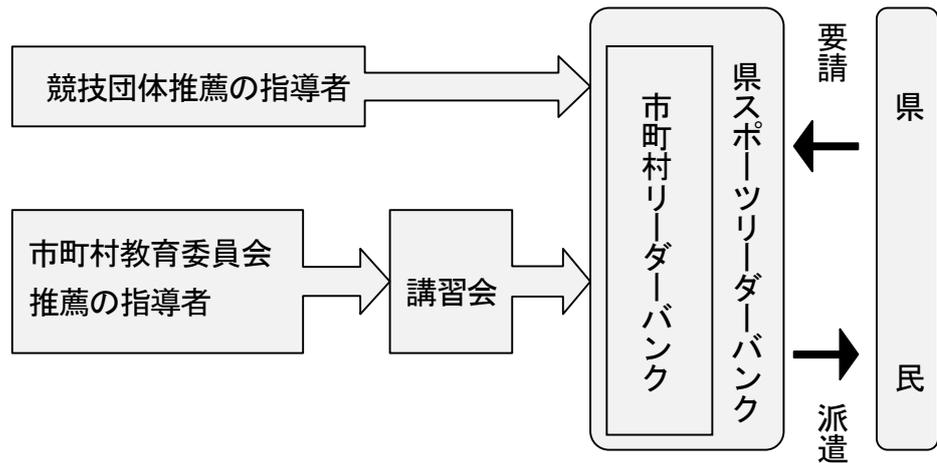
●広域スポーツセンター事業の推進（保健体育課）

総合型地域スポーツクラブの創設や育成・定着を支援する。

啓発活動	市町村等訪問
人材育成	生涯スポーツ指導員養成講習会兼スポーツリーダーバンク登録指導者講習会
クラブ育成	クラブや設立準備市町村等訪問、講習会・研修会への講師紹介
情報提供	県広域スポーツセンターホームページ等による情報提供

●スポーツリーダーバンクの充実（保健体育課）

- ・県：登録指導者の拡充及びインターネットを活用した情報提供に努める。
- ・市町村：市町村独自のスポーツリーダーバンクの設置を促進する。



●県民総合体育大会の開催（保健体育課）

県民総参加によるスポーツの振興と本県競技力の向上を図り、心身ともに健康で明るい県民の育成を図る。

	部	競技数	予選の別	備考
夏季大会 4月～7月	成年の部	38 競技	予選なし	県大会
	少年の部	35 競技	地区予選	県大会
	中学校の部	17 競技	地区予選	県大会
冬季大会 10月～1月	成年の部	3 競技	予選なし	県大会
	少年の部	3 競技	予選なし	県大会
	中学校の部	2 競技	(駅伝：地区予選)	県大会

●**県営体育施設再編整備（保健体育課）**

第 74 回国民体育大会に向け、会場となる県営体育施設について、中央競技団体による視察結果等を踏まえ、大会運営に支障がないよう整備を行う。

事業名	内容
県営体育施設再編整備事業	第 74 回国民体育大会の開催に向けた県営体育施設の整備を進める。 ・会場地に決定している施設の改築に係る実施設計や改修工事等の実施

④生涯にわたって学び続けることができる環境づくり

●**生涯学習のネットワーク化の推進（生涯学習課）**

(1) 茨城県弘道館アカデミー推進事業

市町村、大学等及び民間とのネットワーク化を図り、学習機会の情報を総合的に提供するとともに、学習成果の評価と活用を推進する。

- ・県民への情報提供
- ・弘道館アカデミー賞の授与
- ・生涯学習のホームページ（生涯学習情報提供システム）の活用
(<http://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/>)

(2) 生涯学習のホームページ（生涯学習情報提供システム）の充実

(<http://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/>)

●**多様な学習機会の充実（生涯学習課）**

事業名	内容等
県民大学講座開設事業	多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応するため、様々なテーマの学習機会を提供する。 ・内容 「社会・教育・福祉」「環境・健康」「芸術・文化・歴史」「産業・技術・科学」「国際関係」の5コース ・開設場所 県生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西） ・講座数 69 講座

●**生涯学習施設の充実と活用（生涯学習課）**

○図書館建設促進事業

住民の身近な学習・調査活動の場としての公立図書館の整備を促進するため、未設置市町村が図書館を新設する事業に対して助成する。

●**学習成果を生かした社会参加・参画の促進（生涯学習課）**

学習者の得た技能・知識等を活かすため、生涯学習指導者を養成する。

- ・生涯学習・社会教育担当者研修
- ・社会教育委員研修
- ・PTA指導者研修
- ・社会貢献活動プログラムの開発

2 活力あるいばらきづくり

(1) 科学技術を活かしたイノベーションの推進

① 未来の産業を担う人づくりとイノベーションネットワークの活性化	<ul style="list-style-type: none">●科学オリンピック等の開催（科学技術振興課）<p>本県において科学オリンピック国内大会を開催することにより、全国の高校生を中心とした若者に対し「科学技術イノベーション立県いばらき」をPRするとともに、本県の理数系に優れた能力を持つ生徒を発掘し、その才能をさらに伸ばすことで科学技術を支える人材の育成と確保に資する。</p><ul style="list-style-type: none">・日本生物学オリンピック 2016（平成28年8月19日～22日）・国際大学対抗プログラミングコンテストアジア地区予選（平成28年10月15日～16日）・第16回日本情報オリンピック（平成29年2月11日～12日）・第9回日本地学オリンピック（平成29年3月中旬） ●県立試験研究機関の機能強化（科学技術振興課）<p>中期運営計画の推進や機関評価の実施により、研究と産業の橋渡し機能の強化や、課題解決型の研究開発等の推進を図るとともに、県内中小企業や大学・研究機関等との共同研究を促進する。</p><p>(1) 中期運営計画と機関評価</p><ul style="list-style-type: none">・県立試験研究機関ごとに策定した第2期中期運営計画（H28～32）を推進し、研究機関の役割と業務全体を「見える化」・中期運営計画の取組状況や達成度を評価（機関評価）することにより、研究機関の効率化や業務の質を向上<p>(2) 課題解決型研究開発プロジェクト推進事業</p><ul style="list-style-type: none">・つくば、東海に集積した最先端の研究シーズについて現場に近い県立試験研究機関等で実用化につながる研究開発、実証試験を実施し、実用化・製品化を促進 ●リハビリテーション情報・知識の発信（厚生総務課、長寿福祉課地域ケア推進室）<p>リハビリテーション医療の向上を図るため、県立医療大学や県立医療大学付属病院のもつ、研究成果等や最新のリハビリ情報・知識を発信するとともに技術支援・指導を推進する。</p> ●ニューロリハビリテーション推進事業（厚生総務課）<p>最先端のリハビリテーション医療の提供を推進するため、県立医療大学付属病院において、神経難病用のロボットスーツを活用したリハビリテーションを実施する。</p> ●科学の甲子園全国大会の開催（科学技術振興課）<p>本県において科学の甲子園全国大会を開催することにより、理科好きの裾野を広げ、将来の科学技術を支える人材を育成するとともに、本県のイメージアップを図る。</p><ul style="list-style-type: none">・第6回科学の甲子園全国大会（平成29年3月下旬） ●イノベーションキャンパス in つくば2016の開催（科学技術振興課）<p>日本有数の研究開発拠点である筑波研究学園都市の特色を生かし、全国の高校生を対象に一流の科学者、企業人による講座や交流会、最先端の研究を行っている研究室の見学等を実施することにより、これからの日本を支える人材を育成するとともに、「科学技術イノベーション立県いばらき」を全国にPRし、本県のイメージアップに資する。</p><ul style="list-style-type: none">・実施期日 平成28年8月18日～20日・対象 全国の高校生 1,000名 ●筑波研究学園都市の整備（つくば地域振興課）<p>都市の中央部に、東西6km、南北18kmにわたり、約2,700haの区域を「研究学園地区」として整備され、国の試験研究・教育施設、商業・業務施設、住宅等を計画的に配置されてい</p>
----------------------------------	--

る。また、研究学園地区以外は研究学園地区と均衡のとれた発展を図るよう「周辺開発地区」として整備が進められている。

都市の目標人口は、研究学園地区約 10 万人、周辺開発地区約 25 万人、あわせて約 35 万人である。(筑波研究学園都市人口：平成 28 年 4 月 1 日現在 224,755 人)

<研究者の概要>

区 分		研究者総計 (A) + (B)	日本人研究者数 (A) うち博士取得数		外国人研究 者数 (B)
国等の機関	国立機関等	483	482	223	1
	独立行政法人	10,170	8,032	4,197	2,138
	大学, 共同利用法人	5,819	2,756	2,165	3,063
公益団体等	公益法人等	281	278	114	3
	学校法人	131	73	18	58
民 間		3,547	3,519	872	28
合 計		20,431	15,140	7,589	5,291

出典 「筑波研究学園都市立地機関概要調査 (H26. 3)」 「筑波研究学園都市外国人研究者等調査 (H26. 3)」

○筑波研究学園都市内工業団地

工業団地名	事業主体	面積 (ha)	立地企業数
東光台研究団地	土地区画整理組合	89.0	37 社
筑波西部工業団地	茨 城 県	101.5	13 社
筑波北部工業団地	茨 城 県	140.8	17 社 (分譲中)
つくばサーチパーク羽成	都市再生機構	5.7	6 社
つくばテクノパーク豊里	都市再生機構	69.0	27 社
つくばテクノパーク大穂	都市再生機構	41.4	13 社
つくばテクノパーク桜	都市再生機構	65.7	6 社 (分譲中)

●茨城県科学技術振興財団支援事業の推進 (科学技術振興課)

県内の科学技術の振興に寄与することを目的とした(一財)茨城県科学技術振興財団が実施する顕彰事業や科学技術振興事業等を支援する。

- ・研究開発奨励事業 (江崎玲於奈賞, つくば賞, つくば奨励賞)
- ・つくばサイエンス・アカデミー事業
- ・科学技術振興事業 (茨城県中性子ビームラインの試験研究の技術支援等)

●つくばサイエンスツアーの推進 (科学技術振興課)

筑波研究学園都市に立地する研究機関等を貴重な地域資源として捉え、施設のより広範な公開等を促進するとともに、つくばサイエンスツアーオフィスにおいて一元的な情報提供等を行い、県内外からの誘客促進、科学技術の普及啓発等を図る。

<事業内容> つくばサイエンスツアーオフィスにおける情報提供等

- ・見学モデルコースの企画・設定及び見学施設仮予約の手配
- ・見学相談等に対する一元的な情報提供
- ・つくばサイエンスツアーバスの運行支援 等

②革新的医療技術・ロボット等の実用化

●つくば国際戦略総合特区の推進 (科学技術振興課国際戦略総合特区推進室)

総合特区で講じられる「規制緩和」や「財政・税制上の特例措置」等を効果的に活用し、「つくばを変える新しい産学官連携システム」を構築するとともに、つくばの科学技術の集積を活用した特区プロジェクトに取り組み、5年以内に目に見える成果を上げることにより、ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野で、我が国の成長・発展に貢献する。

●ロボット等次世代技術実用化の推進 (科学技術振興課, 産業技術課)

つくばに集積した研究機関等の連携により、ロボットなどの次世代技術に関する研究開発・実用化を支援するとともに、研究開発中のロボットに実証フィールドを広く提供するなど、社会実装に向けた実証を推進することにより、本県のロボット産業の育成、振興を図り、地域産

業の活性化につなげる。

③持続可能な環境・エネルギーを実現する技術開発

●バイオマス利活用の推進（農業政策課）

稲わらやもみがら、間伐材などの未利用バイオマスや家畜排せつ物、木くず、食品廃棄物などの廃棄物系バイオマスの利活用を推進し、循環型地域社会の構築と農林業の振興及び農山村の活性化を図る。

- ・バイオマス・ニッポン総合戦略いばらき推進会議の運営
- ・バイオマス利活用推進のための啓発活動の実施

●霞ヶ浦直接浄化対策検証事業（環境対策課）【別掲P. 131 参照】

●公募型新たな水質浄化空間創出事業（環境対策課）【別掲P. 131 参照】

④新たな製造・生産技術の開発

●中性子ビームラインの産業利用の推進（科学技術振興課）

J-PARC内に設置した県中性子ビームラインの産業利用の推進に取り組み、中性子を利用した研究成果から、新機能・高性能の材料創製や高付加価値型製品の開発、創薬などにつながる革新的な新技術の創出を目指す。

- ・県中性子ビームラインの運転維持管理
- ・利用者ニーズに対応する測定手法・解析手法の研究
- ・県中性子ビームラインの特性を活かした先導的研究の実施
- ・産業利用コーディネーターによる技術相談等の利用者支援
- ・中性子産業利用推進協議会等との連携による中性子の有用性に関する産業界への情報発信

(2) 日本の発展をリードする力強い産業づくり

①産業拠点の競争力強化と企業立地の促進

●戦略的な企業誘致の推進（立地推進東京本部、立地推進室、地域計画課ひたちなか整備室、事業推進課、つくば地域振興課、企業局企画経営室）

雇用の確保や地元企業の受注増、税収の増など、地域経済の活性化を図るため、今後成長が期待される業種や不況に強い業種などに対し、立地推進東京本部を中心に広域交通ネットワークなど本県の優れた立地環境や各種優遇措置をPRしながら、戦略的な企業誘致を推進する。

また、市町村等と連携して立地企業に対する企業訪問を行い、企業活動に関する課題等を抽出して、その対応に努めることで企業の事業環境の改善を図る。

- ・立地推進東京本部を中心とした誘致活動
- ・産業立地セミナー・視察会などの開催
- ・PR資料の作成及び各種メディアを活用した広報活動の推進
- ・県税の優遇措置など各種優遇措置の充実

※立地促進対策補助金、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、茨城産業再生特区 など

- ・工場等立地促進融資制度の利用促進
- ・企業立地促進法の活用支援
- ・地域再生法に基づく地方拠点強化税制の利用促進
- ・立地企業フォローアップ事業の推進
- ・その他企業のニーズに応じた活動の推進

<工場の立地動向>

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
立地件数	92	79	50	39	18	51	147	237	84
面積 (ha)	165	121	71	190	38	242	646	690	113

※平成27年調査から太陽光発電が調査対象から除外されたため、前年と比べて大幅に減少。

●本社機能移転に係る優遇制度（国税・県税）を活用した誘致活動（立地推進室、地域計画課）

本社機能移転に伴う国の優遇制度が創設されたことに伴い、本県においても全国でもトップクラスとなる県税の優遇措置を講じ、本県への本社機能移転の誘致に取り組む。

- ・対象事業：本社機能移転・拡充に伴う施設整備
- ・優遇措置：（国税）施設整備に関する特別償却又は税額控除、増加雇用に関する税額控除（県税）不動産取得税の減免（最大9/10）、法人事業税の減免（3年間、最大1/2）

●産業集積地区の形成（事業推進課、地域計画課ひたちなか整備室、企業局企画経営室）

平成14年度に策定した「茨城県産業拠点活性化計画」に基づき、高度産業の集積や新産業の創出に向けた取組を進め、競争力ある工業団地の形成を図る。

主な工業団地の位置図



	団地名	工業団地 総面積 (ha)
①	南 中 郷	36.7
②	宮 の 郷	90.9
③	那 珂 西 部	45.5
④	常 陸 那 珂	85.9
⑤	茨 城 中 央	176
⑥	茨城中央 (笠間地区)	109.1
⑦	茨 城	29.9
⑧	茨城空港テクノパーク	51.7
⑨	北 浦 複 合	192.7
⑩	つばハイテクパークゆい	85.2
⑪	阿 見 東 部	64.7
⑫	奥 野 谷 浜	130
⑬	筑 波 北 部	127.8
⑭	江 戸 崎	43

●鹿島地区の整備 (事業推進課)

鹿島臨海工業地帯は、鹿島港を中心として臨海工業団地の整備が進められ、現在、163 社 (182 工場) の企業が立地し、本県最大の産業拠点となっている。

これまで、鉄鋼、石油精製、石油化学などの基礎素材産業が集積する中、鹿島経済特区計画に基づく規制緩和等の取り組みを行ってきたが、我が国の基礎素材産業においては、グローバル競争が激化し、海外では大型プラントが相次いで建設され、国内においても事業拠点の再編・集約化が進みつつあり、地域間競争も激化している。

このような中、当工業地帯が、本県経済はもとより、我が国経済を支える産業拠点として引き続き発展を続けるためには、より一層の競争力強化を図っていく必要がある。

また、鹿島臨海工業地帯の工業集積及び人口規模にふさわしいスポーツ・文化、商業・業務、レクリエーション等の都市機能とこれらを支えるインフラを計画的に整備し、魅力ある産業文化都市の形成を図る。

○鹿島臨海工業地帯競争力強化プランの推進

当工業地帯が、引き続き、我が国経済を支える産業拠点として発展していくため、企業や市町村との連携のもと、鹿島臨海工業地帯競争力強化プランを推進する。

<鹿島臨海工業地帯企業立地状況 (H28.3) >

	団地名	面積 (ha)	工場数
工業団地 造成事業地域	高松	663	10
	神之池東部	737	30
	神之池西部	450	64
	波崎	274	28
	小計	2,124	132
海浜埋立地	南海浜 (I, II)	258	7
	北海浜 (I, II)	260	24
	小計	518	31
周辺団地	鹿島三浜ほか(※)	188	11
	奥野谷浜	86	8
	小計	274	19
合計		2,916	182

※ 波崎第2及び北公共埠頭地区を含む

●工業用水道の整備（企業局業務課）

工業用水は産業活動にとって、もっとも基礎的な要素である。豊富な工業用水の安定的な供給は、工業の発展と地域振興に必要不可欠である。また、工業用水道は、地下水の過剰くみあげによる地盤沈下など地下水障害の防止にも役立っている。

<事業概要>

名称	那珂川工業用水道事業	鹿島工業用水道事業	県南西広域工業用水道事業	県央広域工業用水道事業	合計
給水区域	(2市) 2市	(2市) 2市	(21市町村) 16市町村	(7市町村) 3市村	(30市町村) 22市町村
給水先	6社9事業所	64社72事業所	153社167事業所	12社14事業所	235社262事業所
1日最大給水量	(76,680 m ³) 76,680 m ³	(960,000 m ³) 885,000 m ³	(165,000 m ³) 125,000 m ³	(62,000 m ³) 46,000 m ³	(1,263,680 m ³) 1,132,680 m ³ 90%
取水河川等	那珂川	北浦・鯉川・地下水	霞ヶ浦・小貝川	那珂川	—
給水開始	昭和41年10月	昭和44年2月	昭和63年4月	平成13年10月	—
建設期間 (改築期間)	昭和37～平成7年度 (平成24～33年度)	昭和41～平成6年度 (平成21～33年度)	昭和55～平成29年度	平成7～29年度	—
平成28年度の 主な事業内容等	・那珂川浄水場 施設更新 ・管路更新（耐震 化）事業	・管路更新（耐震化） 事業	・関成浄水場施設 更新 ・配水管布設工事 ・管路更新（耐震化） 事業	・管路更新（耐震 化）事業	—

(注) 1 「給水区域」の欄の（ ）は給水予定市町村

(注) 2 「給水先」は平成28年4月1日現在の給水契約事業所

(注) 3 「1日最大給水量」は平成28年4月現在の施設能力。（ ）内は計画の施設能力

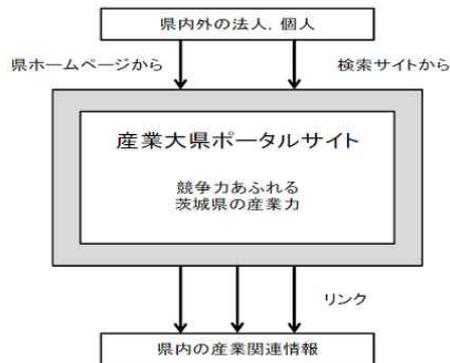
●産業大県ポータルサイトの運営（産業政策課）

(1) 産業大県ポータルサイトの目的

本県の産業に関連する情報を一元的にまとめたポータルサイト（窓口）を運営することにより、産業振興に係る支援策や産業基盤の整備、科学技術等の情報を発信し、県内産業の活性化を推進する。

(2) ポータルサイトからアクセスできる情報

中小企業支援策、工業団地、交通ネットワーク体系、科学技術、ものづくり技術、名産品、観光、求人情報等。



●首都圏中央連絡自動車道の整備（道路建設課）

都心より半径およそ40kmから60km圏の主要都市を環状に結び、首都圏の交通を分散させ、都心の交通渋滞の緩和に資する一般国道自動車専用道路である。

(1) 全体計画

- ・区間 神奈川県横浜市～千葉県木更津市
- ・延長 約300km
- ・規格 一般国道の自動車専用道路，4～6車線，設計速度80～100km/h

(2) 県内計画

- ・区間 埼玉県境（五霞町）～千葉県境（河内町）

- ・延長 約71km
- ・通過市町村 五霞町, 境町, 坂東市, 常総市, つくば市, 牛久市, 阿見町, 稲敷市, 河内町

(3) 経緯

区 間	延 長	経 緯
埼玉県境～境古河 I C	約9km	H6年度事業化 H9.2整備計画決定 H27.3供用開始
境古河 I C～つくば中央 I C	約28km	H6年度事業化 H9.2整備計画決定
つくば中央 I C～つくば J C T	約4km	H6年度事業化 H9.2整備計画決定 H22.4供用開始
つくば J C T～つくば牛久 I C	約2km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H15.3供用開始
つくば牛久 I C～牛久阿見 I C	約6km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H19.3供用開始
牛久阿見 I C～阿見東 I C	約6km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H19.3供用開始
阿見東 I C～稲敷 I C	約6km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H21.3供用開始
稲敷 I C～稲敷東 I C	約6km	H3年度事業化 H9.2整備計画決定 H26.4供用開始
稲敷東 I C～千葉県境	約4km	H4年度事業化 H9.2整備計画決定 H26.4供用開始

(4) 有料道路事業（東日本高速道路株）

- ・平成14年3月事業許可（つくば中央 I C～稲敷 I C 約24km）
- ・平成23年6月事業許可（東北道～つくば中央 I C, 稲敷 I C～東関道 約68km）

(5) 平成28年度事業概要

- ・境古河 I C～つくば中央 I C（約28km）工事

②次代を創る
革新的産業
の育成

●県内企業の中性子産業利用の促進（産業政策課）

県内中小企業による中性子利用を促進するため、J-PARCの普及啓発や利用相談に応じるとともに、J-PARC周辺機器整備等への参入を支援する。

(1) 県内中性子利用連絡協議会の運営

- ・会報等での情報発信や利用相談による中性子利用促進
- ・中性子技術講演会, 技術展示会等の実施
- ・J-PARC 周辺機器や BNCT 関連機器等への参入促進

(2) 中性子利活用事例創出の支援

- ・J-PARC の利用に不慣れな中小企業に対して, 課題申請から実験遂行, データ解析まで一貫したサポートを実施
- ・県内中小企業の利用事例を分かりやすく纏めた冊子を作成し, 利用事例創出を支援

●ベンチャー企業等の育成（産業政策課）

(1) 投資ファンドによる支援

県, 地元金融機関, (独) 中小企業基盤整備機構等の出資により, 平成26年度に組成した投資ファンドを通じ, ベンチャー企業等へ投資を行い, 創業の促進及び企業の育成を図る。

	いばらき新産業創出ファンド
ファンド規模	10億円
出資期間	約10年間 (H27.3～H36.12)
対象企業	ベンチャー企業, 中小企業※設立年数の要件なし

(2) 新事業促進融資

○創業活動支援枠（ベンチャー創業関係）（新規融資枠6億円）

融資対象	茨城県が出資したベンチャー支援を目的とする投資事業有限責任組合の投資を受けたもの
融資限度額	設備資金：2,500万円 運転資金：2,500万円（併用の場合は2,500万円）
融資期間	設備資金：10年（うち据置期間3年）以内 運転資金：7年（うち据置期間2年）以内
融資利率	償還期間によって, 年1.2～1.5%（保証付き）
保証料補助	保証料の最大5割を補助（一部を除く）

○事業革新支援枠（新規融資枠 10 億円）

融資対象	新たな事業の分野へ進出するもの、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画について県の承認を受け、経営を革新するもの等
融資限度額	設備資金：1 億円 運転資金：3,000 万円
融資期間	設備資金：10 年（うち据置期間 2 年）以内 運転資金：5 年（うち据置期間 1 年）以内
融資利率	償還期間によって、年 1.5～1.8%（保証付き）、年 2.0～2.3%（保証なし）

(3) つくば創業プラザの運営

創業や中小企業の新事業展開を促進するため、つくば創業プラザにおいて、起業家や新たな事業展開を目指す中小企業に対し、事業活動の拠点となる支援室（事務所、研究室）を提供するとともに専門家による助言や必要な支援を行う。（事務室（25 m²）16 室、研究室（50 m²）8 室）

(4) 新たな資金調達支援

クラウドファンディングの普及促進を図るセミナーを開催するとともに、地域経済の活性化に資するビジネスプランを募集し、有望なプランについてはファンド組成に向けた支援を行うなど、クラウドファンディングを活用して自由な発想による起業や第二創業など新たなビジネス展開を支援する。

●成長分野への進出促進（産業政策課）

今後、需要拡大が期待される成長分野（次世代自動車、環境・新エネルギー、健康・医療機器、食品、次世代技術）への県内中小企業の進出を促進するため、それぞれの分野ごとに必要な情報の提供や大手企業等への技術提案支援を行うほか、産学連携・異分野連携を促進し、新たな技術開発・製品開発につなげる。

(1) いばらき成長産業振興協議会の運営

- ①成長分野に関連する国、業界、研究機関の動向等に係る情報提供
- ②分野進出のパートナーとなる大手企業等との交流促進、技術提案
- ③各研究会における具体的な技術開発、製品開発の推進

(2) ヨーロッパにおける中小企業の海外販路開拓・拡大支援

ヨーロッパにおいて、糸引きの少ない納豆「豆乃香」をはじめとした、加工食品等の海外販路開拓の窓口機能を担う輸出拡大支援駐在員の配置

●グローバルニッチトップ企業の育成促進（産業政策課）

医療・介護分野で機器等の開発に取り組む潜在的な成長力のある企業に対して、ニーズ把握・シーズ発掘から研究開発・製品化・導入促進まで一貫した支援を行い、世界のトップをねらえるような中核的な企業への成長を促進するとともに、医療・介護の現場での作業負担の軽減を通じて魅力的な労働環境を創出し、就業促進を図る。

(1) 医療・介護現場での課題把握と技術シーズ、市場調査

- ・医療や介護現場の負担を軽減するための課題について現場に赴くなどの調査・検討を行い、関係機関で共有できるようデータベース化する。
- ・把握した課題の解決に資する機器等の優位性、技術シーズ等の調査を行う。

(2) 開発テーマ選定と機器開発及び機器導入支援

- ・将来有望で、現場の負荷軽減に役立つ開発テーマを絞り込み、技術開発、試作開発及び臨床・実証試験に取り組む企業を支援。
- ・開発した機器等の導入を促進するため、病院や福祉施設等に対し、機器導入（リース、購入）の補助を行う。

(3) 製品開発のマネジメント支援

- ・開発に対する助言や関係機関との連携・販路開拓など、一貫した支援を行う。

●中小企業のものづくり技術高度化の支援（産業技術課）

(1) 中小企業テクノエキスパート派遣事業

新技術開発や生産現場の改善等を支援するため、大企業OB等の専門家（テクノエキスパート）を中小企業の生産現場に派遣し、技術指導等を行う。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

(2) オンリーワン技術開発支援事業

独自技術を保有する中小企業の育成を図るため、工業技術センターが受託研究・共同研究等を実施することにより、企業の新製品・新技術開発を支援する。

(3) ものづくりマッチング支援事業

優れた技術や製品を持ちながら、営業力が不足しているため受注に結びつかない中小企業に対し、販路開拓支援を行うとともに、大企業のニーズを踏まえた技術提案を促進する。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

(4) いばらきサロン活動強化事業

つくばのシーズから中小企業が必要とする有用な技術を実用化に繋げるため、技術相談や研究情報等の提供、研究者と中小企業のネットワーク構築を支援する。

- ・新製品・新技術の開発支援（大学・研究機関との共同研究や競争的資金獲得の支援、工業技術センターによる技術相談）
- ・情報提供（つくば地区の研究・技術情報収集・提供）
- ・異業種交流と共同研究開発の支援（つくば産業フォーラムの運営）

(5) いばらき生産性向上人材育成スクール

生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する方法を総合的に学習する「いばらき生産性向上人材育成スクール」を開設し、中小企業の生産現場の改善を担う中核人材の育成を推進する。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

(6) 中小企業IoT等自動化技術導入促進事業

中小企業におけるIoTを活用した生産性の向上や、新製品・新サービスの創出による競争力強化を支援する。

(7) 次世代技術実用化産学連携事業

研究機関等の持つロボットやIoTなどの次世代技術を活用した中小企業の革新的な技術開発・新製品開発を支援する。

(8) 次世代技術活用人材育成事業

工業技術センターに研究開発の基礎と応用を学ぶ人材育成コースを設定し、中小企業の研究開発人材の育成を支援する。

●中小企業の海外販路開拓支援（産業政策課）

県内中小企業の海外販路開拓のため、（公財）茨城県中小企業振興公社に専門家を配置して、中国及び東南アジアへ派遣し、海外展示会などにおける商談支援に加え、出展後の海外バイヤー等へのフォローアップを充実させ、販売先の確保をきめ細かく支援する。

- ・輸出拡大支援員2名の配置
- ・派遣対象国は、中国及び東南アジア（食品系・ものづくり系）
- ・支援企業ごとに、方針づくりから海外の営業活動、契約締結までを支援

●中小企業の海外進出支援（産業政策課）

県内中小企業の海外展開支援を強化するため、ジェトロ茨城貿易情報センターとの連携やいばらき海外進出サポート協議会の設置、シンガポールへの職員派遣を行う。

(1) ジェトロ茨城貿易情報センターの主な業務

- ・ジェトロ職員や貿易アドバイザーによる貿易投資相談
- ・海外展開に係るセミナーや研修会の開催
- ・海外バイヤー招聘・商談会開催、海外ミッション派遣 等

(2) いばらき海外進出サポート協議会の主な役割

- ・海外進出している県内企業間での情報交換や交流の促進

- ・参加企業によるこれから海外進出を検討する企業に対するサポート 等
- (3) 常陽銀行シンガポール駐在員事務所派遣職員の主な業務
 - ・東南アジア全体の情報収集，進出企業に対する情報提供
 - ・海外進出サポート協議会や県人会等のネットワークづくり
 - ・海外展示会への出展支援 等

●北関東三県海外展開支援（産業政策課）

TPP 協定加盟国の内，国内市場や成長余力が大きく，本県と親密な友好交流関係にあるベトナムにおいて，北関東三県の観光PRを兼ねたアンテナショップを設置する。

- ・ベトナムに北関東三県のPRを兼ねた商品の販売拠点としてアンテナショップを設置
- ・アンテナショップにより現地バイヤーの関心を高め，バイヤーを招へい
- ・輸出拡大支援員を活用した小売店・レストラン等向けの販路開拓を実施
- ・販売拠点を活用した北関東三県の観光PR事業を実施し，各県への誘客を促進

●コンテンツ産業の振興（産業政策課）

産業構造の変化に対応し，本県産業の活性化を図るためには，これまでの製造業の振興に加え，今後の成長が期待されるソフト分野の産業振興に取り組んでいくことが重要であることから，クリエイターの育成やビジネス展開を支援し，コンテンツ産業の振興を図る。

- (1) 「いばらきクリエイターズハウス」の管理運営
- (2) 入居者を中心としたクリエイターのスキルアップ支援
 - ・スキルアップのためのセミナー開催
 - ・スキルアップにつながる県施策PRポスター等の制作支援
 - ・クリエイター同士の連携による新分野コンテンツの制作支援
- (3) ビジネス展開支援
 - ・「コンテンツ活用ブランド力UP補助金」

県内クリエイターと県内中小企業の連携により，クリエイターの育成及び中小企業のブランド力・競争力の強化につながるコンテンツを制作する場合，その一部を補助
 - ・入居するクリエイターや本県に縁のあるクリエイターの作品を集めた「いばらきコンテンツコレクション」の開催
 - ・展示・商談会の出展支援
- (4) コンテンツ関係のコンテスト開催

●知的財産の利活用の推進（科学技術振興課，産業技術課）

知的財産の有効活用を図るため，知的所有権センターにおいて特許等の出願に関する相談に応じるとともに，特許に関する情報提供や大学・研究機関等の未利用特許等の紹介，斡旋等を行う。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

また，県が保有する知的財産についても，適切な運用管理や，企業等への統一的なPRを通じて一層の利用促進を図る。

- ・知財情報の提供，専門家による知財相談
- ・大学，研究機関等の未利用特許等の企業への移転斡旋
- ・シーズ実用化検討会の開催
- ・県有知的財産に係る利用促進方策の適切な運用

③高付加価値を
生み出すものづくり
産業の育成

●中小企業のデザイン開発力向上の支援（産業技術課）

デザインセンターにおいて，デザイン相談や開発支援等を行い，中小企業のデザイン開発力の向上を支援する。

- ・デザインコーディネーターによるデザイン開発相談
- ・いばらきデザインセレクションの選定
- ・いばらきデザインフェアの開催

●いばらき産業大県創造基金事業（産業政策課、産業技術課、中小企業課、観光物産課）

（公財）茨城県中小企業振興公社に造成した「いばらき産業大県創造基金」の運用益により、中小企業等が行う地域資源の活用による新商品開発や大学等との連携による新製品開発、さらには新時代に対応した新たなサービス産業の創出等への取組に対し支援を行う。

<事業概要>

基金管理者：（公財）茨城県中小企業振興公社

基金総額：75 億円

助成事業：

(1) いばらき地域資源活用プログラム

本県の強みとなる農林水産物、産地技術、観光資源などの地域産業資源等を活用した新商品開発や創業、展示会出展等の販路拡大のための取組を支援

(2) いばらきものづくり応援プログラム

大学等と連携して行う新製品開発や、展示会出展、国際認証取得等の販路拡大のための取組を支援

(3) いばらきサービス産業新時代対応プログラム

介護や福祉、子育て支援等の社会的課題を解決するソーシャルビジネスなど、時代のニーズに対応した新たなサービスの事業化や展示会出展等の販路拡大のための取組を支援

●大規模小売店舗立地法の運用（中小企業課）

大規模小売店舗立地法に基づき、大型店設置者に対して、学識経験者による審議会等の結果を踏まえ、交通対策、騒音対策、廃棄物対策など、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮を求める。

●地場産業等の育成（産業技術課）

地場産業の育成を図るため、伝統的工芸品産業や地場産業の組合等が実施する新商品開発や販路開拓、後継者育成等の取組を支援する。

- ・地場産業組合等が実施する新商品開発、販路開拓等の事業に助成（補助率 1 / 2）
- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づく事業者認定による販路開拓支援
- ・デザイナー等と連携した伝統的工芸品等の商品開発と試験販売、ホテル等を活用した地場製品の販売と併せ、伝統工芸品に係る若手技術者の技術力向上等の人材育成を支援する。

●笠間陶芸大学校の開校（産業技術課）

県立笠間陶芸大学校を平成 28 年 4 月に開校し、特任教授 2 名の指導の下、陶芸に関する専門的な知識及び高度で多様な技術等を習得させることにより、産地を担い、現代陶芸をリードする陶芸家の輩出を目指す。

また、笠間焼の芸術性・デザイン性の向上に取り組み、陶芸産地としてのブランド力の向上を図る。

(1) 特任教授・外部講師による新カリキュラムの実施

- ・多様な技法や表現方法の習得、外部講師による特別講座やワークショップの開催

(2) 広報・宣伝活動及び入学生の募集・試験の実施

- ・特任教授による県内外美術大学等訪問、オープンキャンパスの開催、入学試験等
- ・現代的な陶芸作品の展示

④時代の変化に
適応した
商業・サービス
産業の育成

●いばらき産業大賞の運営（産業政策課）

(1) いばらき産業大賞の目的

本県産業の発展を支え、地域経済の活性化に対する貢献が顕著であると認められる企業等を表彰することにより、受賞した企業の更なる発展を支援し、競争力あふれる産業大県づくりを推進する。

(2) 表彰

いばらき産業大賞及び同奨励賞

●中心市街地の活性化（中小企業課）

中心市街地における都市機能の増進及び商業機能の強化を一体的に推進するため、中心市街地活性化法に基づく市町村の基本計画作成及び商工会・商工会議所等が行う活性化への取組に対して支援を行う。

<事業の概要>

○中心市街地活性化対策連絡会議事業

中心市街地活性化の促進を図るため、市町村及び関係団体等とともに、各市町村の活性化に向けた多様な取組に関する情報交換を行う。

●地域商店街の活性化（中小企業課）

(1) 商店街活力向上支援事業

①商店街活性化コンペ事業

活性化の取組を公募し、公開審査会により選定された優れた取組を支援する。

補助対象	任意グループ，商店街団体等（県直接補助）
対象事業	若手事業者等が実施する斬新で効果的な活性化事業
定額補助	最優秀プラン：1,500千円×1事業，優秀プラン：1,000千円×3事業以内

②魅力ある商店街づくり支援事業

地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた活性化プランの策定及びプランに基づく活性化事業について、市町村とともに継続支援する。

補助対象	市町村（商店街団体等への間接補助）
対象事業	商店街活性化プラン策定，プランに基づく活性化事業
補助率	県40%
補助限度額	1年目：900千円/年 2,3年目：1,200千円/年 補助期間：最大3年間

(2) いばらき商人塾事業

中小商業及び商店街の活性化を促進するため、魅力ある個店づくりのための実践的知識を修得する研修、及び商店街リーダーが商店街活性化手法等を修得する研修を実施する。

①あきんど育成コース（事業者向け研修）

- ・対象者：店主，後継者等
- ・研修内容：顧客満足度向上，集客力・販売力強化，効率的店舗経営等の手法 等

②商店街コンダクター育成コース（商店街リーダー向け研修）

- ・対象者：店主，まちづくり団体関係者等
- ・研修内容：リーダーのあり方，地域住民との連携策，地域課題への対応策 等

●地域資源活用・農商工等連携の推進（観光物産課，販売流通課）【別掲P.49参照】

●いばらき産業大県創造基金事業（産業政策課，産業技術課，中小企業課，観光物産課）

【再掲P.47参照】

⑤中小企業の経営革新と経営力の強化

●経営革新の促進（中小企業課）

中小企業の経営力強化を図るため、新商品の開発や新たな生産又は販売方式の導入などによる経営革新を促進する。

<事業の概要>

「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業が策定した経営革新計画を県が承認する。

- ・各商工会等において、中小企業の経営者を対象とする経営革新セミナーを開催し、経営革新計画の策定を促進する。

- ・県、金融機関、支援機関等で構成する「茨城県中小企業経営革新協議会」により、経営革新計画承認制度の普及に向けた検討を行う。
- ・計画承認企業に対し、中小企業診断士等の専門家による指導・助言を行い、計画の実現を図る。
- ・優れた取組を実施した企業を表彰する等により、経営革新計画の普及・啓発を図る。

●**地域資源活用・農商工等連携の推進（観光物産課、販売流通課）**

農林水産物や鉱工業品、観光資源などの地域資源の活用や、農林漁業者と商工業者等との連携による新商品開発等の取組を促進するため、農林漁業関係団体や商工関係団体、金融機関等で構成する全県的な推進組織や、いばらき産業大県創造基金を活用した支援等を行う。

●**経営課題の解決（中小企業課）**

中小企業等に、中小企業診断士などの専門家（マネジメントエキスパート）を派遣し、様々な経営課題の解決を図る。

●**中小企業等の新事業創出支援（産業政策課）**

創業や中小企業の新事業展開を促進するため、（公財）茨城県中小企業振興公社に、総合相談窓口「ベンチャープラザ」を設置し、専門家等によるきめ細かな支援を行う。

(1) 総合相談窓口運営

創業や経営革新、資金調達、技術開発、販路開拓など、中小企業者等が抱える様々な課題の解決を図るため、経営や技術の専門家等による継続的な支援を行う。

(2) いばらき創業塾開催

創業を目指す者又は創業間もない者を対象に、起業活動に必要な知識の習得を図る研修会を開催するとともに、ビジネスプラン発表会を実施する。

●**小規模企業等の経営力向上の促進（中小企業課）**

小規模事業者の経営力の向上を図るため、経営者または後継者等を対象として、経営に関する体系的かつ実践的な講習会「いばらき経営向上塾」を開催する。

<研修内容等>

- ・研修時間：30 時間（2 時間／回×15 回）程度 ※19～21 時頃を予定
- ・カリキュラム：経営戦略、財務分析、資金計画、マーケティング、IT 活用、経営革新、リスクマネジメント、演習 等
- ・いばらき経営向上塾公開講座及び交流会の開催

●**被災事業者への金融支援（産業政策課）**

平成 28 年度においては、東日本大震災復興緊急融資や関東・東北豪雨災害緊急対策融資の継続実施により、被災中小企業の資金繰りを支援することで、被災地域の早期の復旧・復興を図る。

○東日本大震災復興緊急融資（新規融資枠：H28 当初 240 億円）

融資対象	東日本大震災や原発事故により、直接被害や間接被害・風評被害を受けた場合
融資限度額	設備資金：8,000 万円、運転資金：8,000 万円、併用：8,000 万円
融資期間	10 年以内（うち据置期間：設備資金3年以内、運転資金2年以内）
融資利率	償還期間によって、年1.2～1.5%（保証付き）
保証料補助	保証料の5割を補助

○関東・東北豪雨災害緊急対策融資（新規融資枠：H28当初 10億円）

融資対象	関東・東北豪雨の影響により、直接被害や間接被害を受けた場合
融資限度額	設備資金：8,000万円，運転資金：8,000万円，併用：8,000万円
融資期間	設備：13年（据置3年），運転・併用：10年（据置2年）
融資利率	償還期間によって，年1.2～1.6%（保証付き） （融資額のうち1,000万円まで貸付後3年間に限り0.6%）
保証料補助	直接被害：10割，間接被害：5割（一部を除く）
利子補給	直接被害：10/10， 間接被害：融資額のうち1,000万円以内10/10， 融資額のうち1,000万円超1/2 ※融資実行後3年間に限る

●被災中小企業の復興に向けた取組支援（中小企業課）

関東・東北豪雨により被災した中小企業の復興を図るため，（公財）茨城県中小企業振興公社に造成した「茨城県関東・東北豪雨被災中小企業復興支援基金」の運用益を活用し，復興イベントや販路開拓などの取組を支援する。

<事業概要>

- ・基金総額 300億円
- ・運用 （公財）茨城県中小企業振興公社
- ・基金事業 被災中小企業復興計画策定支援事業（事業主体：市町，商工会等）
被災地復興イベント事業（事業主体：市町，商工会，商店街等）
被災中小企業等販路開拓等支援事業（事業主体：中小企業グループ）

●技術・技能の継承の促進（職業能力開発課）【再掲 P. 25 参照】

●職業訓練の充実（職業能力開発課）【再掲 P. 17 参照】

⑥希望に応じた雇用・就業環境の整備

●雇用・就職の促進（労働政策課）

いばらき就職・生活総合支援センター及び各地区センターにおいて，就職相談からキャリアカウンセリング，能力開発支援，職業紹介まで一連の就職支援サービスを提供する。

また，若年者や女性，中高年齢者，障害者に対して各種事業を実施し，就職を促進する。

さらに，いばらき就職・生活総合支援センターにおいて，就職支援と併せ，生活に関する相談業務を行うなど，求職者に対する総合的な就職・生活支援を行う。

(1) いばらき就職・生活総合支援センター及び各地区センターの就職支援

就職相談等の支援	・キャリアカウンセラー及び就職相談員による就職相談，職業紹介等の実施 ・各センターに配置した求人開拓員による求人情報の収集 ・各地区センターから遠距離の市町村への出張相談の実施
若年者等の正規雇用支援	・職業意識の形成や基礎能力の習得を図るセミナーの実施 ・年長フリーターや離職者に対する就職支援セミナーや就職面接会の実施 ・高校との連携による高卒未就職者の登録及び就職支援の実施 ・高校生等に対する就職支援セミナーや大学との連携による出張セミナーの実施

(2) 若年者等に対する就職支援

若年者等の就職を支援するため，大卒等就職面接会を開催する。

「大好きいばらき就職面接会」の開催	大学卒業予定者等を対象として開催
若者正規雇用化支援スキルアップ事業	体系化した講義形式によるビジネスマナー等の基礎研修を集中的に実施し，就職面接会や職業訓練への参加を誘導し正規雇用化を図る。

(3) 女性の就職支援

育児等を理由に離職した女性の再就職を支援するため、女性の採用に意欲的な企業を集めた説明会を開催するとともに、いばらき就職・生活総合支援センター（水戸市）にマザーズ相談窓口において円滑な就職を支援する。

(4) 高齢者の就職支援

高齢者の就業及び生きがい対策であるシルバー人材センター事業の普及・拡大を図るため、公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の運営費の一部を補助する。

(5) 障害者の就職支援

障害者の雇用促進を図るため、障害者就業・生活支援センターの充実に努めるとともに、国等と連携して、障害者就職面接会や職場適応訓練を実施する。

●雇用機会の創出（労働政策課）

国の交付金を財源に造成した「茨城県雇用創出等基金」を活用し、被災地域において将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待される事業の事業主が被災求職者を雇用した場合に、産業政策と一体となった雇用面からの支援を行う事業復興型雇用創出事業を実施する。

●いばらき労働相談センターの運営（労働政策課）

勤労者をとりまく厳しい状況に対応するため、労使がより相談しやすい体制を整備するとともに、いばらき就職・生活総合支援センターと連携した支援を行うための労働相談窓口を設置する。

いばらき労働相談センター	水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職・生活総合支援センター内 平日：9：00～20：00 土日：10：00～16：00
--------------	---

●地域産業を支える人材の確保（労働政策課）

本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、インターンシップの実施をはじめ、都内学生等を対象とした合同就職面接会の開催や県内学生向け企業セミナーの実施等により、本県へのU I Jターンと地元定着を促進する。

●地域しごと支援センター（労働政策課）

本県産業を支える人材の確保に向けて、新卒者をはじめ、県内への転職者及び移住・二地域居住希望者を大都市圏等で掘り起して、本県への還流を促進するため、地域の仕事情報や移住等に係る生活情報を一元的に収集・発信するとともに、移住希望者等の個別相談や現地案内にも対応するため、「いばらき就職支援センター」内に、「いばらき地域しごと支援センター」を設置する。

●プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（産業政策課）

プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、民間人材ビジネス事業者と連携して中小企業に必要なプロフェッショナル人材（※）の採用を促進することにより、県内中小企業の成長や経営改善を図る。

※新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

●ベンチャー企業等の育成（産業政策課）【再掲 P. 43 参照】

●起業家教育事業（産業政策課）【再掲 P. 18 参照】

●仕事と生活の調和の推進（労働政策課）【再掲 P. 23 参照】

(3) 農林水産業の成長産業化

①安全・安心で
高品質な農産物
を安定供給でき
る産地づくり

●茨城農業改革の推進（農業政策課）

茨城農業改革大綱（2016-2020）に基づき、「人と産地が輝く、信頼の『いばらきブランド』」を改革の基本方向に掲げ、安全・安心で高品質な農産物を安定的に供給するこれまでの取組に加え、ブランド化や6次産業化、輸出などに取り組む革新的な産地づくりや、経営感覚に優れた経営体の育成などを進め、消費者が満足する価値ある農産物を提供することにより、信頼に応え発展する「いばらき農業」を目指す。

●新たな産地改革への取組の支援（農業政策課）

「人と産地が輝く、信頼の『いばらきブランド』～消費者のベストパートナー茨城農業～」の確立を目指し、ブランド化や6次産業化、輸出など、「強み」を創り・高める革新的な産地とそれを支える経営体の新たな取組を支援し、茨城農業改革を推進する。

●革新的な園芸産地の育成

(1) 県オリジナル品種を活用したトップブランド化の推進

「イバラキング」「いばらキッス」については、厳格な生産基準・品質基準を設定するとともに、有効積算温度計や環境測定器の導入などの高品質安定生産に向けた取り組みを支援することにより差別化商品づくりを推進する。この差別化商品を「特選」としてトップブランドに位置づけ、都内高級果実専門店での販売や、販路の拡大、集中的なPR等により知名度を高める。

また、実需者からのニーズであるロットの拡大については、各産地における経営的課題を明確化するとともに技術指導や生産基盤の支援を行い、作付面積の拡大を図っていく。

「恵水」については、平成25年度から苗木の販売を開始し、今年度から果実の本格的な販売を開始することから、ブランド化が図られるよう、産地と連携した販売の一元化や高級果実専門店等への販売促進を行う。

施策名	施策内容
園芸産地ブランド力強化支援事業	本県農林水産物のブランド化を推進するため、県オリジナル品種「イバラキング」「いばらキッス」により、ブランド化のけん引役となる差別化商品づくりを支援するとともに、産地の課題解決に必要な試験研究を行う。

(2) 地域ブランド化の推進

青果物銘柄産地等を対象に、第三者認証制度等を活用した差別化商品づくりや広域連携産地商品開発等の有利販売につながる取り組みを支援し、他産地にまねできない強みのある産地づくりを推進する。

施策名	施策内容
地域ブランド力強化支援事業	青果物銘柄産地等自らが強みを見出すための検討会を行い、差別化商品づくり、地域連携による広域産地商品の開発など、有利販売につながる活動に取り組み、地域ブランド力を強化する。

(3) 市場提案・業務用向け新産地の育成

市場卸売会社等からの提案に基づくマーケットインの視点による新品目や、加工・業務用向け野菜等を導入する新産地を育成するとともに、大型契約取引に対応できる施策を検討する。

(4) 施設機械等の整備

このような革新的な園芸産地の育成にあたっては、高軒高ハウスなどの次世代型施設園芸産地のための施設整備や、ICTや環境制御システムなどの革新的な技術を積極的に活用するための機械整備を推進する。

施策名	施策内容
農産園芸共同利用施設整備事業	産地において、販売価格の向上、販売量の増大及び生産流通コストの低減を推進し、収益力を向上させる取り組みを支援し、園芸作物の安定供給体制の確立を図る。
いばらきの園芸産地改革支援事業	消費者や実需者に対応した高品質な農産物を安定的に供給するために、必要な機械の・施設の導入、コスト低減や作業省力化のための高性能機械等の導入を支援し、競争力の強い園芸産地の育成を図る。

●買ってもらえる米づくり（産地振興課、販売流通課）

(1) 経営所得安定対策の周知・加入促進

米・麦・大豆やそばなどを対象として稲作農家の経営の安定と水田の有効活用を図るため、経営所得安定対策の説明会の開催等により制度の周知に努めるとともに加入促進を図る。

・平成 28 年産米の需要量に関する情報【主食用米の生産目標数量】

全国 7,430,000 トン（面積換算値 1,400,000ha）

本県 333,776 トン（面積換算値 63,698ha）

○主な国の施策

施策名	施策内容
畑作物の直接支払交付金	麦・大豆やそばなどの生産目標数量に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する。
水田活用の直接支払交付金	水田で麦・大豆や新規需要米などの戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金を面積払いで直接交付する。 なお、飼料用米と米粉用米については、数量払いを導入する。
米の直接支払交付金	米の生産目標数量に従って生産を行った販売農家等に対して、平成 29 年産までの時限措置として「米の直接支払交付金」を交付する。

○県における施策の展開

経営所得安定対策の円滑な実施による食料自給率の向上と、米の生産調整の実効性の確保による水田農業経営の安定を図るため、新規需要米の推進や高品質米生産に向け、以下の施策に取り組む。

施策名	施策内容
農産振興条件整備支援事業	飼料用米や米粉用米などの新規需要米の作付け拡大や高品質米生産に必要な施設や機械などの整備に対し支援する。

(2) 茨城の「買ってもらえる米づくり」の推進

「消費者や実需者を買ってもらえる米づくり」を推進するため、県産米全体の品質の底上げを図るとともに、食味評価向上の取組などを支援し、全国規模の各種お米コンテスト等において高評価を獲得できる産地の育成を図る。

また、県オリジナル品種「ふくまる」について、品質基準を満たす栽培管理の徹底など、ブランド化に向けた生産、販売の取組を支援する。

さらに県産コシヒカリの統一銘柄「いばらきのガンバリコシヒカリ」や「地域オリジナル米」のPRにより、本県産コシヒカリ全体のイメージアップを図る。

事業名	事業内容
買ってもらえる米づくり推進事業	特色ある産地づくりに向けて、モデルは場などを通しての良食味米生産技術の確立・普及や、県オリジナル品種「一番星」の普及拡大など、安定生産・品質向上の取組を支援する。
茨城県産米ブランド確立事業	県産米の販売力強化を目的に、「ふくまる」のブランド化推進と販売体制の確立、「コシヒカリ」の銘柄化と販促活動を支援する。

「ふくまる」による茨城米競争力強化事業	「ふくまる」推進協議会において、ブランド化に向けた振興戦略を策定するとともに、安定多収、大粒生産を実現するための実証ほの設置や、先進的栽培技術の確立などを行い、「ふくまる」の普及拡大を推進する。
---------------------	---

●いばらきの産地パワーアップ支援事業の推進（産地振興課）

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を全ての農作物を対象として総合的に支援する。

●先進技術の開発と普及（農業経営課）

本県農林水産物の商品性向上や農業経営における低コスト化を図るため、バイオテクノロジー等を利用した実用化技術の開発を推進する。

<これまでの主要な成果>

- ・収量及び養分吸収特性に応じたレンコン「金澄20号」、「金澄34号」の効率的施肥法の開発
- ・「ふくまる」の栽培に適した全量基肥肥料の開発
- ・ナシ「恵水」の収穫適期判定のための果色カラーチャートの開発
- ・臭化メチル剤を使用しないピーマンモザイク病の防除体系の確立
- ・バイオプシー家畜胚の保存技術の確立
- ・体細胞クローン牛の作出と検定法の確立
- ・たい肥を活用した施肥設計システム「たい肥ナビ」の開発
- ・抵抗性クロマツ等の優良種苗増殖技術の開発
- ・菌根性きのこを活用した林業用苗木の育苗技術の開発

○品種登録及び出願中の品種

作物名	品種名	特性・特徴	品種登録状況
稲	ゆめひたち	中生，短稈で栽培しやすい良食味米	H12年7月登録
	ゆめのはたもち	中生の晩，陸稲糯品種，加工特性に優れる	H12年2月登録
	ひたちはたもち	早生，陸稲糯品種，千粒重が大きく多収	H20年3月登録
	ひたち錦	酒米，大粒で多収，醸造好適米	H15年3月登録
	一番星	極早生，大粒，良食味，早場米地帯に適	H26年5月登録
	ふくまる	早生，大粒，炊飯特性良好	H26年5月登録
ペニバナインゲン	常陸大黒	黒色大粒豆，品質極良	H14年7月登録
ねぎ	ひたち紅っこ	葉鞘太・長，濃赤紫，良食味，鍋物向き	H19年8月登録
いちご	ひたち姫	大果，5～6月収穫，良食味	H21年2月登録
	いばらキッス	良食味，乱形・奇形果発生少，形状良	H24年12月登録
メロン	イバラキング	大果，5～6月収穫，良食味	H22年9月登録
しそ	ひたちあおぼ	葉形良，外観品質優	H24年2月登録
クリ	神峰	早生，大果，良食味	H15年2月登録
なし	早水	早生，大果，糖度高	H23年12月登録
	恵水	9月下旬収穫，糖度高，日持ち良	H23年12月登録
きく	常陸サマーレモン	レモンイエロー色，頂点咲き，7月中旬開花	H22年3月登録
	常陸サニーホワイト	白色，頂点咲き，7月中旬開花	H22年9月登録
	常陸サマーゴールド	黄色，8月中旬開花	H22年9月登録
	常陸サマールビー	赤紫色，頂点咲き，8月中旬開花	H23年3月登録
	常陸オータムホワイト	白色，9月中旬開花	H23年3月登録
	常陸オータムパール	白色，9月中旬開花	H23年3月登録
	常陸オータムレモン	レモンイエロー色，8月下旬～9月上旬開花	H23年3月登録
	常陸サニールビー	濃赤紫色，頂点咲き，6月中下旬開花	H23年3月登録
	常陸サマースノウ	白色，頂点咲き，7月下旬～8月中旬開花	H23年3月登録
	常陸サマールージュ	濃赤紫色，頂点咲き，7月下旬～8月上旬開花	H27年3月登録
	常陸サマーシルキー	白色，頂点咲き，7月下旬～8月上旬開花	H27年3月登録
	常陸サニーパニラ	白色，頂点咲き，6月下旬～7月上旬開花	H27年3月登録
	グラジオラス	プリンセスサマーイエロー	黄色にオレンジ色の覆輪，上向きらせん状花，早生
常陸あけぼの		オレンジ色の中輪系，極早生	H20年3月登録
常陸はなよめ		ピンク色に白のぼかし，耐病性強	H24年1月登録
カーネーション	さんご	淡い黄橙色に赤色の条斑，フラワーアレン	H25年1月登録

		ジメント・花束向け	
	きらり	地色が薄い黄色で、極薄いピンク色の覆輪が入る。スプレータイプの大輪系	H27年3月登録
	ふわわ	地色が薄い白色で、極薄ピンク色の覆輪が入る。スプレータイプの早生で収量が多い	H27年3月登録
イタリアンライグラス	はたあおば	晩生、多収、耐倒伏性	H18年2月登録
	優春	硝酸態窒素含有量低、耐倒伏性	H20年3月登録
	アキアオバ3	晩生、多収、耐倒伏性	H21年3月登録
	ハルユタカ	多収、高消化性	H27年10月出願公表
	那系33号	冠さび病抵抗性品種	H28年2月出願
しば	つくば姫	緑化期間長、濃緑、茎が密	H19年2月登録
	つくば輝	緑化期間長、茎太、都市緑化向け	H19年2月登録
	つくば太郎	緑化期間長、生育旺盛、都市緑化向け	H19年2月登録
センリョウ	紅珠	赤実の品種、高品質、多収性	H28年5月登録
	黄珠	黄実の品種、収量高い	H28年5月登録

発 明 の 内 容	登 録 ・ 出 願 状 況
局所施肥方法及び施肥ノズル	H23年3月特許登録
養液栽培装置と方法	H20年10月特許登録
栗甘露煮の製造法	H23年3月特許登録
葉菜類の鮮度保持方法	H24年12月特許登録
局所施肥方法及び施肥ノズル	H25年4月特許登録
養液栽培装置と方法	H26年7月特許登録
流し込み施肥装置と水田への施用方法	H28年3月特許出願

●農産物の適正な生産管理の徹底（産地振興課）

安全・安心ないばらきの農産物を消費者に供給するため、農産物の生産工程を管理するGAP手法を生産現場へ普及し、適正な生産管理の徹底を推進する。

●安全・安心な畜産物の生産（畜産課）

消費者に信頼される安全・安心な畜産物を生産するために、牛海綿状脳症（BSE）関連対策の推進、生産履歴情報の公開、畜産物の放射性物質検査と結果の公表などを推進する。

(1) 牛海綿状脳症（BSE）関連対策の推進

- ・48か月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査を実施

(2) 県産牛の生産情報公開システムの活用推進

- ・県産牛の生産・飼養管理情報を消費者の誰もが検索できるトレーサビリティシステムの活用推進

(3) 畜産物の放射性物質検査と結果の公表を実施

- ・牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の放射性物質検査と結果の公表を実施

●高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化（畜産課）

茨城県産の鶏卵、鶏肉の安全を確保するため、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策を実施する。

(1) 発生予防対策

- ・異常鶏発見時の早期通報の徹底と死亡羽数の報告
- ・農場の飼養状況の定期的報告と農場立入検査（年1回以上）

(2) 侵入・監視体制

- ・鳥インフルエンザの侵入リスクが高い地域の農場を選定し、毎月検査
- ・100羽以上を飼養する全ての農場について、年1回検査
- ・湖沼に飛来する水禽類やカラスなど留鳥の検査

(3) まん延防止対策

- ・万一の発生に備えた防疫シミュレーションの実施や防疫資材の備蓄、防疫対応マニュアルの整備、応援協定の締結

●**エコ農業の推進（産地振興課、販売流通課、畜産課、農村計画課）**

本県農業が、今後とも県内のみならず首都圏への食料供給という責務を担い、持続的な発展を遂げていくため、自然環境と調和した営農活動の取組を進め、「エコ農業」を全県的に推進する。

(1) エコ農業の全県的推進

○エコ農業の推進

- ①地域におけるエコ農業の取組の推進
- ②化学肥料と化学合成農薬の5割以上を削減するための作物別栽培技術指針の活用
- ③エコ農業の取組や特別栽培農産物の認知度向上
- ④エコファーマーの認定推進や技術的支援及び有機農業推進への支援

○エコ農業の取組への支援

- ①地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある営農活動等に必要な掛かり増し経費への支援
- ②畜産環境負荷削減対策の推進
- ③農業排水の再利用による循環かんがいシステムの構築及び普及

(2) 事業の概要

事業名	事業概要
エコ農業茨城拡大推進事業	自然環境と調和した営農活動の取組を進め、エコ農業を推進するとともに、特別栽培農産物等の認証制度の活用により、農産物の差別化、高付加価値化を図る。また、環境保全型農業に資する栽培技術を確立するとともに、「茨城県有機農業推進計画」に基づく、有機農業の取組を進める。
環境保全型農業直接支払事業	化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行う。
資源リサイクル畜産緊急対策事業	高品質な堆肥の生産・流通を促進し、家畜排せつ物の適正利用を図るために必要な施設・機械等の整備を支援することにより、畜産業に起因する環境負荷削減を進める。
農業排水再生プロジェクト事業	霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、霞ヶ浦から直接または流域内の河川等から取水している土地改良施設を活用し、農業排水を農業用水として循環させ、霞ヶ浦への排水流出を抑える「循環かんがいシステム」の構築を行う。

●**畜産環境保全対策の推進（畜産課）**

畜産農家と耕種農家の連携により、家畜排せつ物処理施設の整備と堆肥の有効利用による資源循環型農業を促進する。

また併せて、霞ヶ浦流域における畜産環境負荷削減対策を推進する。

(1) 霞ヶ浦流域の畜産による負荷削減対策の推進

畜産は本県農業産出額の1/4を担う重要な基幹部門となっているが、一方では霞ヶ浦の汚濁負荷の要因の一つになっていることから、堆肥の届出を推進するとともに、霞ヶ浦流域内畜産農家と流域外耕種農家のマッチングによる良質堆肥の広域流通を促進する。

事業名	事業内容
良質堆肥広域流通促進事業	「茨城県堆肥利用促進協議会」へ堆肥コーディネーターを設置し、堆肥の広域流通促進活動を支援する。 また、堆肥利用集団による堆肥利用実証圃設置などを支援することにより、生産現場における堆肥利用の拡大を図る。

(2) 家畜排せつ物処理施設等の整備に対する助成

家畜排せつ物の処理・利用を推進するため、堆肥化施設、運搬機械等の整備に対して支援する。

(3) 家畜排せつ物の農外利用促進

家畜排せつ物の農外利用を促進するため、エネルギー源としての利用方法について、モデ

ル農場の設置等を通じて調査・検討し、新たな家畜排せつ物処理及び再利用を推進する。

●自給飼料に立脚した畜産経営の推進（畜産課）

自給飼料の生産拡大、遊休農地等における放牧などを推進し、自給飼料に立脚した畜産経営、安全・安心な畜産物の供給体制の構築を図る。

○飼料増産対策事業

- ・飼料増産推進会議を開催するとともに、飼料の生産拡大のための指導等や飼料用米、稲WC S等における耕種農家とのマッチングを実施
- ・飼料自給率の向上を図るため、耕作放棄地等での放牧の普及・拡大を推進
- ・自給飼料生産体制の整備に対して支援

●TPP協定に対応した畜産経営の生産基盤強化（畜産課）

(1) 畜産経営体の競争力強化

農業生産法人、JA、市町村など地域の関係者が連携して収益性の向上や生産基盤の強化を図ろうとする取組を支援する。

事業名	事業内容	補助対象
畜産競争力強化対策整備事業	畜産経営体と関係者が地域で協議会を設置して、地域の収益性向上を図るための計画を策定し、その計画に基づき畜産の収益性の向上に資する家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設等の施設整備の要する経費の1/2以内を助成する。	畜産経営体等

(2) 乳用雌牛の導入支援

家族経営を中心とした酪農家への乳用雌牛の導入を支援する。

事業名	事業内容
家畜生産性向上対策事業（乳用雌牛導入支援分）	乳用雌牛流通のための地域内流通マッチングシステム構築や乳用雌牛導入の取組等に対して支援する。

(3) 和牛繁殖雌牛の導入支援

規模拡大を図る和牛の繁殖農家や一貫経営に経営転換する常陸牛指定生産者への和牛繁殖雌牛の導入を支援する。

事業名	事業内容
和牛生産基盤強化対策事業	規模拡大を図る和牛繁殖農家や繁殖・肥育一貫経営に取り組む常陸牛指定生産者に対し和牛繁殖雌牛の導入を支援する。

(4) ブランド豚肉生産拡大事業

県が開発している肉質に優れた種豚を活用し、本県産豚肉のブランド化を推進する。

事業名	事業内容
ブランド豚肉生産拡大事業	養豚研究所が開発している肉質に優れた種豚を活用した豚肉のブランド化を推進するため、種豚を安定的に生産者に供給するための施設整備を行うとともに、種豚を活用した豚肉の生産から流通・販売におけるブランド戦略を策定する。

●生産基盤の整備（農地整備課）

(1) 生産基盤の整備

大規模経営や複合経営の展開を可能とする水田や畑のほ場の区画整理や水田の汎用化、水田や畑における基幹的農業水利施設の新設・更新、農作物の流通を担う農道の整備など、農業生産の基礎となる生産基盤整備を進める。

事業名	地区数	事業内容
経営体育成基盤整備事業	41	将来の農業生産を担う経営体（担い手）を育成し、その担い手が地域農業の中心的役割を果たせるよう、必要となる区画整理や用排水路、農道等の基盤整備を総合的に実施する。
県営かんがい排水事業	34	水利用の安定と合理化を図るため、農業生産の基礎となる水利条件を整備する。 ・用水機場、排水機場、用水路工、排水路工
県営畑地帯総合整備事業	17	畑作農業経営の体質強化を図るため、農業用排水施設や農道及び区画整理等の基盤整備を総合的に実施する。
計	92	

(2) 農業水利施設の長寿命化対策

農業水利施設の適切な保全管理に努めるとともに、既存施設の有効活用と施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図るため、計画的な施設の補修・更新を進める。

(3) 生産基盤の整備とあわせた農地流動化

低コスト化農業の実現を図るため、ほ場整備と一体的に農地流動化を推進する。

目的	事業名	地区数	事業内容
農地流動化 (ソフト)	経営体育成関連流動化促進事業	10	地域の合意に基づく土地利用調整等を促進し、農地の利用集積の促進を図る。
	農地集積基盤整備推進事業	7	貸手農家の土地改良事業分担金の軽減を図ることにより、担い手への農地集積を促進する。

(4) 畑地かんがい活用型大規模産地の育成

事業名	対象地区	事業内容
畑地かんがい活用大規模産地育成事業	石岡台地 鹿島南部 ほか2地区	消費者に安全で新鮮・高品質な青果物を安定的に供給するため、畑かんマイスターの派遣等により国営農業水利事業で確保した用水の有効活用を促進し、高収益な園芸産地の育成を図る。

●広域営農団地農道の整備（農村環境課）

農業生産性の向上と流通の合理化を進めるため、基幹となる農道の整備を実施する。

地区名	関係市町村	関係面積	主要工事及び数量	総事業費	進捗率 (%) (H27年度まで)	工期年度	
						着手	竣工予定
県北東部	常陸太田市, 日立市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市	11,256	道路工L=29,189 m	25,769	93	S56	H29
つくば下総	つくば市, 坂東市, 常総市, 土浦市, 下妻市, 境町	28,060	道路工L=12,786m	7,674	96	H5	H31
計	2地区	39,316	41,975m	33,443	94		

●国営農業水利事業の推進（農地整備課）

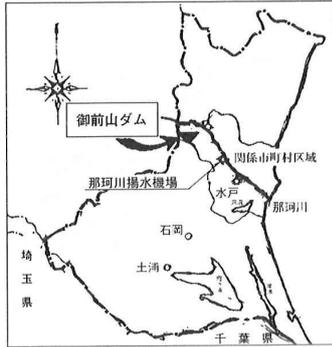
○那珂川沿岸農業水利事業

那珂川沿岸周辺8市町村8,617haを対象に、農業用水の水源確保と安定供給を図り、生産性の高い農業が営めるよう大規模な農業水利事業を実施する。

<事業概要>

受益面積 (ha)	工期	事業内容	事業費 (億円)	進捗率 (%) (H27年度まで)
8,617	H4～H30	ダム 1ヶ所 (新設) 頭首工 1ヶ所 (改修) 揚水機場 5ヶ所 (改修4ヶ所) 用水路 123km (改修62km)	782	78

<事業概要図>



<関係市町村>
水戸市, ひたちなか市, 常陸大宮市,
那珂市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村

<施設計画>

ダム	御前山ダム (農業用水専用ダム) 中心遮水ゾーン型ロックフィルダム 総貯水量 7,200 千立方メートル 有効貯水量 6,500 千立方メートル
揚水機場	那珂川揚水機場 (新設) 1.95 m ³ /S (水戸市飯富町) 赤沢揚水機場 (改修) 0.72 m ³ /S (東茨城郡城里町赤沢) 下江戸揚水機場 (改修) 2.30 m ³ /S (那珂市下江戸) 渡里揚水機場 (改修) 3.71 m ³ /S (水戸市渡里町) 大杉山揚水機場 (改修) 2.53 m ³ /S (水戸市三の丸)
頭首工	小場江頭首工 (改修) 5.13 m ³ /S (常陸大宮市三美)
用水路	幹線用水路 123km (改修62km)

②6次産業化・
輸出の促進な
どを通じた高
付加価値化と
需要開拓

●6次産業化の推進 (販売流通課)

6次産業化の推進により農業所得の向上や儲かる農業を実現するため、地域の農林水産物等を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓を支援するとともに、アグリビジネス講座の開設や講座修了生の活動支援などを行う。

また、新たな新商品開発の試作や研究開発を支援するため、オープンラボラトリーの活用を促進するとともに指導体制を強化する。さらに、多様な事業者が連携して取り組む新商品開発や施設整備を支援する。

●地域資源活用・農商工等連携の推進 (観光物産課, 販売流通課) 【再掲 P. 49 参照】

●本県農林水産物のPRと販売促進 (販売流通課, 産地振興課, 畜産課)

(1) 「いばらき農林水産物」の販売促進とブランドづくり

首都圏の量販店等を活用したキャンペーンや各種イベント及び直売所を核とした県内外の消費者へのPR, 新たな商品開発や販路拡大を進めるための商談会の開催等により本県農林水産物の販売促進を図るとともに、ブランド化の重点品目 (メロン, 梨, 野菜, 米, 常陸牛, 常陸秋そば) をはじめとした魅力ある県産農林水産物及び加工品を積極的にPRし、消費者から認められる農林水産物のブランド化を進める。

事業名	事業内容
いばらき農産物ブランド力強化事業	本県産農産物のブランド力を強化するため、食の専門家等を起用し、ブランドの牽引役となる差別化商品づくりを支援するとともに、高級品としての販路拡大や効果的なPRを推進する。 また、重点品目の集中キャンペーンを展開し、品目全体のPRを強化する。
農林水産物地域ブランド力向上支援事業	マーケットインの視点による農林水産物の付加価値を高めた地域ブランドをつくるため、多様な事業者等の連携による他産地に真似できない「強み」を持った新商品開発等を支援する (茶、米粉、牛乳、ホッキ貝、ワカサギ、養殖コイ)。
いばらき農産物販売力強化事業	首都圏のいばらき農産物提供店で集中的に行う「茨城フェア」や、国内最大級の大規模商談会「スーパーマーケットトレードショー」への出展支援等を通じて、本県農林水産物の販売促進や販路開拓を図る。
いばらき農産物等輸出拡大事業	ジェトロや商社等との連携を強化しながら、農業者等が行う本県特産品 (メロン, 梨等) の輸出の取組を支援するとともに、ロットの拡大のため、船便輸送を想定した低コスト輸送技術試験を実施することなどにより、農林水産物等の輸出を促進する。
国際化対応革新的産地育成事業	メロンの輸出に取り組む産地に対し、現地ニーズに応じた商品開発を行うための実証ほ設置や輸出先での品質調査・管理指導などを支援する。また、県産米の輸出促進を図るため、一定ロットの販売が見込める販路を開拓するとともに、生産者組織による生産コスト削減及び試験輸出に向けた取組を支援する。

茨城県産米ブランド確立事業（再掲）	県産米の販売力強化を目的に、「ふくまる」のブランド化推進と販売体制の確立、「コシヒカリ」の銘柄化と販促活動を支援する。
農産物需要拡大事業	本県産の稲、麦、大豆、そば、落花生及び常陸大黒の需要拡大とブランド化を図る。

(2) 畜産物のブランド力強化と販売促進

常陸牛、ローズポーク、いばらき地鶏に代表される茨城の銘柄畜産物のブランド力の向上と販売促進活動を推進する。

また、県が開発している肉質に優れた種豚を活用し、本県産豚肉のブランド化を推進する。

【再掲】

事業名	事業内容
銘柄畜産物ブランド支援事業	銘柄畜産物（常陸牛、ローズポーク、いばらき地鶏）のさらなるブランド力を向上させるため、生産者団体等が行うPR活動や品質を向上するための取組に対して支援する。 また、常陸牛については、海外輸出に向けた取組等を推進する。

(3) 産地情報の発信

消費者の安全・安心を求めるニーズに対応して本県産農産物をPRするため、生産集団等が生産履歴や産地、作物などの情報を発信する「いばらき農産物ネットカタログ」（愛称：いばらき農みるねっと）の運営を支援する。

事業名	事業内容
いばらき農産物ネットカタログ運営事業	農産物の生産履歴情報等を提供する「いばらき農産物ネットカタログ」の安定的な運営を支援するとともに、登録推進と認知度の向上のためのPR等を行う。

●「茨城をたべよう運動」の展開（販売流通課）

生産、流通、消費関係の団体や行政機関で構成する「茨城をたべよう運動推進協議会」を中心に、県民一丸となって本県農林水産物を食べて応援する「地産地消運動」を強力に推進する。

また、本県の新鮮で安全な農林水産物を県内外に広く発信し、地産地消の気運の醸成や農林水産物の消費拡大を図るため、「茨城をたべよう収穫祭」を実施する。

- ・毎月第3日曜日の「茨城をたべようDay」とそれから始まる一週間の「茨城をたべようWeek」の周知・普及
- ・直売所、量販店等に「茨城をたべようフラッグ」を掲出
- ・各種イベント等での地産地消PR
- ・生産者と消費者の交流活動を支援
- ・県産農林水産物やそれらを使った料理、加工品等の試食・販売を行うイベントの開催



●米の消費拡大の推進（販売流通課）

県産米による米飯給食の提供回数の増加や、小麦粉の代替としての米粉の利用を推進し、米の消費拡大を図る。

事業名	事業内容
県産米販売推進・消費拡大事業	米飯給食普及拡大事業 次代を担う小中学生に対して、ごはんを中心とする日本型食生活を普及定着させるために米飯給食等の拡大を支援する。

③産地や地域を支える意欲ある担い手づくり

●農業の担い手の確保・育成（農業経営課）

(1) (公社)茨城県農林振興公社における事業

農業内外から新たな担い手を確保・育成するために、(公社)茨城県農林振興公社において次のような事業を行う。

事業名	事業内容	対象者等
新規就農相談センター事業	(公社)茨城県農林振興公社に就農相談員を配置して、就農準備から実際に就農するまでの各種の相談に応じる。 また、担い手確保・育成のためのPR活動の実施、農業大学校等での就農促進講座などを開催する。	就農希望者、農業関連高校生、農業大学校生等
ニューファーマー育成研修助成事業	就農予定時の年齢が45歳以上の新規参入希望者や、就農を希望する農家子弟を一定期間研修生として受け入れる先進的農業者等に助成する。	公社の指定を受けた農業者等
短期農業体験研修助成事業	県内に就農を希望する青年等に対し、短期間の体験的研修を受け入れる先進的農業者等に助成する。	短期研修を受入れ可能な農業者等

(2) いばらき営農塾の開設

就農希望者や就農して間もない者、団塊世代の定年退職者等を含めた中高年Uターン者等に対して、体系的・基礎的な研修を農業大学校で実施し、農業技術等の早期習得を支援する。

	営農支援研修	定年帰農者等支援研修
研修内容	本格的な農業経営を行うために必要な幅広い農業技術等の研修	営農に必要な基礎的な農業技術等の研修(水稻入門コース、野菜入門コース)
会場	農業大学校(茨城町)	農業大学校(茨城町)

(3) 新規就農者の就農定着促進

青年の就農意欲の喚起と定着を支援するため、就農前の研修期間と就農直後の所得を確保するための給付金を給付する。

また、JAの生産部会や生産者組織等が主体となり積極的に就農希望者を受入れ、研修を行う取組を支援する。

事業名	事業内容
新規就農総合支援事業	独立・自営就農を目指す原則45歳未満の方を対象に、就農前の研修期間(最長2年間)及び経営が不安定な就農直後(最長5年間)の所得を確保する給付金(最大150万円/年)を給付する。
茨城農業担い手育成応援事業(産地担い手確保・育成事業)	産地担い手育成プランを作成し、就農希望者を受入れ、研修を行うJAの部会等に対し、研修に必要となる施設等整備費や研修に係る指導費を補助する。

●農業経営の確立への支援（農業経営課）

(1) 認定農業者等への融資に対する支援

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、認定農業者や集落営農組織が借り受けた融資に対して国、県及び市町村が利子助成を行うことにより借受者の利子負担を軽減し、経営規模拡大や機械・施設の整備などを総合的に支援する。

事業名	事業内容
農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者が日本政策金融公庫の「農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)」を借り受けた場合の県及び市町村による利子助成 なお、平成28年度と同資金の貸付けについては、条件により国による当初5年間の無利子化措置あり。
認定農業者育成確保資金利子助成金	認定農業者が「農業近代化資金」を借り受けた場合の県及び市町村による利子助成

農業改革推進資金利子助成金	農協が融資する「新認定農業者育成特別資金」及び「新集落営農組織育成特別資金」について県及び農業系統の利子助成により無利子化
---------------	---

(2) 経営構造対策

望ましい農業構造を確立するため地域農業の担い手となるべき経営体の育成・確保及び担い手への農地利用集積など構造改革の加速化に資する機械・施設等の整備を支援する。

事業名	事業内容
経営体育成支援事業	人・農地プラン等に位置付けられた地域の中心経営体等が融資を受け農業用機械や施設を整備する場合、融資残額の一部を補助する。
担い手確保・経営強化支援事業	人・農地プラン等に位置づけられた中心経営体であって、かつ認定農業者等である地域の担い手が、売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展を目的として融資を受け農業用機械や施設を整備する場合、融資残額の一部を補助する。

(3) 農地集積対策

地域での徹底した話し合いに基づく人・農地プランの策定や、プランに位置づけられた地域の中心となる担い手への農地の集積・集約化に必要な取組を支援する。

事業名	対象市町村	事業内容
農地集積総合支援事業	全市町村 (公社)茨城県 農林振興公社	農地の中間的受け皿である農地中間管理機構の運営に対する支援と農地の出し手等への機構集積協力金の活用により、担い手への農地の集積・集約化を推進する。
人・農地問題解決加速化支援事業	全市町村	市町村に対して、人・農地プランを作成・更新する経費を交付する。また、人・農地プランの実行を推進する地域連携推進員（農地集積推進員）の設置に係る経費を助成する。

(4) 法人化推進事業

法人化に係る研修会の開催や専門家派遣により法人化に係る取組等を支援する。

事業名	事業内容
茨城農業担い手育成応援事業（法人化推進事業）	法人経営に必要な実務を学ぶ研修会を開催するとともに、法人化を目指す農業者に専門家を派遣し法人化等を支援する。また、集落営農等の法人化の取組を支援する。

④県産木材の利用促進と林業・木材産業の振興

●緑の循環システムの確立（林政課、林業課）

木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用し、再び植える『緑の循環システム』の確立を一層進めるため、公益的機能の低下した森林の間伐や、県産木材の利活用などを推進するとともに、県民みんなで森林を守り育てる意識の醸成を図る。

(1) 森林機能緊急回復整備事業

森林の公益的機能を回復させるため、荒廃した森林の緊急間伐や作業道等の路網整備のほか、未利用間伐材の搬出・運搬に対して助成する。

(2) 低コスト植栽推進モデル事業

主伐後の再造林を推進するため、低コストな植栽に係るデータの収集・検証を行う。

(3) 身近なみどり整備推進事業

平地林や里山林を対象とした地域の整備目的に沿った森林整備に対して助成する。

(4) 森林づくり推進体制整備事業

高性能林業機械のレンタル経費や導入経費に対して助成する。

(5) いばらき木づかいの家推進事業

県産木材の利用促進と需要拡大を図るため、木造住宅建築に対して助成する。

(6) いばらき木づかい環境整備事業

県・市町村等施設の県産木材を活用した木造化・木質化の推進や、学校等への県産木材を使用した机・椅子等の木製品の導入に対して助成する。

(7) いばらきの森普及啓発事業

森林の働きや重要性などの普及啓発を行うほか、森林づくりや木づかい・森林環境学習活動の取組に対して助成する。

(8) 森林・林業体験学習促進事業

現地体験型学習として自然観察施設等において自然観察やネイチャーゲームなどを実施するほか、校内体験型学習として小中学校において木工工作や森林作業を実施する。
また、学校敷地内などで森林環境教育を推進するための環境整備に対して助成する。

●造林・間伐等の推進による機能豊かな森林の育成（林政課，林業課）

健全で活力ある森林の育成を図るため、造林、間伐等を計画的に実施するほか、地域における森林整備促進のための活動に対して、森林整備地域活動支援交付金を交付する。

●海岸防災林の再生（林業課）

津波被害などに対し減災効果の高い海岸防災林の機能強化を図るため、広葉樹等の植栽や保育、松くい虫被害木の伐採等を実施する。

●林業担い手の確保・育成と高性能林業機械の普及促進（林政課）

- ・森林整備の担い手を確保・育成するため、森林整備担い手対策基金を活用して、担い手の福利厚生の実施等を行うとともに、茨城県林業労働力確保支援センターを通じて、林業事業者の雇用管理の改善や、新たに林業に就業する者に対する支援を行い、林業労働力の確保・育成を総合的に推進する。
- ・森林組合改革を推進するための提案型施業や低コスト林業技術の導入などに対して支援を行うとともに、林業の機械化により効率的な施業を行うため、高性能林業機械の導入及びレンタル経費に対して助成するほか技術者の養成及び作業システムの確立と普及を図る。

●林業生産基盤の整備（林業課）

- ・林業経営の合理化と生産性の向上、森林整備の促進を図るとともに、山村地域の生活環境基盤を充実させるための林道を整備する。
- ・奥久慈地域（常陸大宮市，常陸太田市，太子町）の林業の活性化を図るとともに、地域の振興と定住環境を改善するための奥久慈グリーンライン林道の整備を推進する。

●特用林産物の生産振興と需要の拡大（林政課）

- ・きのこ及びうるし産地としての魅力度をアップするとともに、生産者と消費者の交流会等のイベントを通して、生産振興・消費拡大を図る。
- ・試験研究機関である茨城県林業技術センター「きのこ研究館」と連携し、本格的にきのこの生産を目指すグループへの支援を行う「生産者支援施設」の利活用を促進する。
- ・きのこ類の安全性を確保するため、安全な原木を確保するとともに、放射性物質検査を徹底し、安全・安心な原木しいたけの生産再開を推進する。
- ・出荷制限等の市町村については、制限の解除に向けて放射性物質の影響を低減させるための生産工程管理の実施により、安全な原木しいたけを生産するよう指導する。
- ・県北山間地域の地域資源である漆の振興を図るため、漆掻き職人等の後継者の確保、育成及び生産体制の強化に取り組む。

(単位 生産量：t，生産額：百万円)

区分 対象作物	平成 25 年 (実績)		平成 26 年 (実績)		対 前 年 比 (%)	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
生しいたけ	619	529	667	598	108	113
まいたけ	219	143	211	144	96	101
ぶなしめじ	1,987	908	1,940	871	98	96

⑤力強い水産業の確立と水産物の安定供給

●力強い茨城漁業の確立（漁政課，水産振興課）

- ・浜の活力再生プランの策定とその実践を支援し、漁業経営体の収益向上と漁協など浜の機能の分担や統合などによる再編、担い手の確保・育成等を進めることで浜の活性化を図る。

- ・資源管理を実践する漁業者の経営安定を図るため、国の資源管理・漁業経営安定対策に基づき、資源管理計画の履行確認や資源状況の把握、漁業者への指導等を行う。
- ・漁船・漁労設備の近代化を図るため、漁業近代化資金や無利子の沿岸漁業改善資金等の制度資金の融通を行う。
- ・漁業調査指導船「いばらき丸」等を活用した水産資源の解析や人工衛星画像解析等による漁海況予測技術の開発を進めるほか、鹿島灘はまぐり等の主要資源加入動向調査に取り組む。
- ・栽培漁業センターにおいて、「第6－2次栽培漁業基本計画（平成27年度～28年度）」に基づき、ヒラメ、アワビ、鹿島灘はまぐり等の種苗生産・放流や技術開発を行う。
- ・他県を含めた資源・漁場利用調整や漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度の管理運用を推進する。
- ・漁業生産の増大のため、藻場を造成する。
- ・漁業者等による水産資源の保護・培養に重要な藻場等の保全活動を支援する。
- ・漁業の担い手不足に対応するため、漁業就業者確保育成センターを運営し、漁業労働力需給情報の収集・提供等を実施するほか、漁業者グループの経営改善に向けた取り組みを支援する。
- ・漁業士や漁業後継者の活動を支援するとともに、漁業フォーラムを開催し、漁業地域の活性化を図る。
- ・水産業協同組合の経営改善を指導するとともに、漁協経営基盤の強化を図るため、系統上部団体と連携し、合併等の組織再編を促進するための指導を行う。

●消費者ニーズに応えた高品質な水産物の供給（漁政課、水産振興課）

- ・量販店における水産物フェアを開催するほか、地魚取扱店による産地情報PR活動を支援し、本県水産物の販売促進を図る。
- ・消費者との接点である地魚取扱店等と提携したプレゼントキャンペーンを実施し、本県水産物の消費喚起と産地イメージの向上を図る。
- ・本県産水産物の消費拡大や地産地消を図るために創設した「いばらきの地魚取扱店認証制度」を推進する。
- ・産地市場の衛生管理の点検指導や、貝毒等の検査を通じ、安全安心な水産物の供給に努める。
- ・消費者に安全な水産物を提供するため、漁業調査指導船「いばらき丸」等により計画的に魚介類のサンプリングを行い、放射性物質の検査を実施するとともに、消費者に分かりやすく情報発信を行う。
- ・老朽化した漁港施設や海岸保全施設等の長寿命化対策や漁港背後地等を防護するための津波・高潮対策を実施する。
- ・漁港については、災害復旧の仕上げを図るとともに、計画的に整備を進める。また、波崎漁港においては、外港全体の早期供用を図るため、外港拡張部背後地の整備を行う。



区分	箇所	内容	計画期間
漁港の整備	平潟漁港	(現計画終了)	H14～28
	大津漁港	(H28 休止)	
	那珂湊漁港	護岸整備(河川港)等	
	波崎漁港	西防波堤、泊地浚渫、漁港浄化施設等	H24～33

●交流・連携による漁業地域の活性化（漁政課、水産振興課）

- ・遊漁の振興を図るため、遊漁船業者の登録や利用者への安全指導を行うとともに、県遊漁船協議会の活動充実を図る。また、漁業と遊漁との紛争防止や問題解決に取り組む。
- ・円滑な漁港利用を進めるため、漁船以外の船舶の秩序ある利用について、調整・管理する。
- ・水産加工業者等への情報提供や個別指導、新たな輸出品目の発掘、ジェトロ茨城と連携した業者間のマッチングなどの支援を行い、県産水産物の輸出を促進する。
- ・東日本大震災の影響で、従来より遠隔地から加工原料を調達するために増加した輸送経費や

- 販路の回復・創出に係る経費に対して支援し、水産加工業の経営安定を図る。
- 水産加工関係団体が行う新製品等の品評会開催を支援し、水産加工品の消費拡大やPRを進める。
- 水産加工業の経営の安定を図るため、加工原魚の買付や新製品開発等に必要な低利資金を融通する。

●霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興（漁政課、水産振興課）

- 霞ヶ浦北浦の水産資源の回復と漁場環境の改善を図るため整備した水生植物帯（ヨシ帯）の機能保全対策を行う。
- 水生植物帯の保全や、漁業や水辺の持つ多面的な機能を守る活動を行う団体を支援する。
- 漁業により混獲される外来魚など未利用魚を回収することにより、魚体を通じ窒素やリンを回収し、水質浄化及び漁業被害の防止を図る。
- 潤沼産やまとしじみや久慈川のアユなどの増殖研究に取り組むほか、ゲンゴロウブナ性転換雄作出技術開発に取り組む。
- 内水面における水産資源の維持増大を図るため、増殖対策を支援するとともに、カワウ被害に係る対策を協議する。
- 県北地域の久慈川、那珂川にサクラマス幼魚を集中放流し、サクラマス資源の増大による遊漁振興を図る取組を支援するとともに、関連情報を発信し、県北地域の振興に資する。
- 量販店における水産物フェアを開催するほか、地魚取扱店による産地情報PR活動を支援し、本県水産物の販売促進を図る。【再掲】
- 消費者との接点である地魚取扱店等と提携したプレゼントキャンペーンを実施し、本県水産物の消費喚起と産地イメージの向上を図る。【再掲】

⑥美しく元気な
農山漁村づくり

●交流・協働による活力とうるおいのあるふるさとづくり（農村環境課、観光物産課）

都市との交流活動等を促進し、活力とうるおいのあるふるさとづくりを推進する。

事業名	事業内容
都市農村交流推進事業	市民農園開設支援研修会などの開催やホームページによる情報発信を行い、都市農村交流活動団体が行う都市と農村の交流活動を支援する。

●うるおいと活力ある農村の形成（農村環境課）

- 農業及び農村の健全な発展並びに県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じて農業生産基盤及びこれと関連のある農村生産環境の整備を総合的・一体的に実施する。
- 農地・農業用水等の資源や農村環境を保全していくため、農業者と地域住民が一体となって行う農業用排水路の保全管理活動（草刈り、水路の補修等）や農村地域の景観形成活動、農地周りの農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動（補修・更新）などを支援する。

事業名	地区数	事業内容
農村振興総合整備事業	4	農村地域の特性に応じた生産基盤及び生活環境基盤を総合的に整備する。 ・農業生産基盤整備、農村生活環境基盤整備
農村空間整備事業	1	農村の有する豊かな自然、農業伝統文化や農村景観等を展示物とし、地域全体を「田園空間博物館」として位置づけ、地域・都市住民のための自然、歴史を楽しむ博物館として整備する。 1～数市町村の全域を対象とする。
農村交流基盤整備事業	1	農村の有する豊かな自然、農業伝統文化等多面的な機能を再評価し、地域の特性を生かした魅力ある田園空間づくりによる都市との共生を推進するため、地域の新たな人の流れの創造を図る道の整備を行う。
多面的機能支払交付金	613	地域共同で行う地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全管理、資質向上を図る共同活動、施設の長寿命化を図る活動等に対して支援する。

●中山間地域農業・農村の活性化（農村環境課）

条件不利地域である中山間地域の活性化を図るため、基幹産業である農業の振興と快適に暮らせる生活環境の整備を推進する。

事業名	地区	事業内容
元気な農山村創生チャレンジ事業	9	地域が主体的に取り組む農林業の振興を通じた地域活性化のための体制づくりや、ネットワークづくり等に対して支援する。
いばらきの園芸産地改革支援事業 中山間産地改革支援型	4	中山間地域において、地域特性を活かした高付加価値化・集約的園芸作物の導入を検討し、生産するために必要な施設・機械等の整備を支援するとともに、新たな儲かる園芸産地を育成する。
中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業	6	大学の専門知識・技術及びアイデアを中山間地域の活性化に活かすため、地域と大学等が連携して地域の課題解決に取り組みながら、持続可能なアグリビジネスの創出につなげるための調査研究を行う。
中山間地域等直接支払交付金事業	9	多面的機能の確保を図るため、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対し交付金を交付する。
中山間地域総合整備事業	2	地域の立地条件に即した農業生産基盤や農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施する。
中山間地域農業基盤整備促進事業	8	生産条件が不利な中山間地域において水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。
ふるさと水と土保全対策事業	—	中山間地域等における土地改良施設等の保全活動支援等のために造成した基金を活用し、土地改良施設の利活用及び保全活動等の促進に対する支援を行う。 ・ふるさと水と土基金 6.6億円（H5～H9積立） ・棚田地域水と土基金 3.6億円（H10～H11積立）

●耕作放棄地の解消とその有効活用（農業経営課）

耕作放棄地は依然として増加傾向にあることから、その解消と有効利用に向けた取り組みを推進する。

事業名	事業内容	実施主体
耕作放棄地再生利用対策交付金	耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地において利用する農業用機械・施設の整備等を総合的に支援する。 (H21～H30)	茨城県耕作放棄地対策協議会

●野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進（農村環境課）

- ・野生鳥獣による農作物の被害が増加傾向にあることから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、捕獲機材の導入や侵入防止柵の整備など、市町村が作成する鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策を推進する。
- ・地域ぐるみの被害防止対策を推進するため、各農林事務所が選定（H27）した獣害対策モデル地区にて「ミニ猪塾（仮称）」を開催し、獣害対策のノウハウを波及させる。
- ・レンコンの鳥害対策については、茨城大学農学部に加害鳥獣の特定と効果的な被害防止対策に関する調査研究を委託する。

(4) 人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり

<p>①個性を活かした魅力ある地域づくりと国内外から選ばれる観光の推進</p>	<p>●国内誘客の促進（観光物産課）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) DMO観光地域づくり推進事業 DMOの形成・確立に向けた調査・分析及び戦略策定を行うとともに、地域資源の磨き上げを行い、それらを活用した広域的な観光ルートのプロモーションなどを北関東三県で連携して展開する。<ul style="list-style-type: none">・DMO形成に向けた調査・分析・伝統的工芸品や隠れた地域資源の磨き上げ・宿泊施設の新規開業，共用部分等の改修支援・民間観光施設のトイレ洋式化支援(2) 漫遊いばらき観光キャンペーン事業 本県の優れた観光資源を全国に宣伝紹介し誘客の促進を図るため，観光キャンペーン等を展開する。<ul style="list-style-type: none">・各種の広報媒体を活用した宣伝活動・県内各地を紹介する広域周遊促進事業の展開・旅行業者等を対象とした訪問活動及び旅行商品造成に対する支援の実施・広域周遊観光等を促進する市町村・観光事業者の連携に対する支援(3) 来て見て県北誘客促進等事業 KENPOKU ART2016 茨城県北芸術祭を契機とした，県北地域への誘客を促進するため，県北芸術祭の入場券（パスポート）と組み合わせた宿泊プランが割引となる「電子クーポン」及び「宿泊券」を発行する。(4) いばらき夢ガイド設置事業 「いばらき夢ガイド」を設置し，首都圏や茨城空港就航先の観光イベント等において観光情報などのPRを行うとともに，茨城マルシェなどでも案内等を行い，本県の観光魅力を発信する。(5) 魅力発信支援事業 首都圏において，電源地域を中心とした本県の優れた観光資源を雑誌やフリーペーパー等を活用して情報発信するとともに，観光キャンペーンなどで広く紹介することで，本県への誘客を促進し，観光産業の育成を図る。(6) いばらき・とちぎ魅力発信事業 栃木県と一体となった宣伝活動を実施し，広域観光の魅力を発信し，旅行意欲を増加させるとともに，旅行商品造成支援等により茨城空港の就航先から観光客を誘致する。(7) 海水浴場安全確保促進事業 県内海水浴場において，海水浴客に危害を加える恐れのあるサメから安全を確保するため，海水浴場開設者が実施するサメ防護網の設置等の安全対策事業について支援を行う。(8) 茨城空港就航先誘客促進事業 茨城空港就航先からのモニターツアーを実施し，本県の観光魅力を紹介するとともに，旅行商品造成の働きかけや修学・研修旅行の誘致により，本県への誘客を図る。(9) いいねいばらきJR連携観光キャンペーン事業 首都圏近郊のほか，上野東京ラインの開業を契機とした，東京以西の観光客をターゲットとして，首都圏JR主要駅で観光キャンペーン等を実施するほか，県北芸術祭の開催に合わせた臨時列車を運行するなど，JRと連携して誘客を促進する。 <p>●国際観光の促進（国際観光課）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 国際観光誘客促進事業 近隣県との連携により海外旅行者やメディアの招へいを実施し，広域観光の推進を通じて県内宿泊商品の造成を促進するとともに，観光資源のPR等を行うことにより本県への外国人観光客の誘客を促進する。
---	---

(2) 広域国際観光連携事業

上記(1)による連携のほか、より遠方の自治体と広域観光を推進するために、台湾や東南アジア等からの観光客に対して訴求力のあるストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発し、本県への外国人観光客の誘客を促進する。

(3) 外国人観光客誘客促進事業

中国、台湾、東南アジア等からの観光客の増加と県内周遊の定着化等を図るため、本県の知名度向上及び旅行商品の造成促進や催行支援を行うとともに、県内の受入体制づくりを進める。

- ・海外の旅行博や商談会を活用した本県を含む旅行商品及び本県観光のPRの実施
- ・商品造成の働きかけや受入体制の支援などを行う職員の配置による誘客活動の展開
- ・ベトナムからの県内宿泊商品に対するバス代補助
- ・首都圏のランドオペレーターを対象とした県内視察ツアーの実施

(4) DMO観光地域づくり推進事業

広域的な観光ルートのプロモーションなどを北関東三県で連携して展開する。

- ・三県連携の観光プロモーション
- ・訪日外国人の受入体制整備及び誘客促進

●観光施設の整備促進（産業政策課）

地域活力強化融資（観光おもてなし施設整備枠）（新規融資枠 15 億円）

融資対象	観光施設の整備・改修を行う場合
融資限度額	設備資金：5 億円 宿泊施設の開業及び宿泊定員の増加を伴う増改築の場合：10 億円 （保証付の場合は2 億 8,000 万円）
融資期間	12 年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	償還期間によって、年 1.5～1.9%（保証付き） 年 2.0～2.4%（保証なし）
返済負担軽減措置	宿泊施設の開業及び宿泊定員の増加を伴う増改築により、新規雇用が 10 人以上見込まれる場合 ・保証料補助：県が 10 割を補助 ・利子補給：貸付後 3 年間 10 割を県が補給 ※平成 28 年度～平成 30 年度までに当該融資を受けた方が対象

●観光客の受入体制の充実・強化（観光物産課）

(1) いばらきおもてなしレベルアップ事業

いばらき観光おもてなし推進条例の制定を踏まえ、全県的なおもてなし気運の醸成、観光知識や接客スキルの向上を図る。

- ・基調講演や事例発表会などを行う「おもてなし県民大会」、接客研修などを行う「おもてなし講座」を開催
- ・県内の主要観光資源、おもてなし向上の心得を紹介するハンドブックを配布
- ・接客スキルアップのために開催される、自主的な観光ボランティア研修に対し助成
- ・観光マイスター認定試験の実施
 - －県が作成したガイドブックから出題する筆記試験、面接による接客試験を実施
 - －合格者の表彰、PR（合格者は、おもてなし講座等の講師として活用）
- ・宿泊施設の和式トイレの洋式化に係る改修費用を助成

(2) 外国人観光客誘客促進事業【再掲】

●本県物産の販売促進（観光物産課）

おみやげ販路拡大支援事業

本県の優れた土産品等について「おみやげ大賞」として顕彰するとともに、入賞商品を中心に販売キャンペーン等を通じて情報発信することで、商品の磨き上げ及び知名度向上を図り、販路拡大、販売促進を支援する。

●国内外に向けた本県の魅力等の情報発信強化（広報広聴課）

各種広報媒体やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を有効活用し、本県の魅力等について国内外への情報発信を強化する。

- (1) 広報紙「ひばり」、新聞・ラジオ広報、ホームページ
県の施策や県内の話題を各種媒体を通じて発信する。
- (2) いばらきインターネットテレビ事業（いばキラTV）
インターネットを活用し、県内各地域の様々な情報や本県の魅力等を映像で国内外に発信する。
- (3) テレビ情報発信強化事業
テレビを活用し、本県の観光地や特産品などを首都圏の視聴者に向け発信する。
 - 「磯山さやか旬刊！いばらき」
 - ・テレビ朝日 本編 毎週金曜日 午前10:25頃～（2分間）
 - ダイジェスト版 毎週火・水・木・金曜日（30秒間）
 - ※県ホームページやYouTubeなどで動画を公開
- (4) いばらき大使等活用事業
「いばらき大使」等本県ゆかりの著名人にイベントやメディアへの出演を依頼し、広報宣伝効果を高めることで観光誘客や県産品の販売促進を図る。
- (5) いばらきアンテナショップ運営事業
東京銀座の「茨城マルシェ」において、県産品の販売や料理の提供等を通じて、消費者やメディアに対し、本県の魅力をPRする。
- (6) イメージアップキャンペーン推進事業
テレビ等で活躍する本県出身のタレント等を活用し、メディア等でのPR活動を通じて本県の魅力を全国に向けて発信する。
- (7) 県外メディア活用魅力発信強化事業
 - ①パブリシティ活動強化事業
PR会社等を活用し、メディアへの効率的・効果的なパブリシティ活動を推進する。
 - ②関東ローカルテレビ局等におけるCM放送
関東圏や茨城空港就航都市などのローカルテレビ局等を活用し、観光や特産品等のCMを放送する。
- (8) SNSを活用した情報発信
フェイスブック等を活用し、双方向の情報発信により本県の魅力を紹介する。

●フィルムコミッションの推進（観光物産課）

(1) フィルムコミッション

①目的

- ・映像を通じて本県のイメージアップや観光など交流の促進を図る。
- ・新たな地域資源を発掘し、魅力ある地域づくりにつなげる。

②事業内容

ア 県内外へのロケ情報発信

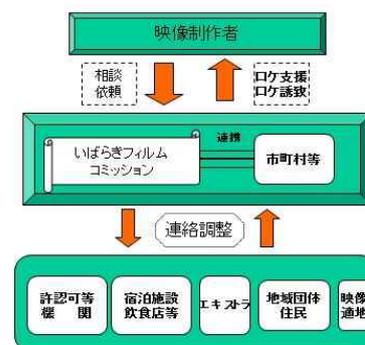
- ・県民等へのロケ情報の発信（放映のお知らせ、エキストラ募集等）
- ・メディアへの資料提供（ロケ支援実績等）

イ ロケ地を活用した交流拡大

- ・観光など交流の促進（ロケ地マップ作成、観光パンフレット等への情報掲載等）

ウ ロケ誘致の拡大、ロケ支援の充実強化

- ・映像製作会社へのPR（ホームページの更新）、ロケ適地の発掘、いばらきロケ地ツアーの実施



エ 全県的なロケ支援体制の確立

- ・県フィルムコミッション等協議会の運営（ロケ適地情報の共有，市町村研修会の開催等）

オ 関係機関との連携

- ・ジャパン・フィルムコミッション，日本映画監督協会等との連携

③ロケ実績（平成27年度）

- ・映画「エヴェレスト 神々の山嶺」（小美玉市：茨城空港）
- ・映画「僕だけがいない街」（笠間市：商工会館前道路，旧笠間市立東中学校）
- ・TVドラマ「天皇の料理番」（常総市：坂野家住宅，大子町：旧上岡小学校 他）
- ・TVドラマ「下町ロケット」（つくば市：（株）フジキン，クボタ筑波工場 他）
- ・TVドラマ「真田丸」（常陸大宮市：久慈川）

(2) 映像祭を活用した茨城の魅力発信事業

①目的

米国アカデミー賞公認国際短編映画祭と連動し，いばらきショートフィルム大賞作品を募集するとともに，受賞作品を国内外で上映し，茨城の魅力を発信する。

②内容

茨城が有する自然の風景（海岸，湖畔，あぜ道など），レトロな風景（古民家，木造校舎，寺院など），現代的な風景（モール街，空港，港など），そして文化や食文化などをストーリーに盛り込んだショートフィルムを募集。

- ・25分以内（エンドクレジットを含む）
- ・制作年度は不問
- ・ジャンルは不問
- ・作品中，茨城をロケーションとしたシーンが半分以上であること。

③作品の上映

受賞作品については「ショートショートフィルムフェスティバル&アジア2016」で上映する他，札幌などの国内外の映像祭や，県立図書館等の公共施設及びいばキラTV等での上映，配信。

●歴史的・文化的資産の保存・活用と公園の整備推進（公園街路課）

魅力ある観光拠点として，偕楽園や弘道館といった歴史的・文化的資産の保全・活用を図るとともに，多様なレクリエーションニーズに対応した公園の整備を推進する。

●地域再生の推進（地域計画課）

地域経済の活性化や地域雇用の創出を推進するため，国が地域の自主的・自立的な取組への支援を行う地域再生制度を活用し，地域自らの創意工夫による地域の特性や資源を活かして地域の再生を図ろうとする取組を推進する。

●自主的・個性的な地域づくりの推進（地域計画課）

住民・企業など多様な主体の参加と連携による地域の振興を図る地域づくりに対する支援を行い，特色ある地域づくりを推進する。

- ・いばらき地域づくりねっとの運営
- ・地域づくり団体茨城県協議会の運営

●水郷筑波サイクリング環境の整備（地域計画課，道路建設課）

筑波山・霞ヶ浦など本県の恵まれた自然環境を活かした桜川土浦潮来自転車道線（通称：つくばりんりんロード，霞ヶ浦自転車道）を含む霞ヶ浦湖岸の道路を一体のものとしたサイクリングコースを設定し，沿線市町村などと連携して，ハード・ソフトの両面から日本一のサイクリング環境を構築するとともに，その魅力を国内外に発信し，交流人口の拡大を図る。

- ・水郷筑波サイクリング環境整備事業

●移住・二地域居住の推進（地域計画課、県北振興課）

本格的な人口減少社会を迎え、東京圏から地方への新しい人の流れを作るため、本県への移住等に関する受け入れ体制や相談・情報提供体制を整備するとともに、「いばらきふるさと県民登録制度」により県外在住者に本県を身近に感じてもらい、お試し居住や親子自然体験旅行等を実施するなどにより、本県への移住・二地域居住を推進する。

・第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業

●つくばエクスプレス沿線のまちづくり（つくば地域振興課、都市整備課）

つくばエクスプレス沿線地域において、環境に優れた質の高い良好な住宅地を提供するなど、土地区画整理事業による「住む街」の整備とあわせて、つくばの大きな特徴である研究学園都市の知的集積を活かして「働く街」を形成、企業誘致を推進する。

さらに、「充実した都市機能」、「豊かな自然」、「知的な環境」という3つの魅力を享受できる本県沿線地域ならではのライフスタイルを「つくばスタイル」として提唱し、積極的にPRしながら宅地販売を推進する。

市町村名	地区名	施行者	地区面積 (ha)	事業期間 (年度)	総事業費 (億円)	平成 28 年度事業概要
守谷市	守谷駅周辺	守谷市	39	H 6 ～ H21	247	
	守谷東	組 合	40	S63～H18	207	
つくば みらい市	伊奈・谷和 原丘陵部	茨城県	275	H 5 ～ H29	718	清算手続等
つくば市	萱丸	都市再 生機構	293	H12～H30	511	公園整備工事, 換地処分, 清算手続等
	島名・福田 坪	茨城県	243	H12～H41	558	区画道路工事, 造成工事, 物件補償等
	上河原崎・ 中西	茨城県	168	H12～H41	369	区画道路工事, 造成工事, 物件補償等
	葛城	都市再 生機構	485	H12～H30	670	造成工事, 清算手続等
	中根・金田 台	都市再 生機構	190	H16～H33	264	区画道路工事, 造成工事, 調整池工事, 物件補償等

●つくば国際会議場の運営（つくば地域振興課）

筑波研究学園都市の研究開発機能や国際交流機能の強化、及び集客効果による地域経済の活性化を目的に、つくば国際会議場の適切な管理運営を行う。

所在地	つくば市竹園2丁目20番地3号
敷地面積	約 16,600 m ²
延床面積	約 23,000 m ²
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
施設構成	1,258人収容大ホールほか中小18室の会議室
主な設備	6ヶ国語同時通訳設備, 400インチハイビジョン対応プロジェクター, AVネットワーク設備, TV会議システム, LAN設備, その他
総事業費	約 186 億円 (うち県事業費約 146 億円) ※ (国研) 科学技術振興機構との合築
開 館	平成 11 年 6 月 1 日
催事件数	1,538 件 うち国際会議 63 件 (平成 26 年度実績) ※ 日本政府観光局 (JNTO) 発表の「2014 年 (暦年) 国際会議統計」において、つくば国際会議場の国際会議件数は 38 件で、全国の施設の中では第 11 位、国際会議場施設別では第 3 位となった。

● 県北地域の振興（県北振興課）

(1) 茨城県北芸術祭推進事業

茨城県北芸術祭（H28.9.17～11.20）の開催に向け、地元市町や関係団体等と連携を図りながら、作品の制作・展示や運営に係る調整等を行う。

(2) いばらき食彩の里推進事業

県北地域の代表的な食資源である「常陸秋そば」の首都圏におけるPRや、「常陸秋そばフェスティバル」などに合わせ、地元そば店等を巡るスタンプラリーを実施する。

(3) 教育・研修旅行等促進事業

首都圏の学校等に対する農家民泊を中心とした体験型教育旅行の誘致活動や地元の受入れ体制の整備に取り組むとともに、「茨城県北ジオパーク」などの地域資源を活用したツアーを造成し、観光客等の誘致を図る。

(4) 県北アウトドア魅力発信事業

バンジージャンプ等の県北地域の豊かなアウトドア資源の魅力情報を発信するとともに、アウトドアスポーツ体験イベントの開催により、新たなアウトドア愛好者を掘り起こす。

(5) “いばらき さとやま生活” の発信

県北地域における豊かな自然環境を活かした魅力あるライフスタイル「いばらきさとやま生活」の首都圏等への情報発信などにより、移住・二地域居住を推進する。

(6) 県北地域ビジネス創出支援事業

起業者育成講座の開催等により、地域の資源等を活かしたビジネスプランの作成や事業化に向けた支援を行う。

(7) アイデア提案型インターンシップ促進事業

県版の地域おこし協力隊を活用し、インターンシップを希望する大学生の新鮮なアイデアを活かした地元企業の新商品開発や事業改善などに取り組む。

(8) クリエイティブ企業等進出支援事業

今後成長が見込まれるクリエイティブ企業の県北地域への誘致を促進するため、シェアオフィスの整備や企業等の事業所開設に対する支援を行う。

(9) いばらき移住体験推進事業（お試し居住）

県北地域への移住を促進するため、移住希望者を対象にお試し居住の機会を提供する。

(10) 県際広域連携の推進

福島県、栃木県と連携してF I T構想を推進し、県際地域の振興を図る。

(11) 漆を活用した過疎・中山間地域活力創造事業

県北山間地域の地域資源である漆の振興を図るため、漆掻き職人等の後継者の確保・育成及び生産体制の強化に取り組む。

(12) 過疎地域の自立促進

県過疎地域自立促進方針及び同計画（H28～H32）に基づき、過疎地域の振興を推進する。

(13) 過疎地域自立促進交付金

市町過疎計画に基づき、過疎市町（4市町・9地域）が過疎対策事業債を財源に実施する各種施策に対して支援する。

(14) 生活環境等実態調査事業

人口減少や少子高齢化が著しい地域を選定し、買物環境や金融サービスの現状など生活環境に関する実態調査を実施するとともに、地域特性に応じた効果的な生活サービス等のあり方を検討する。

● いばらきイメージアップ大賞による取組等の顕彰（地域計画課）

元気ないばらきづくりに貢献する県民・企業・行政などの様々な取組を表彰し、県内の優れた活動や地域資源を県内外にアピールすることにより、郷土への誇りの醸成と県の一層のイメージアップを図る。

表彰名：いばらきイメージアップ大賞

道路全線供用開始

- H12. 3 常磐自動車道に接続
- H20. 12 東北自動車道に接続
- H23. 3 北関東自動車道全線供用開始

<国営ひたち海浜公園>

- H 3. 10 一部 (70ha) 開園 (H28. 3 現在 199. 5ha 開園)

<常陸那珂土地区画整理事業地>

- H 元. 2 都市計画決定
- H 9. 2 換地処分

<常陸那珂工業団地>

- H 元. 11 工事着工
- H 5. 2 分譲開始

<ひたちなかテクノセンタービル>

- H 9. 7 業務開始

(3) 国際港湾公園都市構想

県北地域はもとより、本県全体の均衡ある発展を図るため、茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園が整備されるひたちなか地区及びその周辺地域において、快適な環境の職場と質の高い遊びの場が融合した「ビジネス・アンド・プレジャー」の実現を目指した都市づくり構想である。

国際港湾公園都市は、次の3つの都市像から構成される。

- ・国際的な流通拠点都市
- ・高度技術産業集積都市
- ・レクリエーション・リゾート都市

(4) 都市づくりの方針

ひたちなか地区においては、茨城港常陸那珂港区や北関東自動車道 (H23 年 3 月全線開通) などの基盤整備が順調に進んでいる。これらを踏まえ、常陸那珂国際港湾公園都市構想の実現に向けて、土地区画整理事業により都市基盤の整備が図られた市街地地区において賑わいと活力のある都市づくりを進めるとともに、工業団地等においては高度先端技術産業を基本としながら集積の進む建設機械をはじめ港湾利用型の産業の集積を図り、県北地域の新たな生産物流拠点の形成を目指す。

- ・常陸那珂土地区画整理事業地の土地利用計画の決定 (H5. 7)
- ・ひたちなか地区留保地利用計画の決定 (H18. 8)

●圏央道 I C 周辺における市街地の整備 (都市整備課)

圏央道阿見東インターチェンジ周辺において、流通・生産・研究・業務等の産業系と商業系及び住居系を併せ持つ複合的な市街地整備を図る。

○阿見吉原土地区画整理事業 (愛称：いぶきの丘阿見東 全体計画約 161ha)

- 平成 11 年 6 月 都市計画決定
- 平成 15 年 11 月 事業計画の決定【東工区事業化】
- 平成 18 年 1 月 事業計画 (第 1 回変更) の決定【土地利用計画変更】
- 平成 22 年 9 月 事業計画 (第 2 回変更) の決定【西南工区事業化】
- 平成 24 年 11 月 事業計画 (第 3 回変更) の決定【大街区化等】
- 平成 25 年 7 月 事業計画 (第 4 回変更) の決定【土地利用計画変更】
- 平成 26 年 2 月 換地処分公告【東工区】
- 平成 28 年 4 月 事業計画 (第 5 回変更) の決定【土地利用計画変更】

	東工区	西南工区	全体	備考
計画面積	55. 2ha	105. 6ha	160. 8ha	
事業期間	H15～H30	H22～H36	—	清算期間 5 年を含む
事業費	約 85 億円	約 145 億円	約 230 億円	

<平成 28 年度事業概要>

- ・東工区：清算業務，保有土地の処分 等
- ・西南工区：道路及び宅地の整備，保有土地の処分 等

●東関東自動車道水戸線の整備（道路建設課）

茨城港や鹿島港などの重要港湾，成田空港，茨城空港などの国際拠点を結び，地域間の連携と交流の促進に寄与する高速自動車国道である。

(1) 全体計画

- ・区間 東京都練馬区～茨城県水戸市
- ・延長 約 140km（他路線との重複区間を除く）
- ・規格 高速自動車国道，4～6車線，設計速度 80～120km/h

(2) 県内計画

- ・区間 千葉県境（潮来市）～水戸市
- ・延長 約 51 km（他路線との重複区間を除く）
- ・通過市町 潮来市，行方市，鉾田市，茨城町

(3) 経緯

区 間	延 長	経 緯
千葉県境～潮来 I C	約 2km	S47. 6 整備計画決定 S47 年度事業化（施行命令） S62. 11 供用
潮来 I C～（仮）鉾田 I C	約 31km	H21. 5 整備計画決定 H21 年度事業化
（仮）鉾田 I C～茨城空港北 I C	約 9km	H9. 3 整備計画決定 H10 年度事業化（施行命令）
茨城空港北 I C～茨城町 J C T	約 9km	H9. 3 整備計画決定 H10 年度事業化（施行命令） H22. 3 供用

(4) 平成 28 年度事業概要

- ・潮来 I C ～（仮）鉾田 I C（約 31km） 用地買収，工事
- ・（仮）鉾田 I C ～茨城空港北 I C（約 9km） 用地買収，工事



●筑西幹線道路の整備（道路建設課）

県西地域の古河市や筑西市などを結ぶとともに，北関東自動車道とも連絡し，水戸市を中心とする県央ゾーンや茨城港等の県北臨海ゾーンとの交流を促進する広域的な幹線道路として整備を推進する。

(1) 全体計画

- ・区間 北関東自動車道桜川筑西 I C ～国道 4 号（古河市）
- ・計画延長 約 44km
- ・規格 4 車線（暫定 2 車線整備）

(2) 整備済区間

- ・国道 50 号 4 車線化（桜川筑西 IC 関連区間） L = 0.6km
- ・県道筑西つくば線（筑西大橋）及び筑西市道一本松・茂田線一部開通 L = 2.4km
- ・県道筑西三和線関城バイパス開通 L = 4.3km
- ・筑西市協 111 号開通 L = 3.0km
- ・筑西三和線 鬼怒川大橋開通 L = 1.1km
- ・柳橋恩名線（市道三和 0113 号線）開通 L = 3.3km

(3) H28 事業概要

- ・国道 50 号の整備を促進する。
- ・筑西市における合併市町村幹線道路緊急整備支援事業（筑西市道一本松・茂田線）の

整備を支援する。

- ・鬼怒川大橋～国道125号までの区間は、県、結城市、八千代町が分担して整備を推進する。(用地補償・工事)

※当面ルートとして柳橋恩名線から東側の区間を整備する。

● ETC専用インターチェンジの整備（道路建設課）

ETC搭載車に限定した追加のインターチェンジ（スマートインターチェンジ）は、地域の活性化に資することから、構想を持つ地元市町村に対し国や東日本高速道路（株）との調整や事業に向けた手続き等について積極的に支援する。

○事業中の箇所

- ・水戸北スマートIC（フルインター化）

○構想中の箇所

- ・（仮称）つくばスマートIC
- ・（仮称）つくばみらいスマートIC

●常磐線の東京駅、品川駅乗り入れ本数の増加に向けた取組の推進（企画課交通対策室）

常磐線の東京駅、品川駅への乗り入れによって、東海道や中部・関西方面とのアクセス利便性が向上していることから、沿線自治体等と連携しながら、引き続き乗り入れ本数の増加に向けた取組を推進する。

●つくばエクスプレスの東京延伸に向けた取組の推進（企画課交通対策室）

つくばエクスプレスについて、交通政策審議会答申を踏まえ、つくばエクスプレス関係都県協議会等を活用し、東京延伸の実現に向けた関係者間の合意形成を図るための検討を進める。

●茨城空港の利活用促進（空港対策課）

正式名称	百里飛行場（愛称：茨城空港）
位置	小美玉市
空港の種類	共用空港
設置管理者	防衛省
施設概要	A滑走路 長さ2,700m×幅45m B滑走路 長さ2,700m×幅45m 駐機場 19,910㎡ 駐機スポット数 3（自走式）
運用時間	8:00～21:00
就航路線	神戸便（1日2往復） 札幌便（1日1往復） 那覇便（1日2往復）※1便は神戸・福岡経由 福岡便（1日1往復） 上海便（週8便） 深圳便（週2便） 台北便（週4便）（平成28年5月現在）

(1) 事業目的

本県の進める陸海空の広域交通ネットワークの一つとして、北関東地域の航空需要に対応する首都圏第三の空港である茨城空港の利活用の促進を図る。

(2) 事業概要

茨城空港の就航路線の維持・拡充や安定的な需要の確保に努めるとともに、旅客ターミナルビルへの誘客策を講じることにより、賑わいのある空港づくりを進める。

(平成 28 年度事業)

○就航促進事業

- ・チャーター便の誘致促進
- ・国内外向けエアポートセールス
- ・運航コスト低減のための対策 など

○利用促進事業

- ・1,000 円レンタカーや乗合タクシーの運行による二次交通の充実
- ・I B Rマイエアポートクラブの運営
- ・茨城空港利用圏拡大事業
- ・各種利用促進キャンペーンの実施 など



●茨城港の整備（港湾課）

茨城港は、北関東自動車道などの交通インフラを活用し、産業や人々が交流する拠点性を高め、より国際競争力のある港湾とするため、「日立港」、「常陸那珂港」、「大洗港」の県北3港を統合し誕生した。港湾の規模拡大と知名度の向上によるブランド力の発揮を目指すとともに、各種手続きの一元化を始めとする顧客志向の港湾サービスの提供を進める。

また、東日本大震災により被災した施設については、復旧が完了し、今後は津波・高潮対策施設等の整備による復興事業を進めていく。

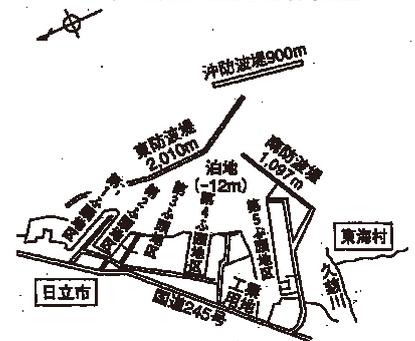
(1) 日立港区の整備

完成自動車、石油類、生乳、LNG等を取り扱う物流拠点として整備する。

<主な経緯>

- 昭和 42 年 6 月 重要港湾指定
- 平成 元年 3 月 第4ふ頭-12m岸壁供用開始
- 平成 2 年 7 月 日立港物流センター完成
- 平成 3 年 12 月 第4ふ頭コンテナターミナル供用開始
- 平成 4 年 10 月 県営3号上屋（燻蒸倉庫）が第2ふ頭地区に完成
- 平成 10 年 4 月 第5ふ頭-12m岸壁供用開始
- 平成 11 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 16 年 3 月 第2ふ頭廃棄物埋め立て護岸完成
- 平成 19 年 3 月 泊地（-12m）完成
- 平成 20 年 12 月 県北3港統合により、茨城港誕生
- 平成 21 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 23 年 12 月 港湾計画一部変更
- 平成 24 年 7 月 第5ふ頭地区において東京ガス（株）がLNG基地建設に着手
- 平成 27 年 3 月 港湾計画一部変更
- 平成 28 年 3 月 東京ガス（株）日立LNG基地が稼働開始

茨城港日立港区概要図



○利用状況〔平成 27 年速報値〕

入港船舶 (漁船等を除く)	隻 数：1,363 隻 (外船舶 194, 内船舶 1,169) 総トン数：9,625 千トン (外船舶 4,341, 内船舶 5,284)
取扱貨物量	取扱貨物量：5,023 千トン (外貿 1,223, 内貿 3,800)
主要取扱品目	外貿 輸出：完成自動車、電機機械等 輸入：完成自動車、LNG 等 内貿 移出：完成自動車、再利用資材等 移入：石油製品、その他畜産品

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性の向上を図るため、沖防波堤の整備を進める。
- ②増大する貨物需要に対応するため、第3ふ頭地区の整備を進める。
- ③津波・高潮から港湾背後地を防護するため、護岸・堤防等の整備を進める。

○平成 28 年度事業概要

- ・沖防波堤、第3ふ頭岸壁（-12m）等の整備、護岸等（津波・高潮対策）の整備 等

(2) 常陸那珂港区の整備

国際海上コンテナターミナルを備え、茨城県、栃木県、群馬県の北関東3県の物流を担う中核国際港湾及び首都圏のエネルギー需要の増加に対応する電力供給基地として整備する。

<主な経緯>

- | | | |
|--------------|---|--|
| 昭和 48 年 3 月 | 水戸射爆撃場、日本政府に返還 | <p>茨城港常陸那珂港区概要図</p> <p>東防波堤 6,000m</p> <p>北防波堤 500m 中央防波堤 330m 南防波堤 250m</p> <p>北ふ頭地区 中央ふ頭地区 南ふ頭地区</p> <p>霞浜村 日立ちなが市</p> |
| 昭和 58 年 3 月 | 港湾区域認可，地方港湾「常陸那珂港」誕生，続いて重要港湾指定 | |
| 平成 10 年 12 月 | 北ふ頭内貿地区供用開始 | |
| 平成 12 年 4 月 | 北ふ頭外貿地区供用開始 | |
| 平成 13 年 2 月 | 中央ふ頭工事本格着手 | |
| 平成 13 年 4 月 | 関税法上の開港指定 | |
| 平成 15 年 12 月 | 東京電力(株)常陸那珂火力発電所本格稼動 | |
| 平成 16 年 3 月 | 北米定期コンテナ航路第1 船入港 | |
| 平成 18 年 3 月 | 中央ふ頭耐震強化岸壁（-7.5m）供用開始 | |
| 平成 20 年 12 月 | 県北3港統合により，茨城港誕生 | |
| 平成 21 年 3 月 | 港湾計画改訂 | |
| 平成 21 年 8 月 | 中央ふ頭岸壁（-9m）供用開始 | |
| 平成 24 年 10 月 | 中国・韓国・東南アジア定期コンテナ航路開設（平成 25 年 3 月に改編され，中国・フィリピン・ベトナム・タイ定期コンテナ航路に変更） | |
| 平成 25 年 12 月 | 東京電力(株)常陸那珂火力発電所2号機稼働開始 | |
| 平成 28 年 4 月 | 中央ふ頭耐震強化岸壁(-12m)供用開始 | |

○利用状況〔平成 27 年速報値〕

入港船舶 (漁船等を除く)	隻 数： 1,565 隻 (外船舶 436, 内船舶 1,129) 総トン数： 18,771 千トン (外船舶 11,917, 内船舶 6,854)
取扱貨物量	取扱貨物量： 10,782 千トン (外貿 6,469, 内貿 4,313) コンテナ貨物： 28,556 T E U (外貿 19,604, 内貿 8,952)
主要取扱品目	外貿 輸出：産業機械，完成自動車等 輸入：石炭，産業機械等 内貿 移出：完成自動車，製造食品等 移入：完成自動車，紙・パルプ等

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性の向上を図るため、東防波堤、中央防波堤の整備を進める。
- ②増大する貨物需要に対応するため、中央ふ頭地区の整備を進める。

○平成 28 年度事業概要

- ・中央ふ頭地区岸壁（-12m）、東防波堤、中央防波堤、埠頭用地、工業用地、港湾関連用地の整備等

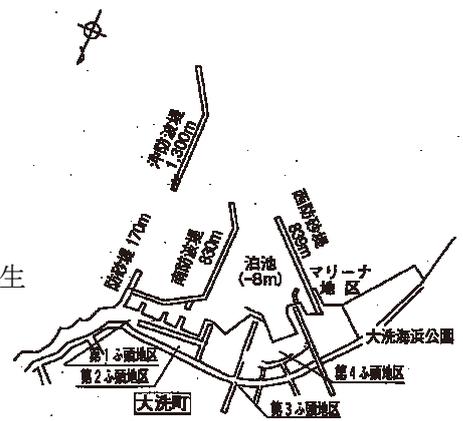
(3) 大洗港区の整備

首都圏と北海道を結ぶカーフェリーを中心とした流通港湾及びマリーナ・海水浴場などを持つ交流拠点として整備する。

<主な経緯>

- 昭和 54 年 5 月 重要港湾指定
- 昭和 60 年 3 月 カーフェリー就航（大洗港～
苦小牧港，室蘭港）
- 昭和 63 年 4 月 県立大洗海浜公園供用開始
- 平成 4 年 7 月 マリーナ供用開始
- 平成 6 年 10 月 新フェリーターミナルビル竣工
- 平成 7 年 12 月 第4ふ頭旅客船岸壁供用開始
- 平成 14 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 20 年 12 月 県北3港統合により，茨城港誕生
- 平成 21 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 25 年 4 月 大洗マリーナがリニューアル
オープン

茨城港大洗港区概要図



○利用状況〔平成 27 年速報値〕

入港船舶（漁船等を除く）	隻 数： 637 隻 総トン数： 6,952 千トン
取扱貨物量	取扱貨物量： 12,411 千トン（うちフェリー貨物 12,393）
主要取扱品目	移出：フェリー貨物，産業機械等 移入：フェリー貨物，化学肥料等

○港湾整備に関する基本方針

- ①高潮浸水被害を軽減するため，東防波堤の整備を進める。
- ②津波・高潮から港湾背後地を防護するため，護岸・堤防等の整備を進める。

○平成 28 年度事業概要

- ・護岸等（津波・高潮対策）の整備 等

●鹿島港の整備（港湾課）

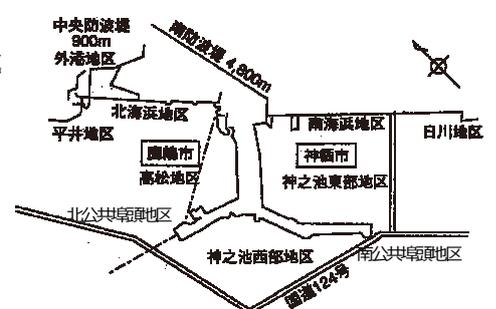
鹿島港は，約 160 社の企業が立地する鹿島臨海工業地帯の海上輸送基地として，また首都圏の一部を後背圏とする物流港湾として整備を進めており，鉄鉱石や原油等の原料，とうもろこし等の穀物の輸入，製品原料等の輸送を支えている。

また，東日本大震災により被災した施設については，平成 25 年度内に復旧が完了しており，今後は津波・高潮対策施設等の整備による復興事業を進めていく。

<主な経緯>

- 昭和 38 年 4 月 重要港湾指定
- 昭和 53 年 2 月 南公共埠頭一部供用開始
- 平成 4 年 4 月 南公共埠頭全面供用開始
- 平成 4 年 6 月 鹿島港南物流センター完成
- 平成 4 年 10 月 県営 2 号上屋（燻蒸倉庫）が南公共埠頭地区に完成
- 平成 14 年 11 月 北公共埠頭－10m岸壁 1 バース目供用開始
- 平成 16 年 8 月 北公共埠頭－10m岸壁 2 バース目供用開始
- 平成 18 年 2 月 北公共埠頭－10m岸壁 3 バース目供用開始
- 平成 19 年 3 月 港湾計画改訂
- 平成 23 年 5 月 国際バルク戦略港湾に選定
- 平成 25 年 4 月 外港公共埠頭一部（－14m岸壁（暫定－13m），1 バース目）供用開始

鹿島港概要図



○利用状況〔平成27年速報値〕

入港船舶 (漁船等を除く)	隻数：12,021隻(外船舶1,801,内船舶10,220) 総トン数：57,971千トン(外船舶45,222,内船舶12,750)
取扱貨物量	取扱貨物量：61,716千トン(外貿43,333,内貿18,383) コンテナ貨物：3,293TEU(外貿0,内貿3,293)
主要取扱品目	外貿 輸出：鋼材,化学薬品等 輸入：鉄鉱石,原油等 内貿 移出：石油製品,鋼材等 移入：石灰石,化学薬品等

○港湾整備に関する基本方針

- ①港湾の安全性及び利便性の向上を図るため、南防波堤、中央防波堤の整備を進める。
- ②流通機能の拡充を図るため、一般公共貨物を取扱う北公共埠頭及び外港公共埠頭の整備を進める。
- ③津波・高潮から港湾背後地を防護するため、護岸・堤防等の整備を進める。

○平成28年度事業概要

- ・南防波堤、中央防波堤、北海浜地区防砂堤の整備、埠頭用地、港湾関連用地の整備等

●定期航路の拡充、新規開設（港湾課）

ポートセールスを積極的に推進することにより、港湾取扱貨物の増加を図るとともに定期航路の拡充や新規開設等を促進する。

- (1) 荷主、船社等の企業訪問実施
- (2) いばらきの港説明会、北関東セミナー等の開催
- (3) マスコミ、ホームページ等によるPR
- (4) コンテナ貨物集荷促進事業や鹿島港新規航路開設トライアル事業の実施

●物流施策等の推進（地域計画課）

(1) 茨城県総合物流計画の推進

首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道水戸線の整備進展により、陸・海・空の広域交通ネットワークが概成しつつあり、輸送時間の短縮やコスト削減などの面から、その優位性が高く評価され、新規の企業立地件数は全国トップクラスを維持し続けている。

茨城県では、本県の概成した広域交通ネットワークを見据え、その利用促進に取り組むことにより、県内への物の流れを拡大、加速化し、本県への更なる企業立地を図るなど、首都圏全体の経済・生活を支える県づくりを目指す。

計画期間：平成28年度～平成32年度（5年間）

基本テーマ：首都圏の経済・生活を支える物流ネットワークの形成

基本目標：3つの目標と32施策の展開

- ①首都圏における物流の再編
- ②持続可能な物流の推進
- ③環境負荷の少ない物流の実現

重点戦略：基本テーマの実現に向け、上記3つの目標のもとに各種物流施策を展開していく中で特に重点的・優先的に取り組む施策群を「重点戦略」と位置付け、戦略的に取り組む。

- ①首都圏の一翼を担う生産・物流機能の集積
- ②環境にやさしい北関東物流ネットワークの構築
- ③本格的な国際物流の展開

(2) 広域連携物流特区の推進

北関東自動車道をはじめとする高速道路網や茨城港常陸那珂港区を中心とする港湾地

域において、港湾の国際競争力の強化や物流機能の効率化のための規制緩和等を講じることにより、首都圏における新たな物流拠点の形成を図る。

基本目標：首都圏における新たな物流拠点の形成

- ①港湾の国際競争力の強化
- ②ひたちなか地区や内陸部における産業集積の促進
- ③物流拠点を結ぶ利便性の高いアクセスの実現

対象地域：水戸市、日立市、古河市、結城市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、八千代町、境町、栃木県の9市町（太字は区域の一部が対象）

規制緩和項目：重量物輸送効率化事業 など

物流は、様々な分野の経済活動を横断的に連携する機能であることから、物流関連事業者や栃木・群馬両県をはじめとする近県との連携を強化し、効果的な施策展開を図る。

③ I T・データの活用による情報交流社会の構築

● I T戦略推進指針の推進（情報政策課）

本県情報化の基本指針となる「いばらき I T戦略推進指針」に基づき、安全・安心で暮らしやすい社会の実現、地域の魅力発信・交流促進、I T人材育成・産業の競争力強化、情報リテラシー向上・情報セキュリティ対策、電子行政サービスの充実等を目指し、I T施策を展開する。

(1) 基本目標等

I Tの利活用による『みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき』の実現
地方創生に向けた「まち」「ひと」「しごと」の好循環を促進するため、県内の多様な主体が連携・協働し、I Tによる「生活と産業の未来を拓く『イノベーション大県いばらき』」の実現を目指す。

(2) 内容

<施策展開の視点>

- ① 県民が健康で安全・安心に暮らせるための社会の仕組みや地域課題の解決に向けて、I Tの利活用を促進
- ② 本県の地域資源などの魅力を伝え交流促進を図るため、I Tを活用した効果的な情報発信や環境整備を推進
- ③ 本県の産業競争力の強化を図るため、I T人材の育成やI Tを活用した新技術や新製品の開発などの支援を推進
- ④ 県民がI Tの利便性を享受し、豊かな生活が送れる情報リテラシー向上を図るとともに情報セキュリティ対策を促進
- ⑤ 電子行政サービスの利便性向上とともに、業務・システムの最適化による行政の業務効率化等を推進

<施策展開の方向>

- ①安全・安心で暮らしやすい社会の実現プロジェクト
- ②地域の魅力発信・交流促進プロジェクト
- ③ I T人材育成・産業の競争力強化プロジェクト
- ④情報リテラシー向上・情報セキュリティ対策の推進プロジェクト
- ⑤電子行政サービスの充実プロジェクト

(3) 推進

「茨城県高度情報通信社会推進本部（I T推進本部）（本部長：知事）」において全庁的な推進を図る。

(4) 期間

平成 28 年度～平成 32 年度

●国及び市町村と連携した行政サービス（情報政策課）

国や市町村と連携した行政サービスの提供を行うとともに、県民等が各種システムを安全・安心に利用できるように運用を行う。

(1) 情報基盤の運用管理

①総合行政ネットワークの運用

電子自治体の基盤となる、県及び市町村の行政ネットワークを相互に接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）の茨城県域部分の運用管理を行う。

②公的個人認証サービスの運営（市町村への交付事務委任）

行政機関等へのオンライン手続を行う際に必要となる電子証明書等の発行を行う。

③社会保障・税番号制度連携システムの運用

社会保障・税番号制度のシステム連携に向けて、他の地方公共団体等と情報連携テストを行う。

(2) 市町村との連携の推進

①いばらき公共施設予約システムの運用

インターネットを利用して県内の公共施設の予約状況案内や利用申込手続が行える「いばらき公共施設予約システム」を運用する。

②統合型GIS（地理情報システム）の運用

県民・企業・行政の地理情報に関する共通情報基盤となる「統合型GIS」の運用を行う。

③電子申請・届出システムの運用

インターネットを利用して、県民・企業等が自宅やオフィスなどから行政に対する各種申請・届出等の手続、イベントや講座の申し込み等が行えるシステムの運用を行う。

④自治体クラウドの推進

市町村によるクラウド導入に向けた業務の見直しや情報システムの検討に関する取組を支援する。

⑤いばらき情報セキュリティクラウドの構築

県と市町村のインターネット出入り口に当たる部分に、県と市町村のセキュリティ対策機器を集約して設置し、インターネットとの通信記録を解析する仕組みを導入することなどにより、サイバー攻撃等に対応する。

●ITを活用した企業活動の推進（産業技術課）

(1) 中小企業情報化促進事業

中小企業の情報化を促進するため、インターネット等を活用し、産業関連情報や企業情報、受発注情報の提供等を行う。（実施機関：（公財）茨城県中小企業振興公社）

①中小企業データベースの整備、インターネットによる企業情報の発信、メールマガジンによるビジネス関連情報の提供

②中小企業インターネット利用実態調査の実施

(2) ITサポートセンター運営事業

ITサポートセンターを設置し、「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」の産業利用等を支援する。

①IBBNの活用やIT化に関する相談

②通信サービスの提供、通信事業者との調整

●電子県庁の推進と効率的な運営（情報政策課、広報広聴課）

行政事務の効率化と県民サービスの充実を図るため、ITを活用した業務改革等を進める。

(1) 業務・システム最適化の推進

県民サービスの充実と簡素で効率的な行政運営を実現するため、情報化統括監（CIO）を中心に、業務の見直しと合わせた情報システムの構築・再構築を推進する。

(2) 県行政情報システムクラウド化の推進

県が構築・運用するシステムを対象としてクラウド化を推進し、システム集約化による

システム管理の一元化と運用コストの削減を図るとともに、大規模災害時における情報システムの業務継続性の強化やセキュリティの向上を図る。

(3) 県民参画機会の拡充

県のホームページなどを活用して情報公開を進め、行政運営における透明性の向上を図り、県民が主役の県民参画型行政を推進する。

○インターネットを利用した広聴の推進

インターネットにより、県民が県政に関する意見・提案等を提出する機会を充実させるとともに、これらを施策推進の参考とし、その対応状況を公開する。

(4) 情報セキュリティ対策の充実

県民が安心して各種行政サービスが享受できるよう、情報セキュリティ対策の充実・強化を図る。

● ITネットワーク社会づくりの推進（情報政策課）

(1) いばらきブロードバンドネットワークの運営

県民、企業、行政誰もが便利で安価に利用できる本県のIT戦略の基盤として、県と市町村が共同で整備した高速・大容量の情報通信基盤である「いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）」を安全かつ効率的に運営するとともにその利活用を促進する。

①概要

H28.4.1現在

基幹部分	伝送容量：最大10Gbps
	アクセスポイント（AP）数：15箇所
拠点	赤塚拠点、産業利用拠点、県庁拠点：1Gbps
	県合同庁舎拠点（5箇所）：1Gbps
	市町村拠点（56箇所）：1Gbps

②運営管理

ネットワークオペレーションセンター（NOC）により、24時間365日対応の運用保守を行うほか、民間・行政を含めたIBBNの利用者に対し技術相談等のサポートを行う。

③利活用

<県民利用>

- 1) 加入者系光ファイバ網の整備による、住民へのブロードバンドサービスの提供（旧七会村）
- 2) プロバイダによるインターネット接続サービスの提供
- 3) 電子申請・届出システムやいばらき公共施設予約システム等による行政サービスの提供
- 4) 公衆無線LAN整備による、県民へのインターネット接続サービスの提供（県庁、県立図書館）

<民間利用>

- 1) 地域企業への高速インターネット接続サービスの提供
- 2) 医療分野（ビデオカンファレンス遠隔医療支援システム及び医療機関テレカンファレンスシステム）での活用
- 3) 事業所間のネットワークの構築

H28.4.1現在

区分	利用承認済
I S P	12社
民間企業等	73社
医療	28社
工業団地	10団地（28社）
合計	141社

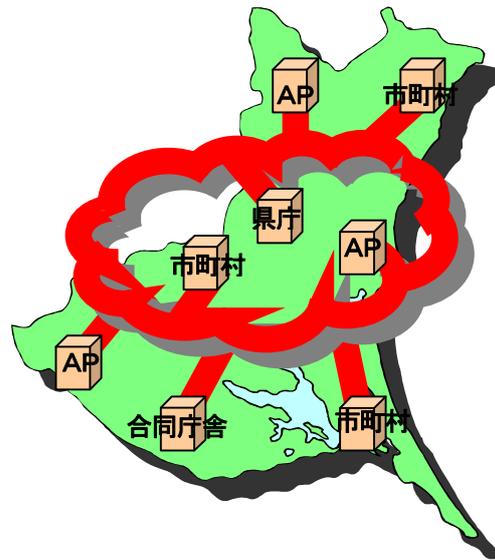
<行政利用>

県と市町村の行政ネットワーク基盤として、業務の効率化及び高度な行政サービスの提供

H28.4.1 現在

システム数	備考
県関係システム	28 行政情報ネットワーク（64の内外部システム含む）、救急医療情報システム、雨量・河川水位情報システム、大気汚染常時監視システム、震害情報ネットワークシステムなど
県・市町村共同利用システム	7 インターネット接続 いばらき公共施設予約システム、建設工事等電子入札システム、いばらきグループウェア共同システムなど
市町村システム	13 合併に伴うネットワーク統合（15市町）、ひたちなか市教育ネットワーク、国保連合会電子帳票システム、後期高齢者広域連合電算処理システム、いばらき自治体クラウド基幹業務システムなど
	48

「いばらきブロードバンドネットワーク」イメージ図



(2) 高度情報化の普及啓発等

県全体の高度な情報化を促進するため、県、市町村、民間企業、各種団体、大学等が一体となって、情報化に関する普及啓発や人材育成を図る。

- ・事業主体：茨城県高度情報化推進協議会
- ・内容：
 - ①電子自治体やITについて普及・啓発を図るため、各種セミナーやイベント等を開催する。
 - ②高度情報化に対応できる人材を育成するため、研修会等を開催する。

●公共工事ITの推進（検査指導課）

公共事業において、建設CALS/ECの導入などIT化を積極的に推進することにより、入札手続きの透明化や行政サービスの向上を推進するとともに、事業執行の効率化や品質の確保を図る。

- ・「建設IT いばらき推進協議会」の運営
- ・電子納品の推進
- ・電子入札システム等土木関連システムの共同利用の促進

④対日投資の県内誘致

●対日投資の県内誘致促進（国際課）

外資系企業の県内への誘致や、外国資本による県内ベンチャー企業への投資などを通じて、本県の地域活性化を目指す。また、本県の優位性を広く知らしめるための方法の一つとして、国際会議等（MICE）誘致の推進体制を強化する。

- ・県内の研究開発機関等との協議会の設置・運営

-
- ・海外の対日投資セミナー等への出展
 - ・国内のMICEエキスポへの出展
 - ・海外研究機関等への情報提供
 - ・海外サイトロケーター（海外投資等に関する情報提供などのコンサルティング業務を行う事業者）の県内視察等
 - ・外務省との連携による在京大使館や海外プレス等向けセミナー・レセプションの開催
 - ・G7等で関係を構築した各国大使館員、海外プレス等による県内視察ツアー等の開催 等

3 住みよいいばらきづくり

(1) 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり

①安心して結婚・出産・子育てができる社会づくり

●**大好きいばらき次世代育成プラン（平成 27 ～ 36 年度）の推進（少子化対策課）**

家庭を築き、子どもを産み育てるという希望でかなえる環境づくりを目指して、「大好きいばらき次世代育成プラン」に基づき、ライフステージを総合的に支援して少子化対策を推進する。

○少子化対策推進県民運動推進事業

- ・少子化対策推進県民会議の開催
- ・「大好きいばらき次世代育成プラン」に関する出前講座の開催
- ・親子のきずなの啓発を図るため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、その普及に努める。

●**結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援（少子化対策課）**

危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、子育てに至る各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援を充実するとともに、結婚支援や、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を行う。

○結婚・わくわくキャンペーン推進事業

①結婚相談体制強化事業

- ・結婚なんでも相談強化事業

いばらき出会いサポートセンターの電話相談窓口の設置、イベントにおける出張相談の実施、企業訪問アドバイザーの派遣

- ・婚活スキルアップセミナー開催事業

結婚支援者（マリッジサポーター等）向けのスキルアップセミナーの開催

- ・イベントコーディネーター設置事業

市町村等が主催する婚活イベント等の広域連携の調整を行うコーディネーターの設置

- ・いばらき出会いサポートセンターシステム改良事業

おすすめマッチングシステム、お見合い申込みシステムの構築

②少子化対策への前向きな機運の醸成

- ・学生による学生のためのライフプラン構築等応援事業

学生が自主企画するライフプラン構築のための講演会等に対し講師派遣等を行う

- ・～親から子へ～世代をつなぐメッセージ交換事業

県内の高校3年生の親子を対象に思いを込めたメッセージ交換を行う

- ・SNSによる情報発信事業

県内のF1層（20～34歳の女性）を主なターゲットとし、結婚、妊娠・出産、子育て等をテーマとした情報を発信する

- ・フラッシュモブによるプロポーズCM事業

フラッシュモブの演出とともにプロポーズを行う様子の動画をメディアにより発信し、結婚に対するポジティブな気運を醸成する。

③協働アートプロジェクト

県内から結婚、家族、子育てといったテーマで写真を募集し、県内在住のアーティストやクリエイターが加工し県民参加型の作品を制作し、パブリックスペースに展示する。

④市町村への補助（地域少子化対策重点推進交付金）

○結婚新生活支援事業

低所得者向けに結婚に伴う新生活の支援を行う市町村への支援

●**結婚支援の推進（少子化対策課）**

いばらき出会いサポートセンターを中心として、地域における出会いの相談・仲介などを行うマリッジサポーターや市町村、関係団体と連携しながら、結婚を希望する男女の出会い

の場づくりを推進する。

○いばらき出会いサポートセンター推進事業

いばらき出会いサポートセンターにおいて、会員制のパートナー探しのサポートやふれあいパーティーの開催、マリッジサポーターの育成・支援など全県的な結婚推進活動を展開する。

○いばらき結婚支援パワーアップ事業

- ・いばらき出会いサポートセンター開設 10 周年を記念する全国フォーラムの開催
- ・マリッジサポーター活動に対する支援（活動費補助）

●周産期医療体制の整備（医療対策課）

母体・胎児や新生児の安全確保を図るため、集中治療室などを備えた総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の充実を図る。

- ・総合及び地域周産期母子医療センターの運営支援
- ・周産期搬送コーディネーターの配置
- ・周産期関連施設・設備整備の促進
- ・産科医療の確保

●小児救急医療体制の整備（医療対策課、病院局）

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、地域の実情に応じた救急医療体制の整備、保護者の不安解消のための啓発などを行う。

(1) 小児救急医療輪番制の運営

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、地域内の病院が輪番で小児救急医療を確保する。

(2) 小児救急医療拠点病院の運営

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、複数の地域を対象に、拠点病院が小児救急医療を確保する。

(3) 小児救命救急センターの運営

24 時間体制で、全ての重篤な小児救急患者への超急性期医療の提供等を行う。

(4) 小児救急医療電話相談の実施

子どもの急病に関する保護者からの電話相談に看護師等が対応し、子育て不安の軽減・解消を図る。

(5) 小児救急医療研修の実施

地域の内科医等を対象に、小児の初期救急医療に関する研修を実施する。

●母子保健の充実（少子化対策課）

安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくるため、不妊治療への支援や妊婦健康診査の推進、乳幼児の療育支援等を図る。

(1) 不妊治療費助成事業

不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる不妊治療費の一部を助成する。

(2) 妊娠・出産サポート体制整備事業（地域少子化対策強化事業：再掲）

妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行う基盤づくりと、妊娠中から子育て期までの、切れ目のない相談支援体制を構築し、安心・安全な妊娠・出産・子育てと児童虐待の未然防止を図る。

(3) 総合母子保健・福祉相談指導事業

市町村の乳幼児健診において発見されたハイリスク児に対して、専門スタッフによる医学的診断、日常生活面の療育指導を行うほか、児童虐待防止のための親支援グループミーティング等を実施する。

(4) 長期療養児療育支援事業

長期療養児について、適切な療育を確保するため、その疾患の状態及び療育の状況を

随時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導等を実施する。

(5) 乳幼児視聴覚療育支援事業

弱視や斜視、難聴の子どもを早期に発見し、適切な療育指導を行うことで、視覚障害や聴覚障害を未然に防ぎ、健やかな子どもの育成を図る。

(6) 小児慢性特定疾病医療費

小児慢性特定疾病に罹患している児童に対して、医療費の給付を行う。

●子育て支援と保育サービス等の充実（子ども家庭課）

地域での子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点事業の取組促進、待機児童解消に向けた保育所及び認定こども園等の整備や多様で質の高い保育サービスの提供、放課後等における子どもたちの居場所づくり等を促進する。また、平成 27 年度から開始した子ども・子育て支援制度の施行に伴い、事業の実施主体である市町村へ支援を行うとともに、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進める。

(1) 地域における子育て支援の充実

①地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭に対する育児支援のため、親子の交流や育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援等を行う子育て支援拠点づくりを進める。

②いばらき子育て家庭優待制度推進事業

社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成するため、協賛店舗等による料金割引等の優待サービスを実施する。

③保育サービス支援事業費

民間保育所等において1歳児を保育する場合の保育士等の雇用経費等の補助や、保育士等が、出産・疾病等で休暇を要する期間中の代替職員の雇用経費等の補助を行う。

(2) 保育サービスの充実

①安心こども支援事業

子どもを安心して育てることができるよう、認定こども園等の整備を推進し、保育サービスや地域の子育て支援の充実を図る。

②特別保育事業

延長保育や病児・病後児保育等特別保育を推進するため、事業主体である市町村に対し、事業費の補助を行う。

③利用者支援等事業

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援等の情報提供や相談・援助を行う「利用者支援」や低所得者の負担軽減を図る「実費徴収に係る補足給付を行う事業」等により、地域の様々な子育て支援の充実を図る。

④多子世帯保育料軽減事業

保育所等に入所している第3以降で3歳未満児の保育料の無償化を実施することにより多子世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。

⑤子育て人材確保強化推進事業

多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応や待機児童の解消に向け、保育士、幼稚園教諭及び子育て支援員など必要な人材を一体的に支援・確保する「茨城県子育て人材支援センター」を設置する。

⑥保育士修学資金等貸付費

保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や、保育士の補助を行う者の雇上げに必要な費用、さらに、潜在保育士に対する保育料支援や再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。

(3) 放課後子ども総合プランの推進

①放課後児童クラブ推進事業

市町村が実施する放課後児童クラブの運営費に対し補助を行う。

②放課後子供教室推進事業

市町村が実施する放課後子供教室の運営費に対し補助を行う。

③放課後児童クラブ整備事業

市町村が実施する放課後児童クラブの整備、改修等に対し補助を行う。

●ひとり親家庭等の支援（子ども家庭課）

ひとり親家庭等が、自立した生活を送れるよう、子育てと生活との両立支援、就業支援、経済的支援、養育費の確保等を図る。

○母子家庭等ライフアップ対策事業

母子家庭等に対する就労の確保に係る給付金の支給や養育費相談員の配置等により、母子家庭等の子育て、就労支援を図り、母子家庭等の自立促進を図る。

○ひとり親家庭生活向上事業

ひとり親家庭の児童に対して、生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行うとともに、ひとり親家庭の親等が、高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際等に費用を助成することで、ひとり親家庭の子どもの居場所づくり、親の就労を促進し、ひとり親家庭の生活向上を図る。

●仕事と子育ての両立支援（少子化対策課）

仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの機運醸成や男性の家事・育児参加等を進めるとともに、子育て支援に積極的に取り組む企業の登録や表彰等を通して、企業における自主的な子育て支援の取組を促進する。

○結婚・子育て応援企業普及事業

企業における結婚支援や子育て支援の取組を促進するため、企業の宣言登録制度や表彰、中小企業が事業所内に託児施設を設置する場合の費用助成等を実施する。

●仕事と生活の調和の推進（労働政策課）【再掲 P. 23 参照】

②高齢者が安心して暮らせる社会づくり

●総合的な高齢社会対策の推進（長寿福祉課）

「地域包括ケアシステム」構築による誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、総合的な視点に立って高齢社会対策を推進する。

- ・県高齢化対策推進本部のもと、健康長寿社会の実現等に向けた諸施策の展開

●いばらき高齢者プラン21の推進（長寿福祉課）

平成27年3月に策定した、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第6期いばらき高齢者プラン21」（茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画）に基づき、総合的な高齢者福祉施策を推進する。

<第6期いばらき高齢者プラン21の施策の柱>

- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・健康づくり・生きがいくりの推進
- ・認知症への対応と高齢者の尊厳の保持
- ・利用者本位の介護サービスの充実
- ・安全・安心なまちづくりの推進

●第二期茨城県医療費適正化計画（平成25～29年度）の推進（厚生総務課）

平成29年度を目標年度とする第二期茨城県医療費適正化計画に基づき、高齢者を中心とした医療費の適正化を図る。

- ・住民の健康の保持の推進
- ・医療の効率的な提供の推進

●介護予防と健康・生きがいつくりの推進（長寿福祉課）

高齢者ができる限り要介護状態にならないための介護予防対策等を推進する。

さらに、高齢者が積極的に社会参加しながらいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、健康・生きがいつくりに対策を推進する。

(1) 介護予防・生活支援対策の推進

○地域支援事業の推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業に対して支援を行う。

介護予防事業	○二次予防事業 二次予防事業の対象者把握事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、二次予防事業評価事業 ○一次予防事業 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一次予防事業評価事業
介護予防・日常生活支援総合事業 ※平成29年度までに全ての市町村で実施	○サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業 介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業、一般介護予防事業評価事業
包括的支援事業	○介護予防ケアマネジメント（総合事業を実施の場合は総合事業の中で実施） ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ※以下は平成30年度までに実施すべき事業（市町村によって開始時期が異なる） ○在宅医療・介護連携推進事業 ○認知症施策推進事業 ○生活支援体制整備事業
任意事業	○介護給付等適正化事業 ○家族介護支援事業 介護教室の開催、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業 ○その他の事業 成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、認知症サポーター養成事業、重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業、地域自立生活支援事業

○介護予防総合支援事業の展開

高齢者が健康で活動的な生活を送ることができ、できる限り要介護状態に陥らないよう介護予防事業の実施主体である市町村を総合的に支援し、介護予防を実効性のあるものとしていく。

- ①パンフレットの配布やシルバーリハビリ体操普及講習会等の開催
- ②地域包括支援センター職員や介護予防事業担当者等に対する研修
- ③介護予防推進委員会の設置・運営

○高齢者優待カード制度の創設

65歳以上の高齢者を対象に料金割引等の特典が受けられる高齢者優待カードを交付することにより、高齢者の外出を促し、自身の健康増進や高齢者を地域・企業・行政が一体となり支え合う社会の実現を目指す。

○介護予防・生活支援サービスの強化

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティアやNPO等の多様な事業主体による重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築する市町村を支援する。

- ①生活支援サービスの担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターの養成
- ②リハビリテーション専門職の市町村への派遣調整
- ③市町村職員を対象とした研修会の開催や先進事例の情報提供

(2) 健康・生きがいつくりの推進【再掲P.26参照】

●介護保険制度の円滑な推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

介護保険制度がより円滑に推進されるよう、保険者（市町村）の安定的かつ適正な事業運営の確保のための支援の充実を図る。また、第6期いばらき高齢者プラン 21 に基づき、介護サービス体制の整備促進に努めるとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員等に対する各種研修の充実・強化、介護サービス事業所に対する指導及び相談・苦情処理体制の充実を図る。

(1) 保険者（市町村）への支援

- ・介護給付費の負担及び介護保険財政安定化基金の設置
- ・低所得者の保険料の軽減
- ・低所得者利用者負担対策（社会福祉法人による利用者負担軽減制度等）
- ・要介護認定支援事業（認定審査会委員研修、認定調査員研修等）

(2) 介護サービス体制の整備促進

- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備、訪問看護事業の支援

(3) 介護サービスの質の向上

- ・介護サービス情報の公表
- ・介護支援専門員養成研修事業
- ・高齢者権利擁護対策推進事業（介護保険施設等管理者研修、高齢者権利擁護推進員研修等）
- ・認知症介護研修事業
- ・介護保険施設等の指導・監査

(4) 相談・苦情処理体制の確保

- ・苦情処理体制整備事業
- ・介護保険審査会の運営など

(5) 福祉・介護職員処遇の改善

- ・介護職員処遇改善加算制度の活用

●福祉・介護人材の養成確保対策（福祉指導課）

福祉・介護サービスを支える人材の確保を図るための中核として県福祉人材センターを運営する。

また、他業種から福祉・介護職への参入促進を図るとともに、新規雇用者の資質の向上を図り直接雇用に関わりつづけること及び現任職員の資質の向上等を目的とする「介護人材確保育成事業」を実施する。

さらに、「福祉人材確保・定着バックアップ事業」として、県福祉人材センターに配置した専門員によるマッチングの強化、各種研修・職場体験などによる多様な人材の確保と定着を図る。

事業名	内容
福祉人材センター運営事業	無料職業紹介事業の実施や就職相談会、職場説明会の開催など、就業の援助等を行う。
介護人材確保育成事業	就職希望者を介護事業所・施設に派遣し、派遣期間中は研修を受講させることで技術を習得させ、直接雇用につなげる。 また、直接雇用後は現任職員の研修代替職員として活用することにより、現任職員の資質向上を図る。
福祉人材確保・定着バックアップ事業	介護福祉養成施設等において、現任介護職員のキャリアアップを図るための研修を実施する。 県福祉人材センターにおいて、就職後の定着支援や潜在的有資格者の届出窓口を設置する。 また、施設・事業所において、管理者向けのキャリアパス構築等のセミナーや職員に対する適切なキャリアパス・スキルアップを促進するための研修等を実施する。 さらに、介護職についての理解促進やイメージアップを図るための小中学生を対象とした福祉の魅力発見ツアー・福祉キャラバン隊を実施するほか、経営の意識改革を図るための経営者向けセミナー等を実施する。

●認知症高齢者対策の推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

認知症になっても安心して、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができるよう、県民誰もが認知症について正しく理解し、地域全体で認知症の人とその家族の生活を支える環境づくりを推進する。

- ・認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ・認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ・若年性認知症対策の強化
- ・認知症の人の介護者への支援
- ・認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ・認知症予防の推進
- ・認知症の人やその家族の視点の重視

●地方バス路線への支援（企画課）【別掲 P. 104 参照】

●生活交通の支援（企画課）【別掲 P. 104 参照】

●地域リハビリテーションの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

○地域リハビリテーション総合支援事業

高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた地域で、適切なりハビリテーションを受けることができるよう、県が指定する医療機関等を拠点に、地元の病院や診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、教育関係機関等との連携協力体制を確立し、県民の円滑な転院や安心できる在宅復帰、居宅での訪問リハビリを支援するなど、地域リハビリテーションを総合的に推進する。

●医療・介護連携推進のための人材養成（長寿福祉課地域ケア推進室）

在宅における生活の継続を支援するため、医療依存度の高い利用者への介護事業所の受け皿拡大を図る。また、医療依存度の高い利用者に対応できる介護職員等を増やし、介護サービスの質の向上に取り組む。

- 医療依存度の高い利用者へのケアに携わる介護職員等養成研修
- 介護従事者等の人材養成支援（研修プログラム・OJT マニュアルの作成）
- レスパイト情報の収集と利用促進（医療依存度の高い利用者受け入れ情報発信）

●「新しいばらき障害者プラン（改訂版）」の推進（障害福祉課）

平成 24 年度から平成 29 年度を計画期間とする「新しいばらき障害者プラン（改訂版）」（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画）に基づき、総合的な障害福祉施策を推進する。

- ・ひとりひとりが尊重される社会
- ・質の高い保健・医療・福祉の充実
- ・快適に暮らせる社会

●茨城福祉医療センターの運営支援（障害福祉課）

県立こども福祉医療センターの機能を承継する施設として整備された愛正会記念茨城福祉医療センターの運営に対して県が支援や関与を行うことにより、施設機能の充実・強化を推進する。

<平成 27 年度事業>

- ・茨城福祉医療センターの運営支援

【茨城福祉医療センターの概要】

- (1) 施設種別：医療型障害児入所施設
(旧肢体不自由児施設及び旧重症心身障害児施設の一体的施設)
- (2) 運営主体：社会福祉法人愛正会
- (3) 所在地：水戸市元吉田町 1872-1

③障害者が安心して暮らせる生活環境の充実

- (4) 入所定員：肢体不自由児 35 名，重症心身障害児者 100 名
- (5) 主な機能
 - ①県内唯一の肢体不自由児施設としての機能の堅持
 - ②機能訓練士の増員等による機能訓練の充実
 - ③内科等の新たな診療科目の設置
 - ④在宅障害児への地域支援，発達障害児への医療的支援などを実施
 - ⑤非常用電源や耐震性受水槽，給水車の配置など施設の防災対策を充実

●地域リハビリテーションの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）【再掲 P. 92 参照】

④安心できる
医療体制の
充実

●茨城県保健医療計画（平成 25 ～ 29 年度）の策定・推進（厚生総務課）

(1) 計画の概要

5 疾病（がん，脳卒中，急性心筋梗塞，糖尿病，精神疾患）・5 事業（救急医療，災害医療，へき地の医療，周産期医療，小児医療）及び在宅医療に係る医療体制を確立するとともに，医師・薬剤師・看護師等の医療従事者の確保や医療の安全の確保など，良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

○安心して医療を受けられる体制の整備

5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る医療体制の確立を図るとともに，地域医療連携の推進や医師・看護師をはじめとする保健医療従事者の確保，医療教育などを推進する。

○誰もが安心して暮らせる保健サービスの充実

予防医学の知識の普及と健康づくりの推進を図り，母子保健，学校保健，歯科口腔保健を推進するとともに，高齢者保健福祉対策や精神保健対策，障害者支援等を推進する。

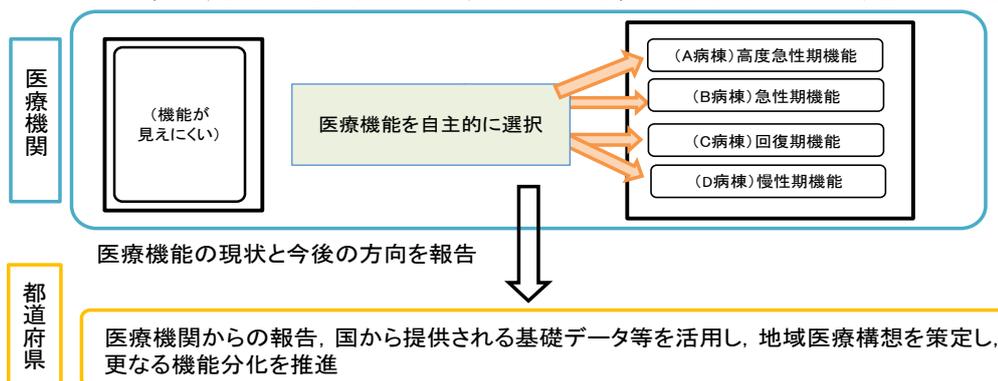
○健康で安全な生活を支える取組の推進

健康危機管理をはじめ，感染症対策，食の安全と安心の確保対策，生活衛生対策等を推進する。

(2) 地域医療構想の策定

平成 26 年 6 月の「医療介護総合確保推進法」の制定に伴い，平成 27 年度から，平成 37 年（2025 年）を見据えた医療提供体制の構築に向け，地域の医療需要の将来推計や各医療機能の将来の必要量など，その地域にふさわしい医療機能の分化と連携を適切に推進するために地域医療構想（ビジョン）を策定する。

なお，地域医療構想は医療法の規定に基づき，保健医療計画の一部として付記される。



(3) 回復期病床の整備促進

急性期病床等から回復期病床への転換を支援することにより，将来不足すると推計される回復期病床の充実を図る。

(4) 在宅医療推進体制の整備

看護師の訪問看護ステーションへの出向研修支援や退院調整手法等の標準化ツールの作成・普及により，医療機関における退院調整機能の向上を図る。

●保健医療従事者の確保対策（厚生総務課、医療対策課、薬務課、病院局）

(1) 医師の確保対策

県内の医療機関での勤務や研修を希望する医師が増えるよう、地域医療支援センターを核として、高校生・医学生・研修医・医師それぞれの段階に応じた医師確保対策を総合的に実施する。

特に、地域医療支援センターにおいて、若手医師に対するキャリア形成支援、高度な医療が学べる環境づくりや若手医師の派遣調整に取り組む。

また、地域医療再生計画に基づき、国の交付金を活用して、医師確保をはじめとする地域の医療提供体制の充実を図る。

区 分	内 容
推進体制の整備及び情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターにおける若手医師のキャリア形成支援及び各種事業の実施 ・機関誌「いばらきの地域医療」の発行 ・総合相談窓口の設置・求人情報等の情報発信
医学部進学に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医師修学資金貸与事業 ・地域医療医師修学資金貸与事業（医科大学への地域枠） ・高校生セミナー
臨床研修医の受入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・救急ライセンス研修助成事業 ・茨城県医師臨床研修連絡協議会事業の実施
若手医師育成拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・総合診療を学ぶ特訓ゼミ ・指導医団国内外派遣 ・シミュレーション教育の推進
医科大学との連携による医師確保	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波大学と県立中央病院の連携による医師の教育・研修・確保 ・筑波大学と県立こころの医療センターの連携による精神科医師の教育・研修・確保 ・筑波大学と県立こども病院の連携による小児科医師の教育・研修・確保 ・東京医科歯科大学と土浦協同病院、なめがた地域医療センターの連携による医師の教育・養成・確保 ・東京医科大学と鹿島労災病院との連携による医師の教育・養成・確保 ・帝京大学と鹿島労災病院の連携による医師の教育・養成・確保
女性医師の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場環境づくり事業 ・女性医師の相談窓口の設置 ・ファミリーサポートセンターとの連携による保育支援
医療従事者の離職防止・定着促進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療勤務環境改善支援センターの運営

(2) 薬剤師の確保対策（女性薬剤師等のキャリア支援事業（基金事業））

薬剤師を確保するため、子育て等のために離職している女性薬剤師等の復職支援を強化する。

区 分	内 容
女性薬剤師キャリア支援センターの設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・求人・求職の相談応需 ・薬剤師バンクシステムを活用したマッチングの実施
技能研修	<ul style="list-style-type: none"> ・復職に向けて最新情報を学ぶ研修会の開催 ・薬局等における技能研修の実施

(3) 看護職員の確保

看護職員を安定的に確保するため、養成促進、定着促進・再就業促進、資質向上を柱とする総合的な対策を推進する。

養成促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県立医療大学、県立看護専門学校の運営 ・民間看護師等養成所への運営費助成 ・看護師等修学資金の貸付 ・専任教員養成事業
定着促進・再就業促進	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所の運営費助成 ・看護職員確保対策事業 ・看護職員定着促進事業 ・看護職員就労環境改善支援事業

資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員ブラッシュアップ研修 ・訪問看護支援事業
------	--

(4) 医療大学運営事業

医療技術の進展に対応できる高度医療専門職の養成及びリハビリテーション医療の研究の深化等を図るため、大学運営を行う。また、平成22年4月から大学院博士後期課程を開講し、多職種の協働による利用者・患者中心の保健医療を实践するほか、平成26年4月からは助産学専攻科を開講し、地域や社会の中で母子保健・周産期医療の発展に貢献できる資質の高い助産師を養成する。

学 部	大 学 院	専 攻 科
保健医療学部 (入学定員 170 名)	保健医療科学研究科(博士前期課程) (入学定員 15 名)	助産学専攻科 (入学定員 10 名)
看護学科 50 名	看護学専攻 6 名	
理学療法学科 40 名	理学療法学・作業療法学専攻 6 名	
作業療法学科 40 名	放射線技術科学専攻 3 名	
放射線技術科 学科 40 名	保健医療科学研究科(博士後期課程) (入学定員 5 名)	
	保健医療科学専攻 5 名	

●救急医療体制の充実（医療対策課，病院局）

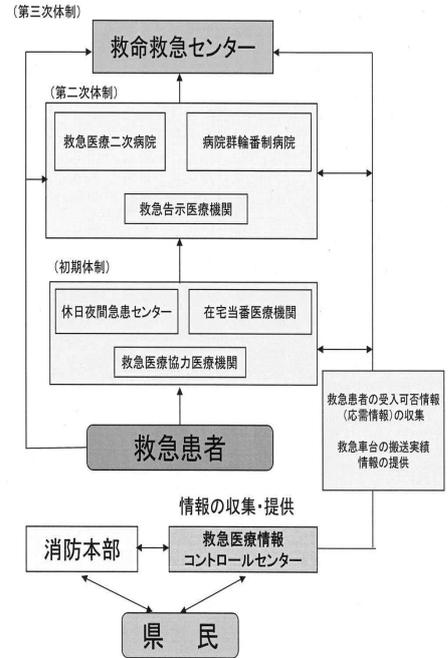
県民の救急医療を確保するため、救急医療体制の充実，強化を図る。

<具体的な取組>

- ・不採算部門の救命救急センターの運営を助成し，三次救急医療体制の充実を図る
- ・軽症患者を受け入れる休日夜間急患センター等の初期救急医療体制の充実を図る。
- ・県央・県北地域の増大する救急医療ニーズに対応するため，県立中央病院の救急機能の充実を図る。

[救急医療体制の概要] 平成28年4月1日現在

体制	機能	現況
第三次	重篤救急患者に対し24時間体制で診療を行う。	救命救急センター 6施設 水戸医療センター 筑波メディカルセンター病院 土浦協同病院 茨城西南医療センター病院 水戸済生会総合病院 日製日立総合病院 地域救命センター 1施設 土浦協同病院なめがた地域医療センター
第二次	手術・入院を要する重症救急患者の診療を行う。	救急医療二次病院 16施設 水戸地域 病院群輪番制病院 50施設 10地域 [10地域] 土浦・阿見地域 筑西地域 常総地域 茨城西南地域 つくば地域 鹿行南部地域 石岡地域 稲敷地域 鉾田地域 日立地域 救急告示医療機関 94施設 病院 91 診療所 3
初期	比較的軽症な救急患者の診療を行う。	休日夜間急患センター等 12施設 [20市町村] 在宅当番医 28市町村 [16市郡医師会] 救急医療協力医療機関 197施設 病院 41 診療所 156
救急医療情報	医療機関から救急医療情報を収集し，県民，医療機関及び消防本部へ情報の提供を行う。	救急医療情報システム (インターネット接続型 情報システム，全県対象) センター 1施設 消防本部 25施設



●ドクターヘリの導入（医療対策課）

- ・国立病院機構水戸医療センターと水戸済生会総合病院を基地病院としてドクターヘリを運航する。
- ・千葉県ドクターヘリ共同利用，北関東3県ドクターヘリ広域連携，福島県ドクターヘリ広域連携を推進する。
- ・ドクターヘリの円滑な運用を図るため，受入体制の確保及び消防機関との連携を強化する。

●がん対策の推進（保健予防課，病院局）

茨城県がん検診を推進し，がんと向き合うための県民参療条例及び茨城県総合がん対策推進計画（第三次計画）に基づき，がんによる死亡者数の減少やがん患者とその家族に対する支援などに取り組むことにより，がんになっても安心して暮らせる社会の実現を目指す。

(1) がん予防対策の推進

県ホームページやマスメディア等を活用し，がんに関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに，がん予防推進員を養成し，がん予防や検診に係る普及啓発活動の効果的な推進を図る。

子どもの頃からがんに関する正しい知識の普及を図るため，教育庁と連携し，がんの教育を推進する。

(2) がん検診の推進

がんの早期発見・早期治療により，がんによる死亡率を減少させるため，がん検診の実施主体である市町村や企業等と連携したがん検診の普及施策を展開し，がん検診受診率の向上を図る。

がん検診推進強化月間を設けて，がん検診の推進のための啓発に努めるとともに，県，市町村，検診機関等によるがん検診推進のための協議会の設置等により，受診率向上の取組を推進する。

乳がんや子宮頸がんなど，女性のがんに対し，早期発見や予防等に関する知識の普及啓発をより一層推進する。

(3) がん医療の充実

がん医療連携体制を構築し，地域におけるがん診療連携の円滑な実施と質の高いがん医療の提供を図るとともに，都道府県がん診療連携拠点病院の県立中央病院と筑波大学附属病院が連携し，手術療法，放射線療法，化学療法等の専門医等の育成や，県内医療機関への配置を推進する。

薬剤師や看護師に係るがん医療の専門的資格取得の経費を助成し，がん専門医療従事者の育成を図る。

がん医療に携わる医療従事者への研修やがん診療連携拠点病院の緩和ケアチームなどの機能強化等により，がんと診断された時から，患者とその家族が緩和ケアを受けられるよう提供体制の整備を図る。

さらに，施設における緩和ケアを推進するために，緩和ケア病棟の整備を促進する。

(4) がん患者とその家族に対する支援

がん患者や家族等からの様々な相談に対する窓口の設置や，相談支援センターと連携したがん体験者による相談体制の整備等により，がん患者・家族に対する支援を推進する。

がん患者の就労支援のため，がん診療連携拠点病院の相談支援センターでの就労相談の充実を図り，関係機関が連携した支援体制の整備を推進する。

がんの先進医療を受ける際の治療費に係る借入金の利子を助成するとともに，民間団体が実施するがん対策の取組を支援し，がん患者や家族の支援の充実を図る。

(5) がん登録の推進

全国がん登録及び院内がん登録を推進するとともに，がん登録実務者の育成を図る。

(6) 都道府県がん診療連携拠点病院の機能強化

県立中央病院において，手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」による手術，強度変調放射線治療（IMRT），経皮的冷凍手術など，先進的な治療を推進し，都道府県がん診療

連携拠点病院機能の強化を図る。

●医療安全対策の推進（厚生総務課）

医療に関する患者の苦情や相談等に適切に対応し、医療の安全と信頼を高めるため、医療安全相談センターの充実を図るとともに医療機関における医療事故防止対策の取組を促進する。

- ・医療安全相談業務の実施
- ・医療情報の提供
- ・医療安全研修会の開催
- ・医療機関に対するヒヤリ・ハット及び医療事故情報の提供
- ・安全管理体制確保の監視・指導

●医薬品等の安全対策の充実（薬務課）

(1) 医薬品等の安全対策

医薬品等の有効性、安全性及び品質を確保するため、関係施設等に対する監視・指導の充実を図るとともに効果的・効率的な試験検査の実施に努める。

- ・薬局、医薬品販売業及び医薬品製造業等に対する監視指導
- ・登録販売者試験の実施
- ・医薬品や健康食品等の検査の実施

(2) 医薬品等の適正使用の推進

医療機関等に医薬品に関する適切な情報提供を行うとともに、県民に医薬品の正しい知識を提供することにより、医薬品等の適正使用を推進する。

- ・県民や医療関係者からの医薬品等に関する相談窓口の設置
- ・薬剤師の在宅医療への参画を支援
- ・後発医薬品の使用促進に向けての啓発等の実施
- ・薬局によるセルフメディケーション（専門家の適切なアドバイスの下、身体の軽微な不調や症状を自ら手当てすること）の支援

●血液対策の推進（薬務課）

県内の医療に必要な輸血用血液は県民の献血により確保する「血液自給」体制を確立するため、次に掲げる対策を実施する。

- ・献血者の一層の確保
 - ①広報媒体による普及啓発
 - ②若年層への献血協力呼びかけの強化
 - ③400ml 献血・成分献血の推進
- ・市町村献血推進事業への支援
- ・血液製剤の適正使用の推進

●造血幹細胞移植及び臓器移植の普及啓発（薬務課）

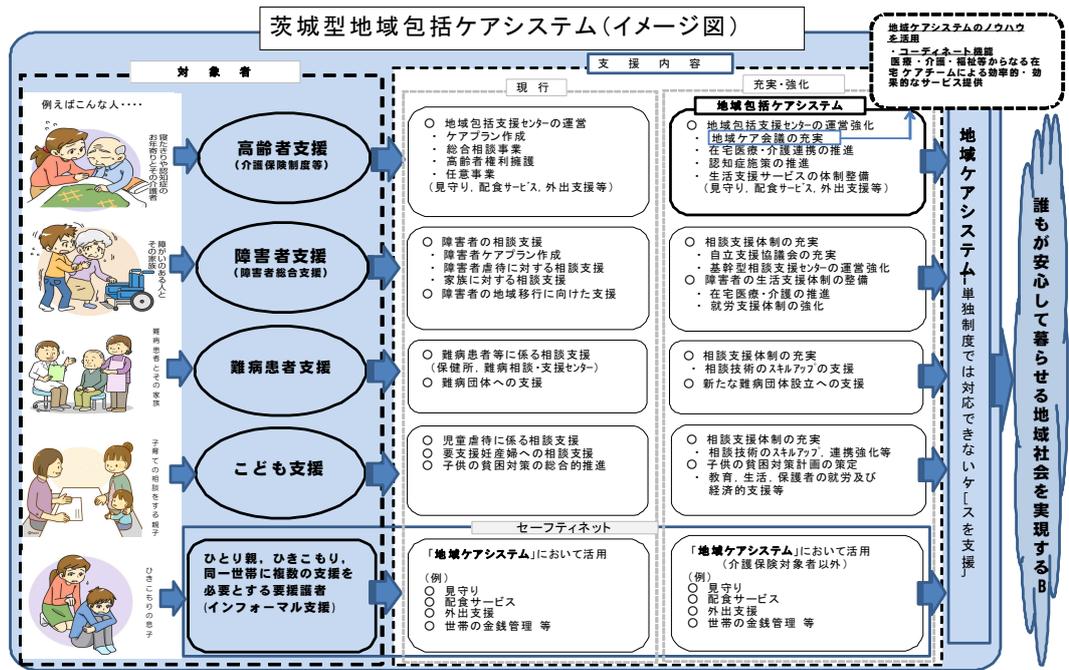
造血幹細胞移植及び臓器移植を推進するとともに、広く県民に普及啓発を行う。

- ・骨髄バンク登録促進等のための普及啓発活動の実施
- ・献血併行型登録会の開催
- ・骨髄ドナー助成費補助事業の実施
- ・茨城県臓器移植コーディネーターの設置
- ・医療機関における院内臓器移植コーディネーター設置の支援

⑤安心な暮らしを支える医療・保健・福祉サービスの提供

●茨城型地域包括ケアシステムの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

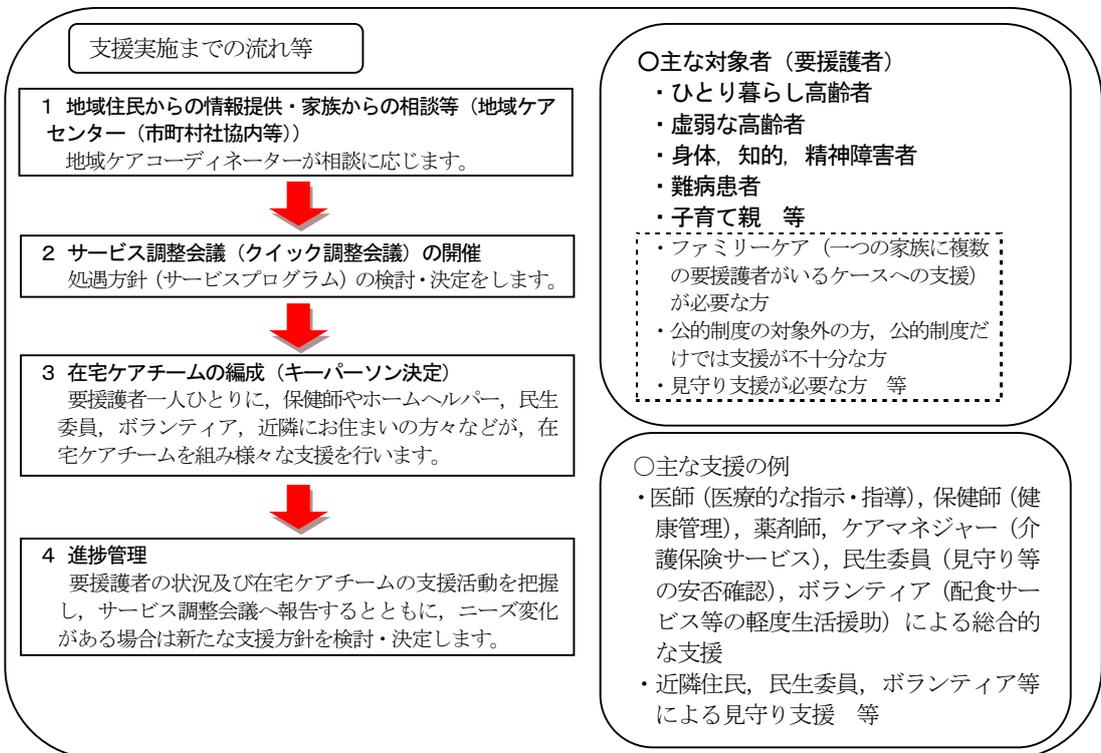
平成6年度から全国に先駆けて実施してきた、高齢者だけではなく障害者や子どもなど支援を必要とする全ての方を対象とした地域ケアシステムのノウハウの蓄積を生かし、市町村や関係団体と連携しながら、茨城型の地域包括ケアシステムの構築を進める。



●茨城型地域包括ケアシステム構築支援事業の推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

高齢者や障害者等が家庭や地域で安心して生活できるようにするため、介護保険制度等との連携・調整を図りながら保健・医療・福祉の関係者などが在宅ケアチームを組んで、総合的なサービスを提供できるシステムの構築を進める。

地域ケアシステム



●茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業の推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

訪問看護事業所や在宅療養支援診療所などの在宅サービスの充実を図るため、在宅サービスを実施する際の機器整備に要する経費を補助する。

●感染症対策（保健予防課）

(1) 新型インフルエンザ等対策の充実

新型インフルエンザ等の脅威から県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活等の安定を確保するため、発生に備えて次のことに取り組む。

- ・新型インフルエンザ等対応訓練等の実施
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・保管（薬務課）
- ・国や市町村、医師会等関係機関・団体との連携強化
- ・パンデミックに備えた患者受け入れ病床の確保
- ・患者の早期発見のためのサーベイランスの実施
- ・県民・事業者等への正しい知識の普及・啓発

(2) 感染症のまん延防止対策の強化

腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）のまん延や、感染性胃腸炎等の集団発生を防止するため、次のことに取り組む。

- ・患者発生時の速やかな消毒等による感染拡大防止
- ・患者接触者に対する調査
- ・患者への治療指導
- ・県民に対する患者発生情報の提供と感染予防に係る知識の普及啓発

(3) 結核対策の充実

結核のまん延を防止するため、患者の医療費を公費負担するほか茨城県結核予防計画に基づき次のことに取り組む。

- ・患者を確実に治療するためのDOTS（直接服薬確認療法）の推進
- ・患者接触者に対する健康診断の徹底
- ・県民の定期健康診断受診の徹底
- ・院内（施設内）感染防止に係る指導の強化
- ・BCG接種の推進

(4) 予防接種の推進

定期予防接種の接種率の向上を図るため、市町村や医師会と連携し、未接種者対策に取り組む。

- ・予防接種に係る啓発の強化と接種体制の充実

(5) 肝炎対策の推進

B型・C型肝炎ウイルスの感染者は、肝硬変や肝がんに進行する可能性があるため、「茨城県肝炎対策指針」に基づき、次のことに取り組む。

- ・肝炎治療に対する医療費の助成（インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療）
- ・保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨
- ・感染者への保健指導の充実
- ・診療体制の整備充実
- ・治療水準の向上
- ・肝炎に係る知識の普及啓発の強化

(6) エイズ・性感染症対策の充実

エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発を行い、感染の予防と感染者・患者に対する差別や偏見の払拭を図り、さらに早期発見を図るための各種対策を推進する。

- ・エイズ・性感染症についての正しい知識の普及・啓発
- ・保健所におけるHIV、クラミジア、梅毒の検査・相談体制の整備
- ・診療体制の整備充実

●難病対策（保健予防課）

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病については、治療が長期にわたることから、患者及びその家族の身体的、精神的並びに経済的な負担の軽減を図るため、次の対

策を推進する。

なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、同年9月に基本的な方針が告示されたことに伴い、以下事業のうち(1)、(2)、(3)、(4)については内容の拡充・強化を図る。

(1) 特定疾患治療研究事業

指定難病(306疾病)患者及び一般特定疾患(5疾病)患者に対する医療費の公費負担の実施

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

- ・難病に関する専門医等による医療講演・相談会の実施
- ・保健所保健師等による訪問相談・指導の実施
- ・在宅療養支援計画策定・評価事業の実施
- ・地域支援体制の推進に係る事業(難病対策地域協議会の設置等)の実施

(3) 難病特別対策推進事業

- ・難病医療提供体制整備事業(難病医療連絡協議会及び疾病群別専門部会)の実施
- ・在宅難病患者一時入院事業の実施

(4) 茨城県難病相談支援センター設置事業

- ・各種相談支援の実施
- ・地域交流会等の(自主)活動に対する支援の実施
- ・就労支援の実施
- ・講演、研修会の実施

(5) 難病団体連絡協議会運営費補助事業

茨城県難病団体連絡協議会に対する運営費補助の実施

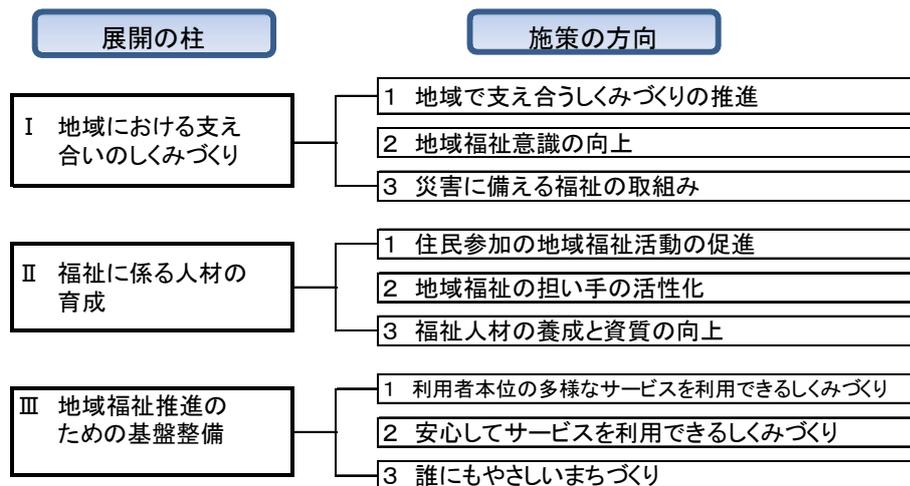
●茨城県地域福祉支援計画の推進(福祉指導課)

平成26年3月に策定した第3期計画(計画期間:平成26年度~30年度)を推進するとともに、市町村地域福祉計画策定を支援する。

第3期計画には、東日本大震災の経験等を踏まえ、「地域における支え合い」を軸として、地域福祉の果たす役割の重要性や、多様な主体が連携して地域全体で要援護者を支え合う体制の充実・強化について反映させている。

【全体目標】

「誰もが地域の一員として、ともに支えあい助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」



●生活困窮者自立支援制度の推進(福祉指導課)

生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立支援策(第2のセーフティネット)の強化を図るため、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行された。

県においては、県が自ら制度の実施主体となる町村の区域において、次の(1)の事業を実施するとともに、県内の生活困窮者支援のネットワークを構築していくため、市町村、関係

機関・団体、NPO法人等による連絡会を開催する。

(1) 町村の区域で県が実施する事業

①自立相談支援事業（必須事業）

4か所の県福祉事務所に相談支援窓口を設置して、生活困窮者の相談に応じるとともに、一人ひとりの状況に応じたプランを作成し、必要なサービスの提供につなげていく。

②住居確保給付金の支給（必須事業）

離職により住居を失った者等に対して、就職活動を支えるための家賃費用を給付

③就労準備支援事業（任意事業）

直ちに一般就労への移行が困難な者に対し、日常生活自立訓練や社会生活自立訓練等を実施

④学習支援事業（任意事業）

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業について、町村部における実施個所を拡大

(2) 関係機関等のネットワークの構築

地域の実情に応じた生活困窮者支援の体制づくりを進めるため、関係機関等の連絡会を開催

●児童虐待対策等の推進（子ども家庭課）

子どもたちが健全に成育できる環境をつくるため、児童虐待対策については、乳児家庭全戸訪問活動等による虐待の未然防止や要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携強化等による早期発見・早期対応等に努めるとともに、家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図る。

(1) 児童虐待対策推進事業

児童虐待対策に関わる関係機関等との連携強化により、児童虐待の早期発見・適切な対応に努める。

(2) 民間児童福祉施設整備

社会的養護が必要な児童をより家庭的な環境で養育できるよう、民間児童福祉施設の小規模グループケアを計画的に整備する。

(3) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所し、就職した者に対する家賃費用や、進学した者に対する家賃・生活費用、入所中の者等に対する就職に必要な資格取得費用を貸し付けることにより、円滑な自立を支援する。

●医療福祉制度の推進（厚生総務課国民健康保険室）

医療保険各法の規定による一部負担金を公費助成することによって受療を容易にし、健康の保持と生活の安定を図ることを目的に医療福祉制度を実施する市町村に対して、助成措置を講じこれを推進する。

(1) 実施主体 市町村（1/2を県費補助）

(2) 対象者 次に掲げる者で所得が一定額未満の者

区分	対象
妊産婦	妊娠届出日の属する月の初日から出産月の翌月末日まで
小児	外来：0歳～小学6年生 入院：0歳～中学3年生
ひとり親家庭	18歳未満の児童を監護している母子（父子）家庭の母（父）及び児童等
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級、3級内部障害者、IQ35以下、障害年金1級、特別児童扶養手当1級等

(3) 給付内容 医療保険各法に定める一部負担金（但し、下表に定める自己負担額を除く）
<自己負担額>

入院	医療機関ごとに1日300円、月3,000円限度 （重度心身障害者は入院自己負担金なし）
----	--

外 来	医療機関ごとに1日600円、月2回限度 (重度心身障害者は外来自己負担金なし)
入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は全額自己負担	

⑥生涯にわたる健康づくり

●第2次健康いばらき21プランの推進（保健予防課）

健康いばらき21プランの全県的な推進を図るため、県民総ぐるみによる健康づくり運動を展開する。

- (1) 健康いばらき推進協議会の運営
- (2) 県民総ぐるみによる健康づくり運動の展開
 - ・健康づくりの模範的な事例の顕彰
 - ・ヘルスロードの推進
 - ・8020・6424運動の推進
 - ・受動喫煙防止等のたばこ対策の推進
 - ・「いばらき元気ウォークの日」の推進
 - ・健康づくり、介護予防及び医療費適正化のための大規模コホート研究事業の実施
 - ・健康づくりの取組を促すための普及啓発



いばらきヘルスロード

日本一平坦な茨城県を歩いて発見、健康増進にチャレンジできる。
コース指定状況：309コース、1,095.0km（平成28年3月末現在）



8020・6424運動（歯の健康づくり）

8020（ハチマルニイマル）「80歳で20本以上の歯を保つ」
6424（ロクヨンニイヨン）「64歳で24本以上の歯を保つ」「むし歯にしない」の2つの意味を持つ茨城県独自目標

●茨城県食育推進計画の推進（保健予防課）

食育を通じて生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む。

- (1) 食育支援連絡会の開催
- (2) 食育推進運動の展開
 - ・食育支援ネットワーク事業
 - ・若い世代の食育推進事業
 - ・いばらき食育推進大会の開催
- (3) いばらき健康づくり支援店推進事業
 - ・いばらき健康づくり支援店及びいばらき健康づくり支援店登録弁当の推進
- (4) ヘルシーメニュー普及啓発事業
 - ・飲食店・給食施設のためのヘルシーメニューの募集、リーフレットの作成

「合い言葉はおいしいな」食育スローガン
食育を実践するには何から始めればよいか基本となるもの

お おはよう、ごはんを食べましょう
い いただきます、ごちそうさまをいみましょう
し しっかり野菜を食べましょう
い いばらきの食べ物を味わいましょう
な なかよくみんなで食事を楽しみましょう

●精神医療体制の充実（障害福祉課、病院局）

- (1) 精神科救急医療体制の整備
病状の悪化等により速やかな医療及び保護が必要となった精神障害者に対して、適切な医療を提供できる精神科救急医療体制の充実を図る。
- (2) 精神医療ネットワーク体制の充実
県立こころの医療センターを中核に保健・福祉・病院等が連携し、総合的な自殺予防・心の健康づくりなどの充実を図る。

●自殺対策（障害福祉課）

地域自殺対策推進センターを設置し、相談支援体制の強化、人材の養成、普及啓発を柱と

した自殺対策を推進する。

- ・電話相談「いばらきこころのホットライン」の運営や茨城いのちの電話相談への支援
- ・ゲートキーパーの養成, 認知行動療法研修
- ・関係機関とのネットワークの強化
- ・市町村の自殺対策行動計画策定のための支援等

●薬物乱用防止の推進（薬務課）【再掲 P. 25 参照】

(2) 人にやさしい快適な生活環境づくり

①人口減少 社会に対 応した生 活基盤の 確保

●地域公共交通の確保（企画課交通対策室）

地域の実情に応じた運行形態、運行ルートなど広域的な公共交通ネットワークのあり方について、県、市町村、交通事業者等からなる協議会で検討を進める。

●鉄道バス乗継利便性向上モデルの構築（企画課交通対策室）

市町村、住民、大学等と連携し、鉄道駅を中心として各拠点を結ぶ公共交通システムのモデルを構築する。

●広域公共交通ネットワーク再構築の支援（企画課交通対策室）

広域バス路線の再編や新設に取り組む市町村に対し、バス運行経費の助成を行う。

- ・補助対象市町村 広域バス路線の再編や新設を実施する市町村
- ・補助対象事業 バス路線の運行経費

●地域鉄道への支援（企画課交通対策室）

地域住民にとって重要な公共交通機関である地域鉄道を支援するため、中小鉄道事業者の安全性向上に資する設備の整備や土木構造物の長寿命化に資する補強等に対し助成を行う。

- ・補助対象事業 生活交通ネットワーク計画等に基づき実施される安全性向上に係る事業、老朽化対策事業
- ・補助対象路線 真岡鐵道真岡線、関東鉄道常総線・竜ヶ崎線、鹿島臨海鐵道大洗鹿島線、ひたちなか海浜鐵道湊線

●地方バス路線への支援（企画課交通対策室）

地域にとって必要なバス路線の維持を図るため、広域的・幹線的な路線に対し、運行経費の助成を行う。

- ・補助対象事業者 県内全域の乗合バス事業者
- ・補助対象路線 生活交通ネットワーク計画等に基づき運行される広域的・幹線的な路線（複数市町村にまたがるもの、1日当たり運行回数3回以上など）

●生活交通の支援（企画課交通対策室）

県北山間地域における生活交通の確保を図るため、廃止代替バスなどの運行や車両購入に対し、助成を行う。

- ・補助対象市町村 廃止されたバス路線を代替運行する県北山間地域の6市町
- ・補助対象事業 代替バスや乗合タクシーなどによる廃止バス路線の代替運行、ジャンボタクシーの購入

●ノンステップバスの導入支援（企画課交通対策室）

子供や妊婦、高齢者等の移動の利便性や安全性の向上を図るためノンステップバスを導入する事業者に対し、助成を行う。

- ・補助対象事業者 路線バス事業者、路線バス貸与事業者
- ・補助対象経費 生活交通ネットワーク計画等に基づき導入されるノンステップバス車両購入費（車両本体、車載機器類）
※平成24年度からは中古車両も補助対象とした

●公共交通空白地域の解消支援（企画課交通対策室）

交通空白地域の解消を図るため自家用有償旅客運送等に取り組む市町村に対し、その立ち上げ費用の助成を行う。

- ・補助対象市町村 自家用有償旅客運送等を導入しようとする2市町
- ・補助対象経費 立ち上げ経費（車両整備費、研修費、バス停設置費など）

●水郡線の活性化（企画課交通対策室）

県北地域のさらなる誘客と振興を図るとともに、水郡線及び沿線地域の活性化を図るため、県・沿線市町・JR等が連携して、PR活動及び関連イベント等を展開する。

●公共交通活性化の推進（企画課交通対策室）

県、市町村、交通事業者等で構成する「茨城県公共交通活性化会議」を活用し、公共交通利用促進キャンペーンや助成事業等の実施を通じて、地域公共交通の活性化に取り組む。

- ・公共交通研究会、公共交通ネットワーク会議の開催
- ・県民向け公共交通利用啓発ツールの作成・配布
- ・公共交通の利用促進活動に取り組む団体等に対する活動費用の助成

●安全で快適な交通環境の整備（道路維持課、公園街路課）

(1) 交通安全施設等整備事業

交通事故による死亡者の増加を抑制し、子どもや高齢者等が安心して生活できる環境を形成するため、歩道等の交通安全施設を整備する。

(2) 電線共同溝整備事業

電線類を地中化することにより、都市景観や防災性の向上、歩道空間のバリアフリー化、良好な住環境の形成、歴史的な街並みの保全等を図る。

(3) 道路ボランティアサポート事業

公共施設を県民共有の財産としてとらえた多様な維持管理方策の一つとして、地域の住民団体等と行政が協働して道路の清掃美化活動を行う。

●生活を支える道路の整備（道路建設課）

合併市町村幹線道路緊急整備支援事業

新市町の一体性の確立や均衡ある発展に必要な市町村幹線道路の整備を支援する。

①対象市町 合併特例債の適用を受けられる合併市町

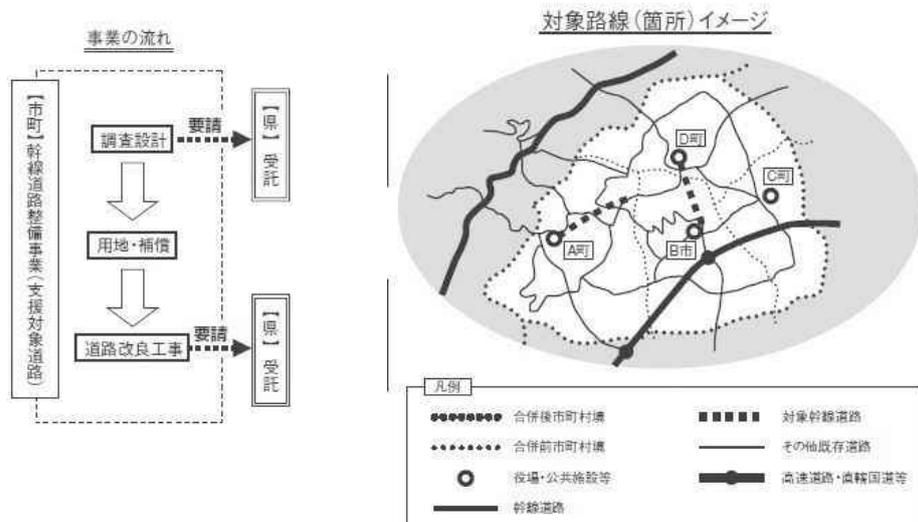
②補助期間 平成16～37年度

③対象事業 合併特例債を活用し広域的な交通ネットワークを形成する全体事業費が概ね5億円以上の道路整備事業

支援対象道路：19市町42路線

④事業内容 ・市町自己負担額の7割を後年度（元利償還時）に補助

・市町からの要請に応じて、調査・設計及び工事等の業務について県が受託



●街路の整備（公園街路課）

都市における円滑な交通を確保するとともに、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を推進する。

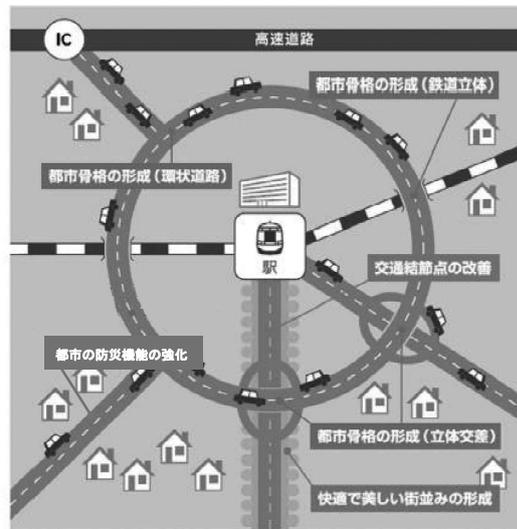
(1) 都市骨格の形成

・広域的な幹線道路

中大野中河内線（水戸市酒門町），新都市中央通り線（つくば市面野井），萱丸東西線（つくば市西栗山）など

・主要交差点や鉄道の立体交差化

鮎川停車場線（日立市鮎川町），十王北通り線（日立市十王町），平野杉本線（那珂市瓜連）など



(2) 交通結節点の改善（まちづくりの核となる駅前道路等の整備）

赤塚駅北線外1線（水戸市赤塚），石下駅中沼線（常総市新石下）など

(3) 快適で美しい街並みの形成（幅広の歩道，電線類の地中化）

宮中清水線（常陸大宮市上町），松岡町上小橋線（境町松岡町）など

(4) 都市の防災機能強化（津波避難路，緊急輸送道路等）

水戸駅平須線（水戸市常磐町），宮中佐田線（鹿嶋市宮中）など

②みんなが
住みたく
なる潤い
のあるま
ちづくり

●都市計画の推進（都市計画課，建築指導課）

(1) 都市計画区域マスタープランと線引きの見直し

人口減少，少子高齢社会の到来や社会経済情勢の変化を踏まえ，地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを実現するため，定期的に都市計画区域マスタープランと線引き（市街化区域と市街化調整区域との区分）の見直しを進める。

(2) 集約と連携のまちづくり

人口減少や超高齢化社会の進行を見据え，「集約と連携」による将来都市構造の実現に向け，市町村と連携して取り組む。

(3) 市街化調整区域における土地利用制度の活用

①地区計画

市町村が計画的・効率的なまちづくりを推進するため，住宅や地域のコミュニティの維持のために必要な利便施設等の誘導が可能となる地区計画制度の活用を促進する。

②区域指定

本制度は，市町村長の申し出により知事が指定（施行時特例市，事務処理市町村では市町村長が指定）した区域内であれば，申請者の出身要件等を問うことなく，住宅や小規模の店舗等の建築が可能となる制度であり，市町村独自のまちづくりが期待されることから，活用の推進を図る。

●都市基盤の整備（都市整備課、建築指導課）

(1) 土地区画整理事業

既成市街地における都市機能の更新や、新市街地における住宅地等の供給及び都市近郊集落の生活環境整備を図るため、土地区画整理事業を促進する。

<本県における土地区画整理事業の施行状況> (H28. 4. 1 現在)

施行区分（事業主体）	箇所数	面積 (ha)	完了・換地処分済		施行中	
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
個人・共同	17	95.2	17	95.2	-	-
土地区画整理組合	177	3,257.8	168	2,978.8	9	279.0
公共団体	99	4,802.4	74	3,147.0	25	1,655.4
行政庁	22	1,860.6	22	1,860.6	-	-
都市再生機構	28	3,983.0	26	3,500.4	2	482.6
計	343	13,999.0	307	11,582.0	36	2,417.0

(2) 市街地再開発事業

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進する。

<本県における施行中の市街地再開発事業> (H28. 4. 1 現在)

施行地区名	事業主体	面積 (ha)	施行年度	総事業費 (億円)	施設建築物整備	公共施設整備	進捗状況	所管
土浦駅前北 (土浦市)	市	約 0.8	H19～H29	約 76	1棟 地上4階 延床約 13,060 m ²	都市計画道路	施設建築物工事 施行中	都市局

●都市景観の形成（都市計画課、建築指導課）

潤いと豊かさを享受できる快適な都市環境づくりを進めるため、景観形成条例や屋外広告物条例に基づく施策を推進するとともに、良好な景観形成への取組について県民へのPR等を実施する。

(1) 都市景観形成推進事業

- ・大規模行為届出審査及び同審査に係る市（権限移譲市に限る）への助言

(2) 屋外広告物適正表示の推進

- ・屋外広告物適正表示推進月間及び屋外広告物美化強調月間のキャンペーンの実施
- ・住民参加の違反広告物除却活動への支援

●都市公園の整備（公園街路課）

増大する県民のレクリエーション、スポーツ需要に応えるため、また、都市環境保全と新たな地域振興施策として地域の特性を生かした広域公園等の整備のほか、防災機能強化公園においては防災機能の強化を進める。

事業団体	公園名	所在地	全体計画面積 ha	事業計画		計画期間	事業内容	進捗状況
				面積 ha	事業費 億円			
国	国営ひたち海浜公園	ひたちなか市	350.0	350.0	約 450	S58～	首都圏の広域レクリエーション需要に応える大規模公園として整備する	開園面積 199.5ha
県	偕楽園公園	水戸市	63.8	63.8	約 176	S43～	本県を代表する観光拠点として、魅力・利便性をより一層向上させる整備を進めるほか、防災機能の強化を図る	開園面積 58.0ha
	笠間芸術の森公園	笠間市	54.6	54.6	約 162	S56～	伝統芸能と新しい造形美術をテーマとし、芸術文化の香り高い公園を整備するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 35.9ha
	大洗公園	大洗町	46.7	46.7	-	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 44.4ha
	沢渡川緑地	水戸市	18.7	18.7	-	S58～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 7.5ha
	弘道館公園	水戸市	3.2	3.2	-	H27～	保存活用計画を策定し、計画に基づく施設の修繕等を実施する	開園面積 3.2ha

千波公園	水戸市	6.4	6.4	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 6.4ha
茨城空港公園	小美玉市	19.3	19.3	約30	H18～	首都圏の北の玄関口である茨城空港のエントランスエリアであるとともに、災害時における広域防災拠点となる公園として整備する	開園面積 5.5ha
大子広域公園	大子町	61.0	60.4	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 60.44ha
港公園	神栖市	7.5	7.5	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 7.5ha
鹿島灘海浜公園	鉾田市	76.2	27.0	約52	S58～	豊かな自然を活かし、健康増進やレクリエーション活動の広域的な拠点となる公園を整備するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 19.8ha
北浦川緑地	取手市	12.5	12.5	約42	H2～	良好な水辺自然環境の保全を活かし、スポーツレクリエーションなど活用できる緑のオープンスペースとなる緑地を整備するほか、防災機能の強化を図る	開園面積 5.5ha
洞峰公園	つくば市	20.0	20.0	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 20.0ha
霞ヶ浦総合公園	土浦市	10.3	10.3	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 10.3ha
県西総合公園	筑西市	55.8	24.8	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 24.8ha
砂沼広域公園	下妻市	80.1	80.1	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 25.56ha

※H28年度に整備等を行う公園のみ掲載

●都市緑化の推進（公園街路課）

緑豊かな潤いのある生活環境を確保するためには、都市公園などの公的な緑地の整備を積極的に進めるとともに、民有地の緑化を促進することが不可欠である。

そのため、緑の保全、創出、活用に関する県民の意識を高め、行政と住民等の適切な役割分担のもとに相互に連携・協力し、緑化を推進する必要がある。

県ではこれらの施策が円滑に総合的に推進されるよう以下の事業を展開する。

- ・春季（5月）・秋季（10月）いばらき都市緑化フェスティバルの実施
- ・都市緑化推進委員会の開催
- ・茨城県都市緑化功労者の表彰
- ・緑化団体の活動支援

●やさしさのまち「桜の郷」整備事業（長寿福祉課）

高齢者をはじめすべての人々が、安心して、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れるよう、医療・福祉等の機能を備えユニバーサルデザインに配慮した「人にやさしいまちづくり」のモデルとして整備する。

整備地	東茨城郡茨城町桜の郷
整備面積	約57ha
整備施設	水戸医療センター、福祉施設、保育所、県営住宅、商業施設等
経過	H13 造成開始、H16 水戸医療センター開院、福祉施設開所、H20 保育所開所、H24 福祉施設開所、H27 食品スーパー他開店、赤十字血液センター開所

「桜の郷」の基本理念



●住民参加のまちづくりの推進（都市計画課）

住民のまちづくりに対する意識を高めることにより、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりの推進を図る。

- ・まちづくりシンポジウムの開催
- ・まちづくりグリーンリボン賞及びまちづくりグッドサイン賞の表彰

●ゆとりある住まいの整備（住宅課）

豊かさを実感できるゆとりある住まいづくりを実現するため、県民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を積極的に推進する。

(1) 公的賃貸住宅の供給

既存ストックの長寿命化工事などを計画的に進め、住宅に困窮する低額所得者層を対象に、良好な居住環境を備えた公営住宅を供給する。

建 替	都和アパート（土浦市）など過年度着工分を含め 46 戸
長寿命化型改善	若宮アパート（水戸市）など 408 戸の外壁改修や屋上防水などを実施

(2) 住宅供給体制の充実

地域に適した良質な木造住宅の円滑な供給を図るため、大工・工務店等の地域住宅産業の活性化を支援する。

(3) 総合的な住宅情報の提供

県民が安心して住まいづくりに取り組めるよう、茨城住まいの情報館やHP等で住宅取得に関する様々な情報をわかりやすく提供する。また、住まいに関する相談・支援体制の充実を図る。

③ともに助け合う社会づくり

●地域コミュニティの活性化の推進（生活文化課県民運動推進室）

コミュニティ団体同士の協働とネットワーク化の推進により地域活動団体の自立的な活動を後押しし、地域の課題解決等を通じて新たな共助社会づくりの担い手を育成する。

●「大好き いばらき 県民運動」の推進（生活文化課県民運動推進室）

「大好き いばらき 県民会議」と連携し、市町村単位の活動推進組織の設立促進や県民運動地域推進員（ネットワークカー）の増員などにより、県民運動の一層の定着化と地域社会活動の活発化を図る。

<大好き いばらき 県民会議>

設立：平成7年9月4日

所在：水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階

(TEL) 029-224-8120 (FAX) 029-233-0030

内容：県民、団体、企業、行政が一体となって、やさしさとふれあいのある茨城づくりを推進する組織。

(H28.3.31現在)

項 目	総 数
市町村県民運動推進組織	7 組織 (7 市町村)
ネットワークカー等連絡協議会	43 団体 (41 市町村)
ネットワークカー数	1,162 人

●NPOと行政との協働の推進（生活文化課県民運動推進室）

NPOや地縁型団体の活動情報等を提供し、ボランティア活動などに対する県民の関心を高め、地域社会活動への参加を促進する。

(1) NPOと行政との協働を促進するための環境整備

- ・NPO法人の設立認証及び事前相談
- ・NPO法人の認定又は仮認定
- ・県内活動団体に対する広報
- ・庁内調整及び市町村広報

【NPO法人の設立認証法人累計数】

(H 28.3.31 現在)

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
262	323	387	431	462	496	552	593	696	731	751	784

(2) 交流サーूनいばらきの管理運営

(NPO向け交流講座の開催、印刷機器や会議室等の提供等)

【交流サロニーいばらき利用者数（人）】

(H28. 3. 31 現在)

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
11,068	11,131	11,319	10,088	10,628	10,703	9,333	7,543	2,273	9,220	11,356	14,544

※三の丸庁舎工事のため、H23. 12. 1～H24. 12. 11の間は交流サロニー休館

●共助社会づくりの推進（生活文化課県民運動推進室）

行政課題の高度化、多様化が進み、行政単独では十分に対応できない場合も生じてきていることから、NPOや企業など、多様化する共助社会づくりの担い手が相互に連携しながら住民を支え、また住民自身も担い手の一人として参画する共助社会づくりを進める。

- ・ NPOと行政との協議の場づくり（地域円卓会議）
- ・ NPO組織基盤強化セミナー
- ・ 共助社会づくりフォーラム

●地域活動団体等による地域の活性化（生活文化課県民運動推進室）

地域活性化を図るため、地域活動団体等の自主的・主体的な取組を支援する。

●多文化共生社会づくりの推進（国際課）

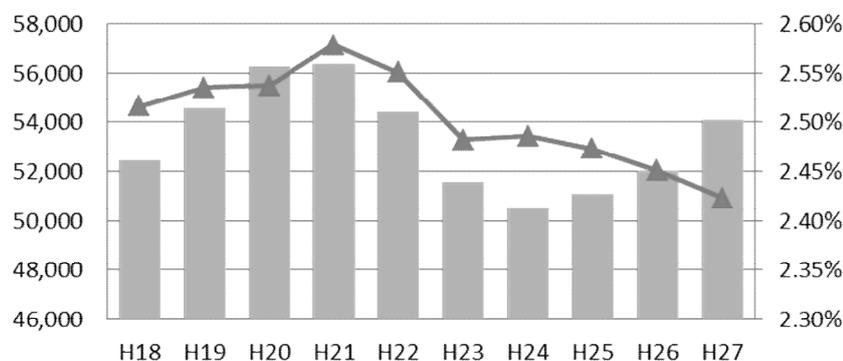
○多文化共生社会推進事業

在住外国人が地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会を推進するため、生活習慣、文化等について相互理解を図り、活力ある地域社会を目指す。

- ・ 外国人子ども支援
- ・ 在住外国人防災協力体制づくり
- ・ 市町村等外国人相談の充実

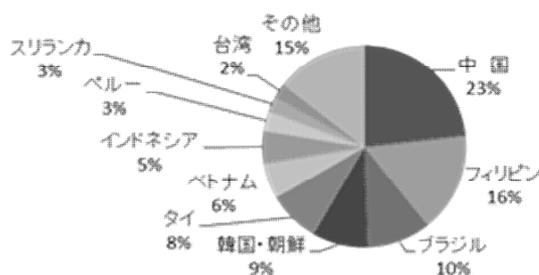
(人・%) (平成27年12月末現在)

茨城県内の在留外国人数と全国に占める割合 ■ 茨城県 ▲ 割合



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全国	2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189
茨城県	52,460	54,580	56,277	56,362	54,439	51,598	50,562	51,107	52,009	54,095
割合	2.52%	2.54%	2.54%	2.58%	2.55%	2.48%	2.49%	2.47%	2.45%	2.42%

県内在留外国人の国籍別割合



④ 快適な生活衛生環境の確保

●水資源開発事業の推進（水・土地計画課）

霞ヶ浦導水事業、ハッ場ダム建設事業及び思川開発事業の水資源開発事業を進め、水の安定的な確保に努める。

(1) 霞ヶ浦導水事業

①事業概要

事業主体	国土交通省
事業費	約 1,900 億円
工期	昭和 51 年度～平成 35 年度（予定）

②事業効果

利水	新規都市用水の開発（全体 9.026 m ³ /秒 うち本県分 5.2 m ³ /秒）
治水	霞ヶ浦・桜川（千波湖）の水質浄化，流水の正常な機能の維持

(2) ハッ場ダム建設事業

①事業概要

事業主体	国土交通省
事業費	約 4,600 億円
工期	昭和 42 年度～平成 31 年度（予定）

②事業効果

利水	新規都市用水の開発（全体 22.209 m ³ /秒 うち本県分 1.09 m ³ /秒），発電
治水	利根川の洪水調節，流水の正常な機能の維持

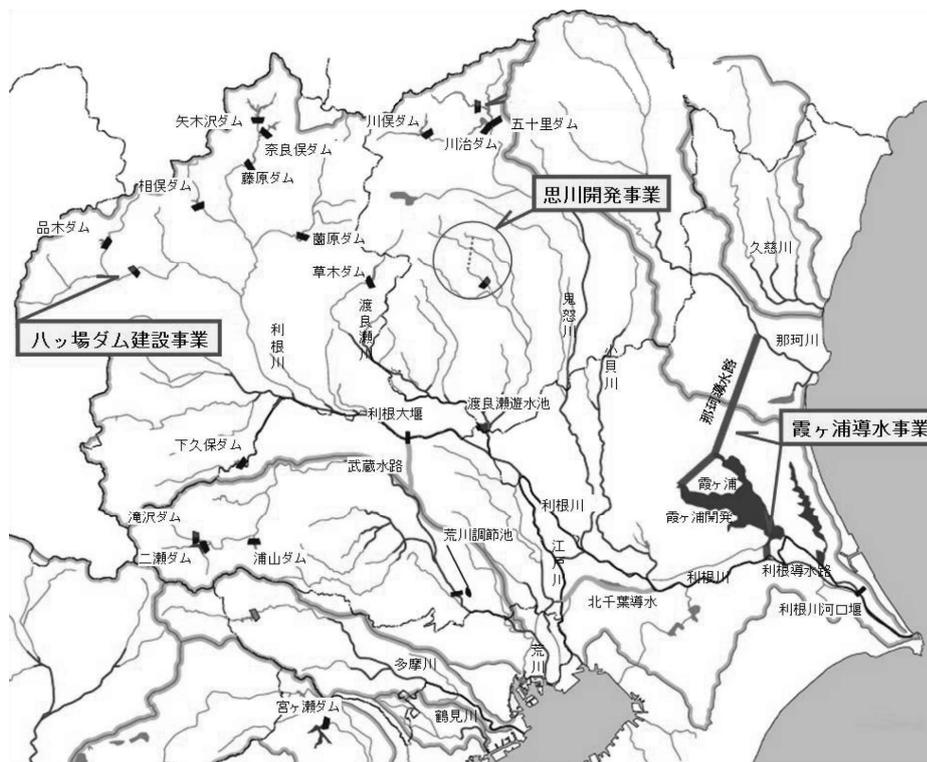
(3) 思川開発事業

①事業概要

事業主体	(独) 水資源機構
事業費	約 1,850 億円
工期	昭和 44 年度～

②事業効果

利水	新規都市用水の開発（全体 2.984 m ³ /秒 うち古河市・五霞町分 0.686 m ³ /秒）
治水	思川・利根川の洪水調節，流水の正常な機能の維持



●上水道の整備（生活衛生課、企業局業務課）

県民に安全で安心できる良質な水道水を安定的に供給するため「各広域的水道整備計画」に基づき水道用水供給事業を実施し、広域的な供給体制の整備を推進する。

広域水道用水供給事業概要

名 称	県南広域水道用水供給事業	鹿行広域水道用水供給事業	県西広域水道用水供給事業	県中央広域水道用水供給事業	合 計
給 水 対 象 市 町 村 等	7市町村1企業団	5市	13市町	10市町村1企業団	33市町村2企業団 [37市町村]
1日最大給水量	(306,075 m ³) 306,075 m ³	(108,000 m ³) 108,000 m ³	(80,000 m ³) 80,000 m ³	(240,000 m ³) 78,000 m ³	(734,075 m ³) 572,075 m ³ 78%
取水河川等	霞ヶ浦・地下水・利根川	北浦・鰯川	霞ヶ浦・鬼怒川・利根川	那珂川・澗沼川	—
計画給水人口	661,500人	293,680人	570,211人	931,300人	2,456,691人
給 水 開 始	昭和35年12月	昭和43年8月	昭和63年4月	平成4年1月	—
建 設 期 間 (改築期間)	昭和32～平成28年度 (平成16～30年度)	昭和41～平成28年度 (平成21～27年度)	昭和55～平成28年度	昭和60～平成28年度	—
平成27年度の 主な事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦浄水場改築(II期)事業(～30年度) 緊急連絡管整備事業 管路更新(耐震化)事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 鰯川浄水場改築事業(～27年度) 管路更新(耐震化)事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡管整備事業 管路更新(耐震化)事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 管路更新(耐震化)事業等 	—

(注1) 「1日最大給水量」は平成27年4月1日現在の施設能力 ()内は計画の施設能力

(注2) かすみがうら市、石岡市は、県西広域及び県中央広域の2事業に含まれる。

(注3) 土浦市は、県南広域と県西広域の2事業に含まれる。



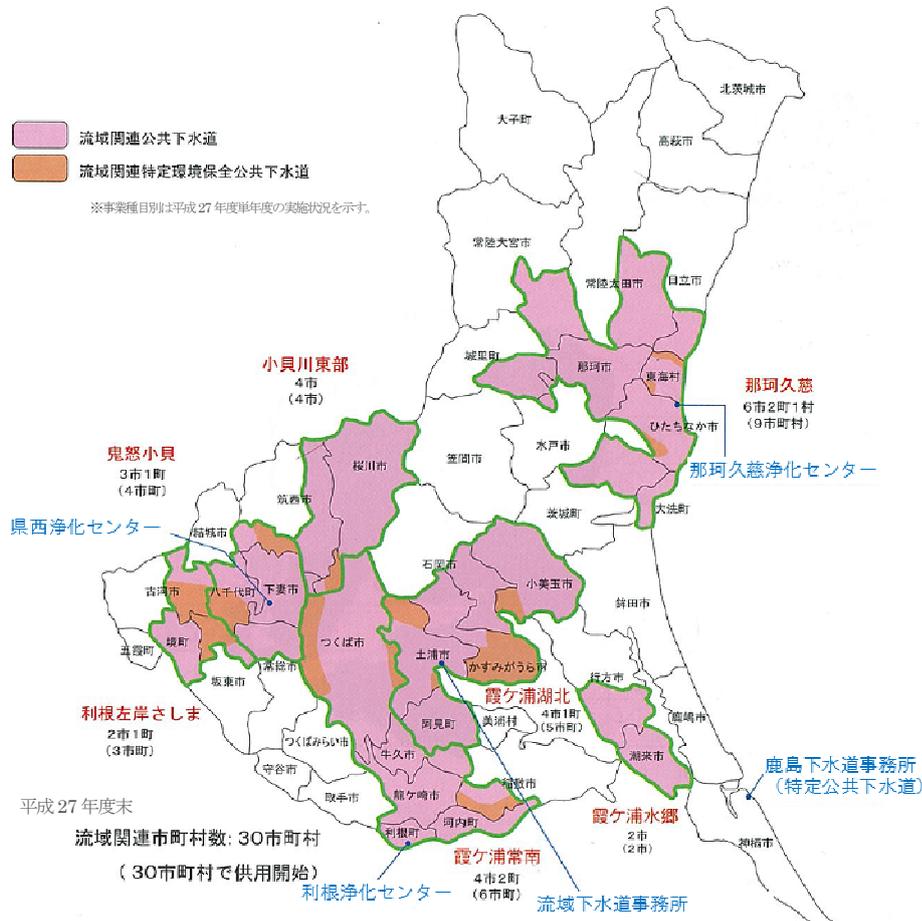
●下水道の整備（下水道課）

生活環境の改善と河川・湖沼など公共用水域の水質保全を図るため、流域下水道等の整備推進及び適正な管理運営に努める。また、公共下水道の整備を促進するため、市町村に支援を行う。

事業名	霞ヶ浦湖北流域下水道	霞ヶ浦常南流域下水道	那珂叢流域下水道	霞ヶ浦水郷流域下水道	利根左岸さしま流域下水道	鬼怒小貝流域下水道	小貝川東部流域下水道	鹿島臨海特定公共下水道
関係市町村	土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町	龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市、河内町、利根町	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町、東海村	潮来市、行方市	古河市、坂東市、境町	下妻市、常総市、筑西市、八千代町	下妻市、つくば市、筑西市、桜川市 ※下妻市は未供用	神西市
計画人口	289,300人	419,488人	377,380人	28,400人	50,041人	86,301人	50,434人	81,490人
計画汚水量	164,800 m ³ /日	258,000 m ³ /日	236,200 m ³ /日	14,100 m ³ /日	28,600 m ³ /日	42,340 m ³ /日	27,000 m ³ /日	330,000 m ³ /日
処理場	霞ヶ浦浄化センター	利根浄化センター	那珂叢浄化センター	潮来浄化センター	さしまアグアステーション	きぬアグアステーション	小貝川東部浄化センター	深芝処理場
放流先	霞ヶ浦	利根川	太平洋	常陸利根川	利根川	鬼怒川	小貝川	太平洋
事業開始年度	S48年度	S48年度	S52年度	S58年度	H2年度	H4年度	H8年度	S44年度
総事業費	1,260億円	1,400億円	1,423億円	230億円	257億円	493億円	396億円	793億円
整備状況	・昭和54年1月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し、107,000 m ³ /日の水処理施設が完成	・昭和51年6月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し、200,000 m ³ /日の水処理施設が完成	・平成元年4月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し、131,250 m ³ /日の水処理施設が完成	・昭和61年4月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し、11,230 m ³ /日の水処理施設が完成	・平成9年6月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し、9,000 m ³ /日の水処理施設が完成	・平成11年7月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し、8,125 m ³ /日の水処理施設が完成	・平成15年4月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し、7,480 m ³ /日の水処理施設が完成	・昭和45年9月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し、165,000 m ³ /日の水処理施設が完成
H28年度事業内容	・吐口撤去工事 ・中央監視電気設備工事 ・土浦幹線沈砂池流入ゲート改築工事	・焼却炉長寿命化工事 ・二次ポンプ機械・電気設備改築工事 ・急速ろ過池高圧受配電改築工事 ・釜崎ポンプ場ポンプ改築工事 ・釜崎ポンプ場電気設備改築工事	・汚泥処理棟耐震補強工事 ・勝田沈砂池機械・電気設備改築工事 ・那珂叢沈砂池耐震補強工事 ・汚泥処理電気設備改築工事	・牛堀ポンプ場外監視制御設備改築工事	・猿島ポンプ場脱臭設備設置工事 ・管理棟耐震補強工事 ・計装設備改築工事	・ポンプ場監視制御設備改築工事 ・管理棟耐震補強工事	・ポンプ場監視制御設備改築工事	・バルコニー線・波崎幹線管渠改築工事

○那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業

関連団体 水戸市、日立市、ひたちなか市、北茨城市、笠間市、茨城市、城里町、日立・高萩広域下水道組合
平成27年度末においては、処理能力200t/日の焼却炉で、約119t/日の処理を行っている。



●農村における生活排水対策の推進（農村環境課）

農業用排水の水質保全，農業用排水施設の機能維持と農村生活環境の改善を図り，併せて公共用水域の水質保全に寄与するため，農業集落におけるし尿，生活雑排水等の汚水，汚泥または雨水を処理する施設を整備する。

事業名	地域	地区数	事業内容	備考
農業集落排水事業	一般	8 [3]	汚水処理施設 管路施設	事業主体：市町村等 農業振興地域 受益戸数 20 戸以上 人口 1,000 人程度
	霞流域	3 [1]		
	計	11 [4]		

※地区数欄 [] は機能強化地区数で内数

●動物の愛護管理対策の推進（生活衛生課）

平成 27 年 10 月に改定した茨城県動物愛護管理推進計画に基づき，人と動物が共生する地域社会の実現に向けて，県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み，動物に対する正しい知識や習性を理解した飼育方法等を普及するため，愛護施策を展開する。

また，動物が人の生命，身体，財産に危害を加えたり，生活環境を害することがないように，適正な動物の飼養管理について，飼い主への普及啓発を推進する。

(1) 動物愛護の推進

動物愛護キャンペーン事業や，各種広報媒体の活用等によって，広く県民に対し，動物を終生に渡って適正飼養することの大切さや，不妊・去勢手術の必要性などを啓発するとともに，動物愛護推進活動の一層の強化に努め，動物愛護意識の高揚を図る。

(2) 狂犬病予防対策の促進

広報リーフレット，ポスター及び各種広報媒体を活用した県民啓発や，県，市町村及び県獣医師会との連携を強化し，市町村が行う犬の登録及び狂犬病予防注射業務の円滑な促進に努める。

●生活衛生対策の充実（生活衛生課）

県民の生活に密接に関係している生活衛生関係営業施設や特定建築物等の衛生水準の向上を図るため，生活衛生対策の充実に努める。

(1) 生活衛生関係営業の許認可・監視指導

理容所，美容所，クリーニング所における衛生措置の確認，興行場，旅館，公衆浴場に対する許可を通じて開業時の衛生確保を図るとともに，監視指導によりその衛生水準の維持向上を図る。

(2) 入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のための衛生管理徹底の指導

旅館及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止を図るため，県条例及びガイドラインに基づき衛生指導を行う。

(3) 特定建築物等に対する衛生確保のための指導

不特定多数の者が利用する特定建築物や遊泳用プールに対し立入検査を行い，衛生水準の維持向上のための指導を行う。

(4) シックハウス・居住衛生に関する相談体制の充実

衛生害虫をはじめとした様々な居住衛生に関する相談に対応する。

(3) 安全・安心な暮らしが確保された社会づくり

①災害に備えた
強靱な県土づ
くりと防災・
危機管理体制
の強化

●災害医療体制の整備（医療対策課）

災害時における医療を確保するため、24時間対応可能で高度な診療機能を有する災害拠点病院の整備促進を図るとともに、災害の急性期（48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備を行う。

[災害拠点病院の指定状況]

区 分	医 療 圏	医 療 機 関 名
基幹災害拠点病院	全 県	水戸赤十字病院, 水戸医療センター
地域災害拠点病院	水 戸	県立中央病院, 水戸済生会総合病院
	日 立	株式会社日立製作所日立総合病院
	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
	鹿 行	土浦協同病院なめがた地域医療センター
		鹿島労災病院
	土 浦	総合病院土浦協同病院
	つ く ば	筑波メディカルセンター病院, 筑波大学附属病院
	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター
	筑 西・下 妻	県西総合病院
古 河・坂 東	古河赤十字病院, 茨城西南医療センター病院	

[DMATを有する医療機関]

医 療 機 関 名	DMAT数 (チーム)
水戸赤十字病院	2
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	2
県立中央病院	2
水戸済生会総合病院	2
水戸協同病院	1
株式会社日立製作所日立総合病院	1
株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	1
土浦協同病院なめがた地域医療センター	1
鹿島労災病院	1
総合病院土浦協同病院	1
筑波メディカルセンター病院	2
筑波大学附属病院	2
J Aとりで総合医療センター	2
取手北相馬保健医療センター医師会病院	1
東京医科大学茨城医療センター	1
県西総合病院	1
古河赤十字病院	1
茨城西南医療センター病院	2
計	26

●**震災対策の強化（防災・危機管理課，消防安全課，医療対策課，建築指導課，道路維持課）**

東日本大震災を踏まえ再編した茨城県地域防災計画「地震災害対策計画編」・「津波災害対策計画編」等を基本に，震災対策事業を強力に推進する。

<震災対策事業の概要>

区 分	内 容
I 組織と防災情報ネットワークの整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○震災対策の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県地域防災計画の改定 ・市町村地域防災計画の改定・助言 ・第5次地震防災緊急事業5箇年計画の策定 ・茨城県地震被害想定の見直し ○相互応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・広域相互応援協定の円滑な運用 ○自主防災組織の新規結成・育成の促進 ○防災情報ネットワーク等の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム，映像伝送システム等）の運用 ・防災センターの運用 ・震度情報ネットワークシステムの運用 ・防災ヘリコプターテレビ電送システムの運用 ・市町村防災行政無線整備促進 ・消防救急デジタル無線システム及びいばらき消防指令センターの共同運用 ・Lアラートの運用 ・Jアラートの運用
II 地震に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修促進計画の推進 ○建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震化 ・避難所，病院，防災拠点などの耐震化の推進 ・県立学校の校舎等の補強工事の実施 ・中小企業地震災害防止対策融資の活用 ○土木施設の耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の耐震補強 ・緊急輸送道路の整備 ・耐震強化岸壁の整備 ○危険物施設の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル等作成の指導・助言
III 地震被害軽減への備え	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送への備え <ul style="list-style-type: none"> ・県西地区防災活動拠点の管理運営 ○医療救護活動への備え <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助医療品の備蓄 ・情報通信機器，災害派遣用医療資機材の整備 ○消火・救助活動への備え <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊登録市町村の車両・資機材整備促進 ・化学消火薬剤の備蓄 ・消防団の安全装備品の配備促進 ○被害者支援のための備え <ul style="list-style-type: none"> ・災害時救援物資の備蓄 ・流通在庫の推進 ・被災者生活再建支援制度による支援金の支給 ○二次災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定士制度の推進
IV 防災教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○防災思想・知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき防災大学，防災研修会等の実施 ・収集した震災記録資料の公開 ○防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村共催による総合防災訓練の実施 ・市町村向け図上型防災訓練モデルの構築・訓練実施支援

●**避難行動要支援者対策（福祉指導課）**

高齢者や障害者などの要配慮者で，災害時に自力で避難することが困難であり特に支援を

要する避難行動要支援者の、避難誘導のための支援体制の適切な整備を図る。

・避難誘導のための支援体制の整備

市町村において避難行動要支援者に係る情報が記載されている避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援者や避難場所等を明確にした個別計画を策定し、災害時に速やかに安否確認や避難誘導ができるように支援体制の整備に努める。

●国民保護体制の強化（防災・危機管理課）

武力攻撃等が発生した場合において、県民の生命、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう「茨城県国民保護計画」に基づき、国民保護体制の充実強化を図る。

(1) 国民保護体制の充実強化

県、市町村及び警察、自衛隊等の関係機関における国民保護措置活動への習熟と関係機関相互の連携強化を図るため、国民保護訓練を実施するとともに、県国民保護計画がより実効的な計画となるよう、訓練の結果等により検証し、必要な修正を行う。

(2) 国民保護制度の普及啓発

武力攻撃等による被害を最小にするためには、県民の理解と協力が不可欠であることから、ホームページやイベントの活用及び講演会の開催等により、県民に対する国民保護制度の普及啓発に努める。

●鬼怒川緊急対策プロジェクト（河川課）

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨で甚大な被害を受けた鬼怒川下流域において、国、県、常総市など 7 市町が主体となり、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を実施する。

【ハード対策】（事業費合計 約 600 億円）		【ソフト対策】
■鬼怒川や八間堀川等の河川整備を緊急的・集中的に実施		■住民の避難を促すための対策を国や沿川自治体と連携して実施
【鬼怒川 [国土交通省]】		<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの整備とそれに基づく訓練 ・市町及び水防団が参加した重要水防箇の共同点検の実施 ・ハザードマップの改訂など
事業内容	堤防整備(かさ上げ, 拡幅), 河道掘削	
事業期間	H27~H32	
【八間堀川等 [茨城県]】		
事業内容	堤防整備(かさ上げ, 拡幅), 河道拡幅	
事業期間	H27~H29	

●海岸及び河川河口部の津波対策（河川課、港湾課、林業課、水産振興課）

東日本大震災からの復興に向け、津波や高潮による浸水対策として、海岸及び河川河口部が一体となった堤防・護岸の嵩上げなどを実施する。

事業名	対象箇所名	
津波対策強化事業	海岸	磯原海岸（北茨城市）、鹿嶋海岸（鹿嶋市）ほか5箇所
		鹿島港海岸（鹿嶋市、神栖市）、大洗港海岸（大洗町）
		水木漁港区域（日立市）ほか1箇所
	海岸防災林等	豊岡海岸（東海村）
河川	大北川（北茨城市）、花貫川（高萩市）ほか4河川	

●土砂災害の防止（河川課、林業課）

土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害警戒区域等の指定及び山地災害危険地区の把握やその周知を図るとともに、土砂災害防止のための施設整備を推進する。

事業名	対象箇所名
砂防事業	椎木平沢（つくば市）、鉾柄平沢（常陸太田市）等
急傾斜地崩壊対策事業	東真鍋町口12（土浦市）、小牧-2（行方市）等
地すべり対策事業	大塚（常陸大宮市）、上原（大子町）等
治山事業	和久町（常陸太田市）、中郷（大子町）等
山地災害危険地区等調査事業	日立市、常陸大宮市 等

●海岸の整備（河川課、林業課）

侵食や津波、波浪等による被害から県民の生命と財産を守るため、海岸の保全対策を推進する。

事業名	対象海岸名
侵食対策事業	鹿嶋海岸（鹿嶋市）、日立海岸（日立市）等
海岸防災林造成事業	伊師地区（日立市）、沢尻地区（鉾田市）等
海岸老朽化対策緊急事業	神岡上・磯原海岸（北茨城市）
津波・高潮危機管理対策緊急事業	日立海岸（日立市）等

●河川の整備（河川課）

洪水による災害から県民の生命と財産を守るため、河川の改修を推進するとともに、水防体制の確立や河川情報提供システムの高度化・拡充を図り、災害に強い総合的な治水対策を展開する。

事業名	対象河川名
広域河川改修事業	恋瀬川（石岡市、かすみがうら市）、久慈川（大子町）等
総合流域防災事業	女沼川（古河市）、西谷田川（つくば市）等

●新たな浸水想定区域図の作成（河川課）

洪水時の円滑かつ迅速な避難行動の確保による被害の軽減を図るため、高精度な浸水想定区域図を作成する。

事業名	対象河川名
新たな浸水想定区域図作成事業	涸沼川、恋瀬川ほか15河川

●河川の緊急減災対策（河川課）

河川沿いに家屋が立地しているなどの治水上重要な区間について、堆積土砂の除去や樹木の伐採等の減災対策を緊急的・集中的に実施し、洪水時の浸水被害軽減を図る。

事業名	対象箇所名
河川緊急減災対策事業	弁天川、涸沼川、北浦川含む約30箇所

●ダム of 適正な維持管理（河川課）

洪水被害の軽減及び都市用水の補給を確実にするため、老朽化したダムの管理設備の更新、修繕及び未利用水力エネルギーの有効活用を図るため、ダム管理用発電を実施する。

また、ダムの効率的な維持管理を進めるため、長寿命化計画の策定を実施する。

事業名	事業期間	事業内容
十王ダム堰堤改良事業	H25～H29	ダム管理用制御処理設備、電気設備（自家発電・受変電設備等）、テレメーター放流警報設備、取水放流設備、気象観測設備等の改良
水沼ダム堰堤改良事業	H27～H30	ダム管理用発電（小水力発電設備）の新設
ダム堰堤改良事業（長寿命化）	H26～H29	ダム長寿命化計画の策定

●農地災害の防止（農村計画課）

大雨による災害や地盤沈下による影響から農地・農業用施設と農村地域を守るため、農業用排水施設の整備を推進する。

事業名	対象地区名
地盤沈下対策事業	豊田南2期地区(利根町)ほか4地区
湛水防除事業	新郷2期地区(古河市)ほか1地区
ため池等整備事業	村田堰地区(筑西市)ほか3地区

●橋梁の長寿命化（道路維持課）

老朽化する橋梁の増大に対応するため、従来の「対症的な補修及び架替え」から、長寿命化修繕計画に基づく「予防保全的な補修及び計画的な架替え」へ転換し、補修・架替え費用の縮減と平準化を図りつつ、橋梁の安全性・信頼性を確保する。

●橋梁の耐震化（道路維持課）

災害時の救援支援活動や物資輸送活動を円滑に進めるために、緊急輸送道路における橋梁の耐震化を進め、緊急輸送道路ネットワークの機能を確保する。

●大規模建築物等耐震化支援（建築指導課）

耐震改修促進法の改正（H25.11.25施行）により、多数の者が利用する病院、旅館などの大規模建築物等について、耐震診断の義務付け及び結果の公表など規制が強化された。これに伴い、国の助成制度を活用した耐震診断等補助事業を実施する市町村と連携し、民間建築物の耐震化促進を図る。

●宅地耐震化事業の推進（建築指導課）

地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落による住宅被害を軽減するため、市町村が行う大規模盛土造成地マップの作成を支援し、住民への情報提供を図る。

●原子力安全対策の強化（原子力安全対策課）

(1) 原子力施設等の安全確保

原子力安全協定に基づき、原子力事業者から事業活動や事故・故障等の報告を受けるとともに、原子力施設等への立入調査等を通じて安全確保を推進する。また、新規規制基準への適合性について検証・確認等を行う。

(2) 環境放射線の監視

環境放射線の常時監視・評価を行い、測定結果を県民に公表する。また、緊急時には環境放射線監視センターに隣接する原子力オフサイトセンター等と連携し、迅速な放射能の測定分析・影響予測等に努める。

(3) 原子力防災体制の充実

国や市町村、関係機関と連携しながら茨城県広域避難計画の実効性向上を図るとともに、関係市町村の避難計画の策定を支援するほか、防護服や放射線測定器など防災活動資機材の整備、緊急時連絡網の維持管理、要配慮者の屋内退避施設への放射線防護対策及び防災関係者に対する研修などを行う。

(4) 原子力に係る知識の普及啓発

原子力や放射線に関する基礎知識の普及を図るため、新聞やラジオ等による広報を行うほか、市町村が実施する広報事業を支援するとともに、教員を対象としたセミナーの開催などを行う。

●農産物の安全性の確保（産地振興課）

放射性物質の影響から農林水産物の安全性を確保するため、検査体制を維持継続し、検査結果の迅速かつ分かりやすい公表を行う。

②原子力安全対策の徹底

③犯罪に強い社会づくり

●安全・安心を実感できる「いばらき」の確立（生活安全総務課、生活文化課）

子供や女性等に対する犯罪，侵入窃盗，自動車盗，ひったくり，ニセ電話詐欺等県民生活を脅かす犯罪対策を推進し，安全・安心を実感できる「いばらき」を確立するため，地域安全運動や防犯キャンペーン等を通じ，県民の防犯意識の高揚を図り，地域住民，事業者，学校，自主防犯組織等が相互に連携した地域ぐるみの防犯活動を推進する。

(1) 子供・女性・高齢者を犯罪被害から守る対策の推進

子供，女性，高齢者を犯罪被害から守るため，地域の連帯を深めるとともに，自主防犯意識の高揚を図り，誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進する。また，不審者情報を迅速的確に発信するとともに，犯罪行為や犯罪の前兆に対しては，行為者の早期特定及び検挙，指導警告の措置を講じる。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

県民が安全・安心を実感できる「いばらき」の確立を図るため，防犯に関する広報・啓発活動や防犯教室を展開することにより，県民の防犯意識の高揚と地域の自主的な防犯活動の活性化を図り，犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。

(3) 犯罪発生情報ネットワーク事業の推進

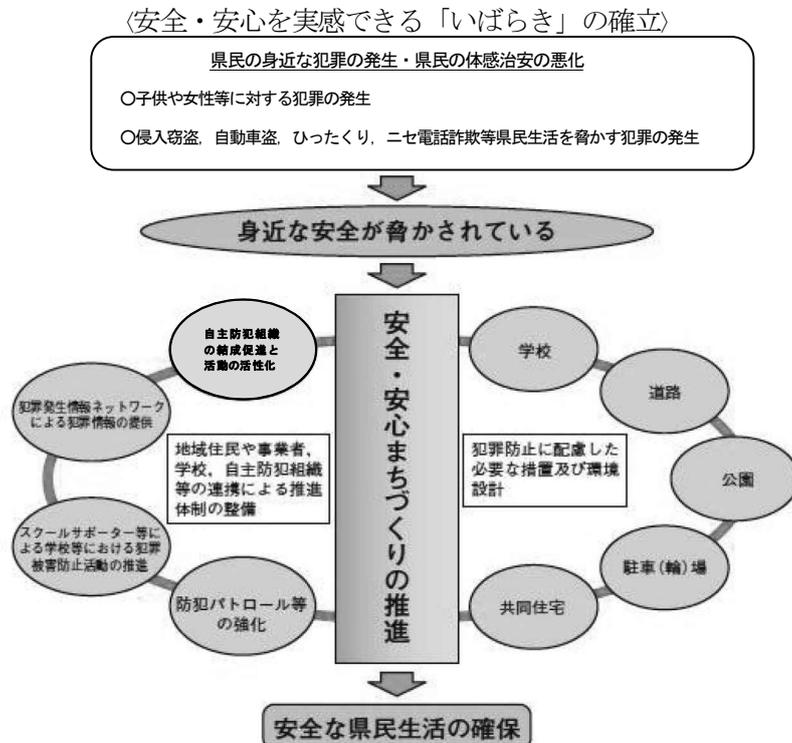
犯罪発生状況を多面的に分析して効果的な犯罪抑止活動を推進するとともに，分析結果を分かりやすい形でホームページに掲載するほか，地域住民にひばりくん防犯メール等を活用したタイムリーな犯罪状況を提供し，防犯意識の一層の向上と防犯活動の活性化を図る。

(4) 防犯ボランティア団体等の自主防犯組織の結成促進と活動の活性化

犯罪情報の提供や研修会の開催等により，防犯ボランティア団体等の組織間の連携強化を図り，自主防犯組織の結成促進と活動の活性化を支援する。

(5) スクールサポーター事業の推進

各警察署に配置されているスクールサポーターが各学校を訪問して，児童・生徒の安全確保と非行防止に関する情報交換を図るとともに，学校や通学路等の安全点検等を実施して，児童・生徒の非行防止，犯罪被害防止を図る。



●配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進(子ども家庭課)

(1) DV被害者支援事業の実施

- ①関係機関への付き添い支援
- ②暴力防止啓発事業

(2) 配偶者暴力相談支援センターの運営

①相談

- ・電話相談時間 平日：午前9時～午後9時 土日祝日：午前9時～午後5時
- ・面接相談時間 毎日(年末年始を除く)：午前9時～午後5時

②心理的ケア

心理療法担当職員(嘱託)を一時保護所に配置。

(3) 関係機関との連携強化

被害者の迅速、的確な保護を図るため、ネットワーク会議を開催するなど警察等の関係機関との連携強化を図る。

④消費生活と食の安全確保

●青少年の健全育成の推進(女性青少年課)【再掲P.24参照】

●安全な消費生活の確保(生活文化課)

規制緩和や高度情報化の進展、新たな商品・サービスや取引形態の登場に伴い、多様化・複雑化している消費生活相談に対応するため、平成21年9月に施行された消費者安全法における県と市町村の役割分担を踏まえたうえで、県消費生活センターの機能強化や市町村の消費生活センター等相談窓口の整備促進、消費者被害防止啓発及び事業者指導を強化し、県民の安全な消費生活の確保を図る。

(1) ワンストップ相談体制の確保

- ・一級建築士等専門家と連携した相談対応
- ・相談員の弁護士への随時相談

(2) 市町村相談体制への支援

- ・消費生活センターの機能強化に対する助成
- ・スキルアップ研修会等の実施
- ・市町村消費生活相談支援員による指導・助言
- ・相談員の弁護士への随時相談【再掲】

(3) 事業者指導の推進

- ・特定商取引法等に基づく事業者指導強化のための専任職員配置

(4) 消費者教育の推進

- ・民生委員、ホームヘルパー等と連携した高齢者の消費者被害防止活動
- ・学校、高齢者団体等を対象とした消費者教育講師の派遣
- ・消費者教育啓発講座の実施

(5) 消費生活センターの周知・機能充実

- ・消費者被害防止や相談窓口の周知強化等を図るための啓発キャンペーンの実施
- ・ラジオ放送による製品事故や消費者被害の情報提供

●食品の安全確保対策の推進(生活衛生課)

「茨城県食の安全・安心推進条例」に基づく「茨城県食の安全・安心確保基本方針」及びその具体的な行動計画を定めた「食の安全・安心確保アクションプラン」、並びに食品衛生法に基づき毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」に沿って総合的な食の安全・安心確保対策を推進する。

(1) 監視指導等の推進

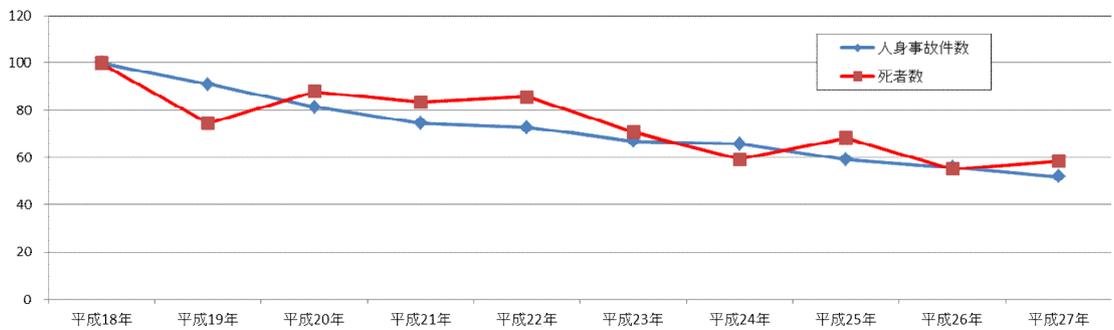
- ・食品営業施設や給食施設等の監視指導
- ・HACCPによる衛生管理の手法の導入促進
- ・いばらきハサップ認証制度の周知及び普及



- (2) 食中毒対策の推進
 - ・ 県民に対する食中毒予防啓発及び営業者に対する未然防止対策の実施
 - ・ 迅速な食中毒調査の実施及び検査体制の充実
- (3) 食品衛生試験検査の推進
 - ・ 食品中の食中毒菌や食品添加物等の試験検査の実施
 - ・ 残留農薬や残留動物用医薬品等検査の強化
 - ・ 食品のアレルギー物質や遺伝子組換え食品の試験検査の実施
 - ・ 食品中の放射性物質の検査の実施
 - ・ 輸入加工食品の残留農薬検査の実施
 - ・ 県内食品等輸入者が取扱う輸入食品の試験検査の実施
 - ・ 健康食品の医薬品成分の検査の実施
- (4) 食肉安全対策の推進
 - ・ 48ヵ月齢を超える牛のBSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査の実施
 - ・ と畜場及び食鳥処理場のHACCPによる衛生管理の手法の導入促進
 - ・ 県内で食肉処理される牛肉の放射性物質スクリーニング検査の実施
- (5) 食品表示適正化の推進
 - ・ 食品表示に関する監視指導の強化
 - ・ 食品の適正表示に向けた食品等事業者の自主的な取り組みへの支援
 - ・ 食品の原産地表示等の確認試験検査の実施
 - ・ 関係機関と連携した不適正表示事案への対応及び情報提供の推進
- (6) リスクコミュニケーション及び情報提供の推進
 - ・ 食の安全・安心に関する消費者等との信頼関係醸成のための意見交換会の開催
 - ・ 食品衛生フェアの開催
 - ・ 「いばらき食の安全情報ウェブサイト」等による迅速な情報提供

⑤交通安全対策の強化

●交通安全対策の推進（警察本部交通総務課、交通指導課、交通規制課、生活文化課、道路維持課）



	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人身事故件数	22,396	20,415	18,225	16,668	16,246	15,010	14,732	13,279	12,534	11,613
指数	100	91	81	74	73	67	66	59	56	52
死者数	239	178	210	199	205	169	142	163	132	140
指数	100	74	88	83	86	71	59	68	55	59
順位	11位	11位	6位	7位	5位	9位	11位	10位	11位	11位
負傷者数	29,261	26,710	23,508	21,634	21,102	19,547	19,448	17,281	16,460	15,135
指数	100	91	80	74	72	67	66	59	56	52
人口10万人当たり死者	8.04	5.99	7.07	6.71	6.90	5.72	4.82	5.56	4.52	4.81
順位	5位	17位	3位	3位	4位	8位	14位	7位	16位	13位
高齢者死者数	93	74	89	90	102	85	68	103	60	69
構成率	38.9%	41.6%	42.4%	45.2%	49.8%	50.3%	47.9%	63.2%	45.5%	49.3%

1 指数は平成17年を100とした
 2 死者数順位及び人口10万人当たり順位は多い順
 3 高齢者死者数構成率は全死者数に占める割合
 4 参考人口は各年10月1日現在、ただし平成27年は7月1日現在

(1) 交通安全施設の整備

安全で快適な道路交通環境を実現するために、警察と、県、市町村、道路管理者が連携して、以下の諸対策を推進する。

ア 交通危険箇所対策

交通事故が多発している地点や交通事故発生危険性が高い地点等の交通危険箇所に、信号機、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設を整備する。

イ 交通死亡事故現場対策

交通死亡事故が発生した現場の道路交通環境を調査し、必要な交通安全施設を整備する。

ウ 高齢者交通事故防止対策

高齢者や身体障害者等の利用度の高い福祉施設周辺等に、青色灯火の残り時間表示や、青時間の延長等の機能を有するバリアフリー対応型信号機を設置するなど、高齢者等に優しい道路交通環境を整備する。

エ 生活道路対策（「ゾーン30」）

生活道路の安全を確保するため、速度の抑制が必要な一定の区域を最高速度30km/hとする「ゾーン30」を設定し、ゾーン内の交通規制に必要な標識・標示等の交通安全施設を整備する。

(2) 交通安全教育の推進

各年齢層に対し、心身の発達の段階や交通社会への参加の態様に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

ア 自転車通学児童対象

自転車の運転に関する知識や技能について指導する自転車交通安全教室を継続して開催するほか、講習を受講した児童に対して、講習修了証として自転車免許証を交付し、交通安全について意識高揚を図る施策を推進する。

イ 中学・高校生対象

プロのスタントマンが交通事故の場면을再現して、交通事故の危険性を疑似体験させる交通安全教室を継続して開催するなど、より効果的な交通安全教育を推進する。

ウ 高齢者対象

運転免許を保有しない歩行者や自転車利用者を対象に、自動車教習所コースを利用した参加・体験・実践型交通安全教室を開催するほか、温浴施設等に出張しての交通安全教室、交通安全母の会等のボランティアと協働した高齢者居住世帯に対する訪問活動等による交通安全指導や高齢者を思いやる運転の広報活動を推進する。

(3) 交通マナー向上対策の推進

各季交通安全運動キャンペーンや各種イベント等の機会を通じて、基本的な交通ルールの再確認と規範意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進する。

自転車運転者を対象として、参加・体験・実践型の教育を行い、交通マナーやルールについて周知を図る。

また、運転者に対しては、横断歩道直前で一時停止、横断歩行者の優先、ライトの早め点灯等、横断歩行者の保護を意識した安全運転の励行の取組を推進する。

(4) 交通指導取締りの推進

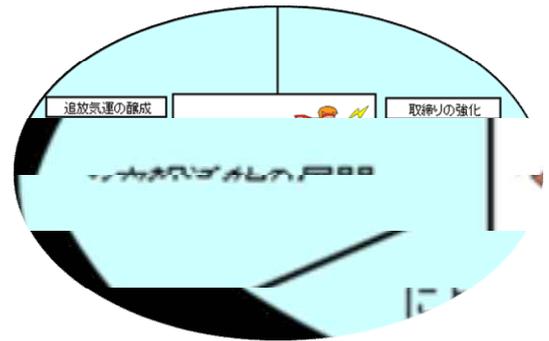
交通実態や交通事故の発生状況等の分析結果を踏まえ、飲酒運転、最高速度違反等の重大事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、交通事故発生時の被害軽減のためのシートベルト装着・チャイルドシート使用義務違反の交通指導取締りを強化する。

(5) 交通安全県民運動の推進

県民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止を図るため、関係団体・企業の協力や県民の参加を得て、広く県民運動を展開する。

- ・春、夏、秋、年末の交通安全運動
- ・高齢者の交通事故防止強調運動（9月）
- ・交通安全の日（毎月1日）
- ・交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）
- ・交通安全県民大会（11月）
- ・暴走族追放強調運動（6月）



(6) 総合的な暴走族対策の推進

集団暴走行為やゲリラ的な爆音暴走を繰り返す暴走族及び違法行為を敢行する旧車會は、一般の通行を妨害し地域住民に迷惑を及ぼしていることから、取締りを強化するとともに、加入阻止・離脱促進、追放気運の醸成等の暴走族を許さない社会環境づくりを推進する。

(4) 人と自然が共生する持続可能な環境づくり

①地球温暖化対策の推進

●地球温暖化対策の推進（環境政策課、環境対策課）

地球温暖化問題については、県民、事業者、行政などの全ての主体が、それぞれの役割に応じて地球温暖化対策を進める。その取り組みを相互に連携、発展させ、職場や家庭における一人ひとりの自主的かつ積極的な実践活動を進めるため、年間を通して県民運動「いばらきエコスタイル」として推進する。

(1) 県民の取り組み促進

①地球温暖化防止キャンペーンの実施

市町村等と連携し、節電や省エネを呼びかけるための街頭キャンペーン等を県内に広く展開。

②「いばらきエコチャレンジ」の参加促進

家庭における省エネ行動を登録できるシステムを運用し、CO2 排出削減量の「見える化」により、省エネ行動の意欲向上を図る。

③家庭の省エネ診断事業（うちエコ診断）

エネルギー使用状況を診断し、アドバイスを行うことにより、家庭における省エネルギーの実践活動を促進。

(2) 事業者の取り組み促進

①茨城エコ事業所登録制度の普及拡大

本県独自の環境マネジメントシステムである「茨城エコ事業所登録制度」を活用し、中小企業等の地球温暖化対策を促進。

②県環境保全施設資金融資制度

省エネルギー施設・再生可能エネルギー施設等の導入を促進。茨城エコ事業所登録事業者に対し利子補助を実施。特に、省エネ対策実施計画書提出により、実質無利子で融資。

③中小規模事業所省エネルギー対策支援事業

中小規模事業所の要請に応じて、省エネルギー等の専門家を無料で派遣し、技術的支援を実施。

④エコドライブ推進事業

いばらきエコドライブ推進協議会の運営、エコドライブセミナー等によるエコドライブの普及促進。

⑤フロン対策

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の大气中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法に基づくフロン類の適正な回収・処理を徹底。

(3) 県の率先的取り組み推進

①執務室における年間を通じた服装調節の取組

「いばらきエコスタイル」の取組の一環として、冷暖房の適切な使用と、年間を通じた執務室の環境に応じた服装調節を推進。

②環境保全率先実行計画に基づく県の率先実行

県自ら、事業者・消費者として環境負荷の低減を図るため、第5期県環境保全率先実行計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制など環境に配慮した取組を推進。

③県公用車への低公害車の率先導入

低公害車の普及と県が排出する温室効果ガス排出量の削減を図るため、公用車への低公害車導入を計画的に推進。

●環境学習・環境保全活動の推進（環境政策課）

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくため、県民や事業者の環境学習活動を促進するとともに、関係団体と連携しながら、家庭や学校、地域社会における環境保全活動を全県的な県民運動として広げていく。

(1) 環境教育・環境学習の推進

エコ・カレッジによる人材育成	地域や職場において、環境学習や環境保全活動について普及啓発・指導を行うリーダーを養成するため、エコ・カレッジを開催
環境アドバイザーの派遣	学校や自治会等が行う環境学習会等に、県が委嘱する環境アドバイザーを派遣
幼児向け環境学習教材による啓発	幼児向け啓発教材として作成した、「環境絵カード」を、全幼稚園・保育所・小学校等に貸与して活用
子ども向け環境実践プログラム「キッズミッション」	小学校高学年を対象として開発した子ども向け環境実践プログラム「キッズミッション」を、全小学校に配付して活用
地球温暖化学習DVDの活用	中学生向けに作成した地球温暖化学習DVDを全中学校・図書館などで活用
高校3年生向け「How to エコライフ」読本による啓発	新社会人や大学生として社会に出る高校3年生を対象に、エコライフの実践を啓発

(2) 環境保全県民運動

エコライフ運動の推進	関係団体と連携しながら、環境フォーラムや自然環境フォトコンテスト等を開催し、全県的なエコライフの普及を促進
レジ袋無料配布中止の推進	県内全域を対象としたレジ袋無料配布中止の取組の定着を図るとともに参加事業者を拡大
緑のカーテンの普及推進	夏場の省エネ効果の高い緑のカーテンの普及を県民運動として推進

●エネルギー政策の推進（科学技術振興課新エネルギー対策室）

エネルギーの安定的な確保や地球温暖化問題への積極的な対応は、地域社会にとっても重要な課題である。このため、いばらきエネルギー戦略（平成26～32年度）及びいばらき水素戦略（平成28～32年度）に基づき、エネルギー先進県の実現を目指し、関連施策の推進を図る。

●森林整備・木材利用の推進（林政課、林業課）

森林の二酸化炭素吸収機能の向上と木材中の炭素の長期固定を図るため、森林整備と木材利用の推進を図る。

●下水処理場太陽光発電事業（下水道課）

利根浄化センターにおいて導入した太陽光発電施設により再生可能エネルギーの活用を図るとともに、発電した電力を売電して得た収益により流域下水道の経営の安定化に寄与する。

②資源を活かす循環型社会づくり

●いばらきゼロ・エミッションの推進（廃棄物対策課）

第4次廃棄物処理計画（平成28～32年度）に基づき、廃棄物の排出をできる限り抑制し、廃棄物となったものは、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的利用を行うという「いばらきゼロ・エミッション」を推進し、県民、事業者、行政が一体となって循環型社会の形成を図る。

- ・ 広報啓発などによる3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進
- ・ リサイクル製品の認定・広報
- ・ 廃棄物再資源化指導センターによる相談・指導事務等の推進
- ・ エコ・ショップ（環境にやさしいお店）制度の推進

〈ごみの総排出量〉

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
総排出量(千トン)	1,134	1,125	1,122	1,120	1,115	1,092	1,060	1,033	1,028	1,092	1,095	1,095	1,092
増加率(%)	0.3	△0.8	△0.3	△0.2	△0.4	△2.1	△2.9	△2.5	△0.5	6.2	0.3	0.0	△0.3

●建設副産物リサイクル推進（検査指導課）

建設リサイクル法の円滑な施行に努めるとともに、有効利用を推進するため、様々な施策を実施する。

- ・建設リサイクル法に関する事務の実施（解体工事業の登録、解体工事等の届出・通知の受理）
- ・リサイクル建設資材評価認定制度によるリサイクル資材の率先利用
- ・茨城県建設副産物リサイクル推進協議会による官民一体となった取り組みの推進
- ・茨城県建設発生土情報検索システムを利用したストックヤード等の活用による、建設発生土の有効利用と適正処理の促進

●公共処分場「エコフロンティアかさま」の活用（廃棄物対策課）

公共処分場「エコフロンティアかさま」（運営：県環境保全事業団）に対し、安全性を最優先した全国のモデル施設としての経営が確保されるよう、引き続き支援を行い、一般廃棄物、産業廃棄物の処理に係る基幹的施設として活用し、適正処理及びリサイクルを推進する。

●バイオマス利活用の推進（農業政策課）

稲わらやもみガラ、間伐材などの未利用バイオマスや家畜排せつ物、木くず、食品廃棄物などの廃棄物系バイオマスの利活用を推進し、循環型地域社会の構築と農林業の振興及び農山村の活性化を図る。

- ・国で策定を進めている新たなバイオマス活用推進基本計画に基づき、県バイオマス活用推進計画を策定
- ・バイオマス利活用推進のための啓発活動の実施

●産業廃棄物の適正処理の推進（廃棄物対策課）

産業廃棄物の適正処理を推進するため、中間処理施設や最終処分場の適切な維持管理等について事業者を指導し、また、不法投棄・不適正処理の防止に取り組む。

(1) 産業廃棄物処理事業者の指導

中間処理施設や最終処分場を設置する事業所への立入検査を行い、廃棄物の受入れや施設の維持管理状況等について確認し、必要な指導等を行う。

(2) 自動車リサイクル法の推進

解体業者の許可等を行うとともに、立入検査等の際に基準の遵守等について指導を徹底することにより、使用済自動車の適正処理を推進する。

(3) 不法投棄等の監視、指導等

不法投棄や野外焼却などの早期発見・早期対応を図るため、ボランティア不法投棄監視員制度の運用や不法投棄監視協定締結の推進、市町村職員の県職員併任の活用、民間警備会社及び監視カメラの活用、不法投棄の8割を占める建設系廃棄物の発生事業場への指導啓発等により発見通報体制と監視指導体制を一層強化し、併せて未然防止を図る。

●霞ヶ浦の水質浄化対策の推進（環境対策課）

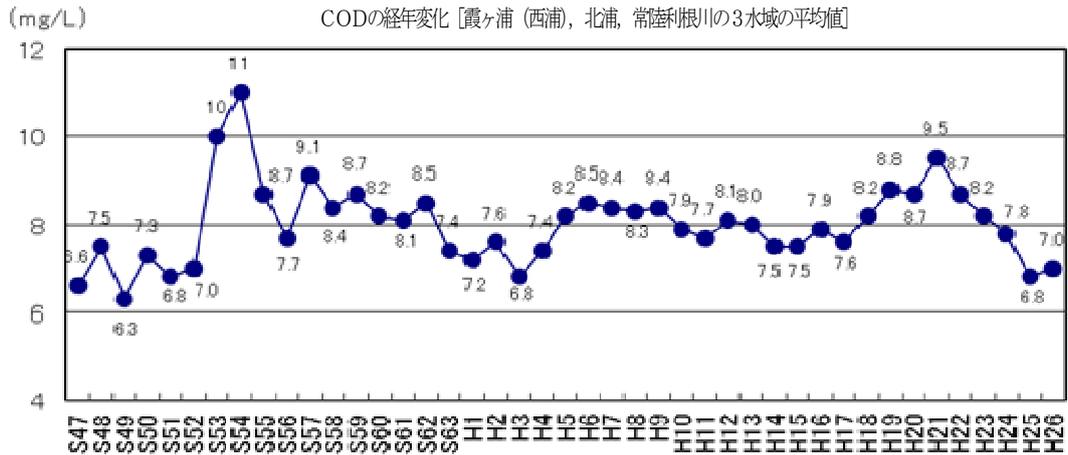
霞ヶ浦（西浦・北浦・常陸利根川）は、本県をはじめとする首都圏の水資源の安定的な確保に重要な役割を果たすとともに、豊かな水産資源など多様な生態系を育み、また、美しい水辺環境を形成していることから、観光レクリエーション資源としても貴重な財産である。

この霞ヶ浦の環境を保全するため、第7期霞ヶ浦湖沼水質保全計画を策定し、窒素・リンの排出を削減する新たな対策を講じていくとともに、高度処理型浄化槽の設置促進、アオコ対策、湖上体験学習による県民意識の向上など、水質浄化に向けた各種施策を推進する。

※第6期湖沼水質保全計画の水質目標値（H27目標：全水域平均）

COD 7.4mg/l 全窒素 1.0mg/l 全りん 0.084mg/l

③霞ヶ浦・湖沼などの湖沼環境や豊かな森林の保全と活用



●高度処理型浄化槽の設置促進等（環境対策課）

公共用水域の汚濁を防止するため、単独処理浄化槽の撤去や合併処理浄化槽の設置を促進する。特に、霞ヶ浦等湖沼流域については、窒素やりんが除去できる高度処理型浄化槽の設置を促進する。

(1) 浄化槽設置補助（個人設置型）

浄化槽設置者に市町村が交付する設置補助額の一部について、市町村に対して補助
※県補助額は、市町村の財政力指数に基づく交付率の適用あり

NP型（窒素及びりん除去型） 浄化槽	補助額：1,099千円/基（5人槽：転換の場合） （負担割合 国176, 県747, 市町村176）
	補助額：987千円/基（5人槽：新築の場合） （負担割合 国176, 県635, 市町村176）
N型（窒素除去型）浄化槽	補助額：645千円/基（5人槽：転換の場合） （負担割合 国148, 県349, 市町村148）
	補助額：533千円/基（5人槽：新築の場合） （負担割合 国148, 県237, 市町村148）

(2) 市町村設置型浄化槽の整備促進

市町村がNP型浄化槽を自ら整備し維持管理する場合の設置費の一部について、市町村
に対して補助

- ・補助対象経費 下水道事業債充当額から交付税措置分を控除した額（市町村実負担分）
- ・補助率 $9/10 \times$ 交付率（市町村の財政力指数に基づき設定）

(3) 単独処理浄化槽の撤去補助

単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に転換する場合に、単独処理浄化槽の撤去費
用について、市町村に対して補助

補助額：基準額（9万円） \times 補助率（10/10） \times 交付率（市町村の財政力指数に基づき設定）

※国庫補助対象となる場合は、補助率2/3

(4) 配管費補助

市町村設置型により、単独処理浄化槽を撤去して高度処理型浄化槽（NP型）に転換す
る場合に、配管工事費用について、市町村に対して補助

補助額：基準額（6万円） \times 交付率（市町村の財政力指数に基づき設定）

<地域別の考え方>

○霞ヶ浦流域

北浦沿岸市町村（4市）：NP型（窒素及びりん除去型）浄化槽のみ補助対象とする。

北浦沿岸以外（18市町村）：NP型浄化槽，N型（窒素除去型）浄化槽を補助対象とする。

○潤沼，牛久沼流域

NP型浄化槽，N型浄化槽を補助対象とする。

○窒素・りん排水規制湖沼の流域

通常型浄化槽を補助対象とする。ただし、高度処理型浄化槽の設置促進が市町村計画等に位置づけられている場合は、高度処理型（NP型、N型）浄化槽も補助可能とする。

○その他

通常型浄化槽を補助対象とする。

※ 単独処理浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽に転換する場合には、県内全域において単独処理浄化槽の撤去費を補助する。

●霞ヶ浦環境科学センター事業（環境対策課）

霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川の水質保全や、大気環境などの環境保全に取り組むため、市民、研究者、企業、行政の四者によるパートナーシップのもと、調査研究や環境学習、市民活動への支援等を行う。

(1) 調査研究の推進

①霞ヶ浦等調査研究計画に基づく課題解決型の調査研究

- ・霞ヶ浦におけるアオコの動態解明と処理技術に関する調査研究
- ・北浦流域の窒素の動態に関する調査研究
- ・農地からの汚濁物質の排出抑制手法に関する調査研究
- ・流域からの汚濁物質の排出抑制手法に関する調査研究 等

②関係研究機関との連携の促進

- ・研究シンポジウム、セミナーの開催
- ・客員研究員の委嘱
- ・大学、研究機関との共同研究の推進

(2) 環境学習の推進

- ・自然観察会等の学習や研修室・展示室を活用した学習の実施
- ・夏期（海の日～9月1日の「霞ヶ浦水質浄化強調月間」）に、センター夏まつり等水質浄化に係る啓発事業を重点的に実施

(3) 市民活動との連携・支援の推進

- ・霞ヶ浦流入河川の上流から下流に至る地域が一体となって水質浄化に取り組めるよう、霞ヶ浦問題協議会が中心となり意識啓発と水質浄化運動を実施
- ・湖沼や河川の浄化活動や環境学習等を行う市民団体に対し、活動機材の無料貸し出しや活動費を助成
- ・パートナー（ボランティア）による事業運営参加

(4) 情報発信機能の充実

- ・ホームページの充実
- ・所蔵図書データの電子化等データベースの充実
- ・文献資料室の図書閲覧、貸出
- ・市民団体委託による交流サロンを活用したイベント等の実施

●霞ヶ浦環境体験学習推進事業（環境対策課）

次代を担う子供たちの水質浄化意識の醸成を図るため、県内の小中学生を主な対象として霞ヶ浦における湖上体験スクールを実施する。

内 容：船による湖上体験学習と霞ヶ浦周辺の環境関連施設の見学

平成 28 年度募集人数：9,600 人

●世界湖沼会議開催準備事業（環境対策課）

平成 30 年に開催する第 17 回世界湖沼会議の準備事業として、企画準備委員会の運営やPR活動、11 月に開催される第 16 回会議（インドネシア）における調査等を実施する。

●湖沼水質浄化下水道接続支援事業（下水道課）

霞ヶ浦・澗沼・牛久沼の水質を改善するため、下水道への接続補助を行う市町村に助成し、

県民の負担軽減及び接続率の向上を図る。

対 象：霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域内で、供用開始後3年以内の接続

補助額：2万円／戸を限度（市町村が交付する額の1/2を限度）

※財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率90%

●農業集落排水施設接続支援事業（農村環境課）

霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の水質保全のため、農業集落排水施設への接続補助を行う市町村に助成し、県民の負担軽減及び接続率の向上を図る。

対 象：霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域内で、供用開始後3年以内の接続

補助額：市町村が交付する額の1/2を限度（2万円／戸を限度）

※財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率90%

●排水処理施設りん除去支援事業（環境対策課）

農業集落排水施設の処理工程にりん除去薬剤（凝集剤）を追加添加することにより、排水から更なるりん除去を図る。

そのための薬剤追加添加等に係る費用に対して市町村へ補助を行う。

対 象：霞ヶ浦に排水する62農業集落排水施設のうち、重点的に水質改善を図るべき35施設

補助率：10 / 10

●霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業（環境対策課）

霞ヶ浦水質保全条例等により、全ての特定汚染源（点源）排出施設に対して排水の適正処理を義務づけ、霞ヶ浦に流入する汚濁負荷の一層の削減を図る。

(1) 霞ヶ浦・北浦水質保全施設資金融資対策事業

①高度処理型浄化槽（個人設置型）及び下水道等への接続に係る融資・利子補給

②小規模事業所の排水処理施設の整備に係る融資・利子補給

③畜産に係る汚水処理施設の整備に係る融資・利子補給

(2) 霞ヶ浦・北浦水質保全相談指導事業

水質保全相談指導員の設置（10名）による相談・監視体制の整備

(3) 霞ヶ浦水質保全条例推進事業

改正条例の普及・啓発

●畜産環境保全対策の推進（畜産課）【再掲 P. 56 参照】

●農業排水再生プロジェクト事業（農村計画課、環境対策課）

霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、霞ヶ浦から直接または流域内の河川等から取水している土地改良施設を活用し、農業排水を農業用水として循環させ、霞ヶ浦への排水流出を抑える「循環かんがいシステム」を構築する。さらに、霞ヶ浦環境科学センターにおいて、この対策による水質浄化効果の検証を実施する。

●霞ヶ浦の環境創造（地域計画課）

本県のかげがえのない財産である霞ヶ浦の清らかな水を再生し、豊かな自然と美しい景観に親しめる水辺環境づくりを進めるため「霞ヶ浦環境創造ビジョン」を踏まえ、住民、研究者、企業等の参画のもと、関係機関が一体となって事業の展開を図る。

○霞ヶ浦環境創造事業推進計画第4次アクションプランの推進

霞ヶ浦環境創造ビジョンの一層の推進のため、国、県、市町村及び企業、民間団体等で構成する霞ヶ浦環境創造事業推進協議会において、多様な主体の連携強化のもと、霞ヶ浦環境創造事業推進計画アクションプランの推進を図る。

<アクションプランの重点戦略>

①霞ヶ浦の魅力・発信力強化プロジェクト

- ②霞ヶ浦の連携強化プロジェクト
- ③快適な水辺環境づくりプロジェクト

●霞ヶ浦直接浄化対策検証事業（環境対策課）

土浦港内に霞ヶ浦浄化実証施設を設置し、りん等の削減を図り、水質改善状況や浄化コスト等の検証、新たな浄化技術の研究を進める。

●霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業（環境対策課）

アオコの発生抑制及び悪臭被害の防止対策を強化し、関係機関と連携したアオコ対策を行う。
対策：アオコ監視パトロール、アオコ発生抑制（土浦市新川にアオコ抑制装置を設置・運転し、アオコによる悪臭被害防止を図る）、アオコ回収等

●千波湖アオコ対策事業（環境対策課）

千波湖において景観保全及び悪臭被害防止を目的としたアオコ対策を実施する。
対策：アオコの集積防止、アオコの回収等

●公募型新たな水質浄化空間創出事業（環境対策課）

りん等の削減に効果的な水質浄化技術について、水路・小河川等で規模を拡大して実証試験を行う。

●霞ヶ浦流入河川浄化対策の推進（河川課）

霞ヶ浦に流入する河川において、多自然川づくりなど、河川の水質浄化対策を積極的に推進する。
・桜川（つくば市）等

●緑の循環システムの確立（林政課、林業課）【再掲 P. 62 参照】

●造林・間伐等の推進による機能豊かな森林の育成（林政課、林業課）【再掲 P. 63 参照】

●海岸防災林の再生（林業課）【再掲 P. 63 参照】

●緑化の推進（林政課）

県民が自然に親しみつつ、休養し、自然に関する学習の場として整備した茨城県民の森等（県植物園、きのこ博士館等）、奥久慈憩いの森及び水郷県民の森の自然観察施設の適正な管理・運営に努める。

また、県民生活に身近な平地林や里山林における、地域の整備目的に沿った森林整備に対する支援を行うほか、県民参加の森づくり運動の推進や緑化意識の高揚を図るため、森林ボランティアの養成や緑の少年団の育成を行う。

さらに、森林の働きや重要性などの普及啓発を行うほか、森林づくりや森林環境学習等の活動を行う団体に対する助成を行う。

④生活に身近な自然環境の保全と活用

●大気環境の保全（環境対策課）

大気汚染監視体制を充実し、光化学スモッグ等の緊急時の発令や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起を行うことにより健康被害の未然防止を図るほか、環境基準の維持達成に向けて、工場・事業場に対してばい煙等に係る排出基準の遵守を指導する。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、大気環境の監視を行うとともに、使用・製造する工場・事業場に対して排出抑制対策を指導する。

アスベストについては、大気環境調査を実施するとともに、アスベスト使用建築物等の解体現場への立入検査を行い、飛散防止措置の徹底を図る。

酸性雨や微小粒子状物質（PM2.5）については、成分分析等実態調査を行うとともに、それ

ぞれ全国または関東甲信静各都県市と共同して広域的調査を行い汚染機構等の解明に努める。

大気汚染状況の常時監視	39 測定局において大気汚染物質による汚染状況を常時監視
ばい煙発生施設等に対する規制	大気汚染防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場の立入検査
アスベスト飛散防止対策の推進	大気汚染防止法に基づく立入検査・飛散防止措置の徹底、一般大気中の濃度測定
光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグ緊急時の発令及び発令時のばい煙排出量の削減要請
有害大気汚染物質対策の推進	ベンゼン等有害大気汚染物質の監視及び工場・事業場への排出抑制指導

●水環境の保全（環境対策課）

河川、湖沼などの公共用水域や地下水の汚濁の状況及び環境基準の達成状況を把握するため水質の監視を行うとともに、汚濁の原因となる生活排水や工場・事業場排水の対策を推進する。

公共用水域監視観測	水質測定計画に基づく河川、湖沼、海域等の公共用水域や地下水の水質監視
湖沼及び牛久沼の水質保全対策	水質保全計画に基づく総合的、計画的な浄化対策の推進、地域一体となった浄化実践活動の促進
生活排水対策	広報啓発による生活排水対策の実践促進
工場・事業場排水対策	水質汚濁防止法、条例に基づく工場・事業場への立入検査

●土壌・地盤環境の保全（環境対策課、廃棄物対策課）

土壌環境については、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染の状況を把握するとともに、水質汚濁防止法に基づき有害物質使用事業者に対して施設の適切な管理について指導し、土壌汚染の未然防止を図る。

地盤環境については、地下水の過度の汲み上げを抑制するほか、地盤沈下の監視観測を行うなど、地下水量の確保を通じて地盤環境の保全を図る。

土壌環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に基づく対策の推進 ・条例に基づく事業者に対する有害物質使用施設の構造基準遵守や定期点検の実施など地下浸透の防止対策の推進
地盤環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく規制及び工業用水の利用など代替水利用の促進 ・「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づく地盤沈下量の監視観測

●化学物質対策（環境対策課）

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある有害な化学物質による環境リスクの低減に向けて、環境中の化学物質について実態調査を行うとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の排出規制、化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく、事業者による化学物質の適正管理の促進を行う。

環境中のダイオキシン類の監視測定	大気、公共用水域の水質及び底質、土壌、地下水のダイオキシン類の監視測定
ダイオキシン類の排出規制	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、工場・事業場の立入検査
事業者による化学物質の適正管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者講習会開催などによるP R T R制度の理解普及 ・県化学物質適正管理指針による事業者に対する指導・助言

●自然環境の保全（環境政策課）

本県は優れた自然環境を有しているが、都市化の進展や土地利用の変化などの様々な要因により、生態系への影響が生じているところもある。また、近年の自然への関心の高まりにより、自然とのふれあいを求める人々のニーズも増加してきていることから、快適な利用環境の整備等、自然環境の保全対策を総合的に推進する。

さらに、「茨城の生物多様性戦略」を推進する拠点として設置した「生物多様性センター」を

軸に、生物の多様性の保全と持続可能な利用の重要性について県民理解の向上と多様な主体の参画を推進する。

(1) 自然公園対策事業

本県の優れた自然の風景地を保護するため指定した9つの県立自然公園と水郷筑波国立公園の適正な保護を図り、自然に親しむための利用施設の整備を進める。

(2) 自然環境保全地域対策事業

優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地で良好な自然環境を形成している地域である、自然環境保全地域・緑地環境保全地域の保全を図る。

●野生生物の保護対策（環境政策課）

(1) 希少野生生物の保護

県内の希少野生生物の生息・生育状況を明らかにした「茨城県版レッドデータブック」を基礎資料として「茨城県希少野生動植物保護指針」に基づき、県内の希少野生動植物の適切な保護対策に努めるとともに、生息・生育状況の把握に努める。

(2) 鳥獣保護対策事業

野生鳥獣を保護するため、鳥獣保護管理法に基づき鳥獣保護区等を指定するとともに、傷病鳥獣の救護、保護飼養及び自然への放鳥等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

(3) 第二種特定鳥獣（イノシシ）の保護管理

イノシシによる農林作物被害が問題となっているため、「茨城県イノシシ管理計画（第五期）」（第二種特定鳥獣管理計画）に基づき個体数管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じ、人と野生鳥獣との共存を図る。

(4) 特定外来生物の防除

アライグマについては、防除実施計画に基づき、市町村等と連携して防除を進める。また、特定外来生物に対する、通報連絡体制の確立や防除体制を構築し、早期発見早期駆除を図る。

(5) ラムサール条約湿地涸沼の保全と賢明な利用

ラムサール条約湿地に登録された涸沼については、豊かな自然環境の保全に配慮しながら、地域が一体となった賢明な利用（ワイズユース）を推進し、本県のイメージアップと地域振興を図る。

●水辺環境の保全と活用（河川課）

(1) 水辺環境の整備

水際線を軸とした潤いとやすらぎのある生活環境づくりを目指して、親水性や自然環境を活かした河川の整備を推進する。

○水辺空間づくり河川整備事業

対象河川：涸沼（茨城町）等

(2) かわまちづくり・ふるさとの川整備事業

河川本来の自然環境の保全・創出や周辺の景観との調和を図りつつ、市町村等が行う公園整備や土地区画整理事業等のまちづくりと一体となった河川整備を行うことにより、景観面や利用の面でもまちづくりと調和のとれた水辺空間の創出を図る。

河川名	全体計画延長	特色
涸沼川（笠間市）	L = 1.3km	公園整備等と一体となった親水性の高い川づくり
飯沼川（常総市、坂東市）	L = 5.2km	菅生沼の生態系に配慮した川づくり
前川（潮来市）	L = 3.1km	水郷潮来の歴史と文化を映す川づくり
桜川（土浦市）	L = 4.2km	霞ヶ浦を活かした広域観光拠点としての川づくり

(3) 流域貯留浸透事業

つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業区域に、貯留・浸透施設を設置し、開発に伴い増大する河川への流出抑制を図るとともに、河川の水辺環境や水利用などに必要な水量が安定的に供給されるよう水環境を保全する。

・河川名：谷田川（つくば市）

・対象地区名：葛城，萱丸，島名・福田坪，上河原崎・中西の4地区

●平地林等の整備・保全（林政課）

県民生活に身近な平地林・里山林を適正に整備・保全し，豊かな森林環境づくりを推進する。

Ⅲ. 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、『いばらきの目指す姿』の実現に向け、今後5年間に分野横断的に優先して取り組むべきテーマを設定したもので、本県の特長・優位性を最大限に活用しながら、効果的・効率的な推進方策を確立し、積極的に課題の解決を図るものです。

以下は県で取り組んでいる事業を重点プロジェクトごとに整理したものです。なお、【 】の番号は、県総合計画「いばらき未来共創プラン」で位置付ける政策展開の基本方向及び政策・施策に対応しています。

1 ストップ少子化・移住促進プロジェクト

- 訪問型家庭教育支援事業（生涯学習課）【1 - (1) - ④】
- 家庭の教育力向上プロジェクト事業（生涯学習課）【1 - (1) - ④】
- 家庭教育充実支援事業（生涯学習課）【1 - (1) - ④】
- 大学等連携推進費（企画課）【1 - (2) - ③】
- アーカスプロジェクト推進事業（地域計画課）【1 - (4) - ②】
- 筑波研究学園都市連携促進事業（つくば地域振興課）【2 - (1) - ①】
- 企業誘致活動強化事業費（立地推進室）【2 - (2) - ①】
- 企業誘致広報・資料作成費（立地推進室）【2 - (2) - ①】
- 陶の里「笠間・益子」ブランディング事業（地域計画課）【2 - (2) - ③】
- 若者正規雇用化支援スキルアップ事業（労働政策課）【2 - (2) - ⑥】
- 地方創生人材還流・定着支援事業（労働政策課）【2 - (2) - ⑥】
- いばらきイメージアップ大賞顕彰事業（地域計画課）【2 - (4) - ①】
- 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業（地域計画課）【2 - (4) - ①】
- TX沿線移住促進事業（つくば地域振興課）【2 - (4) - ①】
- つくばエクスプレス沿線開発事業（つくば地域振興課）【2 - (4) - ①】
- アイデア提案型インターンシップ促進事業（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- いばらきさとやま生活発信事業（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業（いばらき移住体験推進事業〔お試し居住〕）（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業（教育・研修旅行等促進事業）（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- 私立幼稚園等預かり保育推進事業（総務課）【3 - (1) - ①】
- 小児・妊産婦医療費助成事業（厚生総務課）【3 - (1) - ①】
- 安心子ども支援事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 子育て人材確保強化推進事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 子育て人材資質向上推進事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 施設型給付費負担金（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 多子世帯保育料軽減事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 地域型保育給付費負担金（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 地域子育て支援事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 特別保育事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 認定子ども園施設整備費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 保育サービス支援事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 保育士修学資金等貸付費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 放課後子ども教室推進事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 放課後児童クラブ推進事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 放課後児童クラブ整備費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 利用者支援等事業費（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- いばらき結婚支援パワーアップ事業（少子化対策課）【3 - (1) - ①】
- いばらき出会いサポートセンター推進事業（少子化対策課）【3 - (1) - ①】
- 結婚・わくわくキャンペーン推進事業（少子化対策課）【3 - (1) - ①】
- 結婚・子育て応援企業普及事業（少子化対策課）【3 - (1) - ①】

- 子育て家庭応援「家族優待制度」推進事業（少子化対策課）【3 - (1) - ①】
- 少子化対策県民運動推進事業（少子化対策課）【3 - (1) - ①】
- 妊娠・出産サポート体制整備事業（少子化対策課）【3 - (1) - ①】
- 不妊治療費助成事業（少子化対策課）【3 - (1) - ①】
- 病院事業会計（うち、周産期医療、児童思春期精神医療、高度・専門的小児医療の提供）（病院局）【3 - (1) - ①】

2 いきいき健康長寿社会創造プロジェクト

- 県立医療大学就職指導事業（厚生総務課）【1 - (2) - ③】
- つくばイノベーション創出支援事業（科学技術振興課）【2 - (1) - ②】
- ロボット等次世代技術実用化推進事業費（科学技術振興課）【2 - (1) - ②】
- 科学技術振興費（科学技術振興課）【2 - (1) - ②】
- ロボットスーツ治験事業費（厚生総務課）【2 - (1) - ②】
- ロボット介護機器普及支援事業費（長寿福祉課）【2 - (1) - ②】
- グローバルニッチトップ企業育成促進事業（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- 介護予防・生活支援サービス強化事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 介護予防総合支援事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 地域リハビリテーション総合支援事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 地域支援事業交付金（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 認知症介護等研修事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 介護予防リハビリ専門職指導者養成事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 認知症高齢者支援強化事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 認知症疾患医療センター基盤強化事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 在宅医療推進体制整備事業費（厚生総務課）【3 - (1) - ④】
- 医師修学資金貸与事業（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 医療勤務環境改善支援センター運営事業（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 看護師等修学資金貸付事業（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 看護師等養成所運営助成費（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 看護職員確保対策事業（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 女性医師就業支援事業（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 地域医療支援センター設置事業（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 病院内保育所運営費助成費（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- いばらきがん患者トータルサポート事業（保健予防課）【3 - (1) - ④】
- がん患者口腔管理体制強化事業（保健予防課）【3 - (1) - ④】
- がん患者支援推進事業（保健予防課）【3 - (1) - ④】
- がん診療機器整備事業（保健予防課）【3 - (1) - ④】
- がん専門医療従事者育成推進事業（保健予防課）【3 - (1) - ④】
- 緩和ケア対策推進事業（保健予防課）【3 - (1) - ④】
- 企画提案型がん対策推進事業（保健予防課）【3 - (1) - ④】
- がん先進医療費利子補給金助成事業（保健予防課）【3 - (1) - ④】
- 病院事業会計（うち、臨床研修等の受入、大学と連携した教育機能の充実）（病院局）【3 - (1) - ④】
- がん教育総合支援事業（保健体育課）【3 - (1) - ④】
- 病院事業会計（うち、がん医療）（病院局）【3 - (1) - ④】
- 福祉人材センター運営事業費（福祉指導課）【3 - (1) - ⑤】
- 介護人材確保育成事業費（福祉指導課）【3 - (1) - ⑤】
- 医療・介護連携推進人材養成事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ⑤】
- 茨城型地域包括ケアシステム推進事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ⑤】
- 地域ケアシステム活性化推進事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ⑤】
- 薬局における在宅医療推進事業（薬務課）【3 - (1) - ⑤】
- がん予防・検診推進対策事業（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- がん予防・検診普及推進事業（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 8020・6424推進事業費（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- いばらき食育ライフ推進事業費（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 健康いばらき21推進事業費（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】

- 健康プラザ運営費（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 若い世代の食育推進事業費（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 食生活改善地区組織活性化事業費（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 生活習慣病予防対策推進事業費（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 地域・職域連携推進事業費（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動事業（薬務課）【3 - (1) - ⑥】

3 未来を拓く子ども・若者育成プロジェクト

- 認定こども園等教育支援体制整備事業費（総務課）【1 - (1) - ①】
- 幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業費（総務課）【1 - (1) - ①】
- いばらき理科教育振興事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- いばらき理科教育推進事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- みんなにすすめたい一冊の本推進事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- 学びの広場サポートプラン事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- 学力向上推進プロジェクト事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- 社会人による学習支援事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- 少人数教育充実プラン推進事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- 中学生社会体験事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- 幼児教育充実事業（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- いばらきものづくり教育フェア開催費（高校教育課）【1 - (1) - ①】
- いばらき高等学校学力向上推進総合事業費（高校教育課）【1 - (1) - ①】
- 未来の科学者育成プロジェクト事業費（高校教育課）【1 - (1) - ①】
- 交流及び共同学習推進事業（特別支援教育課）【1 - (1) - ①】
- 高等学校自立支援モデル事業（特別支援教育課）【1 - (1) - ①】
- 特別支援教育充実事業（特別支援教育課）【1 - (1) - ①】
- いじめ問題緊急対応事業（義務教育課）【1 - (1) - ②】
- スクールカウンセラー配置事業（義務教育課）【1 - (1) - ②】
- 道徳教育推進事業（義務教育課）【1 - (1) - ②】
- いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業費（高校教育課）【1 - (1) - ②】
- いばらきっ子郷土検定事業（生涯学習課）【1 - (1) - ②】
- いばらきの魅力再発見事業（生涯学習課）【1 - (1) - ②】
- 私立高等学校等経常費補助事業費（総務課）【1 - (1) - ③】
- 私立高等学校等就学支援事業費（総務課）【1 - (1) - ③】
- 私立高等学校等授業料減免事業費（総務課）【1 - (1) - ③】
- 私立高等学校等奨学給付金事業費（総務課）【1 - (1) - ③】
- 地域に生きるヤングボランティア推進事業（生涯学習課）【1 - (1) - ④】
- 外国語指導助手招致事業費（高校教育課）【1 - (2) - ②】
- 高校生英語実践力向上事業費（高校教育課）【1 - (2) - ②】
- 科学技術創造立県いばらき推進事業（科学技術振興課）【1 - (2) - ④】
- いきいきと活躍する若者支援事業（女性青少年課）【1 - (3) - ③】
- 女性若者企画提案チャレンジ事業（女性青少年課）【1 - (3) - ③】
- 青少年を育む地域親・家庭づくり推進事業（女性青少年課）【1 - (3) - ③】
- 選挙啓発事業費（市町村課）【1 - (3) - ③】
- 県民の日推進費（広報広聴課）【1 - (4) - ①】
- アートフルステージ公演開催費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 茨城県高等学校総合文化祭開催費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 茨城県小中学校芸術祭開催費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 近代美術館常設展・企画展費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 高校生の文化力発信事業（文化課）【1 - (4) - ①】
- 高等学校文化活動推進事業費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 自然博物館常設展・企画展費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 天心記念五浦美術館費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 東山魁夷特別展開催費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 陶芸大学校開校記念展開催費（文化課）【1 - (4) - ①】
- 陶芸美術館常設展・企画展費（文化課）【1 - (4) - ①】

- 民俗文化財活性促進事業費（文化課）【1 - (4) - ①】
- つくばサイエンスツアー推進事業費（科学技術振興課）【2 - (1) - ①】
- 次世代エネルギーパーク推進事業（科学技術振興課）【2 - (1) - ①】
- つくば創業プラザ運営事業（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- 新たな産業の創出育成事業（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- 新たな資金調達支援事業（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- 新事業創出ハンズオン支援事業（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- 未来をつくる起業家育成事業（産業政策課）【2 - (2) - ⑥】
- 高度情報化推進事業（情報政策課）【2 - (4) - ③】
- ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業（子ども家庭課）【3 - (1) - ①】
- 公立高等学校等就学支援金事業（財務課）【3 - (1) - ①】
- 公立高等学校等奨学給付金事業（財務課）【3 - (1) - ①】
- 育英奨学資金貸付金（高校教育課）【3 - (1) - ①】
- 高校生奨学資金貸付費（高校教育課）【3 - (1) - ①】
- 修学奨励資金貸付費（高校教育課）【3 - (1) - ①】
- 奨学資金貸付金費（高校教育課）【3 - (1) - ①】
- 生活困窮者自立支援事業における学習支援事業（福祉指導課）【3 - (1) - ⑤】

4 みんなが活躍できる環境づくりプロジェクト

- 交流及び共同学習推進事業【再掲】（特別支援教育課）【1 - (1) - ①】
- 高等学校自立支援モデル事業【再掲】（特別支援教育課）【1 - (1) - ①】
- 特別支援教育充実事業【再掲】（特別支援教育課）【1 - (1) - ①】
- 人権啓発活動費（福祉指導課）【1 - (3) - ①】
- 人権啓発推進センター運営費（福祉指導課）【1 - (3) - ①】
- 女性活躍推進事業（女性青少年課）【1 - (3) - ②】
- 茨城県庁テレワーク推進実証事業費（情報政策課）【1 - (3) - ②】
- 茨城わくわくセンター運営費（長寿福祉課）【1 - (3) - ④】
- 元気シニア地域貢献事業費（長寿福祉課）【1 - (3) - ④】
- 老人クラブ活動等事業費（長寿福祉課）【1 - (3) - ④】
- シルバー人材センター連合会運営費補助（労働政策課）【1 - (3) - ④】
- 私立幼稚園等特別支援教育補助事業費（総務課）【1 - (3) - ⑤】
- いばらきステップアップオフィス推進事業費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 障害者権利条例推進事業費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 障害者工賃向上応援事業費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 障害者就業・生活支援センター事業費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 障害者就労支援強化事業費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 地域生活支援事業（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 障害者就職面接会事業（労働政策課）【1 - (3) - ⑤】
- 職場適応訓練事業費（労働政策課）【1 - (3) - ⑤】
- 障害者委託訓練費（職業能力開発課）【1 - (3) - ⑤】
- 特別支援学校進路指導連携充実事業（特別支援教育課）【1 - (3) - ⑤】
- 緊急雇用対策訓練費（職業能力開発課）【2 - (1) - ①】
- 職業転換能力開発訓練事業費（職業能力開発課）【2 - (1) - ①】
- いばらき就職支援センター事業（労働政策課）【2 - (2) - ⑥】
- 仕事と生活の調和推進事業（労働政策課）【2 - (2) - ⑥】
- 高齢者自身の取組み支援事業費（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 認知症高齢者支援強化事業費【再掲】（長寿福祉課）【3 - (1) - ②】
- 女性医師就業支援事業【再掲】（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 病院内保育所運営費助成費【再掲】（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 看護職員確保対策事業【再掲】（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 女性薬剤師等のキャリア支援事業（薬務課）【3 - (1) - ④】
- らくらく乗り降りバス普及促進事業費（企画課）【3 - (2) - ①】
- やさしさのまち「桜の郷」整備事業費（長寿福祉課）【3 - (2) - ①】
- 人にやさしいまちづくり推進費（長寿福祉課）【3 - (2) - ①】
- 歩道リフレッシュ事業費（道路維持課）【3 - (2) - ①】

- 公営住宅整備事業（住宅課）【3 - (2) - ②】
- 消防協会運営費補助（消防安全課）【3 - (3) - ①】

5 みんなで守る、暮らしの安全・安心プロジェクト

- 校舎等整備事業（財務課）【1 - (1) - ③】
- 老朽校舎改築事業（財務課）【1 - (1) - ③】
- 学校安全教室推進事業（保健体育課）【1 - (1) - ③】
- 実践的安全教育総合支援事業（保健体育課）【1 - (1) - ③】
- 道路直轄事業（首都圏中央連絡自動車道（一般国道 468 号））（道路建設課高速道路対策室）【2 - (2) - ①】
- 商店街活力向上支援事業（中小企業課）【2 - (2) - ④】
- いばらき農産物安心づくり推進事業費（産地振興課）【2 - (3) - ①】
- 家畜衛生対策事業費（畜産課）【2 - (3) - ①】
- 県産牛生産情報公開システム確立事業（畜産課）【2 - (3) - ①】
- いばらき農産物ネットカタログ運営事業費（産地振興課）【2 - (3) - ②】
- 漁場環境調査対策事業費（漁政課）【2 - (3) - ⑤】
- 水産物安全確認モニタリング調査事業費（漁政課）【2 - (3) - ⑤】
- 国補公園事業費（公園街路課）【2 - (4) - ①】
- 道路直轄事業（東関東自動車道水戸線）（道路建設課高速道路対策室）【2 - (4) - ②】
- 国補街路改良費（公園街路課）【2 - (4) - ②】
- 公共交通空白地域解消支援事業費（企画課）【3 - (2) - ①】
- 広域公共交通ネットワーク再構築事業費（企画課）【3 - (2) - ①】
- 地域公共交通確保対策事業費（企画課）【3 - (2) - ①】
- 鉄道バス利便性向上モデル事業（企画課）【3 - (2) - ①】
- 交通安全施設費（道路維持課）【3 - (2) - ①】
- 道路直轄事業（改築系）（道路維持課道路保全強化推進室）【3 - (2) - ①】
- 道路直轄事業（交通安全、電線共同溝）（道路維持課道路保全強化推進室）【3 - (2) - ①】
- 地方道路整備費（道路建設課）【3 - (2) - ①】
- 流域下水道事業（下水道課）【3 - (2) - ②】
- 公営住宅整備事業【再掲】（住宅課）【3 - (2) - ②】
- 総合住宅情報提供事業（住宅課）【3 - (2) - ②】
- 大好きいばらき地方創生応援事業（生活文化課県民運動推進室）【3 - (2) - ③】
- 鹿島臨海都市計画下水道事業（下水道課）【3 - (2) - ④】
- 合同庁舎維持整備事業費（管財課）【3 - (3) - ①】
- 出先機関維持修繕費（管財課）【3 - (3) - ①】
- 照明設備更新事業費（管財課）【3 - (3) - ①】
- 庁舎系施設長寿命化対策推進費（管財課）【3 - (3) - ①】
- 防災機能強化事業費（管財課）【3 - (3) - ①】
- 災害対応力強化事業（防災・危機管理課）【3 - (3) - ①】
- 地域防災力強化事業（防災・危機管理課）【3 - (3) - ①】
- 高圧ガス等保安対策事業費（消防安全課）【3 - (3) - ①】
- 消防協会運営費補助【再掲】（消防安全課）【3 - (3) - ①】
- 消防団充実強化推進事業（消防安全課）【3 - (3) - ①】
- 石油コンビナート等防災対策費（消防安全課）【3 - (3) - ①】
- 県ボランティアセンター活動事業助成費（福祉指導課）【3 - (3) - ①】
- 海岸防災林機能強化事業（林業課）【3 - (3) - ①】
- 山地治山事業（林業課）【3 - (3) - ①】
- 津波防災対策緊急整備事業（林業課）【3 - (3) - ①】
- 漁港区域海岸浸食老朽化緊急事業費（水産振興課）【3 - (3) - ①】
- 水産基盤ストックマネジメント事業費（水産振興課）【3 - (3) - ①】
- 津波防災対策緊急整備事業費（水産振興課）【3 - (3) - ①】
- ため池等整備事業（農村計画課）【3 - (3) - ①】
- 堪水防除事業（農村計画課）【3 - (3) - ①】
- 地盤沈下対策事業（農村計画課）【3 - (3) - ①】
- 橋梁補修費（道路維持課）【3 - (3) - ①】

- 災害防除費（道路維持課）【3 - (3) - ①】
- ダム堰堤改良事業（河川課）【3 - (3) - ①】
- 河川改修事業（河川課）【3 - (3) - ①】
- 河川緊急減災対策事業（河川課）【3 - (3) - ①】
- 海岸保全施設整備事業（河川課）【3 - (3) - ①】
- 鬼怒川緊急対策プロジェクト（直轄事業）（河川課）【3 - (3) - ①】
- 新たな浸水想定区域図作成事業（河川課）【3 - (3) - ①】
- 水防情報テレメータシステム再整備事業（河川課）【3 - (3) - ①】
- 土砂災害対策事業（ソフト対策）（河川課）【3 - (3) - ①】
- 土砂災害対策事業（ハード対策）（河川課）【3 - (3) - ①】
- 利根川水系連合・総合水防演習（河川課）【3 - (3) - ①】
- 津波・高潮対策事業（港湾課）【3 - (3) - ①】
- 大規模建築物等耐震化支援事業（建築指導課）【3 - (3) - ①】
- 大規模盛土造成地マップ作成費補助事業（建築指導課）【3 - (3) - ①】
- 木造住宅耐震診断補助事業（建築指導課）【3 - (3) - ①】
- 管路更新（耐震化）事業（企業局施設課）【3 - (3) - ①】
- 第2次耐震化事業（企業局施設課）【3 - (3) - ①】
- オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）運営事業（原子力安全対策課）
【3 - (3) - ②】
- 緊急時モニタリング関連事業（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 原子力・エネルギー教育支援事業（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 原子力環境安全対策費（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 原子力防災訓練事業（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 広報安全事業（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 放射線監視事業費（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 防災活動資機材整備事業（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 防災研修事業（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 防災対策調査・普及啓発等事業（原子力安全対策課）【3 - (3) - ②】
- 農林水産物モニタリング強化事業費（産地振興課）【3 - (3) - ②】
- 安全なまちづくり県民運動推進事業（生活文化課）【3 - (3) - ③】
- 子供と高齢者を守る地域安全推進事業費（生活文化課）【3 - (3) - ③】
- 地域防犯力強化推進事業（生活文化課）【3 - (3) - ③】
- ニセ電話詐欺総合対策推進事業（警察本部捜査第二課）【3 - (3) - ③】
- 消費者教育充実強化事業（生活文化課）【3 - (3) - ④】
- 食の安全対策強化事業費（生活衛生課）【3 - (3) - ④】
- 食品表示適正化対策事業費（生活衛生課）【3 - (3) - ④】
- 県交通安全母の会連合会補助（生活文化課）【3 - (3) - ⑤】
- 交通安全教育講師派遣事業費（生活文化課）【3 - (3) - ⑤】
- 交通安全県民運動推進事業費（生活文化課）【3 - (3) - ⑤】
- 世代別交通安全教育事業（生活文化課）【3 - (3) - ⑤】
- 自転車歩行者道等安全施設費（道路維持課）【3 - (3) - ⑤】
- 交通安全施設整備事業（警察本部交通規制課）【3 - (3) - ⑤】
- 高齢者交通安全総合対策事業（警察本部交通総務課）【3 - (3) - ⑤】

6 次世代に繋ぐ美しく豊かな環境プロジェクト

- つくばイノベーション創出支援事業【再掲】（科学技術振興課）【2 - (1) - ③】
- いばらき水素戦略推進事業（科学技術振興課）【2 - (1) - ③】
- 再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業（科学技術振興課）【2 - (1) - ③】
- 再生可能エネルギーコーディネーター養成事業（科学技術振興課）【2 - (1) - ③】
- 畜産バイオマス燃料化推進モデル事業（畜産課）【2 - (3) - ①】
- 良質堆肥広域流通促進事業（畜産課）【2 - (3) - ①】
- 農業排水再生プロジェクト事業費（農村計画課）【2 - (3) - ①】
- 森林・林業体験学習事業（林政課）【2 - (3) - ④】
- 緑の循環システム整備事業（林政課）【2 - (3) - ④】
- 森林機能緊急回復整備事業（林業課）【2 - (3) - ④】

- 漁業による水質浄化機能促進事業費（漁政課）【2 - (3) - ⑤】
- 多面的機能支払事業費（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業費（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 中山間地域等直接支払交付金事業費（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 鳥獣被害防止総合対策事業費（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 都市農村交流推進事業費（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 農業集落排水施設接続支援事業費（農村環境課）【3 - (2) - ④】
- 市町村下水道整備支援事業（下水道課）【3 - (2) - ④】
- 環境学習・実践活動推進費（環境政策課）【3 - (4) - ①】
- 環境学習支援事業（環境政策課）【3 - (4) - ①】
- 環境保全県民運動推進費（環境政策課）【3 - (4) - ①】
- 環境保全施設資金融資対策費（環境政策課）【3 - (4) - ①】
- 水沼ダム堰堤改良事業（河川課）【3 - (4) - ①】
- 霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 霞ヶ浦水質環境改善事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 霞ヶ浦直接浄化対策検証事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 県民参加水質保全活動推進事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 公募型新たな水質浄化空間創出事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 世界湖沼会議開催準備事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 千波湖アオコ対策事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 排水処理施設りん除去支援事業（環境対策課）【3 - (4) - ③】
- 子どもの森づくり推進事業（林政課）【3 - (4) - ③】
- 団体営農業集落排水事業費（農村環境課）【3 - (4) - ③】
- 湖沼水質浄化下水道接続支援事業（下水道課）【3 - (4) - ③】
- 希少野生生物保護対策事業（環境政策課）【3 - (4) - ④】
- 生物多様性地域戦略推進事業（環境政策課）【3 - (4) - ④】
- 筑波山ブナ保護対策事業（環境政策課）【3 - (4) - ④】
- 特定外来生物調査費（環境政策課）【3 - (4) - ④】
- 野生鳥獣管理事業（環境政策課）【3 - (4) - ④】
- ラムサール条約推進事業（環境政策課）【3 - (4) - ④】
- 漁場環境・生態系補えん活動支援事業費（水産振興課）【3 - (4) - ④】
- 水辺空間づくり河川整備事業（河川課）【3 - (4) - ④】

7 未来を創る産業イノベーション創出プロジェクト

- 私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業費（総務課）【1 - (1) - ①】
- いばらき理科教育推進事業【再掲】（義務教育課）【1 - (1) - ①】
- 未来の科学者育成プロジェクト事業費【再掲】（高校教育課）【1 - (1) - ①】
- 私立専修学校職業実践教育促進事業費（総務課）【1 - (2) - ④】
- 専修学校経常費補助事業費（総務課）【1 - (2) - ④】
- 課題解決型研究開発プロジェクト推進事業費（科学技術振興課）【2 - (1) - ①】
- つくばイノベーション創出支援事業【再掲】（科学技術振興課）【2 - (1) - ①】
- 科学技術振興費【再掲】（科学技術振興課）【2 - (1) - ①】
- 次世代技術活用人材育成事業（産業技術課）【2 - (1) - ①】
- いばらき名匠塾（職業能力開発課）【2 - (1) - ①】
- 緊急雇用対策訓練費【再掲】（職業能力開発課）【2 - (1) - ①】
- 在職者訓練費（職業能力開発課）【2 - (1) - ①】
- 職業転換能力開発訓練事業費【再掲】（職業能力開発課）【2 - (1) - ①】
- 新規学卒者訓練費（事業運営費）（職業能力開発課）【2 - (1) - ①】
- ロボット等次世代技術実用化推進事業費【再掲】（科学技術振興課）【2 - (1) - ②】
- ロボット介護機器普及支援事業費【再掲】（長寿福祉課）【2 - (1) - ②】
- 企業誘致活動強化事業費（立地推進室）【2 - (2) - ①】
- 企業誘致広報・資料作成費（立地推進室）【2 - (2) - ①】
- 企業立地促進費（立地推進室）【2 - (2) - ①】

- 原電周辺企業立地支援事業費（立地推進室）【2 - (2) - ①】
- 工場立地促進融資資金貸付金（立地推進室）【2 - (2) - ①】
- 産業集積強化プロジェクト事業費（立地推進室）【2 - (2) - ①】
- 立地企業フォローアップ事業費（立地推進室）【2 - (2) - ①】
- 圏央道沿線地域振興促進事業費（地域計画課）【2 - (2) - ①】
- 鹿島臨海工業地帯競争力強化推進事業費（事業推進課）【2 - (2) - ①】
- 工業団地整備推進費（事業推進課）【2 - (2) - ①】
- 道路直轄事業（首都圏中央連絡自動車道（一般国道 468 号））【再掲】（道路建設課高速道路対策室）
【2 - (2) - ①】
- 阿見東部土地造成事業（企業局企画経営室）【2 - (2) - ①】
- 稲敷土地造成事業（企業局企画経営室）【2 - (2) - ①】
- つくば明野北部（田宿地区）土地造成事業（企業局企画経営室）【2 - (2) - ①】
- グローバルニッチトップ企業育成促進事業【再掲】（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- コンテンツ産業創造プロジェクト事業（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- 新たな産業の創出育成事業【再掲】（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- 新事業創出ハンズオン支援事業【再掲】（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- 成長産業振興プロジェクト事業（産業政策課）【2 - (2) - ②】
- ロボット等次世代技術実用化推進事業（次世代技術実用化産学連携事業）（産業技術課）
【2 - (2) - ②】
- ものづくり産業マッチング支援事業（産業技術課）【2 - (2) - ②】
- DMO 観光地域づくり推進事業（地場産業ブランディング推進事業）（産業技術課）【2 - (2) - ③】
- いばらきデザインカレレベルアップ事業（産業技術課）【2 - (2) - ③】
- 中小企業テクノエキスパート派遣事業（産業技術課）【2 - (2) - ③】
- プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（産業政策課）【2 - (2) - ⑤】
- 中小企業融資資金貸付金（産業政策課）【2 - (2) - ⑤】
- 経営革新支援事業（中小企業課）【2 - (2) - ⑤】
- 小規模事業者等経営力向上促進事業（中小企業課）【2 - (2) - ⑤】
- いばらき就職支援センター事業【再掲】（労働政策課）【2 - (2) - ⑥】
- 地方創生人材還流・定着支援事業【再掲】（労働政策課）【2 - (2) - ⑥】
- クリエイティブ企業等進出支援事業（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- 常陸那珂工業団地造成事業推進費（地域計画課）【2 - (4) - ②】
- 道路直轄事業（東関東自動車道水戸線）【再掲】（道路建設課高速道路対策室）【2 - (4) - ②】
- 機能施設整備事業（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 港湾建設事業（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 港湾直轄事業（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 臨海部土地造成事業（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 中小企業 IoT 等自動化技術導入促進事業（産業技術課）【2 - (4) - ③】
- 産業技術短期大学校機能充実事業（職業能力開発課）【2 - (4) - ③】
- 道路直轄事業（改築系）【再掲】（道路維持課道路保全強化推進室）【3 - (2) - ①】

8 攻めのいばらき農業推進プロジェクト

- ベトナムとの交流推進事業（国際課）【1 - (2) - ②】
- 女性農業経営者ビジネスモデル実現支援事業費（農業経営課）【1 - (3) - ②】
- 北関東三県海外展開プロモーション事業（産業政策課）【2 - (2) - ③】
- 産地改革チャレンジ事業（農業政策課）【2 - (3) - ①】
- 「ふくまる」による茨城米競争力強化事業費（産地振興課）【2 - (3) - ①】
- いばらきの産地パワーアップ支援事業（産地振興課）【2 - (3) - ①】
- いばらき農産物安心づくり推進事業費【再掲】（産地振興課）【2 - (3) - ①】
- エコ農業茨城拡大推進事業（産地振興課）【2 - (3) - ①】
- 園芸産地ブランド力強化支援事業（産地振興課）【2 - (3) - ①】
- ブランド豚肉生産拡大事業（畜産課）【2 - (3) - ①】
- 家畜生産性向上対策事業（畜産課）【2 - (3) - ①】
- 畜産競争力強化対策事業（畜産課）【2 - (3) - ①】
- 和牛生産基盤強化対策事業（畜産課）【2 - (3) - ①】
- チャレンジ普及活動費（農業経営課）【2 - (3) - ①】

- 受託試験研究費（農業経営課）【2 - (3) - ①】
- 新品種育成普及促進事業費（農業経営課）【2 - (3) - ①】
- 先端技術開発促進費（農業経営課）【2 - (3) - ①】
- 国際化対応革新的産地育成事業（メロン・米輸出対策事業）（産地振興課）【2 - (3) - ②】
- 地域ブランド力強化支援事業（産地振興課）【2 - (3) - ②】
- 6次産業化総合対策事業（販売流通課）【2 - (3) - ②】
- いばらき農産物ブランド力強化事業（販売流通課）【2 - (3) - ②】
- いばらき農産物等輸出拡大事業（販売流通課）【2 - (3) - ②】
- いばらき農産物販売力強化事業（販売流通課）【2 - (3) - ②】
- 茨城をたべよう運動推進事業（販売流通課）【2 - (3) - ②】
- 茨城をたべよう収穫祭開催事業（販売流通課）【2 - (3) - ②】
- 農林水産物ブランド力強化支援事業（販売流通課）【2 - (3) - ②】
- 銘柄畜産物ブランド支援事業費（畜産課）【2 - (3) - ②】
- 銘柄畜産物ブランド支援事業費（輸出対策分）（畜産課）【2 - (3) - ②】
- 知的財産確保推進費（農業経営課）【2 - (3) - ②】
- 県水産物輸出促進事業費（漁政課）【2 - (3) - ②】
- 茨城農業担い手育成応援事業費（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 強い経営体確保・育成支援事業費（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 経営体育成支援事業（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 就農者確保活動費（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 新規就農総合支援事業費（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 農地集積総合支援事業（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 農地売買支援事業（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 農地売買推進事業（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 特用林産産地振興推進事業費（林政課）【2 - (3) - ④】
- 県水産物販売促進事業費（漁政課）【2 - (3) - ⑤】
- 中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業費【再掲】（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- いばらき食彩の里推進事業（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- いばらき食育ライフ推進事業費【再掲】（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 若い世代の食育推進事業費【再掲】（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】
- 食生活改善地区組織活性化事業費【再掲】（保健予防課）【3 - (1) - ⑥】

9 世界に開かれたいばらきづくりプロジェクト

- 私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業費【再掲】（総務課）【1 - (1) - ①】
- グローバル人材等育成・活用事業（国際課）【1 - (2) - ②】
- ベトナムとの交流推進事業【再掲】（国際課）【1 - (2) - ②】
- 語学指導等を行う外国青年招致事業（国際課）【1 - (2) - ②】
- 国際交流協会運営費補助（国際課）【1 - (2) - ②】
- 上海事務所事業費（国際課）【1 - (2) - ②】
- 英語コミュニケーション能力育成事業（義務教育課）【1 - (2) - ②】
- 小学校外国語活動推進事業（義務教育課）【1 - (2) - ②】
- 中学校英語弁論大会（義務教育課）【1 - (2) - ②】
- いばらき海外留学支援事業費（高校教育課）【1 - (2) - ②】
- 高校生英語実践力向上事業費【再掲】（高校教育課）【1 - (2) - ②】
- 国際社会で活躍できる人材育成事業費（高校教育課）【1 - (2) - ②】
- 国際化情報提供事業（国際課）【1 - (2) - ③】
- 国際交流推進事業（国際課）【1 - (3) - ①】
- つくばサイエンスツアー推進事業費【再掲】（科学技術振興課）【2 - (1) - ①】
- 筑波研究学園都市連携促進事業【再掲】（つくば地域振興課）【2 - (1) - ①】
- 北関東三県海外展開プロモーション事業【再掲】（産業政策課）【2 - (2) - ③】
- いばらき中小企業海外展開プロモート事業（産業政策課）【2 - (2) - ③】
- 中小企業海外進出支援事業（産業政策課）【2 - (2) - ③】
- いばらき農産物安心づくり推進事業費【再掲】（産地振興課）【2 - (3) - ①】
- 国際化対応革新的産地育成事業（メロン・米輸出対策事業）【再掲】（産地振興課）【2 - (3) - ②】

- いばらき農産物等輸出拡大事業【再掲】（販売流通課）【2 - (3) - ②】
- 県水産物輸出促進事業費【再掲】（漁政課）【2 - (3) - ②】
- ベトナム農業協力促進事業（農業経営課）【2 - (3) - ③】
- 県外メディア活用魅力発信強化事業費（広報広聴課）【2 - (4) - ①】
- DMO 観光地域づくり推進事業（広域観光ルートプロモーション事業）（国際観光課）
【2 - (4) - ①】
- 外国人観光客誘客促進事業（国際観光課）【2 - (4) - ①】
- 広域国際観光連携事業（国際観光課）【2 - (4) - ①】
- 国際観光誘客促進事業（国際観光課）【2 - (4) - ①】
- 国補公園事業費【再掲】（公園街路課）【2 - (4) - ①】
- いばらき物流調査検討事業（地域計画課）【2 - (4) - ②】
- 1000円レンタカープラスキャンペーン事業（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 茨城空港チャーター便運航支援助成事業（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 国際線の増便等に対する着陸料補助（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 乗合タクシーシステム実証運行事業（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 東京直行バスの運行事業（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- コンテナ貨物集荷促進事業（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 機能施設整備事業【再掲】（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 港湾管理費（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 港湾建設事業【再掲】（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 港湾直轄事業【再掲】（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 港湾利用促進事業（港湾課）【2 - (4) - ②】
- 鹿島港新規航路開設トライアル事業（港湾課）【2 - (4) - ②】
- イノベーション創発型対日直接投資促進事業費（国際課）【2 - (4) - ④】
- 外国人高度人材受入推進事業（国際課）【2 - (4) - ④】
- つくば国際会議場管理運営（つくば地域振興課）【2 - (4) - ④】
- つくば国際会議場施設整備（つくば地域振興課）【2 - (4) - ④】
- 多文化共生社会推進事業（国際課）【3 - (2) - ③】

10 観光おもてなし日本一プロジェクト

- 道路直轄事業（首都圏中央連絡自動車道（一般国道468号））【再掲】（道路建設課高速道路対策室）
【2 - (2) - ①】
- DMO 観光地域づくり推進事業（地場産業ブランディング推進事業）【再掲】（産業技術課）
【2 - (2) - ③】
- 園芸産地ブランド力強化支援事業【再掲】（産地振興課）【2 - (3) - ①】
- 地域ブランド力強化支援事業【再掲】（産地振興課）【2 - (3) - ②】
- 元気な農山村創生チャレンジ事業費（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 都市農村交流推進事業費【再掲】（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 水郷筑波サイクリング環境整備事業【再掲】（地域計画課）【2 - (4) - ①】
- 県際広域連携推進事業（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- DMO 観光地域づくり推進事業（広域観光ルートプロモーション事業）【再掲】（国際観光課）
【2 - (4) - ①】
- 広域国際観光連携事業【再掲】（国際観光課）【2 - (4) - ①】
- 国際観光誘客促進事業【再掲】（国際観光課）【2 - (4) - ①】
- DMO 観光地域づくり推進事業（DMO 形成促進事業）（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- DMO 観光地域づくり推進事業（宿泊施設グレードアップ支援事業）（観光物産課）
【2 - (4) - ①】
- DMO 観光地域づくり推進事業（民間観光施設のトイレ整備推進事業）（観光物産課）
【2 - (4) - ①】
- DMO 設立準備事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- いばらき・とちぎ魅力発信事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- いばらきおもてなしレベルアップ事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- おみやげ販路拡大支援事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- 茨城空港就航先誘客促進事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- 映像祭を活用した茨城の魅力発信事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】

- 海水浴場安全確保促進事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- 水郷筑波サイクリング環境整備事業（道路建設課）【2 - (4) - ①】
- 国補公園事業費【再掲】（公園街路課）【2 - (4) - ①】
- T X推進対策事業費（企画課）【2 - (4) - ②】
- 1000円レンタカープラスキャンペーン事業【再掲】（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 茨城空港チャーター便運航支援助成事業【再掲】（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 国際線の増便等に対する着陸料補助【再掲】（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 乗合タクシーシステム実証運行事業【再掲】（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 東京直行バスの運行事業（空港対策課）【2 - (4) - ②】
- 道路直轄事業（東関東自動車道水戸線）【再掲】（道路建設課高速道路対策室）【2 - (4) - ②】
- 国補街路改良費【再掲】（公園街路課）【2 - (4) - ②】
- A E D普及促進事業（医療対策課）【3 - (1) - ④】
- 道路直轄事業（改築系）【再掲】（道路維持課道路保全強化推進室）【3 - (2) - ①】
- 地方道路整備費【再掲】（道路建設課）【3 - (2) - ①】
- 霞ヶ浦水辺交流空間整備事業（地域計画課）【3 - (4) - ③】

1 1 魅力あふれる県北地域創造プロジェクト

- いばらき木づかいの家推進事業（林政課）【2 - (3) - ④】
- いばらき木づかい環境整備事業（林政課）【2 - (3) - ④】
- 森林整備地域活動支援交付金（林政課）【2 - (3) - ④】
- 特用林産物振興対策事業（林政課）【2 - (3) - ④】
- 木材利用促進施設整備事業（林政課）【2 - (3) - ④】
- 林業担い手育成強化対策事業（林政課）【2 - (3) - ④】
- 遊漁振興による地域観光PR強化支援事業（水産振興課）【2 - (3) - ⑤】
- 都市農村交流推進事業（観光物産課）【2 - (3) - ⑥】
- 元気な農山村創生チャレンジ事業費【再掲】（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業費【再掲】（農村環境課）【2 - (3) - ⑥】
- 生活環境等実態調査事業（地域計画課，県北振興課）【2 - (4) - ①】
- いばらきさとやま生活発信事業【再掲】（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- クリエイティブ企業等進出支援事業【再掲】（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- 茨城県北芸術祭推進事業（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- 県北アウトドア魅力発信事業（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- 県北地域ビジネス創出支援事業（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- 漆を活用した過疎・中山間地域活力創造事業（県北振興課，林政課）【2 - (4) - ①】
- 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業（教育・研修旅行等促進事業）【再掲】（県北振興課）【2 - (4) - ①】
- いいねいばらき・J R連携観光キャンペーン事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- 来て見て県北誘客促進等事業（観光物産課）【2 - (4) - ①】
- 第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業（空き家相談会等への専門家派遣事業）（住宅課）【2 - (4) - ①】
- バス路線維持確保支援事業費（企画課）【2 - (4) - ②】
- 水郡線活性化支援事業費（企画課）【2 - (4) - ②】
- 地域住宅産業活性化支援事業（住宅課）【3 - (4) - ①】

1 2 茨城国体，東京オリンピック・パラリンピックゆめ実現プロジェクト

- いばらきの魅力再発見事業【再掲】（生涯学習課）【1 - (1) - ②】
- 茨城県ゆうあいスポーツ開催事業費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 身体障害者スポーツ振興費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 全国障害者スポーツ大会選手派遣事業費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 第19回全国障害者スポーツ大会推進事業費（障害福祉課）【1 - (3) - ⑤】
- 伝統文化団体サポート事業（生活文化課）【1 - (4) - ①】
- 東京オリンピック・パラリンピック推進事業費（政策審議室）【1 - (4) - ③】
- 第74回国民体育大会推進事業費（総務企画課，施設調整課）【1 - (4) - ③】
- 障害者スポーツ理解啓発事業（特別支援教育課）【1 - (4) - ③】
- 元気いばらき選手育成強化事業（保健体育課）【1 - (4) - ③】

- 県生涯スポーツ指導員養成事業（保健体育課）【1 - (4) - ③】
- つくばサイエンスツアー推進事業費【再掲】（科学技術振興課）【2 - (1) - ①】
- DMO 観光地域づくり推進事業（宿泊施設グレードアップ支援事業）【再掲】（観光物産課）
【2 - (4) - ①】
- DMO 観光地域づくり推進事業（民間観光施設のトイレ整備推進事業）【再掲】（観光物産課）
【2 - (4) - ①】
- いばらきおもてなしレベルアップ事業【再掲】（観光物産課）【2 - (4) - ①】

IV. 計画の推進のために

1. 行財政改革の推進

東日本大震災に伴う様々な行政需要の増加に加え、社会保障関係費の増加など、依然として厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、震災からの復興を着実に成し遂げ、本県が目指す「生活大県」を実現していくため、平成24年3月に策定した「第6次茨城県行財政改革大綱」に基づき、これまで以上に徹底した改革に取り組む。

●第6次茨城県行財政改革大綱の概要（行財政改革・地方分権推進室ほか）

(1) 推進期間 平成24～28年度までの5年間

(2) 改革の理念

新しい時代にあった県民本位の効率的な行財政システムを構築し、次のことを実現する。

① 震災からの復興と再生支援 ② 「生活大県いばらき」の創造

(3) 改革の視点

① 職員の資質向上と足腰の強い県庁づくり

② 地域資源や行財政資源を最大限に活用

③ 多様な主体との連携・協働と広域連携の推進

④ 自主・自立した「地方政府」の構築

(4) 4つの改革プログラムと主な推進事項

① 県庁改革

・東日本大震災を踏まえた防災体制等の整備

・「新しい公共」の視点に立った連携・協働の推進

・多様な媒体を活用した県政情報の発信と県民の県政への参画促進

・新たな発想で常に県民福祉の向上に前向きに取り組む職員づくり

・メリハリのある人事管理の徹底（新人事評価の本格実施、分限制度の厳正な運用等）

・職員の接遇状況等の外部評価を反映した顧客満足度の向上

・無駄ゼロ推進の徹底

・談合防止のため契約・入札制度の改善

② 財政構造改革

・県債残高（特例的県債除き）の縮減

・プライマリーバランスの黒字化

・計画的な保有土地対策の実施

・公共投資の縮減・重点化

・事務事業の見直し

・租税債権管理機構の活用など県税徴収体制の見直し

・県有財産の有効活用

・県の重要政策を推進するための特別枠の設定

③ 出資団体改革

・廃止・統合等の時期が明確な団体の廃止・統合の実施

・存廃を検討する団体については、早期に目標期限を明示しスピード感を持った改革

・当面存続する団体については、存廃の検証・県補助金等の縮減を行い、効率的運営と自立的経営を促進

④ 分権改革

- ・ 条例制定権の拡大を受け、県民ニーズを踏まえた条例制定
- ・ 権限や税財源の地方移譲に向けた取組強化
- ・ 県と市町村の連携・協力による効果的な「いばらきづくり」の推進
- ・ 市町村への権限移譲の推進と円滑な移譲に向けた積極的支援

2. 地方分権の推進と市町村・近隣県等との連携

●市町村への権限移譲の推進（市町村課）

地方自治制度の基本原則である「基礎自治体優先の原則」に基づき、住民に身近な事務は基礎自治体である市町村が処理できるよう、県から市町村への権限移譲を推進する。

（※「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲）

○「まちづくり特例市」制度の活用

人口5万人以上の市を「まちづくり特例市」に指定し、自主的かつ総合的にまちづくりに取り組めるよう土地利用や福祉等の事務を包括的に移譲する「まちづくり特例市」制度を活用するなど、権限移譲の推進を図っている。

（※平成21年度からは、人口5万人未満の市についても「まちづくり特例市（第二期）」に指定）

区分	まちづくり特例市	まちづくり特例市（第二期）
対象	人口5万人以上の市	人口5万人未満の市
包括移譲事務	<p>以下の4分野のうち「個性豊かなまちづくり」分野を含む1分野以上を選択。</p> <p>① 個性豊かなまちづくり【必須】（7法令） 農地転用の許可、開発行為の許可 など</p> <p>② 住みよいくらしづくり（2法令） 認可外保育施設に対する立入検査、身体障害者手帳の交付 など</p> <p>③ 活力ある産業づくり（5法令） 商工会の設立の認可、火薬類の譲渡者等に対する許可 など</p> <p>④ 快適な環境づくり（6法令） 水質汚濁防止法に基づく特定事業場への立入検査、大気汚染防止法に基づく工場等への立入検査 など</p>	<p>以下の3分野のうち1分野（「個性豊かなまちづくり」分野にあつては、1区分）を選択。</p> <p>① 個性豊かなまちづくり 《農地 区分》（2法令） 農地転用の許可 など 《都市計画・都市整備 区分》（5法令） 開発行為の許可 など</p> <p>② 住みよいくらしづくり（2法令） 認可外保育施設に対する立入検査、身体障害者手帳の交付 など</p> <p>③ 活力ある産業づくり（5法令） 商工会の設立の認可、火薬類の譲渡者等に対する許可 など</p> <p>※ 「まちづくり特例市」の3分野の包括移譲事務のうち「個性豊かなまちづくり」分野を2区分に分割。必須分野・区分一なし。</p>

○ 県の支援措置

- ・ まちづくり特例市（第二期を含む）に対して必要に応じて県職員の派遣を行うほか、市町村職員の実務研修を受け入れるなどの人的支援を行う。
- ・ 移譲事務の処理に要する経費について、事務処理特例交付金を交付する。

●合併市町への支援等（市町村課）

旧合併特例法の下で合併した新市町の一体性の確立と均衡ある発展を図るため、建設計画に位置づけられた県事業の着実な推進と合併後のまちづくり等に対する財政支援等を行うとともに、合併特例法の改正を踏まえ、自主的に合併を進めようとする市町村に対して支援を行う。

○新市町村づくり支援事業

対象団体	合併市町
対象事業	合併後のまちづくり支援のため、市町村建設計画期間内に県事業等を実施
支援限度額	1つの合併後の市町村につき10億円

●市町村の広域連携の支援（市町村課）

地方分権が進展する中、市町村は、高度化・多様化するとともに広域化する行政課題への対応を迫られている。これらの課題に的確に対応するため、連携中枢都市圏や定住自立圏などの広域連携に取り組む市町村に対して支援を行う。

○市町村広域連携スタートアップ支援事業

広域連携の機運醸成を図るとともに、市町村間の広域連携の立ち上げにかかる経費に対し補助を行い、広域連携形成に向けたスタートアップを支援する。

●ドクターヘリの導入（医療対策課）

- ・国立病院機構水戸医療センターと水戸済生会総合病院を基地病院としてドクターヘリを運航する。
- ・千葉県ドクターヘリ共同利用、北関東3県ドクターヘリ広域連携、福島県ドクターヘリ広域連携を推進する。
- ・ドクターヘリの円滑な運用を図るため、受入体制の確保及び消防機関との連携を強化する。

V. 地方創生の推進

地方創生の推進

急激な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少の進行を可能な限り緩やかなものとしていくとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「茨城県人口ビジョン」及び「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、平成 27 年度から 5 年間の地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

1 「茨城県まち・ひと・しごと創生本部」の設置

- 設置年月日 平成 27 年 1 月 6 日
- 所掌事務 人口ビジョン及び総合戦略の策定、進行管理
- 組織
 - ・本部会議 本部長（知事）、副本部長（両副知事）、構成員（各部長等庁議メンバー）
 - ・幹事会 幹事長（副知事）、構成員（政策審議監及び各部次長等）

2 茨城県人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について

- 策定日 平成 27 年 10 月 30 日
- 計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度
- 概要
 - ①人口ビジョン（総人口の将来見通し）
 - ・出生率が、国の長期ビジョンの水準と同様に上昇し（※）、移動率が震災前の水準に回復した場合、2060 年に約 223 万人（※合計特殊出生率が、2030 年に 1.8、2040 年に人口置換水準の 2.07 へ上昇）
 - ・さらに、移動率が U I J ターンや地元就職の希望を満たした水準まで上昇した場合、2060 年に約 241 万人

② 4 つの基本目標と主な施策

基本目標 1 本県における安定した雇用の創出

- 本県に集積した最先端科学技術等を活用した新産業・新事業の創出
- 新たな時代を見据えた新産業・新事業の創出
- ものづくり産業・地場産業・サービス産業の生産性向上等
- 農林水産業の成長産業化
- 魅力ある観光産業の振興
- 企業等の国内外からの誘致の促進 等

基本目標 2 本県への新しいひとの流れをつくる

- 東京圏から本県への移住等の推進
- 将来を担う人材の育成及び県内企業等への採用、就労の拡大
- 郷土を愛するこころの醸成
- 国内外からひとを呼び込む新たな展開

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 若い世代の経済的安定
- 結婚支援の充実
- 妊娠・出産・子育て支援の充実
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

基本目標 4 時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- 人口減少下におけるまちづくり・地域連携の推進
- 人口減少社会、超高齢社会における生活支援サービスの維持 等

資料 地方創生に係る国の動向

1 まち・ひと・しごと創生法（H26.11.21 成立，H26.11.28 施行）

- ・人口の現状と将来の姿を示し，50年後に1億人程度の人口維持を目指す「長期ビジョン」と，人口減少を克服し，将来にわたって活力ある日本社会を実現するための「総合戦略」（平成27～31年度，5カ年計画）を策定
- ・都道府県と市町村は，国の総合戦略等を勘案し，地域の実情に応じた地方版の人口ビジョンと総合戦略について，平成27年度までに策定（努力義務）

2 まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」及び「総合戦略」（H26.12.27 閣議決定），総合戦略2015改訂版（H27.12.24 閣議決定）

【長期ビジョン】

○基本認識

- ・人口減少が今後加速度的に進み，経済社会に対して大きな重荷。東京圏への人口集中が，日本全体の人口減少に結びついている。

○基本的視点

- ①東京一極集中の是正
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

○目指すべき将来の方向

- ・人口減少に歯止めをかける
- ・若い世代の希望が実現すると，出生率は1.8程度に向上
- ・人口の減少に歯止めがかかると，2060年に1億人程度の人口が確保
- ・人口の安定化とともに生産性の向上が図られると，2050年代に実質GDP成長率1.5%～2%が維持

【総合戦略】

○基本的な考え方

- ・人口減少と地域経済縮小の克服
- ・まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

○政策の企画・実行にあたっての基本的方針

- ・自立性，将来性，地域性，直接性，結果重視の5原則に基づき施策を展開
- ・5カ年の戦略を策定・実行する体制を整え，業績評価指標で検証・改善する仕組みを確立

○今後の施策の方向（4つの基本目標）

- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しいひとの流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり，安心な暮らしを守るとともに，地域と地域を連携する

VI. 参考資料（茨城県のすがた）

1 各種指標別にみた茨城県の位置

区分	項目	調査時期	単位	全国	茨城県	全国順位※	出典
土地	総面積	H27. 10. 1	km ²	377, 970. 8	6, 097. 1	24	国土地理院
	可住地面積	H26. 10. 1	km ²	122, 203. 9	3, 982. 5	4	総務省
	可住地面積割合	H26. 10. 1	%	32. 8	65. 3	4	総務省
人口	総人口	H27. 10. 1	千人	127, 110	2, 918	11	H27年国勢調査速報値
	人口増加率(基準日：10月1日) ※1	H27. 10. 1	‰	0. 2	▲0. 3	12	H27年国勢調査速報値
	人口密度(可住地面積1km ² 当たり)	H26. 10. 1	人	1, 039. 9	733. 0	29	総務省
	世帯数	H27. 10. 1	千世帯	53, 403	1, 124	13	H27年国勢調査速報値
	65歳以上人口割合	H26. 10. 1	%	26. 0	25. 8	36	総務省
経済・産業	県(国)内総生産(名目)	H25年度	億円	4, 824, 304	115, 113	11	内閣府, 県
	経済成長率(名目)	H25年度	%	1. 7	▲0. 1	44	内閣府, 県
	経済成長率(実質)	H25年度	%	2. 0	0. 1	43	内閣府, 県
	県(国)民所得	H25年度	億円	3, 591, 151	91, 982	11	内閣府, 県
	1人当たり県(国)民所得	H25年度	千円	2, 821	3, 138	8	内閣府, 県
	第1次産業総生産	H25年度	億円	56, 886	2, 372	2	内閣府(全国値は暦年), 県
	第2次産業総生産	H25年度	億円	1, 170, 241	39, 908	9	内閣府(全国値は暦年), 県
	第3次産業総生産	H25年度	億円	3, 526, 428	71, 999	13	内閣府(全国値は暦年), 県
	農業産出額	H26年	億円	83, 639	4, 292	2	農林水産省
	海面漁業漁獲量	H26年	t	3, 740, 609	223, 721	3	農林水産省
	製造品出荷額等	H26年	億円	3, 051, 399	114, 085	8	経済産業省
	卸売業年間商品販売額	H25年	億円	3, 566, 516	34, 624	15	経済産業省
	小売業年間商品販売額	H25年	億円	1, 221, 767	27, 863	12	経済産業省
	事業所数(民営事業所のみ)	H26年	所	5, 779, 072	122, 137	13	総務省
有効求人倍率(パート含む)	H28. 4末	倍	1. 34	1. 21	28	厚生労働省	
保健・医療・福祉	合計特殊出生率	H26年	人	1. 42	1. 43	34	厚生労働省
	病院数(10万人当たり)	H26. 10. 1	所	6. 7	6. 2	32	厚生労働省
	病院病床数(10万人当たり)	H26. 10. 1	床	1234. 0	1101. 4	37	厚生労働省
	医師数(歯科医師を除く, 10万人当たり)	H26. 12. 31	人	244. 9	177. 7	46	厚生労働省
	就業看護職員数(10万人当たり)	H26. 12. 31	人	1, 187. 7	1, 009. 6	42	厚生労働省
	乳児(生後1年未満)死亡率(出生千人当たり)	H26年	人	2. 1	2. 7	6	厚生労働省
	がん死亡率(10万人当たり)	H25年	人	290. 3	291. 1	35	厚生労働省
	生活保護率(千人当たり)	H28. 1	人	17. 1	9. 1	35	厚生労働省
特別養護老人ホームベッド数(高齢者人口千人当たり)	H26. 10. 1	床	14. 06	15. 21	20	厚生労働省	
要介護認定率(第1号被保険者)	H27. 12. 31	%	18. 0	14. 9	45	厚生労働省	
生活環境	水道普及率	H26. 3. 31	%	97. 7	93. 6	37	厚生労働省
	汚水処理人口普及率 ※2	H27. 3. 31	%	89. 5	81. 5	31	国土交通省
	ごみ排出量(1人1日当たり)	H26年度	g	947	1, 006	40	環境省
	都市計画道路改良率(市街地内)	H26. 3. 31	%	66. 9	67. 7	18	国土交通省
	都市公園面積(都市計画区域内人口1人当たり)	H27. 3. 31	m ²	10. 25	9. 38	37	国土交通省
	道路実延長	H26. 4. 1	km	1, 210, 344	55, 829	2	国土交通省
	国・県道改良率	H26. 4. 1	%	76. 5	76. 8	21	国土交通省
	市町村道舗装率	H26. 4. 1	%	78. 4	62. 0	45	国土交通省
	自家用乗用車数(千人当たり)	H27. 3. 31	台	474. 3	659. 5	2	自動車検査登録情報協会
住宅敷地面積(1住宅当たり)	H25. 10. 1	m ²	263. 2	424. 8	1	総務省	
持ち家比率	H25. 10. 1	%	61. 7	71. 3	14	総務省	
安全	刑法犯認知件数(10万人当たり)	H27年	件	864. 8	996. 4	7	警察庁, 茨城県警察
	交通事故発生件数(10万人当たり) ※3	H27年	件	422. 48	397. 84	21	警察庁, 茨城県警察
	交通事故死者数(10万人当たり) ※3	H27年	人	3. 24	4. 80	13	警察庁, 茨城県警察
	救急出動件数(1万人当たり)	H26年	件	467. 6	405. 0	35	消防庁
	火災出火件数(1万人当たり)	H26年	件	3. 4	4. 4	5	消防庁
教育・文化	幼稚園数	H27. 5. 1	園	11, 674	292	13	文部科学省
	幼保連携型認定こども園数	H27. 5. 1	園	1, 943	94	5	文部科学省
	小学校数	H27. 5. 1	校	20, 601	529	11	文部科学省
	中学校数	H27. 5. 1	校	10, 484	235	14	文部科学省
	高等学校数	H27. 5. 1	校	4, 939	120	12	文部科学省
	高等学校卒業生大学等進学率(中等教育学校後期課程卒業者を含む)	H27. 5. 1	%	54. 6	50. 1	25	文部科学省
	高等学校卒業生就職率(中等教育学校後期課程卒業者を含む)	H27. 5. 1	%	17. 7	21. 3	27	文部科学省
	図書館数(10万人当たり)	H25. 4. 1	館	2. 55	1. 96	42	文部科学省
パスポート発行件数(千人当たり)	H27年	件	25. 6	21. 6	16	外務省	
財政	県普通会計決算額(歳出)	H26年度	十億円	50, 215	1, 110	14	総務省

※ 全国順位：数値の多い順に並べた順位

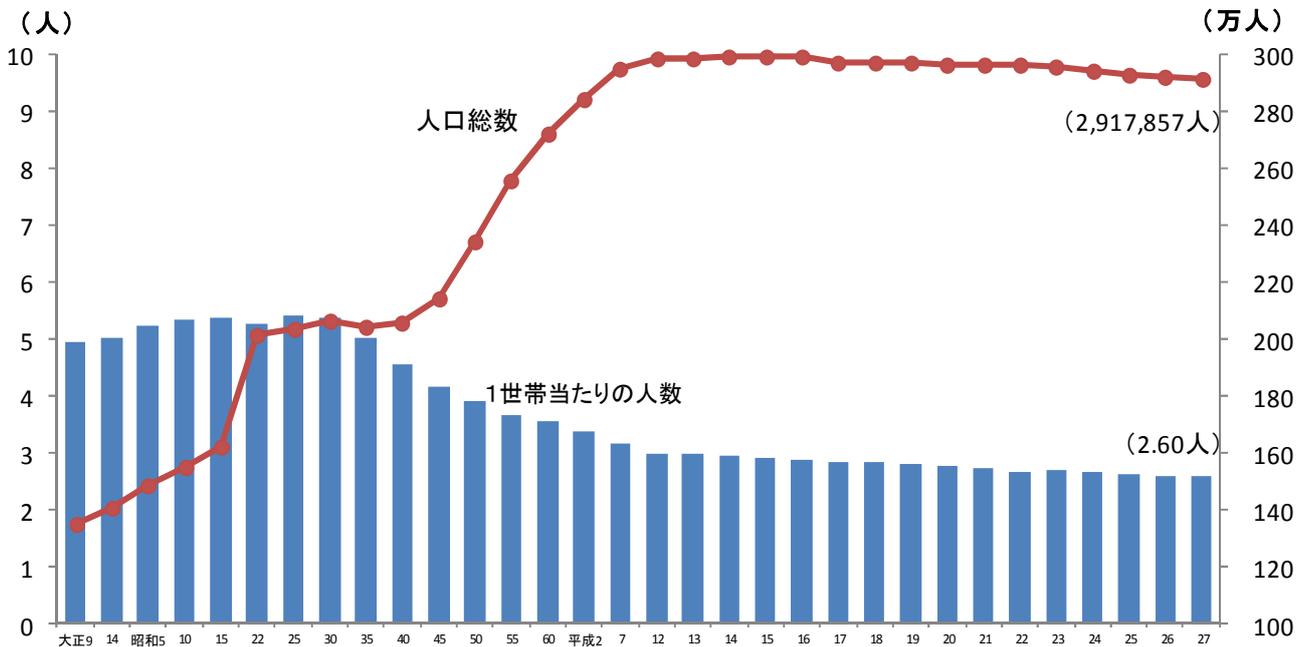
※1 総務省人口推計(平成26年10月1日現在)と平成27年国勢調査速報値(平成27年10月1日現在)をもとに本県が独自に算出

※2 全国平均値と順位は、福島県を除いた数値

※3 交通事故人口10万人当たりの参照人口：平成26年10月1日現在

2 人 口

人口及び1世帯あたり人員の推移



資料：* 大正9年から平成12年，17年，22年は国勢調査。平成27年は国勢調査人口速報集計。

平成13年から16年，18年から21年，23年から26年は茨城県常住人口調査。

注1) 各年10月1日現在。

年 齢 階 級 別 人 口

	1955年 (昭和30年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)
老年人口 (65歳～)	122,899 (6.0%)	418,610 (14.2%)	495,693 (16.6%)	576,272 (19.4%)	665,065 (22.5%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	1,212,400 (58.7%)	2,030,045 (68.7%)	2,030,360 (68.0%)	1,974,159 (66.4%)	1,891,701 (64.0%)
年少人口 (0歳～14歳)	728,700 (35.3%)	505,363 (17.1%)	458,501 (15.4%)	422,913 (14.2%)	399,638 (13.5%)
総 数	2,064,037 (100.0%)	2,955,530 (100.0%)	2,985,676 (100.0%)	2,975,167 (100.0%)	2,969,770 (100.0%)

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

注) 各年とも10月1日現在。総数は年齢不詳を含むため、必ずしも数は一致しない。

3 産業・経済

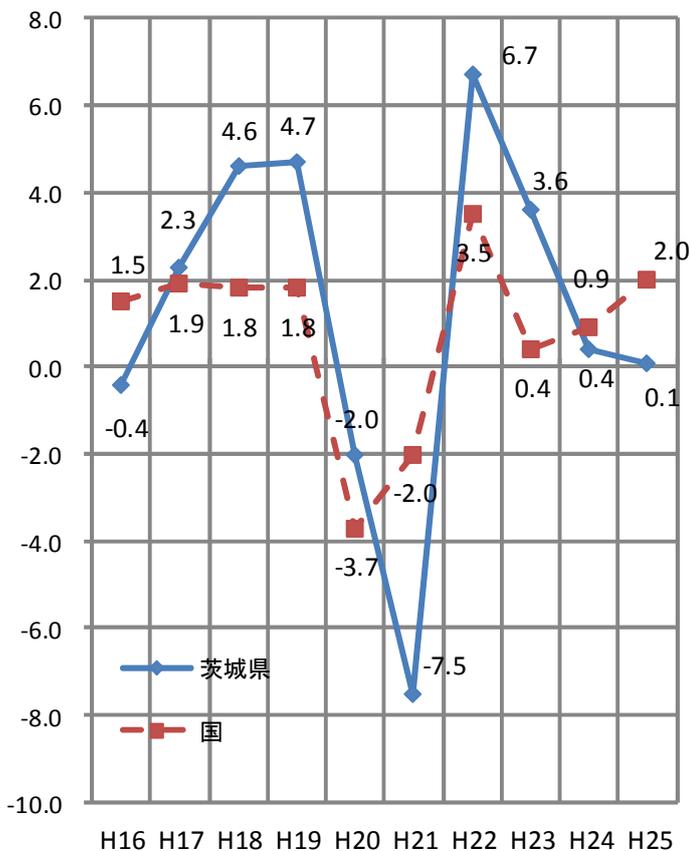
産業別総生産の推移

(単位:億円)

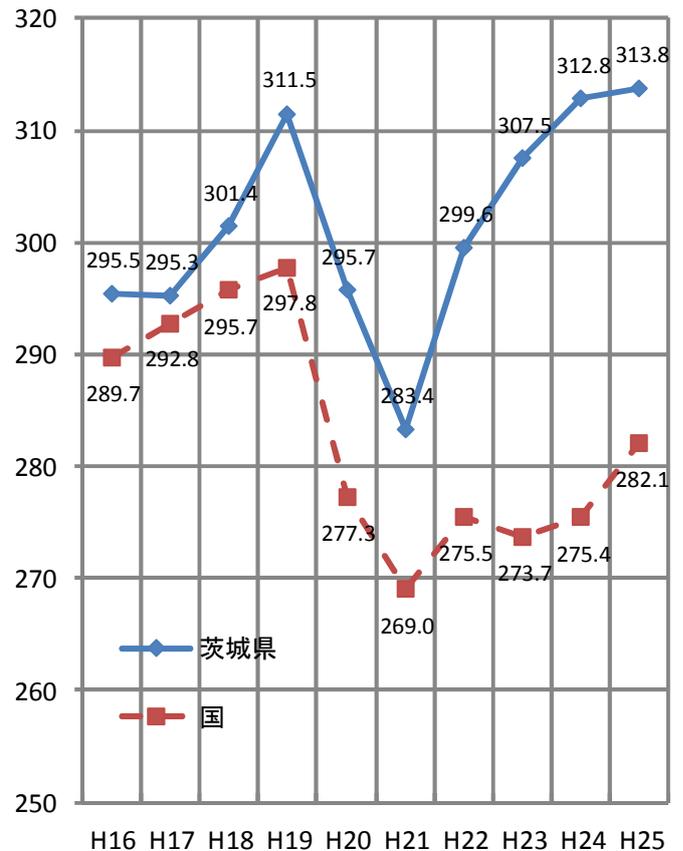
	県内(名目)										全国 H25暦年
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
第1次産業	2,692	2,527	2,390	2,443	2,475	2,329	2,435	2,221	2,278	2,372	56,886
構成比(%)	2.4	2.2	2.1	2.0	2.2	2.2	2.2	1.9	2.0	2.1	1.2
第2次産業	38,991	39,805	42,473	44,311	40,781	34,722	38,760	41,542	40,960	39,908	1,170,241
構成比(%)	34.8	35.3	36.7	37.0	35.5	32.2	34.5	36.3	35.5	34.7	24.4
第3次産業	69,930	69,910	70,303	72,485	71,111	70,464	70,566	69,787	71,323	71,999	3,526,428
構成比(%)	62.5	62.1	60.8	60.5	61.9	65.3	62.8	61.0	61.9	62.5	73.6
その他	314	383	534	526	578	365	574	763	723	834	37,282
構成比(%)	0.3	0.3	0.5	0.4	0.5	0.3	0.5	0.7	0.6	0.7	0.8
県(国)内総生産	111,927	112,625	115,700	119,765	114,945	107,880	112,335	114,313	115,284	115,113	4,790,837

資料：ともに「平成25年度茨城県県民経済計算」(茨城県統計課)、「平成26年度国民経済計算確報」(内閣府経済社会総合研究所)

(%) 実質経済成長率の推移

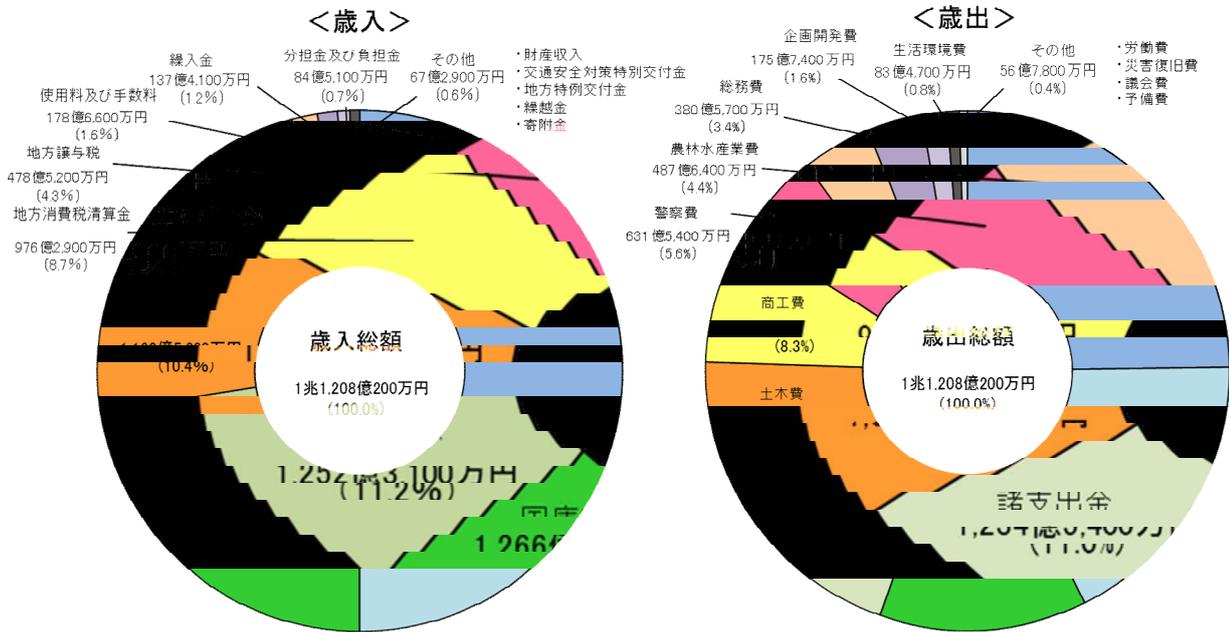


(万円) 1人当たり県(国)民所得の推移

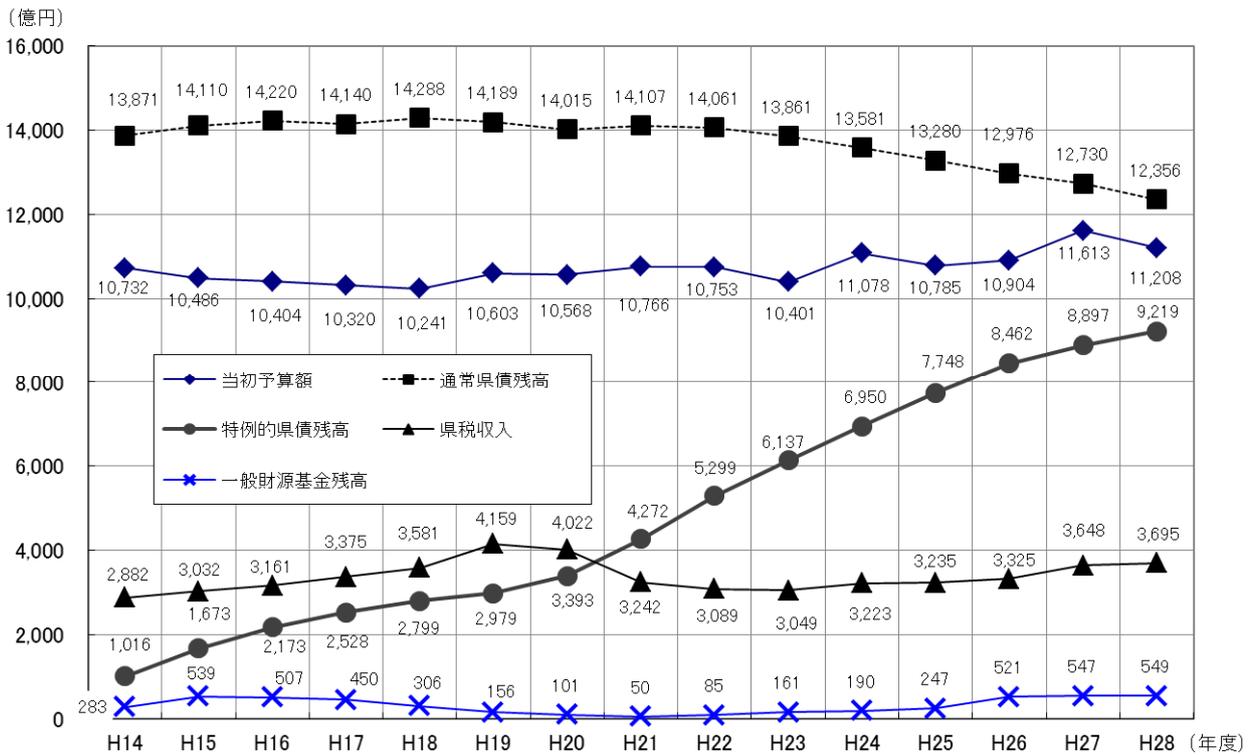


4 財政

平成28年度一般会計予算



茨城県の財政状況



(注) 「県債残高」、「県税収入」及び「一般財源基金残高」にあつては、H26までは決算額、H27は最終補正後予算額、H28は当初予算額。



茨城県

主要事業の概要

発行 平成28年6月

編集 茨城県企画部企画課
水戸市笠原町978番6
TEL (029) 301-2523
